

にして、武田系圖に「加々美次郎遠光—長家（小曲五郎）」と見ゆ。又小笠原系圖には「加々美次郎遠光—小笠原二郎長清—清家（小勾五郎）」とあり、この方よし。

小勾 ヲマガリ 前條氏に同じ。

尾曲 ヲマガリ 小曲氏に同じ。

小牧 ヲマキ コマキ條を見よ。

小卷 ヲマキ コマキ條を見よ。

小孫 ヲマゴ コマゴ條を見よ。

小昌 ヲマサ 三河松平家臣に、小昌氏あり、コマサ條を見よ。

小正 ヲマサ 中國にあり。

小俣 ヲマタ コマタ 伊勢、下野、岩代等に此の地名ありて、此の氏を起す。

1 清和源氏足利氏流 下野國足利郡小俣より起る。尊卑分脈に「足利泰氏—賢實（一本賢支、小俣法師）—頼實（一本頼全、本頼賢、宮内卿律師）、弟尊實（治部卿律師）、弟仲義（備前、本名頼全、或頼實子）—尊光（或覺助子、民部法印）、弟義弘（小俣少甫二弟、或頼全子）。また仲義弟「覺助（刑部卿律師）—尊光（民部卿律師）」、また覺助弟「氏義（少甫彦九郎）—氏連（治部少甫、少甫七郎）、弟氏詮（同六郎、宮内少甫）」、また氏義の弟「來全

（一本頼全、左衛門督律師）」等見ゆ。此の氏は太平記卷三十一に、小俣宮内少輔、又小俣小次郎、同少輔二弟、また三十三に小俣少輔次郎、また鎮西要略正平七年二月條に「官軍蜂起、管領（一色）道猷、小俣少輔七郎氏連をして追討せしむ焉」と。氏連は道猷の子にして、道猷は深掘文書等に沙彌として多く見ゆ。

2 中臣氏流 伊勢國度會郡小俣村より起る。祭主大中臣の一族にして、中臣氏系譜に「意美廣支孫磯足支孫元房（祭主、大副）—公範（權大副）—輔元（齋宮助）—範祐（守田前司）—定祐（號小俣前司）—祐平（勾當）、弟元成（號小俣造宮使、治承元卒）」と載せたり。此の小俣邑は神風抄に小俣御厨と見え、また式内小俣神社あり。此の氏と關聯する處あらん。

3 清和源氏吉良氏流 武家系圖に「小股、清和、吉良義純男、法印賢室、稱之」とあり、第一項に同じからん。

4 小野性横山黨 武藏國發祥の氏なるべし。小野氏系圖に「斐原孝遠の子時綱の男小俣孫二郎」と見え、又武藏七黨系圖には「時綱（野門）—某（小俣孫二、建曆和通心一昧、甲州に自害す）」と載せたり。

1 小野性猪股黨 武藏國榛澤郡小前田邑より起りしならん。小野系圖に「藤田右衛門尉能國—信國（御前田野三左衛門）—行信（三郎左衛門尉）、弟幸時（五郎左衛門尉）」と見えたり。

2 新編武藏風土記、榛澤郡條に「小前田氏、小前田村より起る。寄居村正龍寺舊記に、小前田越前守武主と云ふものを載す」とあり、恐らく前項氏の後裔か。

小前田 ヲマヘタ 前條に併せ云へり。臣 オミ、カバネ姓の一種なり。舊來、皇別の姓として知られしが、余は總べての臣姓の氏を調査し、孝元帝以前の皇裔諸氏に賜ひたる制定的カバネなるを知れり。而して其の賜姓の時代を推して、允恭帝朝となせり。詳細は日本上代に於ける社會組織の研究、カバネ編、臣の章を見よ。

氏にも臣あり、オンノコ條を見よ。使主 オミ、姓（カバネ）の一種なり。もと臣と使主とは相通じて、性の如く使用されしが、姓制度定まりて、臣姓の氏の確定してよりは、舊來使主姓を使用して、未だ他姓を賜はらざるものは、使主と記載する事となれり。而して使主は原來和韓共通の語にして、歸化人多く此の姓を使用す。詳細

5 藤原北家頼宗流 大澤氏の族なりと云ふ。オホサハ條を見よ。

6 多々良氏族 上野國發祥にして大内義隆の末葉也と云ふ。家紋丸に打違鷹羽。寛政系譜に見ゆ。文久の頃小俣頼太郎あり。大江氏族 廣元裔親茂の後也と云ふ。

7 尾股 ヲマタ 前條氏に同じかるべし。

小又 ヲマタ 同上。

男全 ヲマタ 同上。

尾町 ヲマチ 佐州諸役人帳に「字多源氏、尾町治部左衛門」を載せたり。

小町 ヲマチ 太平記卷十に「小町中務大輔朝實」あり、コマツ條を見よ。

小松 ヲマツ 便宜上、コマツ條に併せ云ふべし。

尾松 ヲマツ 丹波國天田郡にあり、小松氏と同族ならん、當國にては小松氏をヤマツと稱す。コマツ條を見よ。

雄松 ヲマツ 備前にあり。

御前 オマヘ 紀伊國の名族にして、有田郡保田村山田原御前家系圖に「大江氏、海東列官忠成府にして、「廣房—武任（紀州日高郡磯屋城主、所領二千貫、尊氏稱に叛し、吉野に參ると。弟に兵衛尉武元あり、糸田

は日本上代に於ける社會組織の研究カバネ編、使主條を見よ。麻績 ヲミ、ヲウミ 麻績の事はチミマ條を見よ。此の氏は麻績部の伴造、及び其の部人の族裔なり。

1 麻績連 麻績部の伴造家にして各地にあり。内、伊勢の麻績連と云ふは伊勢神麻績連と云ふに同じかるべし。即ち天神本紀に「八坂彦命、伊勢神麻績連等の祖」とある後ならん。氏は皇太神宮儀式帳に「難波朝庭、天下に評を立て給へる時に云々、十郷を分ち、竹村に屯倉を立て、（多氣郡の事也）、麻績連廣背を督領（後の郡大領）として仕へ奉らしめき」と。また近長谷寺堂舎資財帳に「少領檢校外從八位下麻績連公、また元慶七年十月紀に「多氣郡擬大領麻績連公豐世」などあるは皆此の後也。

2 麻績連公 八坂彦命の裔にして前項氏に同じく、前項に併せ云へり。公は敬稱として、各カバネの人に用ひらるゝも、かく連と重ね、公文書に見ゆるは奇とすべし。蓋し此の氏は第六項に見ゆる如く、古く君姓なりしにより、斯く重ねて姓とするか。

御前田 オマヘタ また小前田に作る。

（祖）—武房（弟に重朝あり）—正時（大炊五郎、湊川打死）—正重（大炊太郎兵衛尉）—正家（大炊二郎、紀州日高鹽屋城主）—光房（有田光山。弟に光昭。妹女子・高屋主計妻）—國時（大炊介、鹽屋城主。弟光國は次郎、有田住とあり）—康時（大炊五郎、井原祖。弟に八兵衛尉康村・丹波井原住。次に九兵衛尉康元・丹州住とあり）—正治（井原字右衛門）—康忠（右衛門、高麗戦死）—正成（大炊五郎）—正氏（新左衛門、日高住）と。又正成弟、正勝（平左衛門、有田御前家に養子となる）—宗國（御前平左衛門尉、太閤秀吉と攻戦の時、左股を鐵砲にて破られ、佛を信じて、根來山に遊び、法體となりて宗國と號す。老後、山田原村に退居、坐像の彌陀を安置す矣。場内に吹燈井あり。瀨井と曰ふ。即ち瀨井、藤井、赤井の三井の中也。天正七年己卯十月十五日行、年六十歳にて卒、賜大德）—宗之（平左衛門。弟に與市郎定澄・上山與三郎定行・田殿丈介定重あり）—定義、弟定頼—定景（弟に遠景、遠方、妹は先山甚大夫正康妻）—常清—清澄—正綱（御前清兵衛）—泰宗（御前直吉）と見ゆ。



- 3 (伊勢神)麻績連(八坂彦命裔) カミナミ條を見よ。
- 4 (神)麻績連(天物知命裔) カミナミ條を見よ。
- 5 (廣瀨神)麻績連(乳連日命裔) カミナミ條、及びヒロセ條を見よ。
- 6 麻績君 崇神紀七年條に「倭迹迹神淺茅原日妙姫、穗積臣遠祖大木口宿禰、伊勢麻績君、三人共に夢を同うして奏言す」と見ゆ。當時重要な地位にありしや戀像するに難からず。古語拾遺に「長白羽神、伊勢國麻績祖」とある後か。長白羽神は「神祇本紀に麻績祖長白羽神は麻績種」と載せたり。蓋し此の氏は第一項伊勢の麻績連の祖先にして、八坂彦命と云ふも、長白羽神と云ふも同系統の人ならんか。同じく伊勢麻績部の伴造なればなり。即ち最初は原始的のカバネなる君を稱し、後に連姓を賜ひしものと考へらる。但し次の如く伊勢には中麻績君と云ふもあり、然らば、同じく伊勢麻績部の伴造にも幾流もありしか。
- 7 (中)麻績君 貞觀五年八月紀に「伊勢國多氣郡麻績部廣水」あり。「本姓中麻績公」に復す。「豐城入彦命の後也」と見ゆ。

- 8 (若)麻績直 除目大成抄にあり。ワカヲミ條を見よ。
- 9 麻績宿禰 姓名錄抄に見ゆ。第一項麻績連の後なるべし。
- 10 (神)麻績宿禰 カミナミ條を見よ。
- 11 麻績(無姓) 神祇本紀に「麻績祖長白羽神」など見ゆ。關係あるか。若し然らば伊勢麻績氏と同族なり。古語拾遺には伊勢麻績の祖とあれば也。文武紀二年條に「麻績豐足を氏上となし、死寇大賢を助となす」とあるは、恐らく中央にありし麻績氏の人にして、麻績部の伴造たりし氏と考へらるゝに、カバネのなきは何によりて然るか、怪しむべし。
- 12 伊勢の麻績氏 麻績連の族、並に麻績部の後也。近長谷寺堂舎資財帳に「十六條四匹田里云々、右治田は故麻績在子、延喜十三年を以つて、大悲常燈料に進む」と。又「十七條五大朽里云々、右治田は故麻績孝志子、延喜五年施入、寺家に本券新券二枚あり」と。又「廿條二道俣里云々、右治田は多氣郡檢校麻績高主

- 13 美濃の麻績(無姓) 栗栖太里大寶二年戸籍に「麻績小虫賣」なる者見ゆ。
- 14 中臣氏族 中臣系譜に「太田齋宮助季國一權司清季一親清(麻績三郎)」と見ゆ。伊勢祭主の一族にして、伊勢の麻績權殿などに關係あらん。
- 15 清和源氏小笠原氏族 信濃國伊那郡麻績郷より起りしなるべし。尊卑分脈に「小笠原正少弼長經一太郎長房一長親(麻績四郎)一宗長一長胤一長氏」と載せ、又宗長の弟に長光、長行あり。諸家系圖纂には「宗長、本名家長、五郎」と見え、武家系圖には「麻績、清和、本國信濃、小笠原阿波守長房男、四郎長親稱之」とあり。服部姓 信濃筑摩郡麻績郷に據りし豪族也。麻績氏とも尾味氏とも云ふ。この地は和名抄更級郡麻績郷の遺蹟なれば、此の氏は麻績氏の後裔か、服部姓と云ふ

- 16 にも縁あり。猶尾味條を見よ。
- 17 甲斐の麻績氏 伊豆國走湯山(伊豆山)權現の縁起に「甲斐國史生麻績氏」あり、承和年間の人なりと。
- 18 磐城の麻績氏 岩城文書に建武四年正月十六日の伊賀式部三郎盛光代、麻績兵衛太郎盛清の軍忠状あり。
- 小見 ヲミ 麻績と通じ用ひらる。又和名抄常陸國茨城郡に小見郷あり。其の他、武藏、下總、下野等に此の地名存す。
- 1 大小見 オホナミ條を見よ。
- 2 若小見 ワカナミ條を見よ。
- 3 桓武平氏千葉氏流 桓武黨の一に此の氏あり。桓武八郎常廣より出づ。千葉大系圖に見えたり。次の氏に同じきか。
- 4 同上東氏流 下總國海上郡麻績郷より起る。千葉支流系圖に「東六郎大夫胤頼の子胤光(小見小六郎)」とあるを祖とする。また胤光の兄「木内下總守胤朝(承久合戦云々)一胤時(同四郎、由良庄相傳、號小見)一胤直(同四郎、法名道源)一妙然(六郎入道、左衛門尉、黒衣)一胤盛(彦四郎)など見ゆ。東鑑寛元四年條に小見四郎胤時あり。又其の子胤直は香取宮文永二年文書に「不開殿一字、作料米百七十

- 石、小見郷地頭細四郎胤直、之を道む」とあり。又妙然の弟に「七郎胤景、覺性房宗源、彌六胤家、八郎胤勝、孫四郎政胤、又四郎胤氏」等見ゆ。
- 5 秀郷流藤原姓佐野氏流 下野國安蘇郡麻績郷(後世小見村)より起る。佐野系圖に「佐野新左衛門尉成綱の子是綱(小見左衛門二郎)」とあるより出づ。下野國志にも同様見ゆ。是綱の後は其の子「盛綱(小見左衛門佐、その弟に小見二郎盛是あり、利部と稱す)一義綱(小見小太郎、左京進)一小太郎行綱(右京大夫)一小太郎行清(左衛門佐、弟に石塚内藏助行安あり)一善五郎千重(右京大夫)一七郎五郎行春一宗十郎綱春(利部)一左衛門綱行、弟左京助直綱」なり。
- 6 武藏の小見氏 埼玉郡の小見邑より起る。新編風土記に「小見村、土人の説に當所は昔小見信濃守登吉が領知なりしゆへ、後に村の名に唱へしといへり。彼登吉は成田氏の家人にして、百貫文を所務せしこと、其家の分限帳に載せ、近き世の人なれば、此の人當村に住せしをもつて、却て在名を氏となせしも知べからず。又同書に小見源左衛門、小見源藏と

- 云ふ名をも記す、是も登吉が一族なるべし」と載せたり。
- 一説、前項小見行清の三男三郎行秀、當所小見城に住し、小見武藏守と稱す。その子「出羽守秀政一下總守正國一伊勢守行國(左兵衛門)一越後守行春一大和守行高(田原族譜)なり」と。されど下野小見の祖是綱の兄秀綱は天文十五年八月に卒す。是綱も大體その時代の人なるや必せり。然らば其の數世の孫なる行秀は、遙か後世の人となりて、理に合はず。當所小見氏は、より古き家なればなり。
- 小味 ヲミ 麻績氏に同じきか。又尾味と通じ用ひらる。
- 尾見 ヲミ 同上。尾味條を見よ。
- 尾美 ヲミ 信濃にあり。
- 尾味 ヲミ また麻績氏とも、小味とも、尾見ともあり。信濃國更級郡麻績郷(筑摩郡麻績邑)より起る。本姓服部、寛元四年服部伊賀守、會田岩殿寺領(三百餘町)を滅して、六十貫文の地を領す、後麻績助解由左衛門清長あり。此の氏古代麻績氏の後ならんか。麻績村に麻績城あり、信府統記に「城主尾見甚右衛門、甲州に屬したる時、十騎の軍役たり」と。天文十二年、武田氏



に降りしなり。その後、天正十二年、布賀志の小笠原に一味せしにより、上杉景勝に攻められて、八月十日落城、菅野武鑑に、「尾味左兵衛をば生捕る」とあり。

小見川 ヲミカハ 下總國海上郡(香取郡)小見川邑より起る。小見川城あり、常陸軍記に「小見川城には栗飯原左衛門、小見川越前守」云々。又東源軍鑑、藤澤合戦に「小田天庵の旗下なる小見河越前守輝賢を、梶原美濃守景國が家の子射取たる」事を載せ當時小見河も、小田氏治の旗下也と云ふ。

(利根川圖志)。  
鹿島大綱宜系圖に「永正十三甲子年九月七日入着、年數廿五、小見川線者、此の度同心共の衆云々」と。

小汀 ヲミギハ

小道 ヲミチ 石見の大旗御神木氏の一族にして、御神本系圖に「益田越中守兼見の子兼弘(小道彌三郎)」とあるより出づ。詳細は仙道條を見よ。

小緑 ヲミドリ コミドリ コミドリ條參照。

○小緑臣 孝徳紀に見ゆるのみ。

小峰 ヲミネ コミネ條を見よ。

小嶺 ヲミネ 同上。

5 下總の麻績部 海上郡麻績部、和名抄に見ゆ。此の部のありし地なるや必せり。

6 陸前の麻績部 伊具郡麻績部、和名抄に見ゆ。

7 下野の麻績部 安蘇郡麻績部、和名抄に見ゆ。後世小見氏・此の地より起る。

8 肥後の麻績部 和名抄肥後國益城郡に麻績部あり、麻績部は麻績部の省略にして、此の部民のありし地なるや察するに難からず。

9 信濃の麻績部 和名抄、伊那郡に麻績部あり、訓乎美、高山寺本には麻績とあり。又更級郡にも麻績部あり、訓乎美と。猶ほ延喜式に麻績部あり、更級郡の麻績部ならん。又神風抄、及び東鑑文治二年條に「信濃國麻績御厨」あり。後世此の地に麻績氏起る、又尾味、尾見等に作る。本姓麻績と云ふ、蓋し此の部の後裔ならん。尾味條を見よ。次に善光寺の閉基本田善光は、長門本平家物語に「ヲウミの東人、本太善光」とあり、ヲウミは此の麻績かと云ふ。

10 (大)麻績部 麻績の一種、オホヲミ條

小身野 ヲミノ 武藏國比企郡の小見野より起る。有道姓兒玉黨の一にして、七黨系圖に「淺羽小大夫行業の子盛行(小見野四郎)」

行景

行貞

行光

行則

行義

行重

行直

行近

行重

行直

行近

行重

行直

行近

行重

行直

行近

行重

行直

行近

行重

行直

行近

行重

行直

行近

行重

行直

行近

行重

行直

行近

行重

行直

行近

行重

行直

行近

行重

行直

行近

行重

行直

行近

行重

行直

行近

行重

行直

行近

行重

り。皇太神宮儀式帳に「土師器作切忌無位麻績部春子女、父無位麻績部倭人」、また貞觀五年紀に「多氣郡百姓麻績部廣水等の十六人、中麻績公姓を賜ふ。自歎に豊城入彦命の後也」とあり。此等は此の部の人にして、多氣郡に麻績部あり、和名抄・乎字美と註す。又神名式に麻績神社を載す。即ち此の麻績部の居住せし地にして、神社は此の部の神を祀るなり。光明寺元享元年の文書に「五條二麻績里」あり。又藤波氏所藏兵部少輔爲宗の書狀に「多氣郡麻績部内、中麻績住人追殘狼藉之事云々」と(五鈴遺響、神都志)見ゆるも此の地にして、後世中海村あり、中海は中麻績の訛なるや察するに難からず。又御絲村あり、即ち松坂木綿の産地なりとぞ。(麻績氏の事は麻績條に多し。)

2 遠江の麻績部 濱名郡輪租帳に「麻績部麻呂等五名」を載せたり。

3 美濃の麻績部 栗栖太里太寶二年戸籍に麻績部意止賣、其の他二戸」を載せたり。なほ麻績部第十三項を見よ。又中世當國に麻績部、麻績牧等あり。

4 常陸の麻績部 茨城郡小見郷、和名抄に見ゆ。蓋し此の部民のありし地ならん。

麻績部 ヲミベ ヲウミベ 職業部の一種にして、麻を績ぎ、麻布を織るを職とする品部也。令義解、神祇令、神衣祭條に「麻績連等、麻を績ぎ、以つて敷和衣を織り、神明に供す」と見ゆるもの、これなり。猶ほ第一項を見よ。此等は神衣に關するもの即ち神麻績部と稱するものなれど、一般社會の需用に應ずる麻績部もありしなり、以下の諸項を見よ。(麻績條參照)

1 伊勢の麻績部 延喜式、伊勢太神宮條に「右和妙衣は服部氏、荒妙衣は麻績氏各自潔齋、祭月一日より始めて織造り、十四日に至り祭に供す」、など見ゆる之を見よ。

11 (若)麻績部 同上、ワカチミ條を見よ。

12 (神)麻績部 同上、カミチミ條を見よ。

小宮 ヲミヤ コミヤ條を見よ。

小見山 ヲミヤマ コミヤマ條に併せ云へり。

温 ヲン

恩賀 オンガ ナガ條を見よ。

温義 ヲンギ 支那よりの歸化族にして、姓氏録、攝津諸蕃に「温義、北齊國温公高緯の後也」と見ゆ。

小向 ヲムキ 参考諸家系圖に小向四郎右衛門吉政見ゆ、奥州にあり、コムキ條參照。

恩澤 オンザウ オンクラ

小身狭屯倉田部 ヲムサノミヤケノタベ 職業部の一、タベ條を見よ。高麗歸化族也。

温科 ヲンシナ ヌカシナ條を見よ、中國の名族なり。

園城寺 ヲンジャウジ 近江にあり、三井寺、これなり。

1 桓武平氏良文流にして、真政を祖とすと云ふ。

2 園城寺宮 宇多帝の皇子にして、紹運錄に「宇多天皇の御子、齊世親王、(號園城寺宮)」と註す。その母は橘廣相の女、

女御義子にして、紀は菅原道真の女なり。即ち時平が道真を誑して曰く、此の宮を皇位に即け奉らんとするの陰謀ありと。御子に源英明(母天神御女)、同庶明あり。

園城寺 ヲンジャウジ エンジャウジ條を見よ。

印具 オンズミ 三河國の豪族にして、印具甚藏は寶飯郡野口村古屋舖(野口城)に據る(二葉松)。

温泉 ヲンセン 伊豫に温泉郡あり、但馬に温泉庄あり。豫章記に「好方一好峯一安國(風早大領)一安躬(喜多郡使)一元興(温泉郡使)一元家(久米橋介)」と見ゆ。

恩藏 オンザウ オンクラ

小牟田 ヲムタ コムタ條參照。

恩田 オンダ 武藏、下野等に此の地名あり。加澤記に「天正十年十月上旬、長井の要害を恩田越前守在番す」と。下野國那須郡恩田邑より起りしか。徳川時代、眞田藩の重臣に此の氏あり。

御田 オンダ 平家物語に「武藏國住人御田八郎師重」あり、ミタ條に詳説すべし。

恩智 オンチ アンチと通じ、又生地とも訛す各條を對照せよ。上古以來の名族なり。

1 恩智使主 河内國高安郡恩智より起り



しならむ。出自未詳なれど恐らく、次の  
 恩知神主と同族なるべし。  
 2 恩知神主 河内國高安郡恩智神社と、  
 神名式に見ゆる宮の神主なり。姓氏録、  
 河内神別に貫し、「恩智神主、高魂命見伊  
 久魂命の後也」と註す。神代以來の名族  
 なり。  
 3 河内の恩智氏 清和紀に「恩智貞吉」  
 と云ふ人あり。蓋し恩智神主の後裔なる  
 べし。下つて楠木氏の臣に恩智氏ありて、  
 恩智城(南高安村恩智)に據る。建武年  
 中、左近將監恩智滿一の居城也。滿一後  
 四條囃戦に死し、其の後、恩智左近太郎  
 あり、楠木正儀の配下に屬し、正平廿三  
 年三月、飯盛城に據りて北軍と戦ふ。  
 4 坂上姓 紀伊國の豪族にして、又生地  
 に作る。續風土記に「生地云々、大和の  
 恩地、河内の恩智、紀伊の生地、文字も  
 唱へも、いささか異れど、同性といふ」  
 と見ゆ。詳細は生地(一〇五七—五八)條  
 を見よ。  
 5 伊賀の恩智氏 延文の頃、河内國交野  
 の住人恩智(遠志)入道は額岡山に籠りし  
 が、北朝方なる權守橋成忠を討たんとて、  
 市部に戦ひて敗死すと云ふ。(三國地志)。

伊水温故には「遠志入道」と見ゆ、額岡  
 長者はその裔なりと。  
 6 (後)奄知 凡河内氏の族なり。奄知は  
 恩知と通ず。アンチ條を見よ。  
 恩地 オンチ 前條氏に同じ。  
 重女 ヲムナ 和名抄、信濃國小縣郡に重  
 女郷あり、乎無奈と註す、又重異記に小縣  
 郡重里、東鑑海野莊、即ち海野也。  
 臣 オンノコ 日用重實記に見ゆる氏也。  
 チンノコと訓ず。  
 老馬 オンバ 日用重實記に見ゆる氏也。  
 相模國高座郡に恩馬邑あり。  
 恩房 オンパウ  
 恩藤 オンフヂ オンドウ 備前にあり。  
 御院 オンマヤ 攝津に御院庄あり。此の  
 地より起るか。桓武平良將流にして、將  
 頼の後なりと。  
 雄村 ヲムラ 和名抄、攝津國能勢郡に雄  
 村郷あり、乎無良と註す。應仁私記に雄村  
 四郎左衛門高任見ゆ。  
 小村 ヲムラ コムラ 和名抄、信濃國伊  
 那郡に小村郷あり、乎無良と註す。今小室  
 村と云ふ。此の氏の事はコムラ條に詳か也。  
 尾村 ヲムラ 小村と通じ用ひらる。  
 小室 ヲムロ コムロ條を見よ。

御室 オムロ 山城に御室あり、仁和寺に  
 宇多法皇の御座せしより起る。又羽前に此  
 の地名あり。遠江國山香郡の名族にして、  
 御室佐太夫などものに見ゆ。  
 御母 ヲモ 尾張に御母板倉御厨あり、關  
 係あるか。  
 面懸 オモカケ ヲラカケ條を見よ。  
 面川 オモカハ 磐城、岩代に多き氏にし  
 て、會津には面川邑あり。岩瀬、田村等の諸  
 郡に此の氏を見、又白川郡棚倉の都々古和  
 氣の舊神主家を面川氏と云ふ。白川古事考  
 に「馬場近津宮は面川大隅・神主にて、不  
 動院別當たり」と。(別當・高松、宮代官・  
 角田、社僧・高野、其の他社家十軒)。  
 面高 オモダカ 肥前國彼杵郡面高邑より  
 起りし豪族にして、博多日記裏書、彼杵庄  
 の庄官に「面高彌四郎入道、面高九郎入道」  
 等を載せたり。  
 澤瀉 オモダカ 伊勢内宮の社家にして、  
 皇太神宮地下權禰宜、本宮別宮内人物忌父  
 等家系帳に「風日新内人、澤瀉、(荒木田)」  
 と見ゆ。荒木田姓の族人たるなり。  
 表、オモテ 備前に現存す。武藏に此の地  
 名あり。  
 表作 オモテツクリ チサ歟。美濃の豪族

にして、清和源氏土岐氏の族也。土岐系圖  
 に「土岐隱岐守光定—次郎判官光時—光清  
 (表作太郎)—光吉」と見ゆ。表佐ならんか。  
 不破郡に表佐村あり。  
 表波 オモテナミ 備前にありと、正訓不  
 明。  
 尾本 ヲモト 小本と通ず、併せ見よ。  
 1 江州中原姓 江州中原系圖に「成俊(侍  
 從、丹後守)—成行(號愛智大領、堀河院  
 御宇、近江國七郡郡司賜之、始めて國に  
 下り、愛智郡長野郷に住む云々、或は朱  
 雀院御時云々)—仲行(中次郎)—季仲(一  
 本秀行に作る、當國愛智郡日吉下庄新宮  
 氏知大夫經頼・實子の男なきに依り、中  
 原朝臣仲大夫季仲を聲に取り、日吉下庄  
 を相續す)—師仲(西大權守)—師景(尾本  
 權守)」。師景—師久—師光—定光—光長—某  
 三郎—七郎—大進—甲斐—師高  
 三郎—經直(眞)—承惠—小三郎—小五郎  
 三郎—經長—三郎  
 師久—師光—定光—光長—某  
 三郎—七郎—大進—甲斐—師高  
 三郎—經直(眞)—承惠—小三郎—小五郎  
 三郎—經長—三郎  
 一族に、四、瀧上、土橋、泉、八坂、平  
 流、大浦、中間、中製等あり、皆師景裔  
 なり、各條を見よ。又師高の弟に、伊勢

坊印賢、七郎俊信等あり。  
 2 銀座由緒書に、「銀座年寄尾本吉左衛  
 門」、その他「尾本太左衛門、戸棚役尾本  
 典興、尾本嘉一郎」。また「京兩替町年寄  
 尾本千八郎、平役尾本太左衛門」を載せ  
 たり。  
 3 其他、大村藩に尾本氏、又、伊勢、  
 志摩等にもありと。  
 小本 ヲモト—コモト  
 1 奥州の小本氏 陸中國閉伊郡小本邑よ  
 り起りしか。南部氏配下の將にして、南  
 部左衛門高信・津輕を討ちし際、小本圓  
 齋あり。  
 2 源姓 中興系圖に見ゆ。  
 3 參河の小本氏 額田郡の北永井村にあ  
 り、浦氏の族也と云ふ。  
 御本 オモト 清和源氏紀伊武田氏の族に  
 して、紀州武田系圖に「武田太郎家弘—師  
 房(御本三郎、土州住)—師親(左兵衛尉)—  
 師重(兵衛太郎、出家良坊)—重繼、弟師直  
 (源三)、弟爲重」と。また「師重弟師重(同  
 三郎)」とあり。  
 御物 オモノ  
 小物 ヲモノ コモノ條を見よ。  
 表屋 オモテヤ 石見にあり。

面家 オモヤ  
 小森 ヲモリ コモリ條を見よ。  
 小森田 ヲモリダ コモリタ條にあり。  
 小諸 ヲモロ コモロ條を見よ。  
 小屋 ヲヤ コヤ 和名抄能登國鳳至郡に  
 小屋郷あり、伊豫、岩代に小屋邑あり。又  
 小室と通ずべし。  
 1 小屋郷主 靈異記に「讚岐國美貴郡大  
 領外從六位上小屋郷主宮手」なる人見ゆ  
 れど、他書になし。次條小室連と同族か。  
 2 秀郷流藤原姓江戸氏流 常陸國那珂郡  
 (茨城郡)小屋より起る。鯉淵氏の事な  
 り、コヒフチ條を見よ。和光院過去帳に  
 「貴叟禪定門(小屋駿河守、四月十七日)」  
 とあり。  
 3 清和源氏佐竹氏流 チヤケ條を見よ。  
 小家 ヲヤ ヲヤケ 和名抄筑後國生葉郡  
 に小家郷あり、宇佐大鏡、治安三年官符に  
 筑後國小家莊と見ゆ。關係あるか。  
 ○ 小家連 葛城氏の族にして、姓氏録、  
 河内皇別に「小家連、鹽屋連同祖、武内宿  
 禰男葛城襲津彦命の後也」と載せたり。  
 なほチヤケ條を参照せよ。  
 男夜 ヲヤ  
 尾矢 ヲヤ



小柳筒 ヲヤイツ 日用重寶記に見ゆ。駿河國益頭郡に小柳津邑あり、今志太郡に屬す。神風抄に小柳津御園とあるものこれなり。この地より起り、御園と縁故あらん。

御矢川 オヤガハ 山城賀茂神社氏人に此の氏あり、鴨縣主姓にして出司たりしが、後世断絶すと云ふ。

小楊 ヲヤギ ヲヤナギ 和名抄武藏國多摩郡に小楊郷あり、乎也木と註す。コヤナギ條参照。

小屋木 ヲヤギ 太平記卷九に小屋木九郎あり、近江香腸にて戦死す。香腸宿蓮華寺過去帳に「小屋木七郎知秀(三十八歳)」と見ゆ。

小宅 ヲヤケ 和名抄、播磨國揖保郡に小宅郷あり、古伊倍と註すれど、後世、小宅邑(チャケ)あり、且つ高山寺本には乎也計と註すれば、チャケなるべし。その他、下野に小宅邑あり。

- 1 小宅連 小宅條を見よ。
- 2 (秦)小宅(無姓) 山城國の計帳と思はるゝ正倉院文書に「秦小宅豐實等二人」、また天平五年の右京計帳に「戸主秦小宅牧床外九人」を載せたり。秦氏の族なり。
- 3 清原姓芳賀氏流 下野國芳賀郡小宅邑

より起る。清原の一にして、芳賀系圖に「芳賀左兵衛重俊(永仁六辛)―高真(三河守、五郎、同郡小宅を領す。小宅、并に八幡社司東宮氏の祖なり)―高置(小宅藏人、觀應二辛卯十二月廿七日、駿州薩埵山に於いて討死)」と載せたり。次項を見よ。

4 常陸の小宅氏 前項小宅氏の後にして新治郡坂戸城に據る。新編國志に「小宅、其の先芳賀氏、姓清原、世々下野芳賀郡に居る、因て芳賀氏と稱す。文治中七郎大夫高經、其の子二郎高行、宇都宮朝綱に屬し、藤原泰衡を陸奥に撃つ。後五世兵衛尉高久子無し、宇都宮景綱三子を養て嗣とす、云々。芳賀禪可の子、駿河守高頼に至り、始めて芳賀郡小宅に居り、因つて氏とす。子高清、その子高國・豐前守、始めて當國坂戸城に徙る。子の景時・小栗城に遷り居る。因て小栗藏人と稱す。康正元年、小栗氏亡び、宇都宮明綱悉く其の地を合せ、景時を置て之を守らしむ。子尙時・越後守(小宅家譜)、天文十八年、宇都宮尙綱・早乙女坂に戦死す。結城政勝・隆に乗じ小栗城を攻陥し(白河文書)、兵を置き、之を守る。永祿

三年、佐竹義昭大兵を發し、結城を攻む。結城時朝盡く屬城を棄つ(古戦録)。小栗・空虛なりしかば、尙時復還りて之に據る。(家譜、常陽四戦記)。是れより先き、坂戸城は小田氏治の爲に陥らる。氏治・信太郎(鴨之助)をして之を守らしむ。七年、上杉輝虎小田城を攻陥し、頼範之に死す。尙時・坂戸を攻て之を復す(家譜、四戦、古戦録)。子の高春・越後守(家譜)、慶長二年本宗と共に籍没せらる云々と。

5 因幡の小宅氏 氣多郡鷲峰大明神の社家に小宅氏あり(因幡志)。

小屋 ヲヤケ ヲヤ コヤ  
1 清和源氏佐竹氏流 佐竹支族系圖に、「小場三河守義實の子大炊介義忠(舍弟、前小屋竹岩、是より分る)」とあり。

2 數流あり、チャケ、コヤ條を見よ。  
小宅 ヲヤケ 連姓なり、チャケ條を見よ。  
小介 ヲヤケ コスケ條参照。

小社 ヲヤシロ 和名抄近江國神崎郡に小社郷あり。  
○ 中臣氏流 伊勢祭主家の一族にして、中臣氏系譜に「(四條)輔親(祭主)―輔隆(祭主)―輔隆(號小社)―親定」とあるより出

づ。コヤシロ條参照。

小安生 ヲヤスフ

小柳 ヲヤナギ コヤナギ條を見よ。

小梁川 ヲヤナガハ コヤナガハ條参照。

小谷野 ヲヤノ コヤノ條にあり。

小藪 ヲヤブ コヤブ條を見よ。

小山 ヲヤマ コヤマ 和名抄、遠江國周智郡に小山郷あり、乎也萬と註し、又美濃國加茂郡に小山郷、下野國都賀郡にも小山郷あり、後小山庄と稱す。又下總に小山庄あり、其の他、チャマ、コヤマの地名諸國に頗る多し。

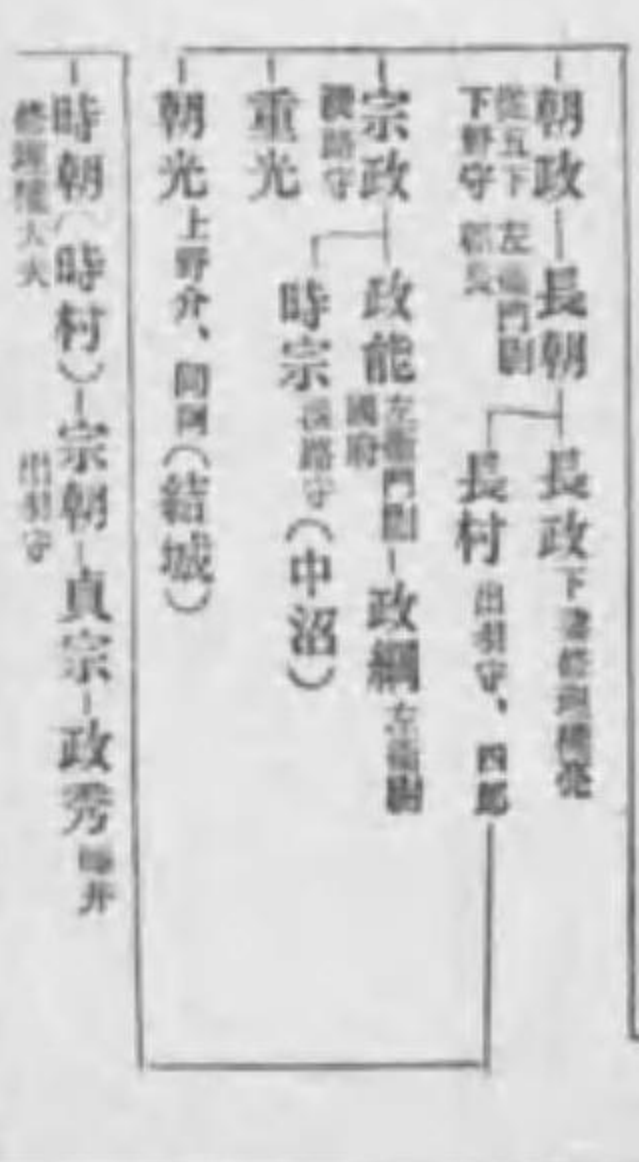
1 小山連 忌部氏の族なり。姓氏錄、左京神別に「小山連、高御魂命子櫛玉命の後也」、また攝津神別に「小山連、高魂命子櫛玉命の後也」など見え、又齋部宿禰本系帳に「多比古足尼の子古止禰、此は小山連祖」と載せたり。

2 但馬日下部氏流 日下部系圖に「高田大夫盛澄―新大夫家澄―家綱(小山六郎)―高綱、弟朝家、弟泰綱」と見ゆる後也。

3 秀郷流藤原姓 下野押領使藤原秀郷の後裔、大田行政の子政光・都賀郡小山庄を領し、庄名を家號とす。これ小山氏の祖にして、東國屈指の大族なり。小山庄

は都賀郡より、寒川、結城の二郡に跨り、上六十六郷、下三十六郷(小山系圖)。而して下野國府は都賀郡に存し、政光は祖先以來下野の國司にして、子孫國府の實權を握り、また東鑑、承元三年十二月十五日條に「近國守護補任御下文等、備に之を進む、云々。小山左衛門尉朝政申して云ふ。本御下文を帶せず。嚴祖下野少掾豐澤(秀郷の祖父)。當國押領使と爲り、檢攝の如きの事、一向之を執行す。秀郷朝臣、天慶三年、更に官符を賜ひて後、十三代、數百歳、奉行の間、片時も中絶の例なし。但し右大將家御時は、建久年中、亡父政光入道、此の職を朝政に譲與するに就いて、安堵の御下文を賜ふ許也。敢えて新恩の職に非ず、御不審を散すべしと稱す。彼の官符以下の狀等を進覽す云々。其の外、國々、又右大將家御下文を帶し給る。縱ひ小過を犯すと雖、轍く改補せられ難きの趣、其の沙汰あり。向後殊に解緩を存すべからざるの由、面々仰せ含めらる、廣元之を奉行す」と載せ、又同書、建長二年十二月廿八日條に「下野國大介職は、伊勢守藤成朝臣以來、小山

出羽前司長村に至る、十六代相傳、敢へて中絶の儀なきの處、大神宮雜掌の訴に依り改補せらるゝ所也」と載せ、又小山文書、子所領分目録に「下野國權大介職」を擧げ、而して「國符郡内、日向野郷、古國符、大光寺、國分寺數地、惣社數地、同惣社野等」と見ゆ、又建久三年九月十二日の下文に「下野國日向野郷住人左衛門尉藤原朝政」とあり。此等によれば、秀郷は下野押領使たるに過ぎざりしが、將門の亂を平げて以來、在廳官として勢力を振ひ、而して、小山朝政も國府附近に住し、子孫・全く國府の實權を握りて、之を私有するに至りしを窺ふに足らん。猶ほ此の現象より見て、小山氏は、秀郷流藤原氏の嫡流とすべきが如し。小山氏の系圖は、尊卑分脈に「行政(大田大夫)―政光(小山四郎、下野大掾)―







小山氏の歴代は次の如し。  
 初代政光は、東鑑文治五年七月廿五日條に「二品(賴朝)・下野國古多橋驛に着御、先づ宇都宮に御奉幣、御立願あり云々。其の後御宿に入御、時に小山下野大掾政光入道・駄餉を獻ず、云々。政光頗る笑ひ、君の爲、命を并つるの條、勇士の志す所也。争でか直家(熊谷)に限らん哉。但し此の輩の如き者は、願望の郎從なきにより、直に勳功を勵み、其の號を擡ぐる歟。政光の如きは、只郎從等を遣はし、忠を抽んずる許也。所詮今度に於いては、自ら合戦を遂げ、無双の御旨を蒙むべき由、子息朝政、宗政、朝光、并に猶子賴綱等に下知すと。二品與に入り給ふ云々」と。系圖に「小山四郎、一本小四郎、下野大掾、法名蓮四、五月十一日卒」と。讓狀に「下野權大介政光入

道、下野國志に「所領凡そ一萬餘町。又「小山城は此の人・保元平治の頃に開創」と云ふ。政光は系圖に秀郷より十代とあり、東鑑承元三年條より云ふも、建長二年より云ふも亦然り。即ち「秀郷、千常、文修、兼光、賴行、武行、行尊、行政、行光」なり。オホタ條、及びフザハラ條を見よ。  
 二代朝政は、政光の子にして、源平盛衰記に「小山小四郎朝政」、東鑑卷一、三、四、五、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十五、二十六、二十九に、「小山四郎朝政」、分脈に「天福二、三、廿九、出、法名生四」、系圖に「曆仁元年三月晦卒、年八十四、從五位下、小山下野守、一本左衛門尉、列官、母は宇都宮下野權守宗綱女、讓狀に「檢非違使下野守」とあり。弟宗政は「漢路守」、東鑑卷二、四、六、九、十一、十二、十三、十四、十五、十七、二十七に「小山五郎宗政、ナガマ條を見よ。次に弟朝光は東鑑卷二、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十五、十六、十七、二十に「小山七郎朝光」、源平盛衰記に「同七郎朝光」、詳細はユフキ條を見よ。

三代朝長は、分脈に「長朝(朝長正説也、本政義、或本云ふ朝長)」と載せ、系圖に「左衛門尉、又四郎、元名政義」、東鑑卷二十五、二十六に「小山新左衛門尉朝長」、また卷二十五に「小山左衛門尉朝長」、承久記卷二に「小山新さゝもん」、卷五に「小山(新)さゝもん朝長」とあり。弟政村は藥師寺五郎。分脈・時朝、時長の弟に「政村、改朝村」を載せ、或本・政村、朝政子」と註し、下野國志には「朝長の子に朝村」を載せたり。承久記卷五、一本に「小山左衛門朝村」と。ヤタシの條を見よ。  
 四代長村は、系圖に「四郎、小山出羽列官、母中條宗長女、文永六年八月十五日卒、五十三」、下野國志に「五郎、出羽守、從五位下」、分脈に「下妻、又號藥師寺」と。東鑑卷三十一、三十二、三十四、三十五に「小山五郎左衛門尉長村」、三十七、三十八、三十九に「小山大夫列官長村」、三十六に「小山列官長村」、四十、四十一、四十二、四十四、四十五、四十六、四十八、四十九に「小山出羽前司長村」(祖父下野生四)、廿八に「小山五郎右衛門尉」、三十四に「小山左衛門尉」とあり。分脈・此の兄弟に「下妻修理權亮長政」を載む、

この人・東鑑卷三十六に「小山下野四郎長政」と見ゆ。  
 五代時長は、系圖に「五郎、左衛門尉、下野大掾、判官、宇都宮下野守泰綱女婿、建治二年五月卒、三十一歳」と。下野國志に「從五位下、東鑑卷四十二に「小山五郎左衛門尉時長」とあり。時長の兄弟時朝、分脈・兄とし、「使、修理權大夫、叙留、叙留の後申、六位長云々、從五位下、政時村云々」、國志は弟とし、「藤井郷を領す」と。フザハラ條を見よ。時長弟に七郎左衛門尉宗光あり、東鑑に「小山七郎時光」とある人、これか。ツカダ條を見よ。妹女子、國志に「相摸三郎時利の室、時利は北條時頼の長男、後時輔に改む、六波羅にありて逆心により、赤橋義宗に討たる」と。  
 六代宗長は、系圖に「五郎、左衛門尉」、國志に「從五位下、母は宇都宮下野守泰綱女」と見ゆ。  
 七代貞朝は「使、小四郎、從五位下、左衛門尉、下野守、鎌倉評定衆」、國志に「四郎」、分脈に「時朝子と爲る」とし、弟に貞光を載む。  
 八代秀朝は下野守。國志に「判官、建武二年七月十三日武藏國府中に於て討死」

太平記卷六に「小山判官」、十三、中先代蜂起の條に「小山判官秀朝、武藏國にて出合ひ、戦利なくして自害」と。梅松論には「小山下野守秀朝」とあり、一族家人數百人自殺す、この事、又元弘日記裏書にも見ゆ。大日本史に「秀朝・初名高朝、大夫判官と稱す、元弘中・北條氏の軍に從ひ、笠置及び楠正成の城を攻む(光明寺藏書殘篇、太平記、初名・尊卑分脈、及び元弘日記裏書に據る)」と。又太平記卷三に鎌倉勢に「小山出羽入道」、あり。又卷四、後醍醐天皇隆慶國運幸警固の士に「小山五郎左衛門」あり、増鏡に「小山の五郎右衛門とかやいふ武士に、同じ花をやるとて、忠顯少將云々」と。分脈・秀朝の弟に、五郎左衛門尉秀政を載め、「或宗長子云々」と載す、この人ならん。但し作陽志には「異本太平記に曰ふ、久米の佐良山にて、小山五郎左衛門秀朝、花を一枝手折りて、六條少將に進む」と載せたり。  
 九代朝氏は、國志に「小四郎」とあり。梅松論に「將軍云々、小山、結城、長沼が一族をばおし止らる。此輩は、治承のいにしへ賴朝義兵のとき、最初に馳参して、忠節を致したりし小山下野大掾藤原

政光入道の子共の連枝の人の子孫也。親祖、武藏守兼鎮守府將軍秀郷朝臣、承平に朝敵平將門を討取て、子々孫々鎮守府將軍の職を襲りし五代將軍の後胤なり。累代武略のほまれをのこし、弓馬の家の達者也。其勢二千騎、仰を蒙りて將軍の先陣として、建武二年十二月八日鎌倉を御立あり、云々。敵數百人討取る間、御かむにたへずして、武藏の太田の庄を小山の常犬丸に先行はる。是は由緒の地なり」と見え、太平記卷十四、尊氏方、外様大名諸將の筆頭に「小山判官」を擧ぐ。而して梅松論の後も、「御方の小山結城と、敵の結城白河上野入道と戦ひし」事を載せたり、足利方なりしや明白とす。  
 後に「左衛門尉、下野守」になりしと云ふ。大日本史には「秀朝(高朝)・二子あり、朝綱と曰ひ、氏政と曰ふ(尊卑分脈)、朝綱、少名今犬丸、幼にして家を繼ぐ。足利尊氏の反するや、朝綱之に従ひ功あり(梅松論、天正本太平記、○按ずるに、梅松論今犬を常犬に作る。左衛門尉と爲る(尊卑分脈、結城文書)」とす。  
 朝綱、この人、小山系圖になけれど、分脈に、秀朝の弟下野守高朝の子とし、「朝綱、



小四郎、左衛門尉、改秀朝、又改朝氏」とあり。然らば朝氏と同人か。但し分脈。朝氏と此の人とを従兄弟とす。

關城釋史に「延元二年九月、源顯家、義良親王を奉じて東征、進んで宇都宮に至る。小山朝綱・小山城に據りて降らず。官軍圍み攻むこと十三晝夜、竟に之を抜く、賊を斬る算なし(天正年代記)」と。

又「興國三年十一月、准后親房、小山族藤井出羽權守宗秀を小山に遣はし、朝綱を説いて歸順出援の事を以つてす。朝綱答へて曰く、當に結城親朝の至るを待つて、相共に赴援せん」と。また「四年三月、小山朝綱、使を城中に通じて曰く、願はくば興良親王を其の城に迎へんと。親王・小山に赴き、朝綱に投ず、然れども、朝綱・擊兵の意あるなし(白河文書)」と。

十代氏政は左衛門佐、國志に「從五位下下野大掾」、系圖には「朝氏の子」とし、分脈には「朝綱の弟」とす。南朝に應ぜしも早く死す。常樂記に「文和四年七月廿三日、小山左衛門佐、廿七歳」とある者、これなるべし。

十一代、義政は系圖に「五郎、左馬助、下野守、法名永賢、政光より是れに至る

十代」と。國志に「從五位下、下野大掾永徳二年壬戌四月生害」と。鎌倉大草紙に「康暦二年(天授六年)五月五日、下野住人小山左馬助義政、吉野宮方と號し、逆心しければ、宇都宮基綱大將にて、退治の爲發向云々」と。義政逆撃して之を震原に斬る(花營三代記、鎌倉大草紙)。

是に於いて、足利氏滿・關東十二國の兵を發し、出で、武藏府に陣し、上杉憲方を遣はして義政を攻む。義政禦戦利あらず(鎌倉大草紙)、使を遣はし降を請ふ。氏滿之を聽す(花營三代記、鎌倉大草紙)。

既にして義政降を果さず、弘和元年春、氏滿亦大兵を發し、出で、武藏村岡に陣し、上杉中將禰助(朝宗)、及び木戸將監藤秀を遣はし、之を攻む。義政・鷲城に據り之を禦ぐ。白旗一振、衆に先んじて進み、攻めて外郭を破る。義政衆を勵し奮撃して之を卻く、殺傷甚だ多く、相持する數月(鎌倉大草紙、僧賴印行狀)。

其の後、義政再び降りて鷲城を去り、祇園城に徙り、遂に制髮して名を永賢と改む。氏滿・梶原美作守道景を遣はし、若犬丸をして、家を繼しむ(鎌倉大草紙、僧賴印行狀)。明年三月廿三日、義政自ら

祇園城を火き、精尾山中に入り、嶮に據り疊となす(大草紙、明王院古文書)、之を櫃澤城(精尾村)と謂ひ、士卒を長野寺窪城(永野村)に分遣して、之を守らしむ。氏滿・また上杉、木戸等をして、長野城を攻め落し、尋いで亦寺窪城を陥れ諸軍櫃澤城を攻め、四月十三日、義政敗北・父子夜に乘じて逃れ、義政自殺(大草紙、明王院文書)、若犬丸逃ぐ。下總小金本土寺過去帳に「小山義政、永徳二壬戌四月自害」とあり。

十二代隆政は若犬丸。元中(至徳)三年五月七日、若犬丸・祇園城に據り兵を起す。當國の守護人木戸修理亮・國兵を發し、來りて不可惠山に陣す。若犬丸襲撃、之を走らす。氏滿・又自ら兵を率ゐて下總古河城に陣す。若犬丸・城を弃て、逃る。應永三年春の比、若犬丸陸奥に至り、勤王の士を招集し、因つて義を擧ぐるを圖る。田村莊司坂上清包・之に應ず。是れより先、新田義宗の子義則(新田相州)匿れて陸奥に在り、若犬丸・清包と議し、義則を立て、將と爲し、義を近國に唱ふ。武藏上野の義徒・盡く至る。若犬丸等・出で、白河關に至らんとす。氏滿自ら關東十

國の兵を督して白河に至る。若犬丸等、終に敵すべからざるを知り、自潰して去る、後終る所を知らず。二子あり尙幼。

四年正月廿四日、兼名盛政(會津三浦左京大夫)に執へられ、鎌倉六浦城に沈む(鎌倉大草紙)。小金本土寺過去帳に「小山若犬、六浦海に沈む。子息宮内七才、久大三才」と見ゆ。かくて小山氏一時亡ぶ。

小山氏は支庶甚だ多し。即ち大田、中沼、長沼、結城、藥師寺、大河戸、清久、高柳、宮室(一に宮村)、皆河、寒河、山河、白戸、網戸、大戸、關、下河邊、幸島、河原田、矢股、下妻、益田(益戸)、小河、野木、等これなり。各條を見よ。下總、常陸等にて小山とあるは皆此の族なり。

4 秀郷流藤姓結城氏流 前述の如く、小山氏滅亡せしにより、同族結城基光の二男泰朝をして之を繼しむ。爾來勢なかりしも、猶ほ關東八家の一たり。小山系圖に「泰朝―滿泰―持政(法名大中孝菊)―氏綱―成長―政長―下野守高朝(實結城政朝次男)―彈正少弼秀綱―小四郎秀廣―小四郎秀恒―主膳秀泰」と載せ、又重興小山系圖には次の如く見ゆ。

正少弼基光二男。泰朝(小山下野守、新左衛門尉、法名號聖安寺)―廣朝(大膳大夫、左馬助、改名滿泰。弟に結城中務大輔氏朝あり)―持政(左馬助)―氏綱(小四郎。妹は宇都宮下野守業綱の室、明綱の母)―成長(判官、一本重長に作る。實は山川景胤の男、法名大中存孝)―政長(右京大夫、七郎、初政昭、法名大雄存悅)―高朝(下野守、入道運久、實は結城政朝の二男、天正二年甲戌十二月晦日卒、六十七、法名天翁孝運)―女子(石川彌太郎源時通の室、小十郎朝成の母)、弟秀綱(小山彈正少弼、小四郎、初名氏朝、又氏秀、法名孝山)。弟に重朝(富岡主税助、上野國富岡對馬守宗朝の家督)、又弟に晴朝(結城左衛門督、父左近將監政勝の家督を繼ぐ)。次に秀綱の男政種(下野守、初名朝宗、母は成田下總守藤原氏長の女、幼名伊勢千代丸。その弟高綱は榎本美濃守、同郡榎本郷を領す、妹は那須修理大夫藤原資晴の室、資景の母)―秀廣(小山小四郎、母は北條左京大夫平氏政の女。その妹は那須左京大夫資景の室、資重の母)―秀常(小四郎)―安勝(判部)―弟秀勝(小四郎、水戸家に仕ふ)、と。見聞諸家紋に

左巴、小山  
 一 番 結城左近將監  
 二 番 土肥右馬助清平  
 三 番 香山下孫三郎秀忠  
 四 番 沼田彌太郎

5 宇都宮氏流 下野國河内郡見山邑より起る。尊卑分脈に「宇都宮彌三郎賴綱―宗朝(石見守、號小山)―朝定(中山肥後守)―重朝(四郎左衛門尉)―朝任(六郎左衛門)」、と。また朝定の弟に、宗業、朝基(左衛門尉)等あり。宇都宮大系圖これに同じ。下野國志には見山等祖とす。こはコヤマなり。

6 那須の小山氏 鹽原湯前神社跡口に、「天文十二癸卯天三月、鹽原城主小山越前守」と見ゆ。鹽原院の北方に城跡あり、小山氏の居城とす。

7 小野姓横山黨 畠山本小野系圖に「横山隆兼の子經隆(經孝)・小山次郎、治承三年四月十三日死去」と見ゆ。武藏多摩



郡に小山邑あり、此の地名を負ふか、但し他の小野系圖には小倉二郎とあり。

8 兒玉黨 富澤家記録に「家臣小山與三次」、また「富澤家代陪臣の事、當村に住す。小山庄三景廣、同藤九郎景直、同與惣次光景、同六左衛門、同茂左衛門、同六右衛門、同六左衛門、同茂左衛門、同六左衛門。小山本紋丸に二ツ引」とあり。

9 清和源氏石川氏流 奥州石河系圖に、「彌太郎義忠(元弘元年秋、後醍醐天皇・和州笠置に在りし、北條氏を討たんと欲する時、義忠・笠置に内應すと風聞す。故に北條之を殺さんと欲す。小山判官・義忠と舊好の故あるを以つて、固く請ひ、罪狀未だ決せざるの間、暫く之を預からんと欲す。是れによりて、義忠及び子時通、共に下野國小山に赴く)——彌太郎時通——小十郎時成(石川氏を改め、小山氏を稱す)——小山五郎氏房——同新左衛門春信——下野權守政康(小山氏を改めて石川氏に復す)——親康——思輔——清兼——家成——忠總——廉勝——昌勝」と見ゆ。果して然るや否や、詳かならず。インセハ條參照。

10 平姓柏山氏流 陸中國隱澤郡小山邑より起る。柏山(隱山)氏一族に小山九郎

あり。カシヤマ條を見よ。

11 磐城の小山氏 建武四年正月十六日伊賀盛光代應續盛清の軍忠狀に「小山駿河權守館に押寄せ云々」と。關城釋史に「延元二年正月、小山駿河權守、菊田庄藏尻城に據る。其餘の官軍は、三宮、湯本二城に據る」と。下野小山氏の族なるべし。磐城、岩代に小山氏現存す。

12 美濃の小山氏 和名抄加茂郡に小山郷あり、後世小山邑と云ふ。この地より起れるか、當國小山氏多し。又新撰志に「鍛冶吉廣、同吉長、ともに小山と號す。同長廣は兼光が子にて、小山と號し、寛正の頃、赤坂に住し、又小山にもすめり。ともに古刀鑑に見えたり」と。

13 遠江の小山氏 樽原郡小山邑に小山城あり、小山氏の居城かと云ふ。

14 相摸の小山氏 高座郡の小山村より起る。東鑑卷十、建久元年十一月、頼朝上洛の隨兵に「相摸小山太郎」あり。これより前、卷四、五に「小山太郎有高」見ゆ、この人ならん。また建久六年三月、「相摸小山四郎」、建保元年五月、和田義盛討死せし交名に、渡谷の人々中「小山太郎、同次郎、同四郎」等あり。又二十一に「小

山太郎」、三十六、五十二に「小山四郎」これ等も然るか。平姓ならんと。

15 甲斐の小山氏

16 紀伊の藤姓小山氏 當國小山氏多く、何れも下野小山氏の族裔と稱す。先づ牟婁郡安宅莊久木邑の舊家小山氏は續風土記に「地士小山助之進、其の祖は、小山下野守藤原朝政より六代下野守高朝の三男、新左衛門尉實隆といふ。高朝三子あり、長を判官秀朝、次を石見守經幸といふ。實隆・牟婁郡に來り、潮崎庄に止る。後南朝に屬す。また同郡富田莊地頭職たり。其の子左衛門少尉兼光、南朝に奉仕し、後島山家に屬し、阿波國立江莊、本國富田莊の地頭職たり。其の子右京亮行近・當官に任せし口宣室、義持將軍の御教書等あり。行近より七代定次に至る迄、代々島山の麾下となる。其の子式部大輔氏次・豐臣家に仕へ、熊野槍山支配の失章を賜ふ。關が原の役に増田長盛に與し、領地を失ふ。子八郎左衛門尉氏義と云ふ、淺野家の時、舊家なるを以つて粟米十口を惠まる。子八大夫氏長・南龍公御入國の後地士となる。代々久木村に住す」と。されど、下野小山氏とは別流

なるべし。

また同郡三前郷西向浦舊家地士小山熊之丞は「小山三郎實隆、其の祖なり。實隆は安宅莊久木村小山助之進の祖石見守經孝の弟なり。文保二年、左兵衛尉に任ず。又新左衛門とも稱す。元弘元年、南方海邊守護の爲め、此の地に住す。實隆官軍に屬し、屢々戰功あり。子を義氏といふ。後隆長と改む、小山五郎と號し、始め左兵衛尉に任じ、正平十年、左衛門少尉に轉任す。正平七年、攝津國久知莊知行相傳すべき論旨を賜はる。隆長の子隆春・五郎左衛門と稱す。南北一統の後、湯川家に屬す。隆春の子隆保、新左衛門と稱す。其の子隆義・五郎三郎と稱す。永正年中、島山尾張守植長に従ふ。隆義の子隆光、隆光の子隆朝、隆朝の子隆友、加賀守と稱す。織田氏に屬す。其の子隆重・助之丞と稱す。豐太閤に召され、八百石を知行す。慶長五年石田三成に與して大阪に戰死す。其の子隆政渡人となり、元和封初、地士に命ぜらる。大島浦を監し、世々相續す」と見ゆ。

又日高郡印南莊條に「應永頃小山氏地頭職となる。中世領主詳ならず。後世湯川氏

の領なり」と。牟婁郡小山氏文書、應永六年義持の判書に「紀州印南本郷地頭職事、宛行ふ所也云々、小山八郎殿」と。なほ海部郡貴志庄榮谷の猿引貴志氏は、小山判官政氏の後なりと云ふ、キシ條を見よ。

17 阿波の小山氏 紀伊小山氏の族なり。安宅の小山氏文書、元亨二年四月預所肥後守經家請文に「阿波國海賊所々に入出入するを聞召及ばる云々、領内勝浦新庄小松島浦の船に於ては、定紋唐梅に候單んぬ云々」と。又康暦二年二月の阿波守正氏の判書に「阿波國立江庄の内北方地頭職の事、兵糧料所と爲して宛て行ふ者也。早く先例に任せ知行せしむべきの狀、件の如し。小山八郎左衛門尉殿」と。これより前、延元二年五月二日文書に「佐々木信胤・備前國小豆島に於いて義兵を揚ぐ、早く南山一族を相繼し、合力せらるべきなり。小山一族中」と。

なほ阿波には小山氏の一族藥師寺阿波守政村の後なる村田、田村等の族あり。各條を見よ。

18 伊豫の小山氏 豫章記、正平頃の人に小山六郎五郎あり、又小山兵庫助といふも見ゆ。

19 豐前小山氏 宇佐郡家條にして、永享應仁の頃、小山義行あり。

20 筑後の小山氏 筑後國志三池郡今福城條に「正治元己未年、三毛攝津守之を築く、翌年大間城に移り、家臣小山左衛門尉をして當城を守らしむ(明)」と。

21 源姓早岐氏流 肥後國託麻郡小山邑より起る。この地は建保四年四月二十二日下文に「肥後國六莊内小山村住人源業政」と見ゆ。又建長三年盛實の讓狀には「おやまのむら」とあり。即ち早岐氏は此の地にありしにより、又小山氏とも云ひしなり。詳細はハヤキ條を見よ。

22 菊池氏流 前項の小山氏を襲げる也。菊池系圖に「經宗——經直——隆直——次郎隆定——隆親(片角三郎、又號小山)」と。また筑後菊池系圖には「經定の子、經直の弟に小山五郎」を擧げ、合志系圖には「隆定——隆親(託摩小山)」と見ゆ。而して肥後國志に「此の早岐小山と、菊池出田の家系に、同異疑似の所多し。文書に據れば、早岐判官代源業政を祖とし、其の邑を二女に傳へ、其の子盛實に三傳し、盛實之を清基(幼名若熊、法名正心)に譲る。清基・正和中(菊池九郎)隆信に



小山村地頭職を譲り、本證を子息正圓坊より奪回す。之に依り家系二流となる。隆信又族武宗を養子とし、武宗は更に託磨能勝を養子とす。能勝二子あり、松一、武者一と云ふ。又事蹟通考に「按ずるに出田系圖に『經親(以上、出田系圖を合せ見るべし)、武宗(越前權守)、隆重(三郎五郎)、隆綱(九郎)、隆氏(三郎)、隆信(九郎)、武久(二郎九郎)、武遠(民部少輔)、朝久(九郎)、秀信(三郎)、筑後守、文明十七年十二月二十日、御船陣原に於いて戦死』と。小山系圖に『隆親(片角三郎、菊池隆定の二男)、隆重(三郎次郎)、隆綱(彌次郎、小山村を領す、故に或は小山を以つて家號と爲す)、隆氏(三郎)、隆信(九郎)、武宗(孫九郎、越前權守、木山合戦討死)、武久(九郎)、朝久(越前守)、秀信(小山日向守、文明十八年十二月十二日、御船陣原に於いて戦死、年四十二)』と。早岐系圖には、隆信、武宗、能勝となす。又阿蘇文書正平二年九月、惠良惟澄が注進狀に『菊池九郎武久申す、養父小山越前權守武宗の跡、本領新恩地の事云々』と。諸書悉く武宗あり。早岐小山系圖に隆信、武宗、阿蘇文書、小山

系圖に武宗、武久(託磨文書に『武宗養父武成、養子能勝』となす。之に據りて之を考ふれば、武成の始の名は隆信、武久後に能勝と改む歟。今考ふる所なし)、次第相同じ。其の外、同じからず。取捨考決する所なし。故に併せ書して此に附す。小山出田系圖は大略同じ、俱に秀信あり、年日少し異れりと雖も、死所同じ、孰れ是れなるかを知らず』と見ゆ。永正二年十二月三日菊池家臣の連署に小山十郎三郎運貞あり。

23 大江姓 安藝の名族、小山氏の族にして、毛利氏家譜に『元春の子元淵の子孫小山』と載せたり。尊卑分脈にも『毛利季光―經光―時親(安藝吉田地頭職)―左近將監貞親―陸奥守親茂―右馬頭師親(改元春)―利部少輔元淵(號小山)』と見ゆ。

24 橋姓楠氏流 美作玉林院橋系圖に『和田左兵衛尉元政、弟久大夫正直―勝左衛門(小山氏祖)』と見ゆ。次項小山氏と關係あらんか。

25 近江大石黨 大石黨の一に、此の氏あり。又後世大石内藏助良雄系圖に『内藏助良勝―良秀(小山喜右衛門)―良師(小

山源五左衛門)』また良雄の叔父に『小山孫六良遠(藝州陪臣)、小山源五左衛門良師(良秀養子)』を載せたり。

26 雜載 常樂記に『正中三年(嘉暦元)六月、小山木工助・出羽に於いて他界』と。又翁草鎌倉時代武士の所領を擧げて『一萬石、下總の内、小山小四郎幸義』と。又常陸大山城は、小山修理大夫の居城なりと。

又長享江州勤王着到に『小串小山六郎』とは小串氏の族なり、その條を見よ。又龍造寺隆信譜に『豊前守胤家、千葉胤盛に従つて筑前に如く、小山村上等祖也』と。又秀康崩分限帳に『七百石、小山監助、百五十石、小石新五郎』と。

和泉堺に小山氏あり、小山良親、慶長年間徳川家康より、糸割符の朱印を與へらる。又河内志紀郡に小山氏の名族あり。又久能山社家に小山氏。駿府内外寺社記抄、木枯森八幡宮平福宜に、小山文太。武藏足立郡中川村氷川社神主家。筑前宮崎宮神預内譯に『七斗八升、橋少宮司、小山利助』。

又備前吉備津社禰宜家、近衛家の諸大夫に小山氏。佐州諸役人付に『藤原姓小山

新左衛門、志摩、津輕にも此の氏あり。又香宗我部記録に小山吉兵衛見ゆ。

御山 オヤマ 相摸に御山庄あり。

尾山 ヤヤマ 美作粟井家臣に尾山與藤治あり、弓の名人なりと。

小山田 ヤヤマダ 武藏に小山田庄、其の他、陸前、陸中、羽後、越後、筑前、豊前、薩摩等に此の地名あり。

1 桓武平氏秩父流 武藏國小山田庄より起る。此の地は黄梅院應安五年文書に小山田庄黒河郷と見え、又新編風土記多摩郡巻に『此の名も古き唱へなり。東鑑等に小山田別當有重がことを載す。當所に住し、地の名を以つて稱號とす。小田原役帳に小山田庄四ヶ村と記し、同書に此の邊の村名十六所を記して、小山田彌三郎が所領たることを載たり。されば古より連綿と此の地を領せしにや』と。又同郡小山田保については『嘉慶二年、日勤進沙門等尊敬白、小山田保眞光寺云々と私家抄に見ゆ。今に眞光寺村あり、往古は小山田保なること知らる』と。又云ふ『小野路村小野明神の古鐘を、戦國の時、相州三浦郡に持行て、沼間村海寶寺に、今現存せり。銘に小山田保小野路村小野

大明神鳴鐘也と云々』と。又都筑郡小山田庄條に『此の庄名、郡中にては王禪寺にのみ唱ふれど、小田原役帳には小山田庄黒川と記したれば、猶ほ他村にも及びし名なるべし。此の二村もとより郡の北によりたる村なれば、多摩郡小山田村より起りし庄名の本郡にも及びしものか』とあり。

此の氏の事は尊卑分脈に『忠頼―將桓―武基―武綱―秩父權守重綱―太郎大夫重弘―有重(小山田別當)―重成(小澤入道、號稻毛入道)』と。島山系圖には『有重―重成(稻毛三郎)、弟重親(小山田八郎)』又千葉上總系圖に『秩父重弘―有重(小山田別當)―行平(小山田)』と載せたり。小山田別當有重の事は、保元物語、平家物語、源平盛衰記、東鑑等に見え、又島山一族とあり。其の他、東鑑卷二、九、十二に『小山田三郎重成』九、十五に『小山田四郎』十一、十五に『小山田五郎』、承久記卷三に『をやまだの太郎』見ゆ。

2 藤原北家上杉氏流 上杉系圖に『千秋頼成―式部大輔藤成―頼顯(小山田宮内大輔、法名道松、道號雪嶺)―定重(小山田修理亮、法名聖機、道號青山)』定頼

三郎、左馬助)―藤朝(八郎、弟朝重)』と載せたり。また一本に『扇谷正少弼氏定(應永廿三生害)―定頼(小山田三郎、實は定重息持定頼子)』と見ゆ。

3 甲斐の小山田氏 都留郡の豪族にして第一項武藏七黨秩父氏の族也と云ふ。即ち小山田別當有重の男五郎行平の裔、世々都留郡を領し、武田幕下也と。家紋巻内に向ひ澤瀉。承久記、本州の兵士の中に『小山田太郎』見ゆ。永正十七年岩殿七社権現の棟札に『當郡守護平信有、平藤丸』を載せたり。又勝山記永正五年に『彌太郎、平三』同十三年に『大和守』同記、是れより小山田殿、中津森殿とも記す。享祿三年に『越中守』同五年に『越中守死去』此の年、居館を中津森より屋村(谷村)に遷す。越中守は即ち信有か。其の男出羽守信有、其の男兵衛尉信茂、以上郡内の小山田氏也。又北山筋石田にも小山田氏あり。備中守昌辰は天文廿一年戦死、其の子備中守昌行(昌重、信常)、其の弟大學助昌貞、壬午三月兄弟高遠に戦死す』となり。

甲斐國志に『小山田館(金井村)、外隈の



隄涯、處々に殘存するを、土居堀と字せり。勝山記に「大永七年、中津森の殿様、百つばに御家造り玉ふ、金井は元中津森の分村也。寛文打量の時、別村となる、故に中津森殿と稱す。享祿三年三月、中津森の御所炎上。天文元年の冬、谷村へ御越し、新屋敷を御建候。頓て成就なされ、御上意御わたまし召され候。一國國人、皆々御越候」と云ふ。是れ谷村以前の館跡なること明なり」と。又小山田館（谷村）は「勝山記に「天文元壬辰年、此の年、備中守殿屋村へ御越候。新屋敷を御立候。頓て成就なされ候。御上意御わたましに御越し召され候。一家國人皆々御越候云々、」是の天文元年より天正十年壬午春まで、五十一年の間、小山田氏谷村に住居せり。其れ以前は世々中津森に居住せしなり。館跡は今の新町の西北に當れり、土人相傳ふ、長安寺の境内は小山田氏の別荘なり」と云ふ、然も有るべし。又岩殿山は要害城にして、居館は谷村たる事明なり。天正壬午以來、更々領主居城の地なれば、地形も相變じて其の跡詳かならず」と。

て、岩殿権現の祠あり。岩中を屋守として柱を建つ。天平は自然の一片石なり、故に岩殿山と云ふ。又西へ登る事七町にして、頂に至る、即ち城蹟也。此の間嶺にして攀ちがたし、一の堀、二の堀、本城、馬場、大門口、藏屋敷と云ふ地名あり。池二つ、常に水を湛えて、旱天にも涸れず、龜ヶ池と名づく。一は用水、一は馬洗水なりと云ふ。東より西へ回り、高さ數拾丈の一片岩壁あり、其の麓は、桂川東流し、人蹟の及ぶ地なし。昔は四方築坂より大堀を構へ、七八町計にして葛野川に達す。葛野川の岸高く、東南へ流れて川隣に至りて桂川に合す。四塞の地と云ふべし。小山田氏の頃は、此の山上に兵士多く在番せしなるべし。軍鑑に「駿河に久能、甲州に岩殿、上州に香妻、三所の名城」とあり、武田家よりも、香妻を加へ置きしやらん。童謡に「岩殿山で國みれば、國こひし、矢立の杉かみえ候」此の語は久しく在番に倦み、故郷を思ふ意なるべし。小山田は中津森、又谷村に居館を構へ、此の山をば、要害に備へたりとぞ」とあり。

かと、巨摩郡にも此の氏あり、前に云へり。4 陸前の小山田氏 柴田郡小山田邑より起る。觀蹟聞老志に「小山田村は相傳ふ、小山田筑前の古城なり」と。筑前は伊達臣、天正十六年、庵を志太郡師山の役に掌り、武毅、衆に出で、自ら手鎧を以つて敵を刺す云々」と、この役に戦死す。5 淡路の小山田氏 三原郡八木に小山田氏の宅跡あり、ヤヤ條を見よ。6 藤姓宇都宮氏流 豊前國築城郡小山田邑より起り、應永の頃、小山田兵部少輔（兵部丞）・當地小山田城に據る。此の氏は宇都宮大系圖に「如法寺信勝一公信一信家一小山田重信」と載せ、又楊梅氏の族にも、此の氏ありて「仲清一清司一小山田清光」と見ゆ。7 比志島氏流 薩摩國鹿兒島郡小山田邑より起る。同地高城（鹿兒島、小山田村）は又小山田城とも云ふ。建武の頃、比志島孫太郎忠範の二男小山田彦五郎景範據る。地理纂考に「高城、建武年中、小山田彦五郎景範居城なり。景範は、上總介重賢の子孫、比志島孫太郎忠範第二の男なり。應永二十一年正月二日、伊集院頼

久・當城を攻む。城主小山田伊賀義清、一族出羽義村、淡路貞清、以下終日戦ひ、兩軍死傷多し」と。なほ雄山田條參照。

8 菊池氏流 菊池系圖に「出田經信の子經遠・小山田三郎」と載せたる後也。

9 日向の小山田氏 日向記に祐持若黨小山田中務承あり。「小山田には、都於郡前原名の内、兒湯丸八九町八ヶ所を宛て行はるゝの旨、建武二年三月四日、御神列、直に下さる」と見え、又小山田備後守等あり。

10 雜載 太平記卷十六に小山田太郎高家あり、新田義貞に屬す。淡川合戦條に「小山田太郎高家、遙の山の上より、是れを見て、諸籠を合て馳せ参りて、己が馬に義貞を乗せ奉て、我身は徒立に成て、追懸くる敵を防ぎけるが、敵數たに取籠められ、遂に討れにけり。其の間に義貞朝臣、御方の勢の中へ馳せ入つて、虎口に害を遭れ給ふ」と。次に「小山田太郎高家刈青事」として、「抑も官軍の中に義を知り、命を輕ずる者多しと雖も、事の急なるに臨で、大将の命替りとする兵は無りけるに、遙か隔たる小山田一人、馬を

雄山田 ヤヤマタ 小山田に同じ。

○雄山田連 正倉院文書、薩摩史生に此の氏見ゆ。前條薩摩國鹿兒島郡小山田邑より起れるか。他に見えず。

小倭 ヤヤマト

- 1 都介直裔 大和國山邊郡小山田邑より起りし豪族にして、福住氏に屬す。
- 2 丹波丹後の小倭氏 康正二年造内裏段錢引付に「一貫文、丹波國山田庄高屋村、佐竹和泉守殿、山田千次郎、小倭十郎、村上若丸、河庄名兵庫助、段錢」と載せ、又文安年中御番帳に「一番、小倭十郎左衛門尉、常徳院江州勅座着到に「丹後、小倭十郎」と見ゆ。
- 3 小倭七黨 伊勢國志都郡小倭に七黨あり。戰國の頃や、奮へり。勢州四家記に

小山戸 ヤヤマド

小倭に同じ。

小山内 ヤヤマナイ

チヤナイ條を見よ。

小山部 ヤヤマベ

山部の一種か。正倉院天平十一年文書等に見ゆ。

男牀 ヲユカ

○男牀連 高麗族にして、神龜元年紀に「從八位上高益信、姓を男牀連と賜ふ」とあるより出づ。姓氏錄、左京諸番に「男牀（一本牀に作る）連、高麗國人高道士の後也」と載せたり。



小弓 ヲユミ 尾張、下總等に此の地名あり。

1 良岑姓 尾張國丹羽郡小弓より起る。良峰氏系圖に「原大夫高成(二宮大宮司)―高長(散位)―宗長(瀧口、小弓庄主)―信明俊(土佐房)―宗光(二郎、信濃國伊那郡住)―弟高近(左近將)―經氏(左兵衛尉)―明俊弟(宗安(瀧口左馬入道、越後頭城郡居住)―弟定俊(美濃國土岐郡居住)―定眞―定算、と見ゆ。

2 清和源氏足利氏流 下總國千葉郡小弓より起る。この地・又生實に作り、又御弓ともあり。足利左兵衛督義明・此の地において小弓御所と云ふ。足利系圖に「左馬頭政氏―左馬頭高基、弟義明(初八正院、空然、永正七年還俗、小弓御所是れ也)―太郎義純、弟頼純(喜連川殿)―國朝、弟頼氏」と見ゆ。義明は、天文七年十月六日、下總國府臺打死、その子義純・小弓の御曹司と呼ばる(相州兵亂記)。

邑良志別 オランヘ 蝦夷族の酋長の氏にして、出羽(羽後)國の邑良志閉邑より起る。

○邑良志別君 靈龜元年十月紀に「陸奥蝦夷」

専第三等邑良志別君宇蘇彌奈等言ふ、親族死亡、子孫散人、常に秋徒に抄略せらるゝを恐るゝ乎。請ふ香阿村に於いて、追つて那家を建て、編戸の民となし、永く安堵を保たん、と見ゆる邑良志別君は、弘仁二年七月紀に「出羽國奏す、邑良志閉村の降俘吉彌侯部都留岐」とある邑良志閉村より出でしなるべし。

尾里 ヲリ 次の氏に同じ。

小里 ヲリ 美濃國土岐郡の尾里邑より起る。尊卑分脈に「淺野土岐太郎國衛―又太郎國村―又太郎國氏―國定(號尾里太郎)―と主岐系圖も同じ、新撰志に「小里村古城跡は、土岐の一族小里出羽守が、すみしといひつたへたり、土岐系圖に、六角判官國衛の三男、土岐又太郎國村の子又太郎國氏の五男、小里太郎國定としたるも、こゝの人なるべし。慶長のころ小里氏の子孫、和田助右衛門(あるひは作兵衛)在城し、大坂御退治の時、關東の御味方にまゐりしといふ。其の頃三千石領知せしとぞ」と見ゆ。オサト條参照。

折居 ヲリキ 陸中、越後等に此の地名あり。折井と通じ用ひらる、次を見よ。

折井 ヲリキ 甲斐に此の地名あり。

1 清和源氏武田氏族 甲斐國巨摩郡折井村より起る。一條信長の孫源八時信の裔武川衆と云ふ。世々折井村に居る者、折井氏と稱す。永正中、折井市左衛門次俊あり、其の子「内記次久―市左衛門次忠也。紋割菱(甲斐國志)。武田系圖には、「(武田)甲斐守時信(武川祖)の子十郎時光(青木、大幡、折井祖)―經光(十郎太郎)と載せ、家譜に據れば、「時光―時次(折井)―信衛―信景―次政―政武―次俊―次久―次昌―次忠―次政云々」と見ゆ。寛政系譜に家紋「割菱、三井桁、三本杵、黒餅に八文字。」

2 また小給地方由緒書寄帳に「富士見御番、折井吉左衛門云々、祖小右衛門」と。又信濃にも存す。

下井 オリキ 和名抄、肥後國託麻郡に下井郷あり、又大和、常陸に下居の地名あり。

1 下井連 神名式に大和國十市郡下居神社と見ゆる地より起る。神護景雲二年二月紀に「下井連立足」なる者見え、此の人・天平寶字四年、及び八年紀には「葛井連立足」とあるより思ふに、百濟族かと考へらる。

2 石見の下居氏 那賀郡の折居邑より起る。

る。下居城主下居五郎は、周布氏の家臣なるも、その名詳かならず。或は周布氏の支流かと云ふ(石見志)。

下居 オリキ 前條に併せ云へり。

織井 ヲリキ 信濃に現存す。

折字瀬 オリウセ ナリフセ條を見よ。

織笠 オリカサ 陸中國下閉伊郡織笠村より出でしなるべし。清和源氏武田族、板垣信方の後裔なりと云ふ。家紋帆掛船、丸内一葵。寛政系譜に見ゆ。

折笠 ヲリカサ 岩代國田村郡に此の地名あり。田村氏の庶族なりと云ふ。田村家臣に見ゆ。

又津輕にあり、前條氏と關係あるか。

折口 ヲリグチ ヲリノグチ 武藤國樺澤郡に折口邑あり、村内觀音寺供養塔に「折口住人、大澤兵庫盛重」と。關係あるか。

織子 オリコ 伊勢の名族にして、天八千々媛命の後裔、男は之を人面と云ひ、女は之を織子と云ふ。八千々媛命は神宮雜例集第二に「天照坐皇太神 天原に御するの時、神部等遠祖天御杵命を以つて司と爲す。八千々姫を以つて織女と爲す云々」とあり。

折越 ヲリゴシ

折敷 ヲリシキ

折下 ヲリシタ

折田 ヲリダ

1 丹波の折田氏 丹波志、氷上郡條に「折田氏、油利村、本家清八」と見ゆ。

2 薩摩の折田氏 薩摩國大汝八幡宮永正二年乙丑棟札に「大工折田正宗」また弘治三年棟札に「大工折田利親」等見ゆ。

織田 オリタ 太平記卷二十八に織田小次郎あり、オダ條を見よ。

折戸 ヲリド

1 美濃國多藝郡折戸邑より起る。新撰志舟付村條に「折戸重行、源平盛衰記の播磨室山合戦の條に、備前守行家・美濃の國住人、折戸六郎重行等と戦ふ、云々と。重行は景家(平家の士、飛騨左衛門)に組まれて、くびとられにけり、と見るせし重行も此のわたりの人なるべし」と見ゆ。

源平盛衰記には「美濃國住人おりの六郎重行」とあり。

2 又丹後國竹野郡平井氏家氏に此の氏あり。

織戸 オリド 志摩、伊勢にあり。前條氏と關係あるか。

折野 ヲリノ 阿波の國の豪族にして、故城記、名東部分に「折野殿、小笠原、源姓、

松皮に竹丸」と見えたり。

折橋 ヲリハシ 信濃に現存す。

織幡 オリハタ 下總に織幡邑あり、又筑前に織幡神社あり。式内の大社にして、又宗像文書等に見えたり。

織原 オリハラ 次の二流あり、又折原と通じ用ひらる。

1 丹黨 武藏國大里郡折原村より起る。丹黨の一にして、七黨系圖に「武平―經房、弟薄次郎長房―織原丹五郎泰房―能國」とあり。當郡の接地なる秩父郡の内

に薄村あり、是れ恐くは薄次郎の住居の地なるべしと。

井戸栗栗系圖にも織原丹五郎泰房を載せたり、ヌスキ條を見よ。

2 阿波の織原氏 當國の豪族にして、故城記、那東部分に「織原殿、割菱菱刺巻」と見え、又これより前、飄谷山菅生氏文書、建武三年五月十五日兵部少輔の列書に「阿波國坂野新庄中分地頭職、織原彌三郎入道跡事」とあり、相當の豪族たりしが如し。次の折原氏第二項と同族か。

折原 ヲリハラ

1 丹黨 前條第一項を見よ。武藏に現存す。



2 阿波の折原氏 那賀郡の豪族にして、子孫楠浦海正八幡宮の社家なり。蓋し前條織原氏と同一ならんか。建武三年十一月の文書に「阿波國桑野保内海八幡宮神主職、并に免田等の事。伴恒光所、右人を以つて云々」と。此の氏は伴姓なりしか。又延文改元九月文書に「楠八幡宮免田云々、折原刑部丞に預る所實也」と載せたり。

折敷瀬 ヲリフセ 肥前國筑前郡折敷瀬邑より起る。この地、或は折字瀬、或は折尾瀬に作る。

1 源姓早岐氏流 正平十七八年、及び應安五年の一揆連判状に「折字瀬式部藏人、同源内源幸政」を載せたり。ハヤキ條參照。

2 橋姓波佐見氏流 又同上連判状に「折敷瀬三郎」見ゆ。その後「右衛門あり、折敷瀬を賜ふ」と云ふ。

3 大村氏流 又村記に「大村大炊介 徳純二男大和守純明—左近將監純信（折敷瀬氏）」と見ゆ。

織部 オリベ 服部（ハトリベ）條を見よ。中古に至り織部司を置く、正、佑、令史、桃文師等の職あり。東鑑卷卅五に織部正明

賢、三十三に織部正光重見ゆ。此等は織部司の長官たるの意なれど、當時は揚名の官に過ぎず。

織間 オリマ 折目 フリメ 織裳 オリモ 和名抄上野國多胡郡に織裳郷あり、於利毛と訓ず。

折茂 フリモ 織本 オリモト 常陸國鹿島文書、至徳二年十二月廿日の東田井郷百姓足分帳に「おりもと彌次郎入道」見ゆ。

檻本 フリモト 攝津の名族にして、檻本善兵衛は正徳二年垂水村憶念寺を創立す。

織家 オリヤ 折山 フリヤマ 信濃にあり。

尾留川 フルカハ 尾留志 フルシ 田中家臣知行割帳に「一使番、一千三百五十五尾留志傳兵衛」を載せたり。尾呂志氏と云ふに同じ、その條を見よ。

於呂 オロ 遠江國龜玉郡（豊田郡）於呂邑より起りしならん。この地に式内於呂神社鎮座す。東鑑卷二十五に「於呂五郎、於呂小五郎、於呂左衛門四郎」等あり。

尾呂志 フロシ 紀伊國牟婁郡尾呂志庄より

り起りし豪族也。もと京都の人、地頭となりて此の地に來る。三子あり、長は入鹿地頭、次は尾呂志地頭なりと。續風土記尾呂志莊條に「土人相傳ふ、古へ尾呂志殿といへる人、上野村に居て、此莊の地頭たり。

其の初詳ならず。永祿の頃に當りて、尾呂志慶閑といふ人あり（一に永祿の頃、孫三郎といふ人ありと。孫三郎隱居して慶閑といひしなるべし）。其の子傳兵衛、堀内安房守の聲となり、堀内の旗下に屬す。文祿元年、渡鮮し軍功あり。九州の田中筑後守是れを留め、紀州にて得る處の知行高を與ふ。因りて留まりて、筑後守に仕ふること十年許、筑後守死して家断絶す。是に於て傳兵衛浪人となり、紀州に歸る。後藤堂和泉守に千石を得て仕ふ」と見えたり。前々條を見よ。

又栗栖村倉下古城跡條に「村の中、山手において、尾呂志孫治郎等の、出丸かといへり」と載せ、又上野村古土居跡條に「尾呂志孫次郎の城跡といふ。土居は孫次郎の元屋敷と傳ふ。孫次郎は、天正年間の人にして、其の家系詳ならず。尾呂志莊の領主なり。長享二年立合山定文書に「尾呂志殿、内城大夫牛左衛門」といふあり。大馬權現

永祿の棟札に尾呂志殿といふあり。孫次郎は其の子孫なり」と見ゆ。

下宅 オロシヤ 和名抄肥後國玉名郡に下宅郷あり。太宰管内志、下三宅の略かと云ふ。

下家 オロシヤ ○下家連 多臣氏の族にして、姓氏録、河内皇別に「下家連、彦八井耳命の後也」と載せたり。

尾和 フワ 1 安藝の尾和氏 高田郡に、尾和城跡あり、尾和左衛門の居る所なり（藝藩通志）と。安西軍策に尾和備後守見ゆ。

2 筑後の尾和氏 堤氏家臣に「尾和三河、同五郎左衛門」また高良山三井寺所藏神領地帳に「尾和民部丞」見ゆ。

3 金刺姓 信濃國諏訪郡の大和邑より起る。諏訪家の家臣に、尾和兵庫あり、大輪、大和氏に同じ。

4 攝津和泉の尾和氏、堺の入尾和四郎左衛門の裔なりと。

尾脇 フワキ 日向記に「宮崎衆、尾脇宮内丞」あり。

雄別 フワケ ○雄別宿禰 大同類聚方六十四に「大和國オロシヤ—オワケ

雄別宿禰道成」など云ふ者見ゆ。

御分田 オワケタ 筑後横溝氏慶長十三年文書に「御分田勘左衛門さいばんの下地に於いて云々」と。

小和田 フワタ 常陸國筑波郡に小和田邑あり、關係あるか。羽後秋田郡の豪族に此の氏あり。三浦氏の家臣にして、小和田甲斐は三浦五郎盛末を弑す。

オワケタ—オワケ



カ (か)

引 索	
カ	一五六九 カア
カエ	(カエ) 一四〇五 カオ
カキ	一四一八 カク
カシ	一四八八 カス
カチ	一五八八 カツ
カニ	一六〇二 カヌ
カヒ	一六〇八 カフ
カミ	一七三三 カム
カユ	一八七三 カヨ
カレ	一八三三 カロ
カ	一五六九 カイ
カオ	(カオ) 一四〇五 カカ
カケ	一四一八 カコ
カセ	一四八八 カソ
カテ	一五八八 カト
カネ	一六〇二 カノ
カヘ	一六〇八 カホ
カメ	一七三三 カモ
カラ	一八七三 カリ
カワ	一八三三 カル
カ	一五六九 カウ
カカ	一四〇五 カサ
カク	一四一八 カタ
カス	一四八八 カチ
カツ	一五八八 カテ
カヌ	一六〇二 カネ
カフ	一六〇八 カヘ
カム	一七三三 カメ
カヨ	一八七三 カラ
カロ	一八三三 カワ

**買カ** 漢族なれど、百濟族と稱す。買氏は唐叔虞の少子公明の後、一説周の買伯の裔なりと云ふ。養老五年正月紀に「正六位下買受君」また神龜元年五月紀に「買受君、姓を神前連と賜ふ、」など見ゆるは此の族なるべし。姓氏錄には右京諸蕃に「買氏、百濟國人買義持より出づる也、」と見ゆ。百濟を經由して歸化したる故なるべし。和銅元年正月紀の買文會と云ふ人あり、此の買は買の誤記にて此の族か。

**價カ** 漢歸化族にして、天平勝寶四年閏三月の充麻子彩色帳に「價淨人、價廣濱」

など見ゆるは、買氏と同族か。

**何カ** 高麗歸化族と傳へらる。薩摩日置郡下伊集院邑にあり。ノシロコ條を見よ。

**加カ** 東鑑卷三十四に加五郎季村見ゆ。

**賀ガ**

**加安田** カアタ 正訓未詳。

**賀井** ガキ 大友記、大友親本の大名を載せて、肥後國賀井宗運とあり、甲斐氏に同じ。カヒ條を見よ。

**開カ** 開の誤にあらざるか。

**海江田** カイエタ カエタ 日向國宮崎郡加江田邑より起る。カエタ條を見よ。

**海賀** カイガ

**海岸** カイガン 石清水八幡宮の祠官にして、紀姓なり。石清水祠官系圖に「頼清の子相清、少別當、權別當、號海岸權別當」と見ゆ。その女「少駿河一任兼(御殿司權上座)」とあり。

**戒崎** カイザキ

**海士** カイシ アマ條を見よ。菊池風土記所載菊池系圖に「不比等、母讚州海士氏、後天氏と號し、改めて之を賜ふ。云々。異邦より歸る時、讚州房前津に流る。海海士、四人の子を生む、都て八人、讚州海士の子四人、都て十二人」と。不比等の母は車持君國子の女、また妻は蘇我氏、中臣氏、縣犬養氏等なり、何によりて斯く誤るか。一異説とすべし。

**街習** ガイシフ

**開善寺** カイゼンジ 信濃國伊那郡開善寺より起る。尊卑分脈に「小笠原大膳大夫長氏一信乃守宗長一信乃守貞宗(開善寺彦五郎)」と見ゆ。開善寺は此の人の開基なり。

**皆太** カイタ 和名抄美濃國厚見郡に皆太郷あり、東大寺天平勝寶二年文書に、厚見郡草田郷戸主物部足麻呂とある草田かと云ふ。大須賀生院文永二年文書には美濃國誠

カ

カ—カイエタ

カイカ—カイタ



田郷地頭重次云々と見ゆ(地理志料)。  
粥田 カイタ カユタ 和名抄筑前國鞍手郡に粥田郷あり、加都多と註すれど、高山寺本には加以多と訓ず、その方よかるべし。中世粥田庄と云ふ、集古文書、貞應三年九月のものに、「高野山金剛三昧堂、并に多寶塔領、筑前國粥田本新兩庄」とある、これなり。

粥田氏は宇佐大鏡に「保元元年、粥田前武者所經遠、所領當國嘉麻穂波郡内、合屋、平垣、潤野、三箇所を以つて、延勝寺御領に寄進す云々」と。又正中二年鎌倉下知狀に「高野山雜掌種春・在廳成藤等と、宇佐宮所課の事を相論す、云々」など見ゆ。  
蚊井田 カキタ 土佐國の豪族にして、二千貫の領主也。長曾我部系圖に「雄親の女蚊井田室」と見えたり。

垣田 カイダ カキダ條を見よ。  
賀井田 ガイタ 石見にあり。  
海道 カイダ 安藝國安藝郡海田邑あり。又垣田と通ず、併せ見るべし。なほカヒダ條参照。  
1 豊後の海田氏 豊前國宇佐郡垣田郷より起るかの説あり。源平盛衰記卷三十六に「伊豫國河野四郎、豊後國緒形三郎、海田兵衛宗親、白杵次郎維高等が一に成

て、備前國今木城に籠りたり」と見ゆ。南都本には海田を貝田に作り、又一本宗親を通親に作る。  
2 藤原姓(又源氏) もと藤原氏なりしが、後源氏に、更にまた藤原氏に復すと云ふ。  
3 奥州の海田氏 正元二年、庚申二月四日、平基秀法師の讓狀に「讓與平基秀法師の屋敷、手殖間中四至云々、右件の屋敷、手殖、法名海田殿に讓與する處實正也云々」と見ゆ。

戒田 カイダ  
海大 カイダイ 東鑑建久元年六月廿七日條に「伯耆國住人海大成國・召し下され、囚人と爲して義盛に預けらる。是れ去年窮冬の比、彼の國に於いて院の召次等を凌辱し訖んぬ。過己に刑法を遭れ難し云々」とあり。  
海道 カイダウ 中世磐城國東海岸地方を海道と云ひ、石城、楢葉、磐前、菊多を海道四郡と稱せり、此の地名を貢ふ。カイトウ條参照。  
1 清原姓 後三年記に「水保のころ、奥六郡が内に清原眞衡といふものあり、荒河太郎武貞が子、鎮守府將軍武則が孫な

京衆入國、成重城没落」と見ゆ。相當の豪族たりしや明白ならん。後平群郡島氏配下の將に此の氏あり。  
海住山 カイチニウザン 公卿の稱號にして、山城國相樂郡海住山寺を家名に貢ひしなり。藤原北家勸修寺家の一族にして、尊卑分脈に「勸修寺爲房一爲隆一光房一光長(九條三位)一長房(參議、海住山氏部輸入道)八世孫清房(權大納言)一高清(權大納言、勸ヶ由小路、又海住山)」と見えたり。  
海津 カイツ ウミツ 近江、信濃、筑後等に此の地名あり。猶ほ美濃に海津郡あれど新置のものに過ぎず。カヒツ(貝津)條参照。  
1 近江の海津氏 高島郡の海津邑より起る、この地は古文書額嘉天正十六年文書に海津西庄云々とあり。貝津庄と云ふも此の邊を云ふか。此の地に式内小野神社あり、海津小野大明神と稱す。この氏・或は小野姓か。淺井長政の臣に海津信濃守あり、高島郡大溝城に據る。  
2 越後の海津氏 越後國古志郡藏王權現の記録に「海津出雲守」見ゆ、この氏は此の社の舊神職なりしと云ふ。  
3 其の他、磐城、岩代等にも此の氏あり。海頭 カイツ 鎮西大藏姓の一にして、大

り。眞衡・子なきによりて、海道小太郎成衡といふ者を子とせり。年未だ若くて妻なかりければ、眞衡・成衡が妻を求む。當國の内人は皆從者となれり、隣國にこれを求むるに、常陸國多氣權守宗基といふ猛者あり。その娘をのづから頼義朝臣の子をうめることあり」と。後三年役の一原因となる事件として世に名高し。此の成衡は清原系圖に「武則一武貞(荒河太郎)一眞衡(海道小太郎)一成衡(同小太郎、實平權守安忠子、源頼義嫡也)」と見ゆ。此の系圖に據れば、眞衡既に海道と云へるなり。安忠の事は次項を見よ。

2 桓武平氏 前項成衡の父安忠は、桓武平氏系圖に「國香一繁盛一安忠(維茂の弟)」とし、大椽系圖も此れに同じく、「出羽守」と註すれど分脈になし。次に磐城系圖には「國香一良文一繁盛一兼忠一維茂一安忠一則道一泰貞、弟眞衡一繁衡一忠衡一成衡一良貞」とし、仁科岩城系圖には「國香一維茂一安忠(出羽權守、菊田權守)」として安忠を、繁茂の兄とす、又安忠の子「則道(一本作泰貞、眞衡、繁衡、忠衡、成衡、則道弟)一泰貞(海道平大夫)」、その兄「眞衡(一作貞成、

藏氏系圖に「岩門少輔種輔一右馬允種貞一右馬次郎種嗣一義種(海頭彌太郎、母安永太郎大夫種永女)一種親(長島太郎)」と見ゆ。  
海塚 カイツカ 石見にあり、カヒツカ條参照。  
海途田 カイツタ 志摩にあり、正訓不明。  
開田 カイデン 又改田に作る。近江國愛智郡に開田庄あり、天元三年文書に見ゆ。其の他、常陸、美濃等に此の地名あり。  
1 清和源氏木田氏流 美濃國方縣郡(今本巢郡)開田邑より起る。平家物語に美濃尾張源氏として、開田判官代重國を擧げ、又重長の子とあり。その系統は尊卑分脈に「滿政一忠重一定宗一佐渡守重宗一木田三郎重長一重國(號木田判官代、開田)一重知(又太郎)一重用(開田木田二郎)一國用(同木田二郎九郎)一義重(同、同又二郎)一義國(同、同彦九郎)一義宗(同、同二郎太郎)一弟義貞」と見ゆ。重國は承久亂の忠臣也。同書に「高松院判官代、家文(紋)片連錢四也、承久京方、美乃國大豆渡に於いて誅さる」と、又重知は「父同時・重方の爲討れ了んぬ」とあり。後世本巢郡開田(元方縣郡改田)の住人に改田大學武道、同圖書武良、同太郎作武

海道小御前、常陸前司)一繁衡一忠衡(太郎、常陸大掾)一成衡(海道小太郎、藤原季衡妹婿、一本季衡・清衡に作る、此の後室徳尼と號す)とし、又忠衡の弟「忠清(二郎)一清隆(海道太郎)、弟師隆(又太郎、常陸大掾)一隆家(三郎)一安隆(海道小太郎、常陸大掾)一義清(太郎、常陸大掾)一清實(太郎)」などあれど詳かならず。また海道小太郎成衡の子を隆祐、隆衡、隆久等とし、以つて磐城諸流の祖とす、イハキ條を見よ。

加板原 カイハラ 備後國の豪族にして加板原佐渡は三縣郡島巢山城に據れり。一説・加板原とは、湯谷又八郎の事也と云ふ。  
戒場 カイチヤウ 大和國宇陀郡の豪族にて山邊氏に屬す。郷土記・山邊氏與力に「戒場四郎右衛門、戒場甚四郎」等を擧げたり。  
戒重 カイチユウ 大和國城上郡(磯城郡)成重邑より起る。至徳元年四月の大和武士交名に「戒重殿」を載せ、又英後日記に「永正二年、戒重大佛供公事云々、三年八月、

カイテム 一三七



章等あり。

2 尾張の開田氏 前項氏に同じ。尾張志、葉栗郡開田村に開田二郡國用、判官代重國等の事を載せ、又津島神社神子方に此の氏を擧ぐ。

3 雜載 加賀藩給帳に「貳百五拾石(丸内一釘貫) 改田鹿之助、參百五拾石(同) 改田多作」を載せたり。

改田 カイテン 前條に併せ云へり。

皆傳 カイテン 安藝の名族、先祖甲斐人。

階戸 カイド シナド條を見よ。

海渡 カイト 同上。

海東 カイトウ 尾張に海東庄あり、又肥後にも此の地名存す。猶ほカイトウ條參照。

1 大江姓 尾張國海東郡の海東庄より起る。大江廣元の子忠成の後にして(オホエ條參照)、その後は大江氏系圖に「忠成(從四下、刑部少、左將監、海東祖、分脈に號海東判官)―忠茂(美作守)―廣茂(因幡守、新後撰、續千に入る)―廣房(刑部少、續千に入る)と。また忠茂の弟、成茂(從五下)、妹女子(賴重妻、貞重母)、弟忠時(山口藏人)、弟惟忠(海東判官)―忠景(海東判官)と。なほ分脈、惟忠弟に

忠仲を補ひ、又忠景(越前守、從五下、六波羅評定衆)とあり。廣房の後は蘆澤條を見よ。

太平記卷二に「海東左近將監」あり、その子を幸若丸と云ふ。

2 常陸の海東氏 新編國志に「海東、大江廣元の後なり。詳に永井氏の所に出せり。郡村に海東氏のものあり、著姓なり」と。

3 桓武平氏 海道氏に同じ。石城郡玉山村金光寺縁起に「往昔、常陸平大掾二男、海東冠者貞衡、山田小湊の城にすむ」と載せたり。貞衡はカイトウ條を見よ。

開東 カイトウ 石見にあり。

海藤 カイトウ 藤原姓なり。

開藤 カイトウ 信濃にあり。

海沼 カイヌマ 越後國岩船郡にあり、又貝沼とも云ふ。信濃にも存す。カヒヌマ條參照。

開根 カイネ

開野 カイノ

改野 カイノ

戒能 カイノウ

海寶 カイハウ

海原 カイハラ ヲナハラ條を見よ。

開原 カイハラ

海福 カイフク 秀康嗣分限張に「七百石、海福久右衛門」と云ふ者見ゆ。

海部 カイブ アマベを後世音讀せしより起る。アマベ條を見よ。猶ほ貝部カヒブ、カヒベ條參照。

1 藤原姓 阿波國海部郡(和名抄海部郡、加伊布)より起る。故城記、海部郡分に「海部式部殿、藤原姓、丸中に藤の丸」、「但馬殿、藤原氏、丸中に藤の字」とあり。長曾我部元親・天正元年海部を侵す、時に海部入道宗壽あり、三好を援け元親と戦ふ。

2 海部朝臣 故城記海部郡に「淺川殿、同北殿、同田中殿、尖噴殿、元木殿」等を載せ、皆「海部朝臣藤原氏」とし、丸中に藤の字を家紋とす。阿波海部の後なり、アマベ條を見よ。

又本朝銀治考に「阿波氏吉・貝府太郎と號す」と。

海保 カイホ 上總國海上郡(今市原郡)海保邑より起る。又山邊郡に海保庄あり。

1 上海上國造流 上總海上の海保より起る、同地に海保城あり。又古墳ありて「海保殿の塚」と傳へ、又古代の上海上國造・此の地に居ると傳へらる。ウナカミ條參照。

2 源姓 海保氏は一に源姓なりと云ふ。

3 下總の海保氏 成田參詣記に「海保氏の舊記に、永祿九年六月、不動尊公津原より入佛なり」と見ゆ。

4 武藏の海保氏 小田原役帳に海保新左衛門あり、溝の口廿二貫四百文を領す。

海北 カイホク 上總國に海北郡あり、海北郡の北方の意なり、此の氏と關係あるか。近江國淺井郡瓜生村に、海北善左衛門貞兼の宅地の跡あり。淺井家の勇士也。

海門 カイモン 薩摩に海門嶽あり、關聯する處あるか。或は次條と同族なるべし。

開門 カイモン 大伴宿禰系圖に「善男―中庸(右衛門佐)―春雄(紀伊介)―忠行(安藝守)―右職(大膳進)―清康(伊豆守)―保右(史)―仲信(隱岐守)―爲國(外記)―佐親(史、康平五年二月八日下向の間、豐後國に於いて日向守、康平四年・八十六、豐後守、長久三・正・廿九從五位上)―定義(史、治承三・十二・八、石見守、從五位下、開門氏)―廣貞(史、駿河守、延久三・十・廿九、從五位下、兼行幸賞)―廣重(史、安房守、從五位下、兼主計助)―廣盛(定親)また「廣親弟廣信(史)―廣重(史、中宮大屬、上總介、從五位下)―廣濟(史、長寬三・正・廿三、任肥前

守、從五位下)―濟重―濟基、及び「廣重の弟廣季―廣義(木工九)等見ゆ。

海谷 カイヤ 信濃に現存す。又羽前村山郡に此の地名あり。

海輪 カイワ カイリン

高カウ タカ 古く高(カウ)は高麗族、これを稱す。平安朝頃までは、殆んど皆然り。蓋し國號の一字を探れるならん。後高階氏・氏名の一字を以つて高と云ふ。高家一黨これなり。師直に至つて、其の權・將軍兄弟を凌ぎしも幾程もなく族滅さる。しかも一族・猶ほ跡からざるなり。次に高のタカと讀むものは其の條にて云ふべし。

1 高史 近江の古代族にして、天平十四年の古市郡計帳に「高史加太賣」と云ふ人見ゆ。姓氏錄は左京諸蕃に收め、「高史、高麗國元羅那王九世孫延擊王の後より出づる也」とあり。

2 高連 寶龜七年正月紀に高連慶主と云ふ人見ゆ。多可連と云ふと等しきか、カ條を見よ。

3 高(無尸) 多くは高麗歸化族と考へらる。和銅元年正月紀に高莊子と云ふ人見ゆ。又神龜元年五月紀に「正八位上高正勝、姓を三笠連と賜ひ、從八位上高益信

は男孫連と、正七位下高昌武は唯觀連と、勳十二等高藤連は清原連と賜ふ、など記せり。姓氏錄左京諸蕃に「高、高麗國人高助斤の後也」と見ゆ。

4 高(無尸) 高麗歸化族なり。大寶元年八月紀に「僧惠羅、信成、東樓に勅して並に還俗して本姓に復せしむ。代度各々一人。信成・姓は高、名は金藏云々」と見ゆ。姓氏錄左京諸蕃に收め、「高、高麗國人從五位下高金藏(法名信成)の後也」と見ゆ。

5 (後部)高氏 高麗歸化族なり。コウア條を見よ。

6 (前部)高氏 高麗歸化族なり。ゼンア條を見よ。

7 百濟流の高氏 天平寶字五年三月紀に「百濟人高牛養等八人、姓を淨野造と賜ふ」と見ゆ。

8 對馬の高氏 萬葉集卷五に對馬日高氏老見ゆ。

9 倭漢流の高姓 坂上系圖、阿智使主に從ひ、歸化せし七姓漢人の一に高姓を收め、「檜前村主の祖也」と見ゆ。

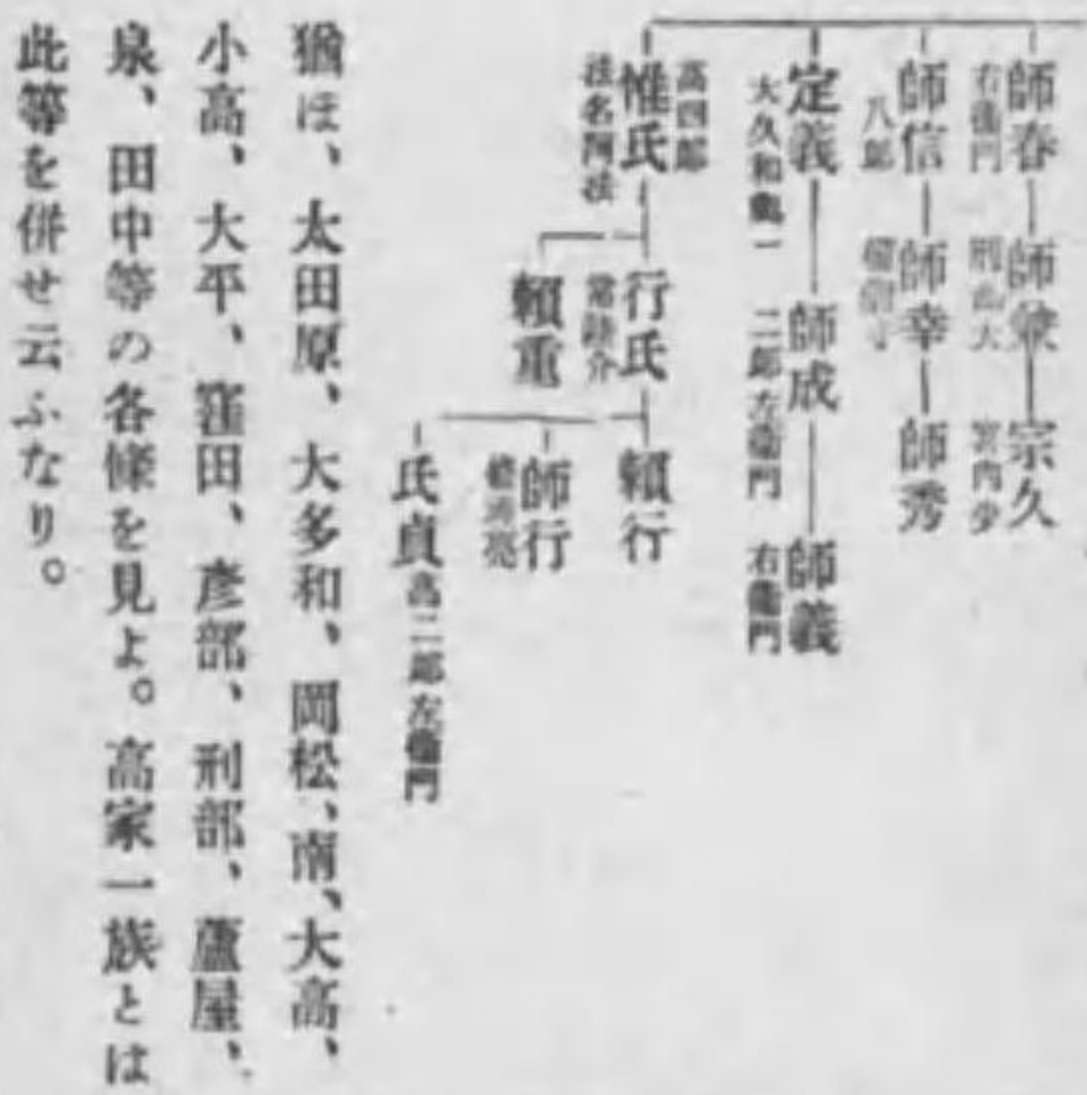
10 高階姓 藤原氏を稱し、菅原氏を管家と稱すると同機、高階氏は高氏



云ひしが、遂に此の氏の一部を以つて苗字とするに至れり。これを高氏の起原とす。(タカシナ條参照)。此の氏の事は、高階氏系圖に「峰緒(高階真人姓を賜ふ)―茂範―師尙(備前守、左中將、在原業平、恬子と密通の子也)―良臣(宮内卿)―敏忠(左衛門佐)―業遠(春宮亮)―成佐(筑前守)―惟章(河内守、母冷泉局、顯義妹)―惟頼(大高大夫と號す。義家四男。尊卑分脈にも「實は義家四男、三歳の時、之を養ふ」と見ゆ)―惟眞(高新五郎、堀内五靈宮也、爲夜討、足利被討。一本高野五郎、尊卑分脈・高新五郎)―惟範(父夜討の時、十三歳、祖父の許にあり、母は那須大夫範之女)―惟長(刑部丞、奥州忍郡領)―惟重(刑部丞)―義定、弟重氏(高左衛門)―師氏(高右衛門、法名心佛)」



を懸て廻り返して居たりける。また師直一族最期の事は同書に「執事兄弟武庫川を打渡りて、小堤の上を過ける時、三浦八郎左衛門が、中間二人走り寄て『此なる、通世者の顔を藏すは、何者ぞ、其の笠ぬげ』とて、執事の著られたる蓮葉笠を引切りて捨るに、ほうかぶりばづれて、片顔の少し見えたるを、三浦八郎左衛門、哀れ敵や、願ふところの幸哉と悦びて、長刀の柄を取延べて、箇中を切て落さんと、右の肩先より左の小脇まで、鎌さがりに切付られて、あつと云ふ處を、重て二打うつ、打れて馬よりとらどつと落ければ、三浦馬より飛下り、首を振落して長刀の鎌に貫て差上たり。越後入道は中町計隔たりて打けるが、是を見て馬を懸のけんとしけるを、跡に打ける吉江小四郎を以つて押骨より左の乳の下へ突徹す。突れて鎌に取付、懐に指たる打刀を抜んとしける處に、吉江が中間走り寄り、鎌の鼻を返して、引落す。落れば首を振切て、あぎとを喉へ貫き、とづ付に著け馳て行く。高備前五郎をば小柴新左衛門・是れを打。高備前守をば井野備四郎組で落て首を取る。越後將監を



猶ほ、太田原、大多和、岡松、南、大高、小高、大平、窪田、彦部、刑部、蘆屋、泉、田中等の各條を見よ。高家一族とは此等を併せ云ふなり。又師氏弟、重長(左衛門)―重成(伊與守)―重直(兵庫介)、弟に重久(五郎)、重政(左馬頭)、成氏(刑部少)、久氏(左近大夫)等を載せ次に師直の譜には「武藏守、道常、觀應二、二、廿六、攝津武庫川に於いて誅さる」と。その兄師泰には「越後守、法名道昭、同被誅、」弟師久は「建武三、六、廿、雲母坂に於いて誅死」とあり。次に師世の裔は後世に續きて、「師秀(尾張守)―師胤―師厚―師照(越後守)―師俊(二郎、早世)―師永(實弟、彦二郎、早世)―師爲(尾張守)―師繁(刑部

は長尾彦四郎、先づ馬の頭切て、落つる所を二太刀うつ。打れて少弱る時、押へて總て頸を切る。遠江次郎をば、小田左衛門五郎切て落す。山口入道をば、小林又次郎引組て差殺す。彦部七郎をば小林掃部助、後より太刀にて切けるに、太刀影に馬驚て、深田の中へ落にけり。彦部引返して、御方はなきか、一所に馳寄て、思々に討死せよと呼りけるを、小林が中間三人走り寄りて、馬より倒に引落し、踏へて首を切て主の手にこそ渡しけれ。梶原孫六をば、佐々字六郎左衛門是れを打つ。山口新左衛門をば高山又次郎切て落す、とあり。又常樂記に「觀應二年正月十七日、高播磨權守師冬誅せらる。同時、或は自害、或は相互害、其の員を知らず、己上甲斐國」とあり。

12 高氏の後裔 されど高氏の後は猶多くありて室町幕府に仕ふ。永享以來御番帳に「三番高兵部少輔、四番高尾張守、大和守、同編九郎、同編三郎、」また文安年中御番帳に「三番高駿河入道、四番中次高次郎、」永祿六年諸役人附に「高伊豫守師宣、」長享元年、常徳院江州動座着到に「三番衆高兵部大輔入道、同小次郎、」永

大、越後守)―師重(刑部大、越後守)と載せたり。

11 高氏は後三年記に「高七、」降りて梅松論に「將軍は山陰丹波丹後を経て伯耆へ御發向有べき也。高家は山陽道播磨備前を経て、同伯耆へ發向せしむ」と。又「富部大舍人頭、參河守師直、」武藏守師直、「高越後守師泰」等見え、太平記卷九に「高家の一類四十三人、」また「高右衛門尉師直、」卷十四、尊氏謀反の條に「高武藏守師直、越後守師泰、同豐前守、」十六に「高豐前守師重、大高伊豫守重成、」十七に「大將豐前守は將軍の執事高武藏守師直が猶子の弟にて、一方の大將を承る、」また二十四、天龍寺供養に「高刑部大輔師兼、高播磨守師冬、高武藏守師直、越後守師泰、高右衛門佐泰成、」二十七に「高辨定信、」また卷二十九に「高武藏守師直、越後守師泰、武藏五郎師夏、越後將監師世、高豐前五郎、高備前守、遠江次郎、彦部、鹿目、河津以下、高家の一族七人、宗徒の侍二十三人、十二間の客殿に二行に座を列ねて、各請天に燒香し、鎌直垂の上をば取て抛除け、袴計に掛纏懸て、將軍御自害あらば、御供申さんと懸の刀に手

証記に「一からの師次郎(小鼓)、」見聞譜家紋に

三番 佐々木本  
高 花形如此

13 遠江の高氏 神風抄に「小高御厨、三百町也、山口同所」と見ゆる小高御厨は又小高庄と呼ぶ。掛川志に「高階氏の領地なりしか、成瀬村に高御堂と呼ぶ處あり、按に高階氏系圖に遠江守永業と云ふ人あり。其の叔父大和守經重、新古今に名あり、又遠江守成朝、新後拾遺に名あり、其の年の年歴大概知るべし。又遠江守從二位治部卿重經、應長元年薨す。是れ鎌倉右大將家の時の大藏卿泰經が五世の孫也。又高師直の祖を大高大夫惟頼と云ふ、其の八世孫重長を、小高右衛門と稱す。太平記に高師直が一類に遠江次郎あり、師直討れたる時、一類の内に山口新左衛門、山口入道あり。因て意ふに千羽村の高塚は高階氏の人の古墳なるべく、仙高山平安寺は其の守塚なるべし」と。以上の人の事は高階條にあり。

14 三河の高氏 寶飯郡御馬城は高師直の領土と傳へ、又頼田郡日近城(下山村下



山、名の内)は、中古高播磨守の属城にして、日近郡十二ヶ村を領すと。播磨守は高師直の一族也。前々項を見よ。又岡崎領主古記に「參河國額田郡岡崎の地は、古(菅生村とて築山領なり。永仁の頃、領主は高右衛門入道心佛といふ人なり」と。又加茂郡上飯田城(同村上飯田)は高師泰住居せりと云ふ。

15 伊勢の高氏 高土佐守師秋・當國の守護たりき。

16 備中の高氏 南北朝の頃、高越後守師秀・當國の守護たり。其の後康正二年遣内裏段錢引付に「六貫六百七十五文、高喜久鶴殿、備中國大井村段錢」と。

17 因幡の高氏 高師直の次男、支那頭師永・當國にあり、子孫秋里氏と云ふ、アキサト條を見よ。

18 肥後の高氏 嘉吉三年の菊池持朝の侍帳に「高長門守高冬」を載せたり。

19 高一揆 大友氏配下、筑後村々の小地頭を總稱して「高一揆衆」と呼ばる。

20 鎌載 高良齋は徳島の人也。獨逸人シポルトに就きて學ぶ、天保七年、大阪に來り眼科醫を業とす。

カウ 和泉に郷莊、近江坂田に郷里(古

里庄)、石見に郷川、伊豫越中郡に郷邑あり。

1 清和源氏義朝流 清和源氏系圖に「義朝(義國(號横川朝公、尾張に於いて討死、敵知盛稱)と載せ、分脈には「圓成(今禪師、彌公、改義圓、榮和元正廿四、澧州洲侯川に於いて平家の爲に討れ了。年廿七)とあり。子孫愛知條を見よ。新撰美濃志、安八郡下宿村條に、「郷君義圓墓。義兼は左馬頭義朝の子にて、頼朝彌の弟なり」と。

2 藤原姓 海東諸國記に「盛政、丁亥年壽門護送と稱し、使を遣はして來朝す。書して出雲州美保關、郷左衛門大夫藤原朝臣盛政と稱す」とあり。相當の豪族たりしや明白ならん。

3 桓武平氏千葉氏流 下總國香取郡五郷内より起る。其の地に樹林寺あり、寺社分限帳に見ゆ。傳へ言ふ、千葉常重の初むる所と。貞和中、僧靜胤中興、千葉系圖を按ずるに、靜胤は東氏胤の弟、郷房と稱す。其の子樂胤・法を嗣ぎ、辨の禪師と稱す。國分胤連の子明聖、郷の阿闍梨と稱す、亦此に住するなり(地理史料)と。

4 河野氏流 伊豫の豪族にして、河野土

居等の一族なり。江と云ふと同一か。ヨウ、ドキ、カウノ條參照。

5 越中の郷氏 鎌倉時代、刀鍛冶に義弘と云ふものあり。新川郡松倉郷に住せるを以つて郷義弘と稱す。正宗の弟子にて天下に名を擧ぐ。

7 甲斐の郷氏

香 カウ 近江國愛智郡に香庄あり、三寶院文書延文三年に見ゆ。

神 カウ 三輪氏の族なり、ミロ、及びカミ條を見よ。

幸 カウ 猿樂の家に、幸四郎次郎と云ふものあり、幸流小鼓の祖となる。又豊前に此の氏あり。神(カウ)と同族にて、三輪氏の族か。

桐 カウ 正訓不明。伊勢内宮社家にして、皇太神宮地下權禰宜、本宮別宮内人物忌等家系帳に「荒祭宮内人、桐、荒木田姓、家祖大江氏」とあり。

幸阿彌 カウアミ 清和源氏土岐氏の族と云ふ。壽輪師四郎左衛門と云ふもの、入道して幸阿彌と稱せしを、子孫之を氏とせしなり。

郷右近 ガウウコン

神内 カウウチ カウナイ カミウナ條を

見よ。攝津國島上郡に神内邑あり、カウナイと訓ず。

幸内 カウウチ 同上。

幸尾 カウヲ

幸岡 カウヲカ カウカ 下野國鹽屋郡幸岡邑より起る。宇都宮氏の族にして幸賀と云ふに同じ。

幸賀 カウガ また幸岡に作る。下野國鹽谷郡幸賀邑より起る。宇都宮系圖に「朝綱(朝業(鹽屋四郎兵衛)一支配(光堂法印)一親時(幸賀五郎)と見え、鹽谷系圖には「朝親(幸賀五郎)と見え、鹽谷系圖には「朝親(幸賀五郎左衛門、鹽谷郡幸賀の住人、又幸岡に作る)とあり。

香賀 カウガ 幸賀氏に同じきか。

高賀 カウガ

上神 カウカミ カツワ ウヘカミ條を見よ。

高貴 カウキ

幸久保 カウクホ

高家 カウケ 江戸幕府の職名なり。室町時代には將軍家の一族を云ひしが、徳川氏の世となり、名族の後裔をして、營中の禮式、其の他、朝廷、日光山等への使者等をつとめしむ。此れを高家と云ひ、非職のものを表高家と稱せり。文化七年の武蔵に御

高家衆には「六角(藤原)廣孝二千石、月田(源)氏明二千石、織田(平)信由七百石、中條(藤原)信義千五百石、今川(源)義彰千石、島山(源)國祥五千石、上杉(藤原)義長千四百九十六石、有馬(源)廣壽五百石、大澤(藤原)基之三千五百五十石、大友(源)義方千石、六角(藤原)廣勝千五百石、戸田(源)氏倚千五百石、織田(平)信順千五百石、宮原(源)義周千四百四十石、土岐(源)頼康七百石。」表高家衆には「島山(源)義一三千百石、長澤(藤原)資言千四百石、織田(平)信味二千七百石、前田(藤原)長晴千四百石、武田(源)信典千四百石、織田(平)長孺二千石、今川(源)義用、高橋(源)高正千五百石、由良(源)貞隆千石、大友(源)義智、大澤(藤原)基休、品川(源)三三石、大澤(藤原)基休六百石、横瀬(源)千石、吉良(源)義房千四百廿五石、前田(菅原)長英千石。猶ほ雁之間御高家衆末席として、「中條(藤原)信敬千石、日野(藤原)實施千五百石。」を擧げたり。

郷湖 ガウコ

郷古 ガウコ

香西 カウサイ カサイ 讃岐の大族なれ

ど、他にもあり。河内とも通ず。

綾姓羽床氏流 讃岐國香川郡香西邑より起る。讃岐の著姓綾氏の族なるも、早く藤姓を冒し、羽床、託問等の族と共に藤家と稱す。其の出自については、綾氏系圖に「羽床庄司資高(信資(香西三郎)一廣資(香西右兵衛尉)一資繼(西隆寺次郎右衛門)一左衛門次郎資兼一又次郎資村一資盛(小次郎)また「資兼の弟資氏一資保(香西備前次郎)、弟資定(香西左衛門大夫)一資顯(同小五郎)、弟資頼(同六郎)、又資繼の弟に資有、また「廣資の弟資村(香西左近將監)一思資(同左衛門尉)一資茂(藤大夫)一資氏(右衛門大夫)一資文(彦四郎)一顯茂(新左衛門)」と見ゆ。資村、承久に功を建て香川郡司となり、其の孫資茂は東鑑に讃岐國御家人藤左衛門尉と載せ、又家資とあり。寛元四年、海賊百餘人を捕へて六波羅に送る(三月十八日條)。北條時頼・書を贈りて之を賞し、諸島を守らしむ。南海通記所載系圖に「資茂(藤左衛門、鎌倉將軍家の御時、備讃の門に海賊あり、資茂馳向つて、攻め伏せ、長本人を捕め捕へて、六波羅に送達す、北條氏・讃州の諸島警衛を賜ふ)一資



治(右衛門大夫)一資宗(彦四郎)一顯茂(親左衛門)と。また資治の弟親茂(左衛門尉、後醍醐帝御方人也。後細川定禪と相和して、尊氏に屬し、武功を立つ)一資忠(太郎左衛門尉)一資邦(又七郎)と。資忠は文和三年三月、鳥羽に戦ひ死す。一時に子五郎幼なるにより、其の臣泉坊右近太郎、藤井八郎等、相謀りて、資忠の弟七郎資邦を立んとす。其の母託間氏聞かず、是の年九月十三日の夜、賊ありて五郎を殺す。よりて足利義詮、資邦をして其の後を嗣がしむ。資邦、また神南に戦ひて死す。其の後、南海通紀卷五に「卒徳元年より細川右京大夫勝元は、島山徳本に代りて管領職を勤むる事十三年に至る。此の時、香川肥前守元明、香西備後守元實、安富山城守盛長、奈良太郎左衛門尉元安四人を以て、統領の臣とす。世人是れを細川家の四天王と云ふ也」と。また「綾の南條、北條、香東、香西四郎は香西氏世々之を領する也」と。また「香西氏は當國の姓氏也。建武二年、細川卿律師定禪、當國に來て、足利家歸服の兵を招きし時、詭計、香西、是れに屬して武功立てしより以來、更に野心なき故に、

畿内にて食邑を賜ふ云々」とあり。又卷六に「香西氏、謹みて細川政元に附て教育を乞うて下國す。香西備後守元實一子備中守元直在京す、故に上香西と云ふ。次子左近將監元綱、讃州に在住す、故に下香西と云ふ也。備中守元直が子又六郎元繼、後又備中守と號する也」と。また「永正四年八月、京都に於いて細川澄之家臣香西備中守元繼思死を遂げ、細川澄元家臣三好筑前守長輝等、京都に横行すと聞へければ、大内義興即ち前將軍義村公の執事として、中國九國にふれて奥力の者を招く。讃州香西左近將監元綱、其の子豐前守元定に懇勸の書を贈て、義村公の御歸洛に従はしむ云々」と。また香西氏・山田郡三谷城を圍む記に「永正五年八月、香西豐前守元定、香東、香西、南條、北條四郡の兵二千五百人を率して、山田郡に發向す。相従ふ人々は、香西備前守清成、植松四郎資茂、北條香川民部少輔、瀧宮豐後守、瀧宮彌十郎、福家七郎、羽床伊豆守、同大林氏、山田彌七、中間の久利三郎四郎、圓座の遠藤善太郎、檀帯の植松利部、河邊、成相(ナラヒ)、飯間、飯田右衛門督、中飯田備中、

下飯田築城殿助、安原に國廣右衛門佐、岩府某、井原に津原、油佐、河東等、一宮大宮寺、大野名主、太田、犬養、松繩手の宮脇氏族、立石、伏石に佐藤孫七郎、木太真部、上の村真部、楠川、坂田庄官、野原の雜賀、岡本、藤井等、各居構の小城持也。元定旗本にては、唐人彈正、片山支番、仲備中、佐藤遠江、鬼無(ケナシ)の香西兵庫、守政の眞部等も、壘を構たる者ども也。其の外、近習の輩は大身の者の次男、三男也。小身の面々は記すに及ばず。凡そ二千五百人の著到を以て、野原の庄に勢揃し、木太部に打出、龜田池邊に陣を居へ、幸禮、高松、志度の浦まで手遣し、由良山の城に、押寄する。城主本山首領三谷伊豆守は、其の弟掃部左衛門・香西家に近士せしむる故に和平す」とあり。資忠の後は讃州藤家系圖に、その子「資邦(又七郎)一清資(又七郎、左近將監)一元實(細川勝元・諱の一字を賜ふ、備後守、法名宗善、攝州渡邊、河州所々の采地を加賜す)一元直(備中守、丹波篠山の城を賜ひて上京、故に上香西と曰ふ)一元繼(備中守、幼名又六、細川政元遺害、而し

て後、養子澄之を補佐し、嵐山戦死)と。また元直の弟元順(左近將監、在國す、故に下香西と云ふ。綾の南北、香河の東西、四郡旗頭)一元清(豐前守、宗玄寺を建つ)一元成(越後守、法名宗善、細川晴元に從ひ武功を顯はす、其の名高し矣。船師二千餘人を率ゐて、難波津に入り、榎並城を陥し、晴元に與ふ)一元載(駿河守、初名元治、法名宗信、元龜年中毛利家と手合を爲す、香西宗信、備州兒島を發向し、加陽の城を攻むる時、霧深く降りて東西を分たす。城兵其の弊に乗じて出で宗信亡ぶ)一佳清(伊賀守、法名宗可、官領家の一字を止む。元龜中、父元載、兒島陣に討死す。其の後、執事香西大隅守、幼主伊賀守を輔佐して出陣す。其の頃織田信長・京師に横行す。阿波讃岐の兵將、攝州野田、福島、中之島城を防ぐ。信長先鋒を以つて之を攻む。江州淺井、越前朝倉、信長の後を襲ふ故、信長の兵將退散す。此の時伊賀守八歳にして、攝州に出陣し、二千餘人を以つて福島の城を守る。城中にて痘瘡を病む。男子ばかりにて看病の術を知らず。痘瘡眼に入りて、盲目、是れ資廢の元なり」と見ゆ。

又「元清弟顯光(次郎)。弟顯親(三郎)。其の弟資茂(四郎、植松家を繼ぐ。資茂射を能くす、其の飛矢八町、其の名四方に顯る。公方義植公・資茂を召して術を覽、公之を感美し、桐紋を賜ひて之を賞す。資茂誓上を恐るゝ故に、其の花を除き、以つて其の葉葉を用ひ、株桐の紋と曰ふ)一資方(新居權守)一資教(香西大隅守、後に駿河守元載、伊賀守佳清、二代の執事)一又資方弟「資正(植松備後守、幼名帶刀)と。系圖卷頭に「紋三笠松、並に根條」とあり。又織氏系圖に資有の「女子(香西左衛門次郎資命妻)、女子(泉房)、女子(濱)、女子(神高、その子清定は四俊左藤三郎)、女子(藤井)と。長女資象妻の子「女子(西保左藤久政妻)、女子(香西左衛門大夫資真妻)」と見ゆ。2 香西氏の居城 全讃史に「佐科城(在笠井村)香西左近將監資村・世々に居る。香川の東西、河野南北の渠師也」と。又「鬼無城・香西兵庫之に居る」と。又「勝賀城(在勝賀山嶺)香西の要城也。天正二年十月、阿の三好長治、三好越後守をして、三千餘騎を率ゐて、香西氏を撃しむ。香西氏・勝賀城に據りて之を拒む。城中

に一阿彌入道あり、首十八級を取りて首冢を作り、京觀と爲す。阿兵敗績」と。又「藤尾城(在香西村)此の地舊と八幡祠あり。其の海に面みて、寇を禦ぐに便なるを以つて、天正三年、香西伊賀守・嗣を山上に遷して、其の地に城く。同五年、城成りて佐科より移る。同十年、土佐元親に降り、十一年、元親土功を助けて成る」と。十三年、除封、仙石氏・封せらる。3 香西氏は東鑑卷五十に香西又太郎、下つて應仁記に「香西、細川兩家記に「藥師寺三郎左衛門、香西又六兄弟、「香西孫六討死、「香西又六、藥師寺三郎左衛門、天下を我等がまゝにふるまふ、「高國方香西與四郎、「香西四郎左衛門生害、「三宅城主香西與四郎」等を載せ、又香西支藩あり、攝津島下山田城による。(孫六郎成元)。見聞諸家紋に



讃岐藤家左留靈公之孫 香西越後守元正

- 4 源姓、應仁私記に「香西越後守源義成」なる人見ゆ。
- 5 筑後の香西氏 筑後の大隈氏と同族な



リ。五條家弘安(?)七年四月十二日文書に「筑後國木小屋地頭香西小太郎度景申す、弘安四年閏七月五日、肥前國御厨千崎海上に於いて、蒙古賊船三艘の内、大船を追懸け合戦を致し、敵船に乗り移り、度景分取、舍弟廣度に任せ畢んぬ云々」と。又大隈氏元享二年三月七日修理亮判書に「香西駒松丸申す、筑後國大隈四王寺事云々」と。オホケマ條を見よ。

6 河西流香西氏 川西、河西に作る、その條を見よ。田村家々臣にあり。

7 和泉の香西氏 大島郡香西哲雲は夕雲開(初め萬代新田と稱す)を開發す。一説には夕雲開村の名族筒井氏の祖正右衛門夫婦の開發なりとも云ふ。

8 又美作國英田郡田殿邑に香西氏あり。香西氏と同族なるべし。

高西 カウサイ 大阪四區の名族也。高西哲雲、池山新兵衛、寛永中九條島を開發す。

高齋 カウサイ 香西氏と同族か。

神西 カウサイ シンサイ條を見よ。

高三 カウサウ 和泉國大島郡に高三隆達あり、小歌節の一流を誇ひ出す、隆達節と云ひ、世に名高し。

高坂 カウサカ また香坂に作る、合せ云

ふべし。

1 有道姓兒玉黨 七黨系圖に高坂氏を收むれど、其の系なし。武藏國比企郡高坂村より起りしなるべし。小田原北條氏家臣に「高坂氏」あり、その屋敷跡と稱するもの此の村に存すとぞ。

2 信濃の香坂氏 また高坂に作る、佐久郡香坂邑より起りしか。伊那郡の豪族なり。光明寺殘篇に「高坂出羽權守」また香坂高宗は、李花集に出づ、宗良親王に仕へし人なり。又文和二年七月五日尊氏の列書に「信濃國香坂美作守己下の内徒、退治の爲發向候條云々、小笠原兵庫助殿」と。

傳へ云ふ、伊那の香坂氏は大河原城(大鹿村大河原)に據る。興國中、香坂高宗、高宗を領し、此に城を構へて居住す。宗良親王、正平七年新田義治を從へ、關東管領足利基氏を破り鎌倉を奪はんとし、義治の兄義宗は碓氷嶺に據る。此のときに當りて、小笠原貞宗は尊氏に屬せしも、國內の豪族多くは官軍に屬し、親王を奉じて義宗を援く。賊兵大軍を率ゐる來り戦ふ。官軍利あらず、義宗越後に走り、親王に諏訪に退き、而して忠勇なる香坂四

郎高宗の居館が溪間僻處にして、粗惡なる通路一線の外道なく、要害最も堅固なれば、此に入らせ玉ふ。之れにより高宗無二の志を盡し、滋野、上松の一族を招き、警護し奉りて居る事數年、依て信濃宮と申す。當城は高宗以來、正統緒々、體續して、天文廿三年武田氏の將山本勘介の爲に没落して家名を失ふと傳へらる。

又諏訪郡にも此の氏あり。

3 春日氏流 甲斐の香坂氏にして、信濃高坂氏より出づ。高坂安房守の死後、石和の名族春日大陽の子彈正、此の氏を冒すと云ふ。これ高坂昌信にして、其の子源五郎(昌澄、昌宜、信秀)、其の弟又源五郎(昌貞)と云ふ。紋重十六葉菊。四百五十騎の大身也。

4 織田流香坂氏 織田系圖に「信定」孫三郎信光一市之介信成一源三郎正信一勘左衛門利信(號香坂、松平阿波守家臣となり、慶安三年阿波に卒す)一平左衛門成信」と見ゆ。

5 雜載 上杉景勝家中侍に香坂四郎兵衛あり、又徳川時代、播磨小野一柳藩の用人格に此の氏あり。

香坂 カウサカ 前條に併せ云へり。猶ほ

幸坂 カウサカ 近江の豪族にして、佐々木氏の族なり、カミサカ條を見よ。

幸崎 カウサキ 次の二氏と通すべし。

神崎 カウサキ カンザキ條を見よ。

神前 カウサキ カンザキ條を見よ。

郷司 ガウシ 職名を氏としたるなり。

柑本 カウジモト 紀伊の名族にして、續風土記、那賀郡新河莊新河村中齊舊家六十人地土柑本常五郎條に「其の祖を柑本大藏道安といふ。河内國島山家に仕へ、同國矢田邊村にて五百石を領す。天王寺合戦に軍功ありて馬鞍を與へらる。其の鞍今に藏む。其の後、將軍義輝公に謁し、柑本の氏を賜ふ。道安の子を内藏之助盛彌といふ。道安の二男を額田角兵衛といふ。上杉景勝に仕へ、六百石を領す。三男を額田佐吉といふ。野間佐大夫の養子となり、織田家に仕ふ。盛彌の子を九大夫春繁といふ。元和七年六十人地土に命ぜられ、六十石を賜ふ。弟額田辨財天院といふ。景勝に仕へて、伊達家と合戦のとき、軍功あり。後佐竹家に仕へ六百石を領す。春繁の子孫代々當村に住すと見えたり。

カウシマ 下總、備前に此の地名あり。

1 秀繩流藤姓小山氏流 下總國幸島庄より起る。(小山文書に下總幸島下莊、嫡子所領と)。此の氏は尊卑分脈に「秀繩八世孫下河邊庄司行平(幸島)一行綱(左衛門尉)一能光一政平、又一行綱兄、朝行(幸島四郎、或行綱子云々、或行朝)一行村、又「朝行弟行時(幸島四郎)一時光(同二郎)一時村(小二左衛門)一時通(對馬守)一行通」と見ゆ。猶ほ結城系圖に「下河邊庄司行平一同左衛門行綱(幸島)四郎行時(承久討死)一時光(次郎左衛門尉)一時村(次郎左衛門尉。弟に五郎左衛門朝氏、十郎左衛門時朝あり)一時通(二郎左衛門尉、對馬守、母小山長村女)一宗通(二郎左衛門尉、常陸介)一朝行(二郎左衛門尉、建武三年正月廿日、將軍方となりて討死)と載せたり。

東鑑卷三十六に、幸島次郎殿村、その後、花營三代記に「康暦二年、小山下野守義政・宇都宮下野前司基綱と合戦す。義政方大内入道父子、親類卅餘人、幸島惣領云々」と。下つて關八州古戦録に幸島式部丞等あり。

2 武藏の幸島氏 秩父郡の中津川村にあり、覺範入道の後裔なりと云ふ。

3 近江の幸島氏 康正二年造内理段錢引付に「八貫二百五十文、向水所樓御軒所、幸島石見守。近江國長裏彌度、段錢」と見ゆ。

4 紀伊の幸島氏 三藤の丸を家紋とす。

香庄 カウシヤウ カウノシヤウ條を見よ。

幸神 カウジン 攝津國矢田郡の名族なり。

神代 カウシロ カミシロ條を見よ。

神主 カウス 日川重賢記に見ゆ、カンヌシ條参照。

神墨 カウスミ 尾張にあり。

高祖 カウソ 備前にあり。

幸前 カウセン 紀伊海部郡加太莊の地土也。又四國寺家の諸大夫にあり。藤姓と云ふ也。又四國寺家の諸大夫にあり。藤姓と云ふ也。又四國寺家の諸大夫にあり。藤姓と云ふ也。又四國寺家の諸大夫にあり。藤姓と云ふ也。

香宗我部 カウソカベ カソカベ 土佐國の名族にして、香美郡宗我部より起る。後世香宗邑あり。此の氏は下記に如く、或は清和源氏武田族と云ひ、或は大中原姓と云ひ、或は中原姓と云へど、その香美の



宗我部より起りし事と、香宗我部を家號とするによりて、古代蘇我氏配なる宗我部の後裔なるや察するに難からず。而して其の香の字を冠して香宗我部と云ふは、長岡郡なる宗我部と區別せんが爲にして、共に郡名の一字を冠し、彼は長曾我部と云ひ、此れは香宗我部と云ふに外ならざるなり。但し香宗我部文書に「將軍家政所下す、土左國香美郡内、宗我部、並に深淵、地頭職に補任する事。中原秋家。右人を彼職に補任するの狀、仰する所・件の如し。奉行人宜しく承知すべく、違失する勿れ、以つて下す、建久四年六月九日云々」と。また建仁元年時政奉書に「中原秋家、同三年八月、遠江守判書に「土佐國御家人中太明道」などあり。此等を事實とすれば、中頃・中原氏此の家を繼ぎしか、或は何等かの緣故より此の姓を冒せしものならんと考へらる。

1 大中臣姓。なほ東鑑元暦元年七月十八日條に、「故一條次郎忠頼家人甲斐小四郎秋家・召出さる、是れ歌舞曲に堪なる者なり云々」と載せ、同十月六日條に「甲斐四郎大中臣秋家云々」とあり。これ香宗我部氏の祖先にして、秋通の養父なりと。されど此の秋家・果して此の氏の祖先

か、否か詳かならざれど、若し此の人を此の氏の祖とすれば、當時大中臣姓なりしものとせざるべからざるなり。

2 清和源氏武田氏流。斯くの如く此の氏は、古代宗我部の後裔と思はるれど、鎌倉初期に於いては中原姓と稱し、一面大中原姓なるが如くも觀察さる。然るに後世源姓と稱し、武田氏の宗族一條家の後裔と稱す。此の傳説は前述秋家が一條忠頼の家人たりしに基くや明白ならんか。香宗家譜跡記には「抑も中山氏の先祖土佐國香宗我部は、人皇五拾六代清和天皇七代の後胤、鎮守將軍源頼義の三男、兵衛尉甲斐守義光（新羅三郎）と號す。崇徳院の大治二年歳七十二卒す。弓馬藝に勝る、源氏一流祖と云ふ」の曾孫、武田太郎信義の苗裔何某（甲斐國武田の氏族、今世上の中山家所藏系圖は世々斷絶なく、詳かに姓名を載すと雖も疑あり。故に之を取らず。然りと雖も載する所の姓名と、年時と、今存する所の古文書符合の者、之を證として之を擧ぐ）。鎌倉源將軍の時、（何代と云ふ、と未だ詳かならず）、土佐國香我美部を賜ふ。夫れより世々香宗郷土居村に住みて、香宗我部と

號す。（家紋判莖、世に武田莖と云ふ。今立仙宮の紋割莖也）。或は曰ふ、土州に二つの宗我部あり、長岡郡に在りては、居る所の秦氏、長宗我部と號し、香我美郡に在りては、居る所の源氏、香宗我部と號すと。（亮曰く、共に宗我部なり、古代の氏・秦氏は宗我（蘇我）氏の配下となりて宗我部たり得るも、後世の源家が上古の宗我部たるを得んや）。

○重通（又太郎、法名照海、傳ふる所の系圖・連續して相續し、一世の斷絶なきも、證なき者は取らず云々。右重通の時代を推し量るに、北條貞時比の人歟。

○秀頼（甲斐孫四郎、法名性海、系圖に正和の比の人とす）。長岡郡介良村西養寺藏する所の文書（蠶簡集）、土佐國介良庄事、走湯山密嚴院領なるの處、甲乙人、濫妨狼藉を致すの條、父甲斐孫四郎入と相共に狼藉沙汰を相續め、代官所に居り所務せしむべく、且つ起請の詞を載せて往進すべし。違犯仁交名の狀件の如し。元弘三年六月四日。源朝臣。長宗我部新左衛門殿。蠶簡集に曰ふ、右介良西養寺藏、凡そ十九通、今按ずるに源朝臣は足利尊氏なり。新左衛門は豐岡城主泰信能

なり。孫四郎入は香宗城主甲斐又太郎重通の次男甲斐孫四郎頼入道性海也。

○時秀（法名善海、系圖に秀頼の子とす）。右時秀の事は西山氏傳ふる所の文書左の如し。云々。沙彌了（花押）。謹上甲斐二郎太郎殿。

○通秀（甲斐守、法名蓮海、系圖に在り）。右通秀は西山氏賜ふ所の證文、永和五年の文書にあり、左の如し。香宗我部郷内、甲斐小次郎氏秀子息、次郎太郎安秀分の事。云々。右件の田島等は、伯父氏秀、尚ほ未だ處分せざるの間、子息安秀云々。永和五年壬四月廿一日、通秀（花押）。

○親秀（出羽守、此の親秀の弟何某、其の子中山田左衛門佐泰吉と云ふ。土佐國中山氏の祖也。右親秀は金剛頂寺（四寺）所藏（蠶簡集）願文に、文明十八年、源出羽守親秀とあり。新宮村西山氏所藏文書左の如し。新宮別當職豐後入道次男を申付くる所明白也云々。延徳四年壬子六月八日、親秀（花押）。（私曰ふ、親秀の弟何某、其の子中山田泰吉と云ふ云々）。

○親泰（内記、後左近、又安藝守、實は秦國親三男、元親の弟也。今世上の中山家の系圖に「親秀の養子と爲る」と。是

れは其の誤也。親秀は右記の如く、文明の比の人也。親泰の享年、未だ詳かならずと雖も其の兄元親は天文八年の産也。然れば文明より天文まで八十有餘年也。争ぜ八旬の後、當歳の親泰を以つて養子とせんや。親秀、親泰の間、恐らく一代を絶つ乎。證なしと雖も、土佐軍記に曰ふ「香宗我部景好は四千貫の主にして此の郡主也。元親の弟、親泰を以つて養子とす」と有り。又香宗の遺臣村田氏系圖序に曰ふ「天文中、香宗我部は安喜郡司と職ふ事・年あり。香宗・漸く衰微に及び、家運を量りて、一夕頓に自殺す。家士驚き、皆城に歸り、相議して秦姓を請ひて家を嗣がしむ」と後設區々として一訣を辨ず。

○親氏（千菊丸、彌七郎）親泰の嫡男、元龜年土居村に生れ、元親に従つて朝鮮に於いて病卒。石碑に清和天皇六孫王多田滿仲武田朝臣親氏云々と。

○（親泰の次男）貞親（始親和、後貞親に改む。始め右衛門八、後左近大夫と改む）。天正十九年辛卯、土居村に生る。慶長五庚子亂、其の年僅に十歳、其の身出陣せずと雖も、亂後國を去り、泉塚に退く。

元和元、大原郡城具後、堀田加守に仕へ、千三百石を領す、（正盛は武州川越の城主也。寛永十六、信州松本に移り、同十九年、下總國佐倉に移る。此の事、中山所藏貞親が逢谷に與ふる書に見る）。萬治三年七月九日佐倉に於いて病死、七十歳。

○（貞親子）久秀（香宗我部采女、後左中守の老臣、高井源左衛門男也。高井氏は加賀守の妹婿也。萬治三年堀田上野介正信請する所となり、後松平陸奥守綱村に仕ふ）。

○（親重子）久秀（香宗我部采女、後左中と號す）。實は當國中山覺承秀治の三男新助也。親重男子なし。之を招きて家督となす。時に延享五戊辰秋八月日、中山益庵源良爲」と。

天王寺秋野房、貞治五年十二月文書に香宗我部又四郎見ゆ。こは香宗我部文書、元弘三年の月四日の、甲斐孫四郎と同人か。香宗我部氏は一條家時代四千貫の領主なり。

3 長曾我部氏流。前述の如く、香宗我部氏は長曾我部元親に破られ、元親の弟新右衛門親泰を養子とせり。長曾我部系圖



に「覺世一親泰(香曾我部)、其の族を香曾我部と爲す」と見ゆ。以下前引香宗家譜跡記によりて明白なり。

幸田

カウタ ユキダ 相摸、下總、常陸、下野等に此の地名あり。

1 度會姓 伊勢外宮舊祠官に、此の氏あり、土宮玉串内人たりき。その系圖に「家系・初め神田氏、後に幸田、度會姓なり」と云ひ、「血系は山崎頼照の子、辻正世より出づ」とあり。又守見物忌なる幸田度會光裕家系には「宗家幸田光高五男、初代光共。同血系光近(深井氏)」と見ゆ。

2 尾張の幸田氏 愛知郡の名族なり。戰國末幸田彦右衛門・織田氏に仕ふ。三七信孝の神戸友盛の養子となるや、幸田彦右衛門に岡本以下の士を副へて神戸を守らしむ。後母と共に忠死す。勢州四家記に「三七の守役幸田彦右衛門」と。

3 藤原姓 寛政系譜に見ゆ。家紋丸に三入小麥、丸に八文字。丸に根柢、五葉牡丹。

4 清和源氏宇野氏流 幕臣にあり、下總國猿島郡幸田邑より起る。家傳に「宇野親治の後胤、常治猿島郡幸田に住し、幸田を稱す」と云ふ。寛政系譜・支庶三家に

十四代政親(從五位上、大和守、保元平治年間)―十五代政朝(從五位上、丹波守、文治年代頼朝時代)―十六代朝信(從五位下、宮内大輔、建久年代)―十七代實信(從五位下、越後守、承久年代)―十八代頼俊(從五位下、但馬守)―十九代信時(從五位下、佐渡守)―二十代時直(從五位下、能登守)―廿一代信友(從五位下、隱岐守、建武時代)―廿二代信秀(從五位下、丹波守、應安時代)―廿三代定景(從五位下、兵部大輔)―廿四代實直(從五位下、左衛門佐)―廿五代定直(從五位下、下野守)―廿六代直成(從五位下、遠江守)―廿七代長景(從五位下、近江守)―廿八代信景(從五位下、河内守)―廿九代長勝(從五位下、遠江守)―三十代貞春(掃部助、織田信長に亡され郷士となる)―卅一代春信(掃部助)―卅二代吉廣(神足村の神足本家を嗣ぐ)、弟吉俊(細川忠興に仕へ、肥後熊本へ歸る)、弟春次(同)、弟正春(同)、弟正道(輪師となり、京都に住す)。家紋丸の内に井桁」と。

を載す、家紋丸に三蓋松、花菱。

5 雜載 小田原北條家臣に幸田大藏丞あり、その奉せし文書甚だ多し。又會津藩元和頃の奉行に幸田多兵衛、幕府小給地方由緒書寄帳に、元寄合番幸田孫助、その他、播磨、磐城、岩代に多し。

香田

カウタ 美濃にあり、幸田氏と同じきか。

神田 カウタ 大和國山邊郡の豪族にして水浦氏の族なり。詳細はカンダ條を見よ。其の他、各地に多し。

校田

カウタ カセダカ。

耕田

カウタ 神田氏と同一にして、素盞雄命の後裔、水浦氏の族なりと云ふ。迎田實績、實正等著はあ。

郷田

カウタ サナダキ條を見よ。

幸瀧

カウタニ カウヤ

耕谷

カウタニ カウヤ

神足

カウタリ 山城國乙訓郡神足莊より起ると云ふ。この地に式内神足神社あり、齊衡元年官社に列せらる。後廣足莊あり、東寺正和三年文書に見ゆ。此の氏・日用重寶記にカウタリと訓ず。

1 清原朝臣姓 神足家記に依れば、遠祖りと云ふ。桓武天皇云々の事など、到處信に難し。蓋し此の氏は豊後清原氏の族ならんか。

2 佐伯姓

周防國都農郡に神足を氏とする家數軒あり。苗字の出所未だ詳かならず。此の周防神足家の祖は佐伯權守成廣と稱し、人王三十七代齊明天皇に仕へ、其の子佐伯出雲守・豊後より周防へ移れりとあり。出雲守の子佐伯倉富までは分り居れども、其の後記録なく、出雲守より十四代の孫神足政興の代に、初めて神足の氏、記録に現はれ、以後今日まで神足を氏とし、都農郡中須村八幡宮の祠官たり。周防神足家々系に、「佐伯權守成廣(人皇三十七代齊明天皇に仕ふ)―一代佐伯出雲守(豊後より周防へ移れり)―二代佐伯倉富(慶雲六年頃)―以下十三代まで不明、此の間約六百七十年)―十四代神足三神百太夫(藤原政興、應安六年没)―十五代政高―十六代政富―十七代政守―十八代政道―十九代政行―廿代政氏―廿一代政之―廿二代政榮―廿三代政長―廿四代政直―廿五代政久―廿六代政信―廿七代政直―廿八代政度―廿九代守次―三十代辨治―三十一代利多(當代)」と。姓氏

神足山城守光丸は桓武天皇の延暦年中、勅命を以て武家に列せられ、山城國乙訓郡神足を領し、菊御紋の使用を勅許され、同十五年、勅に依り、皇城鎮護の爲め、神足氏元祖を祀り、神足大明神と稱し、後式内社に列せらる。爾來神足家は連綿として神足を領し、鎌倉幕府より室町將軍家に仕へしが、織田信長の爲に領地を押領され、下りて郷士となり、後細川忠興公に仕へ、肥後に移り今日に及べり。而して山城神足村には今以つて郷社として神足神社あり」と。神足系圖には次の如く見ゆ。

「姓清原、神足氏。天武天皇―長親王―栗栖王―一代神足光丸(從五位下、能登守。桓武天皇延暦年間)―二代光俊(從五位下、甲斐守)―三代俊仲(從五位下、石見守)―四代政俊(從四位下、駿河守)―五代俊行(從五位下、駿河守)―六代政惟(從五位下、阿波守)―七代滿重(從五位下、山城守)―八代滿直(從五位下、出羽守)―九代重信(從五位下、越前守)―十代信滿(從五位下、兵部丞)―十一代滿政(從五位下、左衛門尉)―十二代信政(從五位下、河内守)―十三代信光(從五位下、伊勢守)

河内

カウチ カハチ條に併せ云ふべし、その流派多し。

幸智

カウチ サツチ 佐々木氏の族にして、佐々木系圖に「萬木太郎左衛門尉惟綱―惟景(幸智三郎)と見ゆ。

神地

カウチ 清和源氏山縣氏の族なり。上有知氏に同じ。

河内山

カウチヤマ カハチヤマ條を見よ

高津

カウツ 便宜上タカツに集む、その條を見よ。

神津

カウツ 信濃國の豪族なり、其の他にも諺からず。便宜上、カミツ條にて述ぶべし。

香津

カウツ 但馬國太田文に「出石郡大内庄、六拾町二反百八拾歩、下司香津孫太郎入道淨阿、御家人」と。後文には香住とあり。

幸津

カウツ

郷津

カウツ ガウノツ

上月

カウツキ

1 赤松氏流 播磨國佐用郡上月邑より起る。赤松氏の族にして、赤松系圖に「頼朝―播磨守則景―景盛(上月二郎)―盛忠







介、神九郎——鎮政(越前守)——鎮勝云々」と。又、家傳には疑ふべき者あり。今、古文書を校合し推して系圖を作る。而かも其の詳なるは得て考ふべからず。今姑く愚案を記し、以つて他日の再考を待たんのみ。家時(大友親繁)に所謂上總介、恐く此の人)——能家(親匡)に所謂新三郎、即ち義長に所謂親左衛門、上總介、共に能家たるべきか)——鑑房(新九郎、越前守)——鎮政(越前守)——鎮勝(統房云々)と。文治二年五月六日文書に「藤原家宗を地頭職となす」と。又六月廿七日文書に「今弘、光友、地久志部、豊福、多久萬田、北田、境田、云々、右件の拾貳箇所云々。大典大原、大監惟宗朝臣(在判)、藤原(在判)」と。又建久四年六月十九日文書に「將軍家政所、筑後國上妻庄官等に下す。早く藤原家宗をして、當庄内、今弘、光友、地久志部、豊福、多久萬田、久米、北田、境田等漆箇所地頭職たらしむべき事。右人、彼の職に補任するの狀、仰する所件の如し、以つて下す」と。その後、建仁三年四月十日文書に「家宗家基相論申す、親父家秀、未だ田島を處分せざる事、勅狀の如しと云へり。家宗

給ふ所の故殿御下文の内歟。然らば相違なく知行せしむるの由、前右衛門督殿の仰に依るべし、執達件の如し。左兵衛尉(在判)奉。上妻次郎大夫殿」と。その他、建永二年八月廿八日、承元二年正月十七日文書に上妻次郎大夫家宗と載せ、寛喜二年二月八日、同三月十九日の文書に上妻次郎家能見ゆ。(停止實綱家守坊、建暦二年十二月十三日)。又宮野四郎入道、上妻宮野四郎入道教心、上妻四郎入道教心等の名あり。下つて文龜三年大友親匡判書に上妻新三郎、永正十五年文書に上妻郡代殿、義長の判書に上妻新右衛門尉、上妻上總介、義鑑判書に上妻太郎(親父上總介鑑房一跡の事云々)、上妻新九郎(親父上總介致家一跡の事云々)、上妻上總介。宗麟判書に上妻大黒(父越前守鎮政跡目)の事、同判部少輔、同越前守、以下太郎、次兵衛尉、才兵衛尉、喜太郎、萬右衛門隆亮、可忠等の名あり。其他、此の氏の事は應永職覽に「應永六年、上妻少輔太郎」を載せ、鎮西要略に草野氏の族とす。以下頗る多し。筑後領主附には「一、上妻越前守(中關白末、

宮)、山崎城に居り、二百町を領す」と。上津浦 カウツラ 肥後天草の豪族、カウツラを正訓とすれど、便宜上カミツウラ條に收む。  
郷渡 ガウド 佐々木京極氏の族、土田氏の裔にして清宗を祖とす。家紋九曜、桐。寛政系譜に見ゆ、美濃發祥の氏なり。  
河戸 カウド カハド條を見よ。  
幸徳 カウトク  
1 清和源氏武田氏流 紀伊の豪族にして武田氏の族なりと云ふ。紀州武田系圖に「武田太郎家弘——川次郎範長——有長(幸二郎)——佐長、弟季長(波沙次郎)」と見ゆ。  
2 伊勢の幸徳氏 安東郡喜當沙汰文に、「一寄御田名字、并御親員數丁部等名字事、云々、牛、龜森、御親三斗一升、大田分に親一斗一升、彼是四斗二升、丁部幸徳三郎」と見ゆ。  
幸徳井 カウトクキ  
高内 カウナイ 河内國河内郡の豪族にして、額田部首皆人の後裔なりと云ふ。額田村にあり。高内皆人、不動寺を草創し、又高内助右衛門尉正定は支清寺を創建す。×カマベ條參照。論はカウナイ條を見よ。

郷内

カウナイ 平家物語に淀の郷内忠利あり、義經に従ふ。

河野

カウノ カハノ 伊豫國第一の大族にして、同國風早郡河野郷より起る。當郷は和名抄加波乃と訓ず。その族大いに榮えて諸國に蔓りたれど、猶ほ異流もあり、又美濃、信濃、越前等に此の地名あり。  
1 伊豫凡直姓(稱越智姓) 河野氏は孝靈天皇の後裔と稱し、又越智姓と稱すれど、共に非なる事は伊豫、伊豫凡、浮穴、越智等の條に云へり。而して其の實、伊豫國造の後裔なる伊豫凡直姓にして、浮穴氏より出づる事も、其れ等の條にて説けり。河野氏が同國伊豫郡伊豫豆比子命神社を祖廟とするは全く此處に基くものとす。  
斯くの如く河野氏は越智姓にあらず、又孝靈天皇の後裔にあらず、神武天皇の皇子神八井耳命の後に、伊豫國造の後なれば、豫章記、越智系圖、河野系圖等の最初の部分は皆後世の附會にして信ずべきにあらず。且つ其れ等の事は既に前述各條に述べたれば、此處には直接河野氏を出せし浮穴爲世より説くべし。爲世は伊豫郡大領玉與の弟玉澄十五世孫にし

て、河野新大夫親経より五代前に當る。越智、河野、その他浮穴系統の諸系圖が、此の爲世を或は嵯峨天皇の皇子、或は伊豫親王の御子など云ふは信じ難けれど、親経より五代前の人に過ぎざれば、實在の人に於て、系圖は此の邊より確實性を多く帶ぶと云ふを得ん。而して世數より計れば此の人は平安中期の人たるべし。次に爲世の子爲時は浮穴四郎大夫、その子時孝は浮穴新大夫と見ゆ。何れも浮穴郡にありしにして、浮穴氏族の祖たり。其の子爲綱は風早大領と。蓋し浮穴氏より分れて、其の隣郡風早の大領となりしならん。而して、其の子親孝を北條大夫と載せ、弟宗綱には寺町判官代と註し、寺町氏の祖とあり。内・北條は風早郡北條邑より起り、寺町は浮穴郡の寺町より起りしなるべし。而して親孝の子親経は風早郡河野郷に居りて、河野新大夫と稱す。爾來、子孫、この地を本居とし、又同郡の高繩城に據れり。即ち知る此の氏は浮穴氏より分れ、爲綱以來風早郡に移り、親経に至り河野郷に據りて此の氏を起せるを。勿論越智郡は當時國府の所在地なれば、早くより、此の氏族とも關係ありたらん

も、未だ直接此の氏の勢力地にあらずしなり。三島大山積神社も同様にして、當國第一の大社なれば、早くより崇敬せしならんも、當時は未だ直接の關係を有せざりしなり。  
此の點より見ると、河野氏は上古以來、越智郡に據り、大三島社を擁せし越智氏とは全く別族なりしや明白なりとす、しかるに其の勢力を國府に張り、伊豫國務職と稱するに至り、次第に大三島社と密接なる關係を結びて、一方猶ほ伊豫郡神崎庄伊豫豆日子神を祖神と稱しつゝ、一方また大三島大山積神の神裔と稱し越智姓と云ふに至りしものとす。

2 河野系圖 世に河野氏の系圖と稱するもの頗る多けれど、内・豫章記は最も有名にして、且つ價值多ければ、以下豫章記の重要な部分を採録し、その足らざるは越智河野系圖によりて補ふべし。但し爲世以前は、ナチ、ウキアナ、イヨ等の條を見よ。又代數は越智系圖によりて補へり、こは後世、伊豫王子を一代と數へ、以下に代數を宛てしものとす。  
「其子(三十七)爲世、浮穴御館と號す。(中略)。



其子(三十八)爲時、浮穴四郎大夫。  
 其子(三十九)時高、浮穴新大夫。他本には時孝と有り、不明也。  
 其子(四十)爲綱、風早大領、伊與權介。  
 其子(四十一)親孝、(北條大夫)、氏長者と云ふ、勅裁を朝廷より蒙り候。孝靈天皇より四十二代、功名先祖をも歎くほど也。仍りて此の如く召される也。玉澄よりは十八世也。其の弟宗綱、庶子たり、故に寺町判官代と號す。宗綱子宗孝、三郎、其の次宗吉、盛宗等、寺町と稱す。  
 親孝子(四十二)親經、(河野新大夫、又氏長者と云也)。此比、清和源氏正統伊與入道頼義、當國國司として在國あり。親經同志にて、國中四十九ヶ所の薬師堂、八ヶ所八幡宮建立せらる。毎事知己なり。親經には女子一人計にて相續者なき故、頼義の末子を聲に取り、家を續がしむ。頼義の子四人有り(中略)。  
 四男三島四郎親清(四十三)と號し、家を繼ぎ河野冠者、伊與權介名、故頼義より契約により、赤地錦の鏡、直垂、白旗等を相傳す。平治二年、後白河院宣を承て、伊豫國々務職に任ぜらる。又清親(親清か)にも長子無かりければ、女中親經の女、

氏神三島宮へ參籠有りて家の事を祈請せらる。其の比迄は、家督たる人社參には、丑時諸社の燈明悉く消して參り玉へば、明神三階迄、御出で有りて御對談有し事也。其の如く女中參動有りて、心中の趣きを具に申し給へば、明神も下らせ玉ふ。就中長子無くては、誰に家をば續がしむべく仰せ有りければ、神明御聲にて、親清は異姓他人也。努め努め種姓たるべからずと、有ける。女中然らば我身をば、何とて男子とは成し玉はぬや。きりとして子孫御絶え有るべき哉と申し給へば、明神も道理に攻られて、然らば今一七日何候有んとて、神は上らせ給けり。御詔宣に任せて、又七ヶ日御社籠有ける。第六日に當夜半の程に、長さ十六丈餘の大蛇の身、現つ御枕本に寄り給ふ。本より大剛なる女中なれば、少しも騒がず。其の時より御御性有りて、男子一人出來給ふ。其の形常の人に勝れて容顏微妙、御長八尺、御面兩脇に、鱗の如くなる物有り。小鬚て背薄無也。面前、異相成るを耻ぢて、人に向事を慎しむ。常に手を挿頭し給へば、河野の物耻と申し傳へたり。烏帽子手形有る事、此を謂ふ也。河野新

大夫と云ひ、後に伊與權介通清と稱す。是より通字を名乗る也。其の故は、明神一夜密通の義を以て爾か云ふ。即ち大通智勝、理顯然たり。然るを、今諸人はを名乗る事、太だ以て然かるべからざる也。十八ヶ村は皆連枝末葉なれば苦しからざる歟。其れも引付なくては、斟酌あるべし。況や雜人共の付く事は、惣べて謂れなし、制止あるべき也。抑も此の通清外儀は親清の子、眞實は明神の權化也。然れば御身近く召遣はるべき人、先祖を相尋ねて定むべし。殊に御臺給仕加用の人、々々探ふべし。他人に綺せしむべからず。先人大誠、置かるべし也」と。  
 親清を源頼義の子となす如きは全く探るべきにあらず。源家の系圖、一もこれを謂はず、また通清を明神の子となす如き、到底信じ難けれど、或は此の際、河野氏より越智氏を繼ぎしか。越智氏は三島明神の大親なればなり。猶ほ越智・河野の諸系圖、何れも親清の弟に盛親を收め、通清の弟に盛家を載せ、子孫を多く擧げたり。若し事實とすれば、親經、親清共に子あるなれば、世子なしと云ふの傳説は此の氏の事を指すに非ざるや明白なら

んか。又諸系圖に親經の弟には養孝(高井大夫、高井祖也)、盛孝(遠藤祖、瀧口祖)、康孝(北條六郎大夫)、及び康清を收む。  
 (四十四、通清)、「治承年中、當國々務職に任ぜられ、武藝の名・彌々昌・天下博聞するなり。保元、平治比、源平相争ひ、天下大亂しけるに、忒心無く源家を鼻負して、軍功を抽せらる。平家物語にも、養和元年二月、四國より平家への註進、伊與國住人河野介通清は、去年の冬より謀叛を起し、當國道後道前、高繩の城に籠籠る間、備中國住人奴可入道四寂、備後頼浦より兵船十艘にて押し渡り、高繩の城に寄せ、通清を討ち取り、國中、并に阿波、讃岐、土佐等を静め、正月二月の間居住する處に、通清が子息河野四郎通信・高繩の城をば忍び出で、安藝國沼田郷より兵船三十艘程、海士の釣船の鉢にて浮び出で、四寂を窺ふほどに、四寂は之を知らず、去る三月廿一日宿海にて、室、高砂の遊君を集め、船遊しける處、通信押し寄せて四寂を虜り、高繩城に曳き上せ、張付にしたりとも申し、亦儲にて頸を切たる共申す也。之に依り

て、新居、高市を始として、四國の住人等、悉く河野に付き隨ふとぞ告げたりける。彼の物語と、家の相傳と、少し替目有り、云ふ平家大勢にて當國へ寄せ來る。通清三ヶ所の合戦に勝利を得たる間、平家亦一萬餘騎を率して、七ヶ國を催し寄せ來る時、温泉郡合戦、通清利を得ず、高繩城に籠る處に、備後國奴可入道四寂等を相語らひ、彼の城を賣けるに、城中に返り患の者有りて、敵を曳き入れれば通清討たれんぬ。子息通孝、通員討死す。中河衆も同名十六人計り死生害す。城中踏み留る者なく彼の山を落つ。穴あり、大刀、刀跡、骸骨等充滿せり。之に依りて中河一族皆亡びけるに、相模國藤澤道場生阿彌陀佛と云ふ時宗一人有けるを、呼び下して還俗せしめ、家を續せたり。其孫亦繁昌して多かりけり。  
 通清子(四十五)通信、童名若松丸と云ふ。二世の爲に國府若松寺と云ふ堂を立て、本尊には通信等身の毘沙門天像を安置せり。今に是あり。北條四郎時政の聲、頼朝將軍の姪たる也。平家物語卷九、元暦元年門脇中納言福原へ參り給ふ。子息二人、伊與國の住人河野四郎通信を攻めん

とて、二手に分けて四國へ渡り給ふ。越前の三位通盛は、阿波國北郡花園御所に付き玉ふ。能登守教經、讃岐國矢島の御所に着き玉ふ。河野四郎通信・是を聞て安藝國住人沼田次郎(沼田次郎、通信子男也。故に合力たりと雖も、無勢也。故に落行)は源氏に志有りとして、一手に成り、沼田城へ渡る。能登守即ち追渡る」と。  
 通信を北條時政と云ふも信じ難し、蓋し河野一族なる北條氏を云ふならん。通信の弟には通經(河野五郎、甲曾冠者)、通孝(討死)、通助(河野六郎)、通員(討死)、信吉(河野六郎)等あり。  
 次に通信の事を多く載せて、其の次に「鎌倉殿由井の濱にて大酒宴有けるに、諸侍坐の位定めて、諺ひ申さるべし。然れば先づ初をば御定め有るべしとて、頼朝小折敷を御取寄せ有り、坐牌を定め給ふ。先づ一文字を遊ばされ、我が前に置かる。北條殿の前には二文字、河野殿の前には三文字を書かれ、置かれければ、兎角云ふ人もなかりけり。抑も當家幕僚の事、先祖三並・夷國退治のために、日本より大將にて渡られける時、三番目たりし、其の時幕の紋一鱗也。伊豫皇子御下向の時の例



也。異國にて似たる紋共有りて、紛ければ、河野殿の船には、折敷を角違に挿み、船の先に立てられけるに、其の影白々と海水に移りたるに、三文字見えたり。奇異の想をなす處に、其の船より日本軍利を得、早く歸朝有りし故に、幕の紋にも之を用ふ。其の三文字波に移りたる林にて、縮三文字也。折敷も只四方なる折しき也。其の後定らざりしに、今由井濱の半位、天下三番なりければ、名譽とて先祖の吉例起りたり。但し此の紋は角折敷に正三文字、折敷縁有り、五納懸（イツノカ、リ）にて、一端に二帖也、十枚也。一帖五枚づゝ有るは五枚折敷とも云ふ。惣領計なるべし。其の外は二納、或三納也。其の一帖十枚なるべし」と。由井ヶ濱の大酒宴なども信じ難し。河野の紋は三島の三を取れるのみ。

「通信始めは、軍功に暮り、伊與國の守護職、并に新居四條の庄を賜り、三十六人を進退し、十八ヶ村等の一族一味し、馳走せしむ。親父通清討てより後、關東へ馳せ下り、兵衛佐殿、木曾殿に見参し、馳せ歸りて平家を追討し、元暦元年十二月、叔可の八道四寂を處り、父の墓下に於

いて首を切る。同二年正月十六日、平家追討の手當、高平源太秀則を待ち受けて合戦し、同じく親父圖書允俊則と、鷺小山の戦迄、皆以つて勝利を決す。同月、平家矢島より田内左衛門尉則能、三千餘騎發向する時、同二十五日、喜多郡比志の城にて合戦を遂げ、五ヶ日有りて、則能曳き退き、軍兵一千餘騎退け伐ち訖る。去れば右大将頼朝の御書に曰はく「伊與國道後七郡の事、守護職となり、管領あるべし。道前の事は佐々木三郎盛綱に申し付け候也。諸事申し合せ沙汰あるべく候。得能冠者の事は勿論也。恐々謹言。」

元暦二年七月廿八日、頼朝「河野四郎殿」(道後七郡とは、野間、風早、和氣、温泉、久米、浮穴、伊豫の七郡を云ふなり)。然る所、九郎判官殿失はれし故、通信同心の由を訴へ籠られ、喜多郡を以て、梶原平三景時に賜ひ、守護をば盛綱に補せられ奉る。又梶原失はるゝ時、的矢を以つて景時を射、動功に依りて、宇都宮に之を賜ふ。然れ共、文治五年奥入合戦の時、阿津賀志山の先陣を懸けたりし軍功により、奥州三の迫を給はり、亦喜多郡督と爲し、久米郡を賜ふ。建治・又中國守護

職を給はる。元久元年閏七月、御家人廿六人を管領、建曆三年、新居郡西條庄を賜ひ、建保六年、一國の守護に補せられたる」と。

「又承久兵亂の事、君を弑するの儀なれば不義は言ふに及ばざる者歟。通信も君の御運に引かれ、當國他國領所五十三ヶ所、公田六十餘町、一族百四十餘人、舊領迄、救公せられ訖んぬ。中にも三島七嶋社務職等は、全く他の競望・有るべからざる事なれ共、京都より善家の者進止せらるゝ事、誠に無念の次第也。善三島と云ふは、飯尾の末葉也。結句又小早河なる者、善家を追ひ退けて存知する事、更に以て謂なき子細なれ共、是ぞ通信神慮に背き申されける失也。承久より奥州平泉と云ふ所に流され、總て出家して觀光と云ひしが、貞應二年癸未五月十九日逝去し奉る。生年六十八、一生行業武略、名譽勝りて計ふべからず。或本、東禪寺殿と云ふは分明ならず。舍弟を河野五郎通經と號す」と。

「通信の子數多有り、嫡子は、得能冠者通俊、母は新居大夫玉氏の女、後には四郎大夫と云ふ。是の得能の始として、十八

ヶ村十八番目也。また一亦、通信の次男通政、(河野太郎、母時政女) 承久隠岐院御治世の時、西面武者所に召され、其の子童長丸、彌長丸等の事は前に見ゆ。通信三男、通末(河野八郎、上に見ゆ、隨兵乗人也)。

同四男(四十六) 通久(河野九郎左衛門尉、母北條時政の女)。承久兵亂の時、關東方討手の大將として上洛し、宇治川の先陣を渡し、阿波國富田庄を賜ふ。後當國久米郡石井郷に申替ける。此の時親父通信、已に流刑せられければ、北條孫たる故、家を續ぎ、武名を施しける。是れ亦、大明神御託宣の如く成行く者歟。越智系圖、通久の弟に通廣(別府七郎左衛門)、通宗(十郎、その子孫四郎通方) 又五郎通國(栗上通代) 通昭(を收む) 亦通久の子、嫡子は通時(河野四郎と云ふ)、次男通權(河野彌太郎、母工藤祐經の女)、藏人と云ひ、後に上野介に任ず。越智系圖、此の弟に通行、通盛(河野六郎、修理亮) を收む。其の子(通權の子) (四十八) 通有(河野六郎、對馬守に任ず。母は井門三郎長義の女)、後宇多院の御宇、弘安四年、蒙古襲來す。大軍志賀、鷹、能古等、島々海上

充滿せり。東國退治の事は家の先例なる間、大將として筑前に進發す。云々。伯父伯耆守通時と二艘にて漕ぎ出して、敵の船中に入ける」と。越智系圖に通時の子九郎景通、その子彦四郎通安と。又通有の弟に七郎通氏、彦四郎通泰(南祖)、土井彦九郎通増、孫九郎通成、通易、時通を收む。「通有、此時の恩賞に、肥前肥後處々を賜ふ。肥前國時崎庄の内、小崎郷、同加納下東郷、後日拜領す。同庄餘殘、同荒野肥後國下久々村、以上三百町之を賜ふ。同じく、當國山崎庄を拜領す。此の時、海上陸地七十餘度の合戦に、毎度切り勝ち夷賊を退治し、軍忠を抽んずるの由、感賞の宣旨を蒙る者也。又徳治年中に、四海の海賊を掃め進むの由、關東御教書をなさる。是は先祖好方・純友退治の例に任ず。忠功あり、頗る先祖の道を顯ほど也。通有子七人あり、嫡子通忠(八郎と云ふ、童名千實丸、母は江戸大郎女)、十四歳の時、父と同じく蒙古の戦、毎度高名を究むるの上、疵を被り彌々進み出で答へ矢を射る。河野柚木谷に御館あり柚木谷殿と號す。福生寺と云ふは其の跡也。其の子通貞(對馬三郎、母別府七郎

左衛門入道也)。元享年中、將軍に對して忠節を致し、越後國上田庄小栗山郷を賜はる。通有次男通茂(九郎、母通久の女)、柏谷に居住して柏谷殿と云ふ。三男通種(四郎左衛門、母は通久女)。其の子通時(太郎、左近將監彈正少弼に任ず)、建武年中、豫州大將となり、一族等を相繼し、國中の兇徒を退治し、當國玉生庄並に由並、中山等、所々之を給ふ。通種次男通任(四郎)、先代蜂起の時、當國に於いて討死。通有四男通員(五郎左衛門母は通久女)。同五男通爲(七郎左衛門尉、母同上)。同六男通里(八郎左衛門、母同上)。

同七男(四十九) 通治、(九郎左衛門、母同上)、後通盛と改む。後醍醐院元享三年(癸亥) 三島宮回祿、時に氏長者通盛、大觀今治孝經と云々。元弘年中、兩院六波羅に御坐の時、合戦の勳功に依りて、臨時の勅許有りて、對馬守に成され、伊豫國司を賜ふ。其の後足利尊氏(將軍) 同心せしめ、所々の合戦に高名を極めける。父通有如何思はれけん。家督を通信に續しむと云ふ、諒判をして、置かれるを、舍兒連、各不審有りて、其の證を尋ね給



ひける。通治の母儀は通久の女也。通有  
逝去の後、出家して河野土居萬松院を建  
て御坐す。御名をば道忍と申す、字は安  
古也」と。これより通治の北朝方として  
功績多きを載せ、又河野對馬入道宛の尊  
氏の判書を多く擧げて、「貞治元年壬寅十  
一月廿六日、善惠逝去、善應寺殿日照惠  
公大禪定門と號す」と。

次に「子三人あり、一人をば九郎通時と  
て、肥前山崎に住すと云ふ。嫡男をば通  
遠、十六にて討死、次男(五十)通朝・六  
郎、遠江守に在す。在國の時、河野土居  
には善惠屋形也。福見沙丸と云ふ所に御  
館あり。仍りて土居をば上と申し、郷を  
ば下殿と申す。此の比、細川頼春は阿波、  
讃岐、土佐の事は給はる。伊與國に望を  
掛け内訴を申さる」と。これより、細川  
との争ひとなり、河野は南朝方となれり。  
「貞治元年九月の末、(細川頼之)讃岐よ  
り當國を取掛けられけるが、其の比、善惠  
冠落也。通朝・同晦日、瀬田山に陣を取  
り、其の日十死なりしが共、難義に依る  
也。同十二月六日、城相馳せ戦ふと雖、  
城の拵へ俄の事にて調はず、刺へ齋藤衆・  
返忠を致し、敵を城中に曳入れければ、忽

ち落けり。通朝は城中にて御生害あり。  
息男は徳王丸とて童形なるを、陣僧の有  
けるが抱き奉り、高市の竹林寺まで落ち  
て、翌日神途隠置き申す。四五日を経、難  
波大通寺にて暫く養育有り、後に惠良の  
城にて元服有りて、六郎通時(五十一)と  
ぞ申す也。中略。通直とは通尙の御名乗  
を改められて通直とぞ申す也。九州にて  
東郡親王の見参に入り、讃岐守に任ぜら  
れ、利部大輔に成り給ふ。今は又戒名を  
道昌と曰ひ、字を桂峰と曰ふ。三十餘年  
の御齡、寔に惜しき哉。御妹二人ましま  
す、一人は四國寺家の御室、一人は得能  
右馬助室也。

息男二人御坐す、嫡子龜王丸十歳、令弟  
鬼王丸八歳也。各幼稚なれども、將軍(鹿  
苑院殿義満也)父祖の忠功を思召して、  
内々御哀愍に親切也。争國の事頗る公  
儀に非ず、今度國に於いて討死の事をも  
御感狀に預り、親父討死忠節神妙の由、仰  
せ出されけるを有り難き也。翌年國家堵  
成し下さる、其の狀に云ふ「伊豫國守護  
職、並に本知行・通信の例に任せ、沙汰  
致す可きの間事等、去年亡父利部大輔に  
仰せられ給る。早く領掌相違あるべから

ざるの狀、件の如し。康暦二年四月十六  
日、義満御判、河野龜王丸殿」と。これ  
より細川と和談の事ありて、「龜王丸十五  
にて、至徳元年御元服、九郎通能(五十  
二)と申す。公方様より義の字を下され  
ども、憚て先づ能字を名乗られける。同  
龜王丸殿は、至徳三年に御元服、是は細  
川武州親子の契約に成て、御名は六郎、  
名乗は頼之字を以つて通之と申す也。中  
略、應永元年八月云々、令弟通之(五十  
三)呼び上せ申し、家督を渡し申さる、  
依りて安堵の御教書を申請て、儘に相傳  
せらる」と。

其の後は巻頭系圖に「(五十一)通尙(通  
直) 温玉院  
通能 通久 松林院 通生 通直  
通之 通元 通宣 通直 通直  
通春 通萬 通存 通宣 通直  
伊豫守 伊豫守 伊豫守  
七郎 六郎 五郎 四郎 三郎 二郎 一郎  
時通 時通 時通 時通 時通 時通 時通

以つて、河野太郎と號す」とあり。次に  
總智系圖には「通尙



應仁の亂・通直・西軍に屬し、通春・湊  
山にありて東軍に應じ、一族東西に分れ、  
後永正中・通宣は通萬の黨を國外に逐ひ  
て、其の地を併す。その子通直に至り、長  
曾我部元親に侵され、河野氏亡ぶ。總智系  
圖に「天正十五年河野家滅亡也」と見ゆ。  
3 河野氏は平家物語卷六に「伊豫の國の  
住人河野四郎通清、一向・平家を背いて、  
源氏に同心云々。子息四郎通信は安藝國  
の住人奴田次郎は、母方の伯父なりけれ  
ば、其へ越して有合はず云々」と。また  
卷九に「大音聲を揚て、伊豫國の住人、河  
野四郎越智通信、生年廿一」と、東鑑養和  
元年閏二月十二日條に「河野四郎越智通  
清・平家に反す」と。當時既に越智と云ひ

しもの、如し。次に源平盛衰記には「伊  
豫國より飛脚ありて、六波羅に著、披狀  
云、當國の住人河野介通清、去年の冬の比  
より、謀叛を發して、道前道後の境高繩  
の城に引籠る、云々」と。又、河野四郎通信  
は元來源氏に志ありければ、所々の軍に  
家子郎等、多く討れたりけれ共、千餘騎の  
軍兵を率して、伊豫國より馳來て勢を合  
す」と見ゆ。  
次に東鑑卷二、四、九、十六、十七に河  
野四郎通信、殊に十八、元久二年閏七月、  
廿九日條には「河野四郎通信・勤功他に  
異なるに依り、伊豫國御家人廿二人、守護  
の沙汰を止め、通信の沙汰と爲し、御家  
人役を勤仕せしむべきの由、御書(將軍  
御判を載す)を下さる。件の廿二人名字、  
御書の端に載せらるる所也。善信之を奉  
行す。頼季(淺海太郎、同舍弟等)、公久  
(橋六)、光達(新三郎)、高茂(浮穴大夫)、  
高房(田窪太郎、同舍弟)、家員(白石三  
郎、一に白名)、兼恒(高野小大夫、同舍  
弟)、清員(埴生太郎、同舍弟)、家蓮(眞  
善房、一に實蓮、眞善房)、重仲(井門太  
郎)、山前權守(同子、一に弟)、信家(大  
内三郎、同弟)、高久(十郎大夫)、餘戶

源三入道(俊恒)、高盛(久方大夫大夫、  
同弟)、永助(久方太郎)、安任(江四郎大  
夫)、家平(吉木三郎、一に告木)、高兼(同  
四郎、同舍弟)、長員(別宮大夫)、頼高(別  
宮新大夫、同舍弟)、吉盛(別宮七郎大夫)、  
安時(三島大祝)、頼重(彌熊三郎、一に  
彌能)、遠安(衛三大夫、同舍弟、一に藤  
三)、信任(江次郎大夫)、紀六太郎、信  
忠(寺町五郎大夫)、時永(寺町小大夫)、  
助忠(主藤三)、忠貞(寺町十郎)、頼恒(太  
郎)、已上三十二人云々と。當時の勢力  
想像するを得べし、第一項參照。  
また卷三十五に、河野左衛門入道、四十  
一、四十八に河野左衛門四郎、四十二、  
四十五に河野左衛門四郎通時。承久記卷  
三に河野の四郎入道通信、子息太郎等見  
え、元寇の際には竹時五郎繪詞に「いよ  
のかはの六郎道有、生年三十二、みち  
ありのちやくしかはの八郎(通忠)」、ま  
た八幡愚童記に「伊豫國住人河野六郎通  
宗、異國警固の爲、本國を立し時、十年  
中蒙古寄せ來らずば、異國へ渡り合戦す  
べし」と起請文十枚まで書き、氏神三島社  
にて灰に焼いて自飲などして、此の八ヶ  
年まで相待つ云々とあり。







祖澤州判部大夫、河野道直の末なり。道直・長曾我部の爲に敗られ、豫州を逃れて、此の神野の莊、當村に住し、近邊を押領す。其の子新四郎秀道・天正中、野中の氏神を建立す。織田氏高野山を攻む、秀道・高野の爲に軍功あり。依りて、高野山より諸公事を免許せらる。南龍公原米六十石を賜ふ。今に代々三十石を與へらる。家に産土神影向の間を構ふ、天正年間、文書及び武器等を藏せり」と。又「城跡、天正十七年、河野一祐入道・暫く居住せし地といふ」と見ゆ。

- 18 美濃の河野氏 當國の大族稻葉氏は河野氏と稱す、その説イナバ條を見よ。又一柳氏も同様にして、一柳伊豆守は初名河野市助と云へり、ヒトヤナギ條を見よ。又藤崎十郎四郎泰綱の婿に河野彌五郎あり。當國粟栗郡に河野の地名存す。
- 19 駿河の河野氏 承久記卷一に「駿河國に河野のくはんじやときもといふものあり、これは義經の一ぶくの兄、あのの法橋全成が子なり」と。阿野の誤なり。
- 20 相模の河野氏 時宗の開祖一運上人は伊豫の人河野通眞の子なりと。幼名松壽丸、長じて通秀と云ひ、出家して隱棲、

後に智眞と改む、遊行上人と呼ばれる。その舊臣等・猶ほ一運に侍し、寂後・遂に相州に止まり、後に北條氏に仕ふ、當麻の三人衆これなりと。分限帳に見ゆ。豫章記に「相州藤澤の道場は一運上人の御建立の地なり。一運と申すは、先祖通信の孫別府七郎左衛門通廣の子、智眞坊と云ふ也」とあり。

- 21 桓武平氏秩父氏流 高山系圖に「秩父別當武基十郎武綱一重綱一秩父太郎重弘一重家(河野五郎)」と見えたり。猶ほ後世・小山田有重の後裔吉次、外家の稱號を冒して河野を稱すと云ふ。
- 22 武藏の河野氏 前項の族か。埼玉郡及び足立郡等に多し。先づ埼玉郡騎西町玉敷神社、前玉神社、宮目神社、右三社神主に河野氏あり。新編風土記に「騎西町久伊豆神社神主家、先祖を周防守と云ふ」と見ゆ。又常光村に河野氏あり、同書に「隅切角の内に三の字を紋とす。代々上分の名主を勤む。先祖は五郎左衛門といひ、慶長の頃より、こゝに土着せしと、古は岩槻太田氏の旗下にて、鴻巣七崎の内、河

野和泉守が裔なりと。五郎左衛門は其の子にや、村内氷川社の棟札に河野五郎左衛門の名見えたり」と。

- 23 甲斐の河野氏 山梨郡にあり、河野四郎通信の後、但馬守通重なる者武田氏に仕へて功あり。子孫榮ゆ。又和戸邑の河野氏は土屋氏の族なりと云ふ。八代郡にも此の氏あり。舊家録に「西花輪村河野六郎右衛門清富(河野但馬守通信末流、河野丹後守通賴十代後胤、天正自後處士として邑事を掌る)と。又平岡邑河野源次右衛門通賢(通賴後胤)、同傳右衛門重通(同上)、彌吉治通(同後胤、家祖丹波守)」と見ゆ。
- 24 加賀の河野氏 三州志、羽咋郡末吉、篠山、(堀松庄末吉村領)條に「相傳ふ、手筒某の遺蹟と云ふのみにて傳なし。按

するに河野肥前・羽咋郡堀松庄を領すと云ふことあれば、若くは是等の居跡にもあるか」と見ゆ。越前に河野浦あり。

- 25 奥州の河野氏 承久合戦の際、河野通信・奥州江差郡に流さる(系圖)と。又陸中國神賀郡寺林館は伊豫國主河野通俊の次男伊豫守通重の居館なりと云ふ。通俊とは通信の長子にして、得能四郎大夫と稱す、得能氏の祖なり。通重は文永弘安頃の人に於て、その子、左近通次・弘安二年京都在番の次、一運上人に歸依し、宿阿連道と改名、弘安三年館に就きて光林寺を開基せしとぞ。
- 26 北海道の河野氏 室町時代・陸奥に河野氏あり。文安實徳中・河野加賀守政通は安東、相原等の諸家と共に蝦夷地に渡り、白岸館に據る。白岸とは今の函館なり。
- 27 藤原姓 寛政系譜、藤原氏支流に河野氏一家を載す。家紋角折敷に三文字。
- 28 紀姓 伊豫の河野氏なれど、紀氏系圖に「大納言大人一園益一益躬(伊與守、河野の先祖也。子孫裏に注す。今感智氏)」と見ゆ、而して一本感智系圖に「感智宿禰、本紀氏、益躬(氏祖、委く表に在り、伊

與守、現神三島若宮是れ也。任伊與守、乗船して當國に下向の時、此の舟内に於いて三島大明神、攝州より便船、伊與湯に降り座し給ふ云々。大明神の御託宣に曰ふ、汝、我と師たり、檀那たり、世々生々値遇深し、鐘谷の聲に應じ、影の形に隨ふが如し。然らば則ち人國・我國を守り、人々我人を守る。予の本地は大通智勝佛也。三世諸佛智惠勝る故、予の姓又感智也。三世諸佛の智惠感る故、汝に即ち此の姓を授くべしと云ふ。仍りて彼の時より、感智姓に改め、感智益躬と號す。一益永(大夫、從五下)一玉躬(大夫、從五下)一玉澄(大夫、從五位下、三島大明神社造庄人也)一玉氏(大夫)一氏澄(大夫)一爲澄(大夫)一爲時(大夫)一時孝(大夫)一爲經(大夫)一親孝(大夫、號北條、氏長者)一親經(北條大夫、從五下、氏長者)一親清(號河野大夫、實は源賴義の子也、爲養子)一通清(河野大夫、號河野介、源平合戦の時、奥州高直城に於いて源氏方となりて討死)と。

- 29 藤原北家河野家流 尊卑分脈に「阿野公佐一實直(號河野)」と見ゆれど、こゝはアノの誤なるべし。
- 30 雜載 東鑑に河野五郎兵衛尉行眞、なほ卷四十二に河野少將公仲あり、こゝは阿野ならん。次に承久記卷三に「河野の源次、卷四に「河野の九郎四郎、」下つて歴名土代に「河野實政(改實治、又改實顯)」と。こゝは阿野の誤なるべし。

川野 カウノ カハノと讀むを嘗通とすれど、河野と通じ用ひらるゝが故に此處に收む。海東諸國記に、此の文字を用ふ。河野條を見よ。



野は一宮大明神天正三年棟札に「小工川野野岐守平氏重」また天正九年棟札に「鍛冶川野野岐守重吉」また諸郡吉田郷天満神社記録に「川野四郎通安、戦場に於て靈験を得、之を信仰す。之に依りて通安・薩摩國伊佐郡郡院に著き、堺田村に住し、天神小社を建つ、其の子通正の代吉田に移る」と。

2 大隅の川野氏 川野氏系圖に「初代内膳正、承應三年甲午八月死去、行年五十九、二代茂右衛門、法名梅岳好露居士、四代新兵衛は養子にして、其實高山人長崎助七の三男、五代彦四郎も又養子にして、實は高山人宮里武左衛門の二男、六代甚助も高山人中村清左衛門二男にして養子」と。

3 備中、豊前にも此の氏あり。川乃 カウノ カハノ 河野氏に同じ、土居系圖等に此の字を用ふ。新居、土居、鶴智等の條を見よ。

幸野 カウノ 郷野 ガウノ 高野 カウノ 香庄 カウノシヤウ 近江國蒲生郡香庄邑より起る。香庄は「流小舟村の東に在り。

香庄佐渡守頼輔、同源左衛門賢輔、代々當所に在住、屋形物頭の家也。先の佐渡守頼輔は、政頼公成徳院にて自害の時打死す。後の佐渡守賢輔入道し、賢輔父子ともに甲賀に附き隨つて忠節を盡す(輿地志略)。

河野邊 カウノベ 太平記卷三十三に河野邊次郎なる者見ゆ。九州の豪族にして官軍なり。郷目 ガウノメ 岩代國信夫郡に郷野目色あり。その地より起るか。永正の頃、郷目右京進あり、伊達氏に捕へらる。

幸畑 カウハタ 美作吉野郡小原村の豪族にして、東作志に「高畑氏、古は幸畑と書す、里長也。其の祖幸畑勘九郎、新免家に仕へて屢々戦功あり、永祿元年高橋喜三郎に討たると。高畑 カウハタ タカバタ條を見よ。郷原 ガウハラ 信濃の名族にして、筑摩郡郷原邑より起る。大江氏の族、大江音人の後胤聖石定勝の後なりと云ふ。幸原 カウハラ サチハラ條を見よ。伊豆田方郡に此の村名あり、關係あるか。幸治 カウハラ 幸弘 カウヒロ サチヒロ、ユキヒロ條を

見よ。冠 カウフリ 攝津國島上郡に加字布利郷あり、空穂物語に見ゆ。正平十六年二見文書には冠莊とあり。此の氏の事はカムリ條を見よ。郷間 ガウマ 幸松 カウマツ 常陸の氏にして、新編國志に「香丸、府中に香丸町あり、もと在廳官人の内なり。中世大中原守綱と云ふあり。香丸を稱す。其の子守光、其の子則景、其の子守景は、香丸次郎太郎と稱す。守景は正安中の人なり。其の領する所領の内、吉田郷の邊なる香丸名を、税所宗成に譲り與ふる由、龜王院系圖に見えたり」と載せたり。

郷道 ガウミチ 香村 カウムラ 三河國額田郡大谷村の豪族に香村甚十郎あり、二葉松に見ゆ。又京極家給頼に「二百石、香村彦兵衛。三十人扶持、香村藤右衛門」あり。幸村 カウムラ 石見に現存す。香母 カウモ 紀伊國の名族なり。續風土記、名草郡九頭明神社條に「中村にあり、一村の氏神なり。慶長四年、村豪幸物氏、

土橋氏、遺營の棟札あり」と載せ、又屋敷跡條に「西村に、幸物十郎次郎の屋敷跡あり」と見ゆ。

香本 カウモト もと下總香取社の別當にして、修驗の家、明治に至り此の氏を稱す。郷森 ガウモリ 香谷 カウヤ カウタニ 高谷 カウヤ 佐々木氏の族にして、尊卑分脈に「京極左衛門尉宗氏—貞滿(高谷、五郎、左衛門尉)—高秋(四郎、備中守)—四郎義春、第五郎高信」及び高義の弟に八郎秀益を載せたり。佐々木系圖にも同様見ゆ。

幕臣に此の氏あり、家傳に「京極道譽の後胤富永泰行が二男泰種、高谷村に住して、其の地名を家號とす」と云ふ。同族か。家紋丸に二葉荷、揚羽蝶、なほ、タカヤ條參照。

高野 カウヤ 尊卑分脈に「九條兼房、高野と號す」と。その他、高野氏にして、カウヤと讀むもの多きも、便宜上タカノ條に收む。

高野山 カウヤサン タカノヤマ條を見よ。神山 カウヤマ カミヤマ條を見よ。

高山 カウヤマ 清和源氏足利氏族、その他多し。タカヤマ條を見よ。幸山 カウヤマ 尾張より起る、藤原性にして桔梗の家紋とす。田邊牧野藩の用人等に此の氏あり。

香山 カウヤマ 數流あり、便宜上カケヤマ(香山)條に收む。高良 カウラ 筑後國御井郡に、高良山あり、河原より起るかと云ふ、中世以後高良庄あり。又近江にも高良庄あり。一に甲良に作る、カフラ條を見よ。

1 高良社祠官 大祝を鏡山家と云ふ、物部姓なり。次に大宮司、古くは神代氏なりしが、後世宗時家に移る、神部姓なり。また座主あり、古くは清僧なりしが、後世妻帯して世襲職となる、丹波姓なりと。右三者最も勢力ありて鼎立す。その他社家多く、又五姓氏人の稱あり、太宰管内志に「高良山高隆寺縁起に「當社五姓氏人。丹波(俗體は大宮司職、法體は座主職)。物部(大祝)。阿曇部(小祝)。草部(下宮二勾當)。百濟(百濟別當)。或説に曰ふ、丹波(座主、大宮司)。物部(福貫、藤大臣の乳子。大祝は嫡男、小祝は次男)。安曇(俗體は大宮司、法體は座主職)。前田(下

宮大宮司)。草部(御所司、饗費人職也)云々。白鳳十三年二月八日、國書生清原真人道理視聽進、名神御厨預物部公岡麻呂、祝部物部公有憲、勾當阿曇公吉彌麻呂、神部物部公常仁、弓削郷戸主草部公云々」縁起異本に「五姓氏人。丹波氏(俗體は大宮司、法體は座主、兼宮司職)。物部氏(祝司、大祝、小祝職。一命婦字有子、物部福實妻也)。安曇氏(一宮香稚女帝、皇朝大多良志姫命、磯良に謝申し、同宮大宮司に之を定む)。前田氏(下宮大宮司)。草部氏(御供所職、饗費人也。三毛郡司)。七戸大宮司宗形滋光(住吉御弟御座井印證、以此嫡子、與御正體、申宣命、宮師法正體位定嗣)、物部福實(高良藤大臣連保御乳子なり。成志參謝妻有子畢)。秦遠範(軍男父也。筑時大宮司後子之末孫、秦少貳先祖也)。伴宮忠(馬遮宮檢非違所長也)。蜂田種生(總目代。在嫡子、鹿我子、好獵也)。三家國連(諸國先使諸務始也)。御戸開司田邊兼忠(厨別當也。諸國草薙等知也)。壬生清松(御厨小舎人□□也。中門開司)云々」と見ゆ。各條を見よ。2 高良山座主系圖、孝元天皇—彦太忍信



命一屋主忍雄命一武雄心命一武内宿禰一  
木菟宿禰一眞瀬宿禰一岩根宿禰一夏峰宿  
禰一豊田宿禰一護良宿禰一隆慶上人(大  
化五年己酉三月五日誕生、字信長、父は  
紀護良、母は弓削戸部岩人麻呂の姫、武内  
大臣八世の後胤、白鳳二年二月十五日、  
自難染、養老五年八月十七日寂、年七十  
三、萬五十二)一宣燈上人(字親良、隆慶上  
人弟、天平廿年正月寂、年七十七)一慶資  
上人(寶龜中、明靜室(舊名高巖)に隱る。  
延暦四年六月寂、年六十四)一延喜上人  
(父純良、延暦廿年七月寂、年六十一)一照  
鏡上人(仁勢の弟、承和十年三月寂、年  
六十三)一堂尊上人(父良綱、貞觀七年九  
月寂、年五十七)一宗照法師(父良誠、貞  
觀十四年二月寂、三十四)一興覺律師(父  
良長、昌泰三年四月寂、六十)一總覺律  
師(父良葛、惣持院を起し、隆慶傳を記  
す。延長八年九月寂、七十一)一宣圓律  
師(父良統、天曆二年十一月寂、五十二)  
一睿筆法師(父良連、天曆三年始めて座  
主と稱す。講堂を社頭に起し、講三會。  
安和二年五月寂、四十三)一聖慶律師(父  
良邦、永延二年二月寂、四十五)一安運

權僧都(父良人、東光寺を開起す。寛弘  
元年十一月寂、五十一)一觀春僧都(父良  
守、萬壽二年十月寂、五十二)一現隆僧都  
(父良行、正體院を起す。永承二年二月寂、  
五十七)一仁昭僧都(父良氏、永承六年、  
大日塔を起す。康平七年八月寂、四十五)  
一永春僧都(父良祐、應徳二年七月寂、  
五十一)一辨覺少僧都(父良國、天仁二年  
六月寂、四十二)一良憲僧都(父良季、天  
承元年九月、安子奇に蓮華寺を起す。保  
延六年九月寂、六十九)一順覺僧都(父良  
保、久壽二年五月寂、四十一)一精覺律  
師(父良房、承安元年三月寂、五十)一永  
辨權僧都(字良澄、良郷の男、建久九年  
四月寂、六十八)一尊覺僧都(字良武、良  
郷の子、建保四年二月寂、六十)一嚴琳  
權律師(字良弘、良平の子、承久二年十  
月、放光寺を建つ。嘉祿三年十一月寂、  
五十五)一基空去橋(字良冬、良茂の子、  
建長元年四月寂、四十一)一良覺權僧正  
(字良興、良名の子、文永四年八月、權僧  
正に任ぜられ、同八年七月寂、五十二)一  
良信權僧正(字良光、良見の子、弘安四  
年十一月、權僧正に任ぜらる。蒙古襲來、  
當社に於いて、眞蹟大般若經を執行し、

正に勝利を得、故に恩賞と爲して昇進。  
正應元年九月寂、五十四)一基覺法橋(良  
覺俗弟、永仁四年四月寂、廿四)一基興  
法眼(字良照、正和四年七月寂、三十八)  
一聖覺法印(延元元年正月寂、四十八)一  
永覺法印(字良雄、文和二年六月寂、四  
十二)一辨覺權僧都(聖覺俗弟、至徳元年  
八月寂、七十五)一基春法橋(字良名、應  
永二年七月寂、三十四)一基範法眼(字良  
敦、基春子、應永十六年四月寂。一貞云  
ふ、基春・初めて妻帯を爲す歟。應永十  
五年正長と改元す、同二年、永享と改元  
す。今應永十六年と曰ふは、即ち永享元  
年に當る。恐らく傳寫の誤也)一宥覺權  
僧都(字良治、基範の子、永享六年八月寂、  
五十)一信覺權律師(字良芳、宥覺の子、  
康正元年四月寂、四十六)一良及法橋(字  
良盛、信覺の子、長祿三年六月寂、二十  
五)一嚴宣法印(字良重、信覺次男、文明  
四年七月寂、三十六)一良祝權律師(字  
良隆、嚴宣の子、明應五年七月寂、三十  
八)一良珍權僧正(字良綱、良祝の子、永  
正九年七月、權僧正に任ぜられ、同十六  
年正月寂、六十)一良胤權僧正(文明十六  
年六月三日生、童名園竹丸、良珍の子、

十四難染、永正十一年三月七日、座主と  
爲る。享祿二年六月朔日、權僧正に任ぜ  
らる。天文十年八月五日寂、五十八。○大  
永の頃、座主・大祝安好の第二子を婿と  
すと云ふ、この人か)一鎮興法印(永正十  
年二月十日生、童名龍竹丸、良胤の子、  
十三難染、天文十年十月廿八日、座主と  
爲る。弘治二年六月十四日寂、四十四)一  
良寛法眼(天文八年二月三日生、童名龜  
壽丸、鎮興の子、十二難染、弘治二年九  
月三日、座主と爲る。元龜二年十一月離  
山。○東光寺城に據り、大友方として防戦  
す。天正十五年、秀吉在陣、領土を没収  
す)一麟圭法印(天文十年八月十日生、童  
名茂夜丸、鎮興の次男、十四難染、元  
龜二年十一月、座主となり、天正十九年  
五月十三日。○小早川秀包の爲に殺さる)  
一尊能權僧正(天正十年三月四日生、童  
名秀虎丸、麟圭第九子、十三得度、文祿  
三年十月八日、改めて清僧となり、慶長  
十六年二月廿一日、權僧正に任ぜらる。  
元和七年五月十八日寂、四十)と見ゆ。  
筑後領主附に「丹波良寛・居久留米、領  
五百八十町(一に五百町)」、「丹波座主(名  
麟圭)居高良山、領十五町(一に三千六百

丁)と。九州軍記に「座主良寛僧都は法  
師なれども弓箭の道にもさかしく、東久  
留米に兩所の城を構ふ」と。  
座主系圖の古き部分は容易に信じ難し、  
されど此の家を鏡山、或は宗崎の分家と  
なすは、更に採り難し。カガミヤマ、ム  
ナサキ條を見よ。  
**高麗** カウライ 高麗國名を眞ひしなり。  
1 高麗族 古代の高麗より歸化せし者な  
り、コマ條にて詳述すべし。  
2 朝鮮歸化人 朝鮮の陶土師季敏(一に  
季光)と云ふもの、毛利氏に従ひ、慶長  
三年歸化して、長門國阿武郡萩の松本に  
居り、高麗左衛門と稱す。猶ほ山邑、坂  
上條參照。  
**高來** カウライ 高麗に同じ。筑前怡土郡  
に高來寺あり。  
**高良比** カウラヒ 氏名の起原、詳かなら  
ず。或は地名か。或は高麗と關係あるか。  
1 高良比連 河内國の古代族にして中臣  
氏の族なり。二所太神宮例文に「高良比  
連千上」と云ふ者見ゆ。神龜三年頃の人  
なり。  
2 (中臣)高良比連 姓氏錄、河内神別に  
「中臣高良比連、津速魂命十三世孫巨狭

山の後也」と見ゆ。  
3 高良比(無尸) 前項の氏の族裔なるべ  
し。  
**高利** カウリ  
**高力** カウリキ 三河國額田郡高力邑より  
起る。熊谷氏の裔にして、初め八名郡字利  
城にあり、二葉松に「字利城(字利村)熊谷  
備中守直盛(又直利)息兵庫居住、享祿二年  
松平清康に攻められて落城す。或は云ふ熊  
谷・元來、島山遠江守義綱の家臣也。以後  
額田郡高力村に落行き、高力氏に改むと云  
ふ。後近藤石見守康用(始名勘助)天正十六  
年三月十二日卒す」と。又「額田郡高力城  
(相見村)は高力與左衛門高力の居城也。貞  
高、又清長、佛高力と云はる」と。藩翰譜  
には「攝津守平忠房は、熊谷次郎直實十四  
代の後胤、三河國の住人高力備中守直長が  
曾孫也。直實が五代の孫熊谷備中守直鎮が  
時に至りて、足利殿(尊氏將軍)に隨ひ、勳  
功の賞行はれて、始めて三河國八名郡の地  
頭職を賜る。直鎮が四代の孫新二郎直家、  
永享十一年箱根山の戦に打死し、其の子兵  
庫頭重實が時に至りて、同國字利庄に移り、  
其の子兵庫入道蓮貴(名は實長)駿河國今川  
が家に屬し、其の孫備中守重長、高力の地



に移りしより、高力とは名乗りてけり。初め重長・安祥二郎三郎殿と、互に地を争うて、戦ふ事止まず、終にかけ負けて御手に屬す。天文四年十二月、安祥殿、尾張國森山にて失せ給ひし後、織田備後守信秀八千人を引具して、三河國に發向す。此の時岡崎殿(贈大納言家の御事なり)猶ほ幼なくましまして、國既に亂れしかば、御一族の人々を始めて、多くは己が城々に引籠り、岡崎に残り留つて、防ぎ矢射んずるもの、僅かに八百人には過ぎず。重長嫡子新三安長と共に岡崎に馳せ参り、味方の人々と伊田の郷に打て出で、眞先かけて戦ひ、重長安長父子枕を並べて討死す。重長が二男新九郎重正、岡崎殿・伊勢國より本國に歸り入らせ給ひし時、最初に味方に馳せ参り、度々戦患を致し、永祿三年五月、徳川殿に隨ひ参らせ、尾張國大高の城にして討死す。(高力が家父子三人當家の御爲に討死)安長が男新三清長、成長の後、奥左衛門尉と申す。徳川殿御軍始の日より、常に軍に隨ひて一度の不覺なく、永祿八年三河國始めて平ぎしかば、頼がて奉行職を置て、國中の事を治めらる。清長第一に選び出されて其の職に任じけり(本多作左衛門重次、天野三郎兵衛康

景と共に三人)去る程に遠江國の住人久野三郎左衛門宗能が籠つたる久野の城と申すは、當國第一の要害、久野が一族究竟の兵者云々」と。而して頭領に「享祿二年、宇利落城、熊谷備中守、高力村へ落行き、高力氏に改むと、三河二葉松に見ゆ。又武家盛衰記には、直繁近江より三河に逃れ來て、高力村六百石の地を領し、高力氏を稱すとあり。兩説いかゞ」と見ゆ。寛政系譜には「次郎直實―小次郎直家―四郎直重―次郎左衛門直忠―又次郎忠重―又次郎直鎮(備中守、三河八名郡に住す)―又次郎直氏(民部大輔)―豊後次郎重直―五郎兵衛清直―新次郎實家―新左衛門長直―又次郎重實(兵庫頭、宇利庄居住)―兵庫入道實長(宇利熊谷と稱す)―兵庫頭直安、弟新三直(直長。高力郷に住す)―與次郎重長(備中守、高力と稱す)―新三安長―新三清長(奥左衛門、河内守、三河三奉行の一人)―與次郎正長(權左衛門、土佐守)―攝津守忠房(初め忠長、左近、左近大夫、遠江濱松、後に肥前島原四萬石)―左近大夫高長(勳守長、隆長、左近、所領没收)―伊後守忠弘(三千石)―支庶一、家紋鳩二羽、保屋、葛にむかひ鳩、桐丸に横木瓜、

丸に鳩文字、燕子花。



高力平八郎

郷六 ガウロク 陸前國宮城郡郷六邑より起る。藤原姓にして又長沼氏と云へり。ナガマ條を見よ。國分氏配下の將なり。

香勾 カウワ 太平記卷二十四に「武藏國住人に香勾新左衛門高遠」なる者見ゆ。地蔵を信じて不思議の命を救へり。

幸若 カウワカ 次の二流あり。

1 度會姓 伊勢神宮外宮の祠官にして、度會四門氏人系圖に「延雅(號出口彌松大夫、權禰宜)―延員(幸菊大夫、正五位上、應安二年從五上、應永五年正五下、應永廿五年正五上、永享四年卒)―延長(同、幸若大夫、又信濃守)―延秀(同、信濃守)―延親(同、信濃)―延安(同、幸菊丸早世)、弟延繁(本名延伊、繁に改む、信濃守、後忠右衛門、權禰宜、從五下、天正十年二月十日、叙從五位下)―延伊(從五位下、信濃守)―延良(與三次郎、從五下、元和六年閏十二月十三日、叙從五位下) 弟繁延(荒木田忠大夫)」と見ゆ。

2 清和源氏桃井氏流 有名なる音曲師

若氏は桃井氏にして、幸若丸と云へるも(桃井宮内少輔直註の童名と云ひ、或は單に桃井氏の童名と云ふ)、その道に堪能なりしより、遂に家名となる。其の裔、幸若八郎、九郎、彌次郎、三家共に舞曲を業とす(幸若家譜)。徳川時代、四家あり、幕府に厚遇せられ、越前四田中に於いて、一千二百石を賜ひ、毎年交代参府して幸若舞の事に奉仕す。家紋五七の桐。

加江 カエ 肥後の豪族なり、次の氏に同じ。

加惠 カエ 肥後國菊池郡の加惠邑より起る。菊池氏の一族にして、菊池系圖に「隆直―次郎隆定―次郎隆繼―彌二郎能隆―隆時(加江九郎)」と見ゆ。一本「隆時(加惠九郎)―經武(加惠大炊助)」とあり。

菊池風土記、菊池十八外城の一に西光寺城を擧げ、「加惠七郎代々住す」と。又永正元年三月の菊池政隆侍帳に「加惠軒之嘉武元」を載せたり。

賀江 カエ 龍造寺家臣に賀江氏あり、永祿十年隆信・大田、賀江等を遣はして、怡土郡を討つ。

また土佐の豪族に此の氏あり。

海江田 カエダ また加江田に作る。日向

國宮崎郡加江田邑より起る。この地は圓田嶽に加江田八十町と見ゆ。この氏はその庄官たりしなるべし。後島津氏に降り、徳川時代、佐土原島津藩の重臣なりき。維新の際、海江田信義あり、明治時代功を以つて子爵を授けらる、その子を虎次郎と云ふ。(給良)。

加悦 カエツ 丹後國與謝郡に加悦莊あり田數目録に百六十三町、康正二年造内裏段錢引付に「四貫八百八十文、大雄寺、丹州賀悦庄段錢」と、關係あるか。

1 名和氏流 伯耆名和氏の族、長年の弟より出づ。名和系圖に「長田小太郎行高(加悦)泰長(惡四郎)―高頼(加悦太郎、左衛門尉、山城權守、尾張守、中務少輔、法名正修)―頼久(左衛門尉)」と。また「高頼弟高泰(三郎左衛門尉、但馬權守、左兵衛尉、天授六年正月十一日申時逝去、法名道證)―弟通海(律賢智房)―弟觀通(律僧覺賢房)」と載せ、一本には「泰長(加悦惡四郎、元弘三年閏二月晦日、出雲に於いて自殺す)―長安(加悦土佐守、益城郡豐福城番)―泰行(越前守、兼北郡津奈木城番なり)―長秀(飛騨守)」と見ゆ。肥後國津奈木城(岩城)は加悦氏の創設なり。又國

志に「宇土郡額田の田平城は、顯興顯孝の時、加悦大和入道素心・城代たり」と。

2 戰國末、加悦飛騨あり、天正十六年、加藤候に仕ふ。又加悦平馬あり、加藤侯に舊主の事を申し、加藤家の客臣とす。

鶏冠 カエデ 日用重寶記に見ゆ。

加奥 カオク

加桶 カオケ カケ

鹿折 カヲリ 葛西家の家臣なり。シカヲリ條を見よ。

加賀 カガ 加賀國名を貰ひしなり。加賀國は古代の加賀、江沼二國の地にして、中古の初め越前國に併され、弘仁十四年に至りて更に一國を立つ。當時二郡なりしが、後四郡となる。加賀氏は加賀國造の裔なると、父祖の受領を稱號としたるとの二ありて、其の流多し。(出雲に加賀庄あり)。

1 加宜國造 加宜は加賀に同じ。後世の加賀、石川二郡の地なるが、内石川郡は紀略弘仁十四年條に、加賀郡より分置したるものなれば、加宜國は中古初期その儘に一郡となし、越前國の管内とせしが如く考へらる。

此の國造の事は、國造本紀に「難波高津朝御世、能登國造同祖、素都乃奈美留命



を國造に定め賜ふ」と見え、更に其の前條に、次項に述ぶる、賀我國造を載せたり(次項参照)。即ち加賀一國につき、二國造を擧ぐるなり。これにつきて栗田先生は「加賀は詳かならねど、山城の外に山背を記し、武邪志あるがうへに、胸刺を書る例にて、後人の杜撰に書加へしものなるべし。いかにとなれば、加賀國造は垂仁帝の裔にて、能登國造の流にあらざ。また加賀の外に加賀と云ふ地名ある事なく、素都乃奈美留は高志深江國造の條に『道君同祖』とあれば、能登國造の流と別なるなど、古書に合はざるにても思ひ辨ぶべし」と曰はれ、又吉田東伍先生は「加賀は加賀に同じ、宜はゲの一聲轉を假れるのみ。此の素都乃奈美留命は、同書の『能登國造、活目帝皇子、大入來命孫彦狹島命、定賜』とあるに合はずして、『高志深江國造、道君同祖、素都乃奈美留命、定賜』とあるに合ふ。道君は姓氏錄に見え、本國石川郡に又味知郷、味知神社ありて、其の氏人も國史に散見すれば、『能登國造同祖』とあるは『深江國造同祖』の謬なるべし。且つ道君は、北陸經始の大功ある大産命の裔なれば、其

の所以あることとす、然るに此の國造家は後亡びて、能登の羽咋國造三尾君の族孫、其の跡を承けたまへり。云々」と見ゆ。  
二説共に謬れり。こは加賀郡司に道君の多きに注意せられざりし千慮の一失と云ふべし。今古文書、史籍により窺ふに、奈良朝時代、加賀郡司は、大領少領共に道君にして、主政主帳にも亦道君多し(道君條参照)。之に反して、三尾君の族なるは、此の地に喰んど顯れたる者なし。國造の後裔は多く郡司に任ぜらるゝが原則なれば、初期の郡司の研究は國造の出自、氏姓を決定するに、最も有力なりとす。此處に於て、余は寧ろ賀我國造を疑問とし、加賀國造、即ち道君の國造たりし事は全く疑ふの餘地なく、奈良朝に及ぶまで、此の地方の行政を預れるを斷定せんとす。  
此の國造の治所は後の加賀郡那家郷の地ならんも、國造道君は、石川郡味知郷より起りしものと考へらる。此の國造の一族、後裔はミナ條を見よ。  
2 賀我國造 國造本紀に「賀我國造、泊瀨朝倉朝(雄略)御代、三尾君の祖、石槍

別命四世孫大兄彦君を國造と定め賜ふ。雄略朝(孝德)御代、越前國に隸し、嵯峨朝、弘仁十四年、越前國を割き、分ちて加賀國と爲す」と見ゆ。大兄彦君は石槍別命四世孫とありて、泊瀨朝倉朝とあるは時代符合すれど、前項に述べたるが如く、此の外に加賀國造ありて、仁德朝に道君が國造となりし事を記載し、後世奈良朝に至るまで、道君が加賀郡領たりしなれば、此の國造の存在は甚だ疑はしき物とせざるべからず。されど此の國と垂仁皇裔諸氏とは極めて關係深ければ、此の記事も捨て難し。因りて思ふに、一時此の國造は道君に代りて、石槍別命裔の者を補任せしが、其の後、更に更迭して、道君再び當國造となりしならんか。されど欽明朝、道君が當國造たりしなれば(ミナ條)、此の流國造は短期間に過ぎざりしなり。  
3 藤原北家安達氏流 尊卑分脈に「城介義景—左衛門尉顯盛(加賀守)—太郎左衛門尉宗顯—時顯(號加賀兵衛尉)—讚岐權守高景、弟顯高」と見えたり。  
4 三善姓 三善康俊・加賀守となりしより、子孫加賀を氏とす。東鑑卷二十七、

30、三十二に加賀前司康俊、二十八に加賀守三善康俊、三十三、三十四、三十五、三十六に加賀民部大夫康持、また太平記卷九に、加賀彦太郎、同綱太郎あり、番場宿蓮華寺過去帳には「同彦太郎康顯、同孫太郎康明(二十二歳)」と見ゆ、皆此の流なり。  
5 清和源氏爲義流 尊卑分脈に「爲義の子頼定(加賀冠者と號す)」と見え、諸家系圖墓にも「爲義—頼定(加賀冠者)」とし、其の兄有朝も(加賀十二郎)とす。又中興系圖に「加賀、清和、爲義十二男冠者頼貞稱之」と見ゆ。  
6 清和源氏頼親流 尊卑分脈に「頼房(號加賀、加賀守)—頼俊—頼風—法華經太郎頼安—頼兼(號加賀冠者)」と見ゆ。  
7 出雲の加賀氏 和名抄出雲國島根郡に加賀郷あり、加賀神社鎮座す。此の地より起りし氏にして、後世加賀城に據る(雲陽志)。文獻中、加賀左衛門なるものあり、征韓の役に死す、此の族か。  
8 但馬の加賀氏 太田文に「美含郡美含庄(領家淨土寺殿)八拾四町三百三拾步、地頭加賀民部入道行景(史本景を果に作る)」と見ゆ。

9 淡路の加賀氏 淡路國大田文に「新羅野領由良、前地頭賀加兵衛佐」と見ゆ。  
10 藤原北家閑院家流 尊卑分脈に「閑院太政大臣公季—實成—公成—實季(後閑院)—公實—季成(號加賀大納言)—公光—實俊—公茂」と見ゆ。季成・大納言にして加賀守を兼ねしに據る。公光弟に公長、その子俊長なり。  
11 美濃の加賀氏 元龜天正の頃、加賀傳左衛門重次あり、加賀氏現存す。  
12 和泉の加賀氏 加賀四郎は、大島郡の人、慶長年中、刀鍛冶として名高し。  
13 加賀齋藤 尊卑分脈に「叙用(齋藤等祖)—吉信(加賀介)—忠頼(加賀介、賀州に住す。加賀齋藤始也)—則高、其の弟—吉宗—宗助—貞宗—貞光—光家—光成—利成—重光(弘開齋藤二)」と載せたり。サイトウ條を見よ。  
14 前田家 桃山、江戸兩時代を通じ、前田家は加賀に在りしを以つて、加賀は前田家の稱號の如く用ひらる。  
15 雜載 平家物語に「加賀光乘(慶秀が房人)源平盛衰記に「加賀利部光乘一來」また「河内國住人草香齋に加賀房、」東鑑卷四十五、五十に加賀前司、四十九に加

賀守行朝、その他、加賀守御師あり。又承久記卷三に「かゝの介入道」見ゆ。  
越後新羅郡に加賀氏あり、會津新羅風土記同郡五十澤村條に「善行者加賀義藏、此の村に住める山師なり。天明五年褒賞せらる」と。  
16 守護 加賀は平安末期以來、利仁流藤原氏勢力あり。その族家國(一名忠頼)水延中加賀介となる、これ富樫氏にして、在廳官たりしが、鎌倉時代の初め、富樫泰家・守護となる。建武の際、二條師基一時國司たりしも、後富樫氏再び守護を得、戰國時代一向一揆に亡ぼさるゝまで大體然り、トガシ、ホンダランヤ、ニデワ等の條を見よ。  
加宜 カガ カゲ 加賀に同じ。加賀條第一項を見よ。  
賀我 カガ 前者と同様、國造本紀に見ゆ。加賀條に併せ云へり。  
鹿賀 カガ  
賀加 カガ これも加賀に同じ。  
加賀井 カガキ 備後國の豪族にして、加賀井越後は三務郡茅瀨邑的場山城に據る。其の一族に立神氏あり。  
加郷 カガウ 藤原中關白隆隆の後裔と云



ふ。木庭系圖に能隆—隆時(加賀九郎)。  
加賀瓜 カガウリ 加賀瓜の誤りにあらざ  
るか。

鹿々瓜 カガウリ 伊勢の豪族、カガツメ  
條を見よ。

加々江 カガエ 尾張發祥。

加々木 カカキ

加加崎 カカサキ

覺志 カカシ 和名抄武藏國荏原郡に覺志  
郷を收め、加々之と註す。

加賀谷 カガタニ カガヤ

加々瓜 カガツメ 加賀國加賀郡(河北郡)  
に加賀瓜村あり。

1 藤原北家上杉氏流 遠州の豪族にして  
加々瓜系圖に「上杉朝定—朝顯(八條元  
胤)—修理亮滿朝—中務少輔滿定—政定  
(今川範政養育、初めて加々瓜と號す)—  
忠定(加々瓜、領遠州山名郡)—右京亮政  
泰—藤八郎泰定(右京進)—備前守政豐—  
政尚—民部少輔忠澄—甲斐守直澄」と見  
ゆ。直澄初め一萬石、後罪ありて没收さ  
る。又政尚の弟に「準人、牛之丞保忠、忠  
澄の弟に「信濃守直輔、土佐守直清」等  
あり、寛政系譜支庶三家を載す。家紋竹  
の丸に薔薇、九曜、五三の桐。

武林傳に「加々瓜右京亮、山名庄新池郷  
を領す」と見ゆ。

2 雜載 日向記に加々瓜安藝守見ゆ。

加賀瓜 カガツメ 加々瓜氏に同じ。

鹿々瓜 カガツメ 伊勢の豪族にして、鹿  
々瓜支蕃は一志郡川口城に據り、北畠氏に  
屬す。

加賀野 カガノ

加賀野井 カガノキ 尾張國中島郡加賀  
野井より起る。後村上院皇子仁瑜法親王に  
仕へたる僧官某の後なり。天正年間亡ぶ。

新撰美濃志に「西加賀野井村加賀野井八  
郎秀望は、この人也。先祖は南朝の御連  
枝、東南院仁瑜法親王に奉仕し、親王大須の  
眞福寺におはしましたしける時、坊官としてつ  
かふ。宮かくれ給ひて、此の地を自領して  
住めり。秀望・總田信雄公に従ひ、八千石  
を領す。あるひは一萬石を領せしともいふ。  
信雄嗣從士分限帳に「四百十五貫、かゝの  
井、賀賀野井八郎。三百貫、同人」と見え  
たり。  
名古屋眞福寺にある古證文に「永代賣渡申  
下地之事、云々。延徳元年己酉十二月日、  
賣主石田郷毛利掃部助實忠」と見えたり。  
毛利氏はじめ、こゝに在りて、のちに八神

に移りしとぞ。鹽尻に毛利掃部助、加賀野井  
八郎兩人は、尾州中島郡大須庄北野村眞  
福寺の家老なりしといふ。豊臣家の時、幕  
下に屬して采地の朱章を得しとぞ。按ずる  
に、後村上院の皇子仁瑜法親王、眞福寺所  
務の時、此の兩氏・坊官なりしが、宮遷化  
の後、自所を押領して住居せしと云々」と  
載せ、又加賀野井八郎城趾條に「天正十  
二年五月朔日、秀吉公・勢を引て美濃に入  
り、同三日加賀野井の城を圍み攻らる。城  
主八郎をはじめ、みな退散せしよし、太閤  
記、難波創業録、家忠日記等の諸書に見え  
たり」と。また美濃志略に「天正十二年、  
秀吉加賀野井城を拔き、八郎流落す。慶  
長庚子の亂、石賊・彌八郎を誘ひ、關東に  
往きて、家康公を刺さんと欲す。然れども  
拜謁を許されずして果さず。歸路・池鯉鮒  
驛に於いて、水野和泉守を殺し、彌八郎も  
亦亂兵の爲めに害せられ、家遂に滅ぶ」と。  
香川 カガハ 又香河に作る。和名抄讚岐  
國香川郡に介加波と註す。

1 桓武平氏鎌倉氏流。相州香川庄より起  
ると云ふ。平群系圖に「忠道・相州鎌倉、  
梶原、長尾、長江、小坂、香河、柳本、  
金井等祖」と載せ、香川系圖には、「忠

通—鎌倉景通—權五郎景政—權六景秀—  
(備前守)—助大夫高正—權大夫家正—五

郎經高(初め景高・香川庄を領し、子孫  
香川を氏とす)—三郎經景、その弟、義景—  
と見ゆ。經景の後は次項を見よ。

源平盛衰記に香河五郎、東鑑卷二十五に  
香河三郎、香河小五郎、下つて鎌倉大草  
紙に、香川修理亮見ゆ。又此の族なるべ  
し。

2 安藝の香川氏 前項に云へる五郎經高

の子三郎經景は承久の役幕府に屬して功  
あり、所領を多く賜ふ。その子に景光、安  
景、清景、行景、景春、景信等あり、内景光  
は安藝國佐伯郡(安佐郡)八木(一に山縣  
郡八木と)の地の地頭職となり、八木城に  
據る。その後裔十一世美作守吉景まで此  
の地に居れり(藝藩通志)と。系圖には「景  
光—師景—方景—吉景(美作守)—行景  
(兵庫助、安藝守護武田元繁に屬し、有田  
合戦に討死し、同地首塚に埋む)—元景  
(式部少輔)—光景(左衛門尉、美作守、  
天文二年横川に戦ふ)—廣景(少輔五郎)、  
弟春繼(兵部大輔)」と見ゆ。  
香川光景は、武田兵部大輔の長臣なりし  
が、後毛利元就に屬す。その子春繼は美

作を侵し、三浦の族黨を破りて高田城を

奪ふ。此の人靈州軍話には春景に作る。  
子孫毛利侯に任へ長門に移る。有名な  
歌人香川景樹はその裔なりと。安西軍策  
に「香川兵庫佐(永正、武田方)、香川光

景(天文)、同元忠、香川左衛門尉光景、  
以下香川美作守、嫡子左衛門尉、二男兵  
部大輔。香川兵部大輔、香川佐渡守、同  
石見守、香川淡路守、香川雅樂、同少輔  
五郎、同典七郎等甚だ多し。

一族民間に下る者、安藝に多し。藝藩通  
志山縣郡條に「香川氏(都志見村)先祖は  
沼田郡八木の故城主香川氏と同じく權五  
郎景政なりとす。中世彌五郎景之、當國  
の探題武田氏に屬し、孫權樂武景まで、  
中谷村に居り、其の子七郎兵衛景純と  
なりて、長根村に移る。其の子七郎兵衛  
景高、弘治年中に當村に移り住す」と載  
せ、又安藝郡に「香川氏、(矢野村)先祖  
香川五郎平經高と稱す。勝重に至り、尾  
張内海より此に來り、内海八幡を移して、  
世々奉祀たり、勝重より十二世なり」と。  
また廣島府研屋町銅鑪師先祖太郎左衛門  
は八木城主香川利部が子なり。其の子源  
左衛門より坊賈となる、今の太吉迄十代、

四世已後銅鑪工をなす」と見ゆ。

3 多度津の香川氏 讚岐の香川氏の出自  
に關しては、疑惑頗る多けれど、讚岐の  
古族綾氏の族裔なると、前述平姓香川氏  
と二流ありしが如し。

平姓香川氏は多度郡多度津に據る。全讚  
史多度津城條に「香河兵部少輔景房は鎌  
倉權五郎景政の末孫、魚住八郎の胤也。  
細川管領頼之に従ひて來り、貞治元年、  
高屋役に功あり、封を多度郡に受け、多  
度津に城き、以つて天霧山を以つて要城  
と爲す矣。其の子は則ち肥前守景光、其  
の子は則ち肥前守元明、武勇人に絶す。  
細川勝元四傑の一たり。其の子は則ち肥  
前守景明、其の子は則ち肥前守景美、其  
の子は兵部大輔元光、其の子利部大輔景  
則也。景則、嘗つて豫州河野通直と好し、  
因つて毛利元就に屬す。三好豐前守義賢、  
之を聞きて大いに怒り、永祿元年九月廿五  
日、兵一萬八千人を率ゐて、天霧城を攻  
む。時に香河太郎左衛門、秋山重郎右衛  
門、大平伊賀守、財田和泉守、齋藤下野  
守、香河伊勢守、同山城守、同右馬助、  
三野菊右衛門、古田右兵衛尉、其の兵六  
千餘人、景則の後援と爲り、曠日降らず、



三好義賢、十河一存、香河越後守と相議し、和を行ひて行る也。其の子を兵部大輔元景と云ふ。織田信長の寵を得、信の字を授けられ名と爲す。信景・男無し、土佐元親の二男、五郎次郎を養ひ子と爲すに及び、其の女を以つて之が妻となし、之景と云ふ。豊公の南征に及び、土佐に趨り去る矣」と。

又「天霧城は彌谷山の東嶺に在り、香川氏の要城也」と。又「研磨山城は善通寺の南に在り、香河伊賀守之に居る。即ち香河權大夫景仲の裔也。景仲は則ち景房の母弟、亦貞治中封を此に受く」と。

又「高野城は上高野村に在り、香河右馬助某之に居る」と。又「景全城は觀音寺村にあり、香河景全・觀音寺に食邑し、因つて此に城く焉。香河信景の弟也。觀音寺景全と稱す」と。又「高谷城は豊田郡室本上にあリ、香河山城守之に居る」等見ゆ。

又四讀府志に「香川氏は鎌倉平氏景政の五世孫高經を先祖とす。高經・相模國香川庄に移り居れり、因つて香川と稱す。經高の子三郎經景、承久の役に功あり、所領を多く賜はり、子孫分れて安藝と讃

岐とに居れり。其の讃岐に居る者を利部大輔景則と云ふ。時に多度、三野、豊田等の三部は、託問氏の領せしを、託問氏絶えて嗣者なかりしかば、細川氏擧げて、是を景則に賜ふ。是に於て城を多度津に築いて居れり。此の地寇を防ぐに便ならぬを以つて、牙城を雨霧山に築き、事ある時は、こゝに移る。景則の子景明・肥前守と稱す。剛勇にして智略あり、長祿年中、奈良、香河、安富等の諸氏と同じく、四天王と稱せらる。景明の子元景・兵部少輔と稱す。常に京師にあり、管領家の事を執行す。元景の子之景・中務と稱す。天文廿一年、三好豐前守、細川氏に代り、邦内の諸將を従へんとす。十河氏を始め、安富、寒川、香河等の諸將、皆従ひしかど、之景・獨り毛利氏に附かんとして、従はざりしかば、永祿元年、豐前守來り伐つ。之景・和を乞ふ。天正四年・之景三好入道榮岩に因り、織田氏に通ず。乃ち偏諱を賜はり、信景と改名す。己にして土佐の長曾我部に和親し、家を長曾我部親政に讓る。親政・香川氏を娶り、其の家號を冒し、が、長曾我部割封の後、土佐に歸り、香川氏遂に絶ゆ。

今按ずるに、香川氏の世系、諸書載する處異同多し。今年紀により考へ定めて、かくついでたり。御巡見使安内帳に「雨霧城主、香川基景、同行景、同年景、四代の末、中務信景源城」とあるも、四代の末といふは、景則、景明、元景、之景の四代を傳へしなるべし。又三好氏の來り圍みしを、多くは、元景の時のこととす。今考ふるに、永祿元年、室本村の麴の許狀に、之景としるし、又天文十九年吉原村萬福寺の棟札の箱に、平之景と見ゆ。されば、元景の時に非ざること明なり」と。

4 此の香川氏は應仁記に「香河云々」、小野隨心院文明六年三月文書に「讃岐國善通寺領、同國弘田郷の事、故香川美作入道、代官と號しながら、年貢未済の間、改易せしむる處、同帶刀左衛門尉、競忍未だ休まず云々」と。又細川兩家記に「香川中務丞」、「香川・高國へ降る」と。下りて土佐軍記に「元親男子五人、次男香川五郎次郎、讃州香川氏の養子、後病死」と。長曾我部系圖には「元親一某（九郎二郎、香川家を繼ぎ、香川の贅婿となる」とあり。見聞諸家紋に



右京大夫勝元景官  
香河五郎次郎和景  
越後長尾

此の香川氏も讃岐綾氏の後なりとの説あり、即ち香川系圖に武員兒王の後裔香川麻呂なるもの笑原に築く、その後綾の景直に至り、始めて氏を香川とす。景則は其の數世の後なりと。されど諸家紋帳、萬福寺天文棟札、南海治亂記、應仁武鑑の類、皆平姓とし、景政の後とす、故に全く別なりと。されど果して然るや詳かならず。（次條を見よ）。

5 綾姓（讃岐藤家） 讃岐國の香川郡名を貢ひしならん。阿野郡の香川氏にして、香川民部少輔は前遠景明の二子、或は其の從弟なりとの説あれど、全く別にて、古代綾君の族なりとも云ふ。即ち全讀史に「西庄城は西庄村に在り。香河民部少輔行景の先世・之を築く。天正六年の夏、羽床伊豆守・將に西庄城を攻めんとす、民部之を聞き、援兵を備後の小早川隆景に請ふ。隆景・兵五千人を以つて、之を援く。伊豆守克たずして還る。同八年の春、民部・土佐元親に降る。同九年秋七月、十河民部大輔存保西庄城を攻む。香川民

部・保つを得ずして、備後に向ひて行く。天正十年、土佐元親・山内源五をして之を成らしむ。城山・按ずるに香川氏は則ち綾君の別族、香川景支の裔也。治亂記以つて天霧城主景明の二子と爲すは誤り也。若し景明の二男ならば、則ち何ぞ天霧城主と相授けざらんや」と。

されど共に讃岐の香川氏にして、且つ共に景の字を通字とす、同族なるや察するに難からざるなり。蓋し何れにか誤りあるべし。

安西軍策卷五に「天正五年讃州元吉に香川義景と云ふ者艦籠る。隆景朝臣に屬し志を深くしける」と。

6 豐前の香川氏 田川郡の豪族にして、天文永祿の頃、香川輔吉あり。

7 丹波の香川氏 氷上郡にあり、丹波志に「香川氏、左衛門尉、子孫中竹田村、岩藏。百年餘以前、浪人丹通寺に居て石像寺開基和尚に付來り、山内を披き、百姓と成る。和尚親に厚く、屋敷除地六代」と見ゆ。

8 越後の香川氏 武家系圖に「香川、平、本國越後、又ノキ、モン劍指目巴九噓、長尾顯景七郎朝忠・稱す。又同流、細川

9 雜載 水戸藩士香川敬三は明治に入り勤功多きを以つて子爵を授けらる。櫻男は其の子也。又京極殿給帳に「七十石、香川惣兵衛、六拾石、香川吉兵衛」その他、石見（佐東）、出雲、備後、備前等に在す。

香河 カガハ 香川と通じ用ひらる。前條に併せ云へり。

賀川 カガハ 安藝に加賀川庄あり。

1 秀郷流藤原姓小山氏流 中沼氏の族にして、系圖に「中沼淡路守宗政—同時宗—皆川四郎左衛門宗員（號賀川）—淡路守宗長—三河權守宗景—三河又四郎顯宗」と見ゆ。

2 徳川時代、京都に賀川玄悦あり、其の嫡孫有章、大阪に來り醫を開業す、産科の名醫也。養子を南龍と云ふ。

箇河 カガハ 土屋氏の族にして、伯耆の卷に「土屋孫三郎宗重（後箇河三郎左衛門尉、出雲守）、子息彦三郎、同彦五郎信貞が弟に阿陀伽井小治郎長貞（後加賀守）」と見ゆ。名和長年配下の將なり。

加川 カガハ 徳川時代、沼田土岐藩の重臣なり。



伊勢、志摩にも存す。

鏡 賀々松 カガマツ

香々見、加々美、加々見等と通ずるが故に、併せ見るべし。鏡作部の後なると、單に地名を貰ひたるもあり。カガミなる地名は多し、各條項のもとにて云ふべし。

1 (物部)鏡連 土佐國の古代豪族にして物部を冠するにより、その一族と考へらる。當國香美郡(加々美)より起る。同郡に物部郡あり、和名抄に見ゆ。此の氏は此の地方物部の部分的伴造たりしなるべし。氏人は延暦廿四年五月紀に「土佐國香美郡少領外從六位上物部鏡連家主に爵二級を授く。德育方あり、公勤・怠らざるを以つて也」と見えたり。(土佐郡朝倉邑に鏡岩あり)。

2 鏡造 下野國上神主より發掘されし文字瓦に鏡造鳥と云ふあり。鏡作造の後裔ならんか。

3 名和氏流 出雲國島根郡加賀郷より起るかと云ふ。名和氏の族にして、名和系圖に「行藤—小次郎長村—惟村(鏡五郎左衛門尉)—某(五郎兵衛尉、正平七年四月二日伯耆國に討たれ畢る)、弟掃部允、弟

興村(正平七年四月三日、伯耆國にて討たれ畢る)と載せ、那波系圖も、ほゞ之に同じ。

4 佐々木氏流 近江國蒲生郡鏡庄より起る、佐々木氏の族にして、尊卑分脈に「佐々木太郎定綱—定重(小太郎、左門尉、近江守、建久二壬三・江州に於て、山門惡黨の爲に討たれたる)—久綱(或尙綱、鏡鏡右衛門尉)—定廣(鏡右衛門太郎)—廣家(彌太郎、弟定家(山、阿)と見ゆ。佐々木系圖、鏡系圖皆同じ。内久綱は東鑑卷二十五に、「鏡右衛門尉久綱(久總)とありて承久の勤王家なり。承久記には卷二に「かみみのうゑもんひさつな」と載せ、分脈に「承久三六六京方に參じ、尾張國大豆津渡に於いて自害了」とあり。その居城なる星が崎城(鏡村)は、あるひは野洲郡にかゝるといへ共、然らずと。輿地志略に「鏡は代々屋形の旗頭に、星が崎に在城なり。鏡陸奥守高規の息兵庫頭は、定頼公、承頼公に忠功あり。永祿の始め永原一族淺井に頼れ、逆意をおこし南郡騒動す。承頼公・星が崎に宿陣なされて、永原一族を追伏す。其の節忠功あり。兵庫頭は信長公に仕ふ」と見ゆ。

鏡ば次項を見よ。

5 佐々木京極流 淺羽本佐々木系圖に、「京極佐渡守滿信—三郎左衛門尉宗氏—貞氏(鏡三郎左衛門、近江守、法名善觀、建武二出家)—秀致(鏡松下左衛門尉と號す)、弟二郎高治、弟對馬守秀氏、長岡貞高、四郎貞佑」等とあり。

鏡氏は永享以來御番帳に「五番、佐々木鏡民部少輔」又文安年中御番帳に「五番鏡四郎」と載せたり。

6 清和源氏白川氏流 武家系圖に「鏡、清和、白川孫太郎冠者重直男、四郎冠者、重義稱之」と見ゆ。

7 清和源氏武田氏流 加賀美條を見よ。平家物語に「鏡次郎遠光、同小次郎長清」とあり。

8 能登の鏡氏 鳳至郡仁岸庄(仁岸村馬場)に鏡石見守の宅址あり。此の地方の豪族なりと云ふ。齋藤氏の族か。

鏡社 肥前國松浦郡の大社なり、松浦廟宮と呼ばれ、藤原廣嗣を祀るとの説あれど、恐らく後世の附會ならんか。東鑑文治二年十二月、草野大夫永平を以つて、本社に宮司職となす、是れ相傳の職なりと。子孫大宮司職を世襲し、草野の大村

國司解に、官職を申請する事。前出羽權大目正六位上各務勝利宗を以つて、次を越え、管各務郡大領泰良實死闘替に補任せられん事を請ふの狀に「一件の利宗は諸弟の正胤、累代の門地云々」とあるにより、代々此の氏・此の郡の領家たりしを知るべし。

2 各本勝族 中布里大實二年戸籍に「各本勝族田彌賣」と云ふ人見ゆ。各本勝の族入なるを氏とせしなり。

3 各務(無戸) 貞觀八年七月紀に「美濃國各務郡大領各務吉雄、厚見郡大領各務吉宗等が兵衆歩騎七百餘人を率ゐて、尾張の郡司と争へる」事を載せたり。各務勝の後なれど姓を省略せしなるべし。此により一時厚見郡領も此の氏なりしを知るべし。

4 各務宿禰 拾芥抄、姓名錄抄等に見ゆ。各務勝が後に宿禰を賜へるなるべし。

5 各務朝臣 拾芥抄に見ゆ。

6 甲斐の各務氏 甲斐國中巨摩郡に加賀美邑、鏡中條等あり、古く各務とも書けりと。美濃各務氏の移住せし地にして、後の加賀美氏と關係あるべし。

7 清和源氏武田氏流 中興系圖に「各務、

新撰志に「各務右近、各務勝右衛門久恒、森武藏守長可の士大将各務勘解由」等を擧ぐ。恐らく古代各務氏の裔ならん。

9 美作の各務氏 森氏に従ひて移れるなり。但し當國に香美郷二あり。東作志に「各務氏、森家の長臣なり、子孫勝北郡小吉野庄豐久田村に住す。各務兵庫介元正、知行八千石、嫡子四郎兵衛、石山にて小澤平八と喧嘩の、ことにて身上召上げらる。孫三右衛門・召出され二千石になる。四郎兵衛・森伊勢守實方の先祖なり」と、以下

清和、武田清光男次郎遠光稱之、同次男次郎長清稱之」と載せたり。加賀美條を見よ。この加賀美氏を本書・何によりて各務と書けるか。

8 清和源氏山縣氏流 各務勝の後なれど源姓を冒せしか。或は遺跡を襲ぐか、兎に角至大の關係あるべし。山縣系圖に「山縣六郎二郎國氏の子國定を各務彦四郎とす。寛政系譜に此の流一氏を載す、家紋、丸に井桁、隅切角に槌。國氏・土岐系圖には「太郎、鏡尾里」と載せたり。

各務兵庫頭

新撰志に「各務右近、各務勝右衛門久恒、森武藏守長可の士大将各務勘解由」等を擧ぐ。恐らく古代各務氏の裔ならん。

9 美作の各務氏 森氏に従ひて移れるなり。但し當國に香美郷二あり。東作志に「各務氏、森家の長臣なり、子孫勝北郡小吉野庄豐久田村に住す。各務兵庫介元正、知行八千石、嫡子四郎兵衛、石山にて小澤平八と喧嘩の、ことにて身上召上げらる。孫三右衛門・召出され二千石になる。四郎兵衛・森伊勢守實方の先祖なり」と、以下

にあり、大村神社と云ふも存す。別當寺を無怒寺と呼ぶ。草野條を見よ。又貞永元年閏九月十七日、鏡社住人、高麗に渡り、夜討を企て數多の珍寶を盗み取り、歸朝する事あり、勢力ありしを想像すべし。神職を多治見氏と云ふ、その系圖に廣繼の後裔と稱す。

10 利仁流藤原姓齋藤流 尊卑分脈に「正田左衛門尉以成—千田九郎以房—鏡齋藤六以家—以平(掃部允、左衛門尉)—以藤(左衛門尉、左京進)、弟以里(右衛門尉)、及び以平の弟に、兵衛尉以景」を載せたり。加賀に鏡庄あり。

各務 各務勝 美濃の大族にして、各務郡各務郷は其の本貫なるべし。各務郡地方第一の名族なれど出自詳かならず。されど勝姓は多く諸蕃の姓なれば歸化族なるは疑ふ餘地なからんか。而して此の國の勝と云ふは、其の出自の分明せるは皆百濟族なれば、これも、かりに百濟族と推定すべし。中里大實二年戸籍に「少領勝正七位上各本勝小牧」また頼聚符宣抄第七美濃





多く、又文書を擧ぐ。元正二男藤兵衛正休は森忠政の家老、妻は名古屋尾張守の女、山三郎妹なり。又各務内膳正和政、津山藩分限帳に「苗家業各務五兵衛」等見ゆ。10 雜載 徳川時代、此の氏は赤穂森藩重臣、相良田沼藩中老等たり。

加賀美 カガミ 鏡、各務、加々美等と通じ用ひらる。

1 各務勝流 各務條第六、第七兩項を見よ。美濃各務勝の一族、甲斐國中巨摩郡に移住して各務なる地名生ず。後加賀美と云ふ。甲州に於いて大いに榮えしが、遠光・武田氏より出で、此の氏名を冒せしより全族源氏を稱す。寛政系譜二家を載す。家紋中太松皮菱、割菱、五七梧桐、王文字。

2 清和源氏武田氏流 甲斐國巨摩郡加賀美庄より起る、前項氏と關係あるべし。武田氏の一族にして、尊卑分脈に「義清—黒源太清光—遠光(信乃守、加賀美二郎、文治元八十四、源氏六人受領の内)—長清、加賀美小二郎—長經、また長清の弟「光清(加賀美二郎)弟綱光(一本經光、光經、同四郎)—遠綱(一本遠經、四郎太郎)」と見え、清和源氏系圖にも「遠

光—經光(加賀美四郎)と見ゆ。されど年代より考ふれば、遠光は義清の子にて、安田義定の弟ならんか、考ふべし。武田系圖に「義清—遠光(加々美次郎)」とあり。遠光は、一本系圖に「康治二癸亥二・廿八、甲州加々美に生る。童名豊松丸(小笠原系圖に豊光丸)、保元二十一、十五元服、年十五、加冠新田義重、號加々美二郎」と見え、平治物語に「甲斐源氏賀々美次郎、平家物語に「鏡次郎遠光、同小次郎長清、また「加賀見次郎遠光、小次郎長清、源平盛衰記に「加々見次郎遠光」或は「加々美次郎遠光(武田太郎信義の弟とす)。東鑑治承四年十月十九日條に、「加々美次郎長清、同文治元年八月廿九日條に「去る十六日、除目あり、遠光は信濃守」と。小笠原系圖に「寛喜二年四月十九日卒、八十八歳、大明神と崇めらる」と見ゆ。

長清は東鑑卷一、二、五、六、八、九、十一、十三、十四、十五に見え、又小笠原とあり、その條を見よ。又大治五年七月十九日條に「その子同太郎長經(普通本長綱)」と。光清は承久字治合戦一番敵

を討つ。甲斐國志に「巨摩郡篠尾壘(下註尾村)。本村は片瀬の北半里に在り、此の壘は七里岩の上に在り、東西は深山峻嶒と時ち、南も高岩壁立し、下に釜無川あり、北方僅に平地に接す。遺壘二三重にして甚だ廣からず。左右の山腹にも壘形を存す、本城高き處五六十歩、南へ下ること拾五六歩にして洞穴あり、數十人を容るべし。又加賀美遠光が遺立の薬師如来と云へるは壘の北三町許に在り」と。

此の氏の宗族は小笠原氏となる、小笠原色は加賀美色に近し。その他、秋山、加賀美、南部、於曾、下山等皆榮ゆ。帶金、狭野、萬澤、岩間、三澤等の諸氏も此の流かと云ふ。

3 清和源氏一條流 武田系圖に「一條信長—信經(一條八郎)—時信、弟宗信(號加々美六郎、加々美彌太郎猶子)—信基(加々美孫六)—時基(同又六)」と。また信基弟「信家(六郎、太郎一男也)、弟遠實(加々美彦太郎)」と載せたり。  
4 甲斐の加賀美氏 以上三項の後なり。下小河原に加賀美氏あり、有名なる加賀美光章は此の家より起る。又畔村に加賀

美氏あり、住吉神社の社家也。又四保色にあり、何れも名族にして、甲斐國志に見ゆ。此の氏は中太松皮菱、割菱、五七梧桐、王文字等を家紋とす。又誠忠萬家録に「東南湖邑、加賀美文平光家、同同政吉正雄、同同常藏光胤、同同園右衛門吉雄(以上加賀美次郎左衛門尉正行後胤)」と見ゆ。  
5 武藏の加々美氏 橋本郡の高石村にあり、新編風土記に「加々美正光宅跡、正光は今地の頭加々美金右衛門某が先祖にて、もとは甲州武田家の家人中にも、名を得し人の子なりしが、天正十年勝頼没落のとき、いまだ幼稚なりし故、ゆかりに付て三河國へ上り、夫より流浪して、此の地に來り、里正兵右衛門が先祖吉澤某に依頼せり。よりに此所に居住せしが、十六歳のとき東照宮に召出され、則ち當村を采地に賜り、其の頃は猶ほ此所に住せり。こゝに於いて、かの吉澤を以つて名主とせり。正光の子正吉の時、江戸にて宅地を賜り、かの地に移り住せし後、この邸は廢したりといへり」と見ゆ。  
6 安藝の加賀美氏 武田氏に從ひ移りしなるべし。豊田郡和木村に此の氏あり、

藝清通志に「加賀美氏(和木村)、先祖羅三郎より出で、五代孫加賀美四郎光清は承久頃の人にて、甲斐國巨摩郡南加賀美村を領す。因つて氏とす。其の裔彦四郎宗遠、嘉吉年中、此の國に來り、武田氏に、金山に從ふ。五代の孫、吉遠に至りて、金山陥り、一家皆没入す。吉遠が子光信・賀茂郡黒瀬に潜居し、天正の末、當郡大草村に來り、光信が子清庵は僧となり、此の村觀音寺に住せしを、慶長の比、還俗せしめて、大里正とせらる。夫より今の八郎次まで八代」と載せたり。  
7 雜載 その他、備前等に此の氏あり。加々美 カガミ 前條氏に同じ。盛衰記、東鑑等、時に此の字を用ふ。現今、武藏、信濃等に此の氏あり。  
加々見 カガミ 加賀美氏に同じ。清和源氏武田氏の族なり。加賀美條を見よ。源平盛衰記に此の字を用ふ。又加々美とあり。備前、信濃等に現今此の字を用ふるカガミ氏あり。  
加賀見 カガミ 前數項と通ずべし。又美濃尾張源氏に此の氏あり。清和源盛浦野の族にして、和田系圖に「山田先生重直—重長(加賀見冠者)」と載せたり。美濃各務氏と

關係ありん。  
香々見 カガミ 次の條に同じきか。  
香々美 カガミ 次の香美氏に同じ。  
○蘇我姓 阿波の豪族にして、故城記板四郡分に「香々美殿、蘇我、鷹羽二ツ遠」と見ゆ。阿波郡香美郷と關係あるべし。  
香美 カガミ 和名抄、美作國吉野郡に香美郷あり、中世香美庄と云ふ。なほ勝田郡にも香美郷あり。次に安藝國賀茂郡に香津郷あり、香美かと云ふ(地理志料)。又阿波國阿波郡に香美郷あり、加々美と訓ず。次に土佐國に香美郡あり、加々美と註す。  
1 物部姓 土佐の豪族にして、香美郡を本據とす。物部鏡氏の裔か。又香宗我部氏をも香美氏と云ふ事あり。  
2 蘇我姓 阿波國香美氏は、蘇我姓と云ふ。然らば土佐香宗我部と同様、宗我部の裔か。故城記阿波郡分に「香美殿、美馬、曾我、二引龍、鷹ノ羽二遠へ」とあり、猶ほ前條香々美参照。阿波郡香美郷より起る。  
鏡味 カガミ 美濃の各務氏と關係あるべし。  
○鏡味宿禰 熱田神社の社家にして、所司方、中傷の一たり。又神樂座も鏡味宿禰な



りと。此の氏は二十餘家に分るとぞ。又坂本氏も此の姓と云ふ。

務各 カガミ 各務を逆にせしか、正訓未詳。

覺美 カガミ 和名抄、攝津國東原郡に覺美郷あり。

香住 カガミ 和名抄、但馬國美含郡に香住郷あり、加賀美と註す。太田文に出石郡大内庄の下司香住孫太郎あり、カズミ條を見よ。

鏡江 カガミガエ 筑後の豪族にして、筑後領主附に「鏡江某」見ゆ。開基領に「上青木村法林寺、鏡ヶ江治部少輔、領地の時、天文七年開元」とある、これなりと。

鏡齋藤 カガミサイトウ カガミ條に併せ云へり。

鏡島 カガミシマ 家傳史料に鏡島七郎左衛門養正を載せたり。

鏡作 カガミツクリ 鏡作部の伴造なれど(カガミツクリを参照)、鏡は神祇奉齋上、必要缺くべからざるが故に、甚だ重んぜられて、五件緒の一たり。

1 鏡作連 古事記に「伊斯許理度賣命は鏡作連等の祖」また天神本紀に「天孫戸命、鏡作連等祖」など見ゆれど、恐らく

2 攝津の鏡作部 和名抄、菟原郡覺美郷はカ、ミと訓み、鏡作部の占居せし地か。村岡良弼氏は「覺美、鏡を修する也。蓋し鏡作連の居るところならん。神名式、島下郡新屋坐天照御魂神社あり、鏡作連祖火明命を祀る。姓氏録を檢するに、火明命の裔、本州に居る者多し、是れ其の一也。天武元年紀、感奈公高見、感奈公大村基跡、鏡君に作る。亦此の地を取れる也」と。されど詳かならず。

3 伊豆の鏡作部 和名抄、田方郡に鏡作郷あり、加々美豆久里と註す。新抄格勅符に「鏡作神十八戸(大和二戸、伊豆十六戸)、麻氣神一戸(丹波國、神護景雲四年充)」と見ゆ、鏡作部のありし地なるや明かならん。

鏡谷陶人 カガミノハザマノスエヒト 天日槍從者の裔なりと。垂仁紀三年條、一に云ふ「是を以つて近江國鏡谷の陶人は則ち天日槍の從人也」と見ゆ。鏡谷とは蒲生郡鏡山の地なり。

鏡作連の誤なるべし。そは天武朝に鏡作連の連を賜ふ事、書紀に見ゆるのみにて、其れ以前、連姓は見えざればな。或は思ふ、連姓鏡作氏は、はやく滅びうせ、造家のみ残れるか。

延喜式神名帳城下郡に「鏡作座天照御魂神社一座(大月次新嘗)鏡作伊多神社、鏡作麻氣神社」あり、此の氏の氏神なるべし。

2 鏡作連 次項、鏡作連の後にして、天武紀十二年條に「鏡作連云々、姓を賜ひて連と曰ふ」と見えたり。天平十四年の優婆塞貢進解に「黒田郷戸主鏡作連淨麻呂」と云ふ人見ゆ。此の氏人なり。

3 鏡作連 鏡作部の總領的伴造家にて、伊斯許理度賣命の後裔と稱す。其の宗家は天武朝連姓を賜はれり。されど庶流には猶ほ連姓のものもありしと見え、靈異記中世三に「聖武天皇の世、舉國歌詠之謂云々。その時、大和國十市郡菟知村東方に大富家あり、姓は鏡作連、一女子あり、名を万之子と曰ふ云々」と見ゆ。

4 鏡作首 鏡作部の部分的の伴造なるべし。天平十四年の優婆塞貢進解に「鏡作首(年十三、黒田郷戸主正八位下大市首

各務村 カガミノムラ 各務村の族、各務條参照。

○各務村連 西宮記第四に「美濃史生、各務村連香長(秀長)」と云ふ人見ゆ。

鏡山 カガミヤマ 近江、安藝、豊前等に此の地名あり。

1 宇佐氏流 豊前國の名族なり、田河郡鏡山邑より起るか、この地は豊前國風土記(仙臺抄引用)に見え、又鏡山神社鎮座す。此の氏は宇佐系圖に「大宮司對馬守公世—公一(權大宮司、童名王德丸、對馬六郎、鏡山氏祖)」と載せたり。

宇佐大鏡に「田河郡起請田八十八丁六反四十、鏡山有吉定十町六反四十五云々」と。

3 物部姓 筑後高良神社の大祝にして、當地方第一の名族なり、代々物部氏と稱す。然るに系圖、家記、舊記の類、何れも武内宿禰の後裔なりと。こは高良玉垂命を武内宿禰に當て、大祝をその神胤と信ぜしに據る。されど其の實、高良社は物部氏の氏神にして、大祝は其の氏子、物部氏の直胤たるなり。或は景行紀新載物部君夏化の裔たるべし。猶ほ系圖の古き部分に疑はしき點、甚だ多きも、參考

益山戸口」と云ふ人見ゆ。

5 尾張流鏡作氏 神宮雜例集に「鏡作神の遠祖天香山命」と見ゆれど、こは尾張氏上祖の香山命にあらざるべし。或は附會か。

6 物部流の鏡作氏 天孫本紀に「物部銀治連公、鏡作云々等祖」と見ゆ。銀治連は其の名稱より見て、鏡作部の伴造たりしが如く考へらる。若し然らば、鏡作部は石凝姥の裔のみが、之を率ゐしにあらざる也。

鏡作部 カガミツクリベ 職業部の一にして、鏡を作るを職とせし品部なり。神代紀に「鏡作部遠祖天孫戸は鏡を造る」と。また一書に「鏡作遠祖天孫戸の兒石凝戸邊」など見ゆ。和名抄大和國城下郡に鏡作郷あり、加々美郡久利と註す。神名帳同郡に「鏡作伊多神社、鏡作麻氣神社、鏡作坐天照御魂神社」等を載せたり。此の部のありし地なるや明白ならん。

猶ほ此の部に關しては、古語拾遺に「石凝姥命(天孫戸命の子)鏡作遠祖也」また神祇本紀に「鏡作の祖石凝姥命云々、鏡作祖天孫戸神は、即ち石凝姥命の子也」また天神本紀に「石凝姥命、鏡作上祖」など見ゆ。何

武内宿禰(亦名玉垂命、亦物部保連)―新禮賀志命、弟・朝日豐盛命―物部日良仁光連―住子明連―日南玉賴連―神力玉佐連―光玉一連―日玉尊連―日明玉連―尙舍男連―常日柱男連―廣大直連―俊大元神連―親日天男連―信大長津連―秀大勝津連―平神仲熊連―豐神天子連―家神道天連―良神子宮連―法神天仲連―就神頭國連―執神計玉連―仍神面玉連―岳賢名白王連―忠賢皇是連―賢天皇兼連―公賢皇連―宿高慶連―時玉慶連―國良慶連―樹道慶連―清美慶連―武良慶保義。

道麻呂、美濃理麻呂は天武朝の御託宣記と傳へらるゝ者に、「高良大名神宮神部物部道麻呂、男子美乃理麻呂(一本美乃兒慶)」と見ゆ。この託宣を天武朝の事とするは誤りなれど、比較的古きものにして、石清水文書、宮事録事抄等に引用さる。されど其の以前の人名は甚だ疑はしく、且つ此の二人の例を以つて云へば、各人名最後の連なる語は、その次の語と續けて、道慶は連清、その前は良慶連樹、玉慶連國、高慶連時、賢皇連宿と讀むべきものならん。蓋し上代に於いても後世の



如く名乗のあるものと誤解して、之を補ひしものなるべし。而して連は物部氏のカバネより来りたるや必せり。系圖並に傳説に據れば、美濃理麻呂保繼に五男あり、嫡子武良麻呂保義は大祝家の祖、二男武勢麻呂良續は武臣となり、御井郡神代村に居る、神代氏の祖なり。次に第三子武見麻呂保依は薩摩に遷り、と云ふ、座主家丹波氏の祖なり。次に第四子武賀麻呂保通は神管頭となり、磐井に住す、大宮司の祖なり。最後に良摩麻呂連成は神管領となる、草壁氏の祖なり。太宰管内志にも「大祝職鏡山氏事は、高隆寺縁起に『物部大祝云々、前田氏は下宮大宮司』系圖略に『武良麻呂、神部、物部保義は、玉垂命三拾三世之神裔、美濃理麻呂保繼の嫡男也。高良山の總管領、而して源所大祝の元祖也。後世鏡山を以つて稱號と爲す。美濃理麻呂の二男武勢麻呂良續は武臣長と爲り、御井郡神代に於いて館宅を營み、神代氏と號す。三男武見麻呂保依は綿林に入り、社僧となり、隆慶と號す。則ち座主家の始祖也。四男武賀麻呂保通は、大宮司となり、初め高良山磐井の地に居住し、後に

御井郡宗崎村に轉住す。而して宗崎氏と成る。是れ亦、丹波氏にして、大宮司家の鼻祖たる也。五男良摩麻呂連成は草壁を以つて氏と爲す。後世御井郡稻敷村に移り居り、稻敷を以つて氏と爲す。神宮頭職たり。正應三年廣川庄古賀村に於いて館舎を營み、近郷給二村長となる。其の末裔、今尙ほ民間に在り」と。されど此等の諸氏を以つて、大祝より分ると爲すは誤れり、各別々の姓ありて全く出自を異にす、各條にて云ふべし。保義の後には「豊慶保飾—田慶保秘—津慶保繼—大國慶保勝—大神慶保山—漏神慶保東—日皇慶保信—月往慶保實—連見慶保方—大祇慶保和—大津慶保成—玉泉慶保則(延喜中證文あり。繪旨、並に管公書、信じ難し) —勝慶保篤—名依慶保忠—推振王慶保道—皇明慶保重(天曆年中證文あり。二年七月、繪旨を賜ふと) —保家—保兼—保春—保在—安俱—安言—安清—安考—安尙—安任—安基—安乘—安時—安仲—安壽(承久年中證文あり) —安隆—安普—安國—安禎—安舒(文承年中證文あり) —安能—安廣—安延(正中年中證文あり) —安健—安永(正平五年の證文あり)

り) —安祖—安城—安代—安弘—安仍—安綱—安宗—安照—安純—安胤—安良—安益—安村—安景—安標—安倚—安修—安旨—安言—安述(明應三年大友義長の列書あり) —安親—安古—安好—安世—安常(又保常、天文中、大友義盛感狀あり、天正十年三月十一日、邊春城に於いて戦死、年四十一) —安真(感狀並に采地六十町を賜ふ) —安清(實宗時孝直第二子) —保正(正六位上左京亮) —保名(從五位下伊勢守)なり。南北朝以後の文書を多く藏す、鏡山文書これなり。文中、高良山大祝、源所、大祝鏡山、大祝大夫、大祝職鏡山十郎、大祝大明神などあり。筑後領主附には「大祝、居高良山、十五町」また「高良山良保、領十二町」と見ゆ。各務 カガム カガミ條に云へり。嘉々山 カガヤマ 田中家臣知行割帳、「二百石、嘉々山大郎兵衛」見ゆ。加賀山 カガヤマ 肥前松浦郡に加唐島あり、その地より起れるか。垣 カキ 佐々木氏の族にして、佐々木系圖に「五郎義清—泰清—七郎左衛門賴清—

佐世七郎左衛門清信—次郎左衛門清重—清貞(號垣七郎左衛門)と見えたり。

柿 カキ 尾張、近江等に此の地名あり。堀尾山城守給帳に「三百石、柿橋八、同傳三郎」見ゆ。その他、出雲、石見に存す。

加木 カキ カノキ條を見よ。

輪尼 カギアマ また輪尼、健山に作る。肥前國輪尼(健山)邑より起る。高木氏の族にして國分氏の裔なり。鎮西志に「高木氏は佐嘉の所領を削られ、其の地を以つて國分忠俊を封ず。今朽井輪尼(健山)と稱するは、是れ忠俊の令孫なり」と。河上澄姫社の大宮司にして、河上社文書嘉慶二年のものに、輪尼信濃守、建武二年十一月のものに、輪尼淨圓房榮秀、應永七年川上社祭禮御幸目録に「座主増鏡、大宮司輪尼季高注進」と。また應永十五年二月廿九日のものに「座主職等は譜代相傳の旨に任せ云々、輪尼鬼丸を養子と爲す」と。また朽井輪尼氏ともあり。

柿井 カキキ ○柿井造、高麗族なり。天平實字五年三月紀に「高麗人前部連理等三人に姓を柿井造と賜ふ」と見えたり。

垣井 カキキ 安藝國豐田郡にあり、藝藩

過志に「垣井氏(小原村)先祖垣井助一とよびて、慶長の頃、小早川家人なりしが、浪人して農となり、此の村に住し、元和中より世々里正となる」と見ゆ。

鍵市 カギイチ

柿内 カキウチ カイタイ 藤原姓と云ふ

垣内 カキウチ カイタイ 藤原姓と云ふ

1 紀伊の垣内氏、在田郡栖原村地土にあり、續風土記に垣内孫左衛門を載せたり。

2 加賀の垣内氏、天正の初め垣内後藤右衛門あり、石川郡熊走壘に據るとなり。

3 雜載、徳川時代、關宿久世藩の近習頭に此の氏あり、又信濃にも存す。

鍵浦 カギウラ

柿岡 カキヲカ 常陸國茨城郡(新治郡)に

柿岡邑あり、地理志料に「大田文に云ふ、北郡河俣二十一町、柿岡三町九段、金蓋十一町、片野三十二町と。宮本氏又曰ふ、郷城の盛衰は地頭の權勢に因る者多し。小田系圖を按ずるに、知家の季子時家、柿岡の地頭職に補せられ、引付衆より評定衆に進む。子孫職を世々にす。是を以つて柿岡漸く顯る」と。タカノ(カウヤ)條を見よ。

垣岡 カキヲカ

柿置 カキヲキ 清和源氏なりと。佐州諸

役人帳に柿置市郎長衛を載せたり。

垣川 カキガハ

垣切 カキギリ

柿坂 カキサカ 石見にあり。又豊前國下毛郡に柿坂邑あり。

蟬崎 カキサキ 陸奥國北郡蟬崎邑より起る。清和源氏武田氏の族なる事は明白なれど、松前氏家譜は、若狭武田の後なりと云ひ、一説南部の庶流と云ひ、詳かならざる點多し。今項を分ちて述ぶべし。

1 南部庶流 南部藩内の人は多く此の説なり、即ち祐清私記に「松前氏先祖は、當南部家十三代守行公の舍弟と聞く、田名部の内、柿崎を知行して居館を構へ、夷を退治せしめられ、夫れより松前の夷を悉く従へ、やがて島の主となり、子孫繁昌す、幕の紋割菱なり」と。されど南部系圖にも見えず、況んや確證あるなく、唯傳説に過ぎざるなり。又新撰國志には「昔北畠國司下向の時、南部十六將の内、武田修理大夫、赤星五郎の二人、田名部の目代として置れ、其の後、新田八幡丸入部あり、その五世孫新田民部大夫の代に、武田修理の末裔蟬崎藏人信純、民部の妹婿として蟬崎を配分され、大臣たり



しが、遂に民部の子息二人を殺害して、其の家跡を奪ひ、赤星氏をも除きて謀叛を企てければ、康正二年八月河内守政経討手として下向し、藏人敗れて順法寺に入る、八戸の兵追撃、其の巢窟を抜く、嶋崎氏これより北蝦夷に移る」と。これも南部氏の同族とするなり。此等の外、横田五郎行長の子孫・嶋崎村を食み、嶋崎藏人と稱すなど云ふ異説(三部小史)もあれど、大體武田氏の族にして、嶋崎より發祥せしが如し。康正の役は八戸系圖に「康正中、田名部色主嶋崎藏人、亂を作し、近傍を掠略す。政経事を以つて朝廷に奏し、兵を發して之を伐ち田名部城を陥る、嶋崎藏人逃れ匿る云々。三年春、政経・捷を朝廷に獻す。後花園帝其の功を賞し、藏人の邑を擧げ之を賜ひ、又功臣二十人に爵名を賜ふ」と。而して附録に「康正三年二月、田名部政の討取敵の姓名の内、天麻館五郎、嶋崎平左衛門政友」等を擧げたり。朝廷云々など云ふは、勿論信じ難けれど、此の役、嶋崎氏敗れて北海道に渡りし事は史實なりとす。而して松前舊事記等に「享徳三年八月二

十八日、新羅氏信廣、佐々木三郎兵衛尉繁綱、工藤九郎左衛門尉結長の兩人相隨ひ、田名部より富國へ渡る。新羅三郎義光十七代の後胤也。天川に住居、勝山館主嶋崎修理と號し、明應三年逝去」と云へば、年代は少し違へど、嶋崎藏人とは信廣の事にて、田名部敗戦後、北海道に渡り、勝山館に據りて、嶋崎修理と稱するに至りしものか。2 清和源氏若狭武田氏流、されど寛永系圖に據れば、信廣と嶋崎修理とは別人にて、信廣は修理の女を娶りて其の家を嗣ぎしものと云ひ、また正系譜略には「享徳三年八月、始祖・伊駒安東太政季等と、大畑を解離し、東風に乘じて、松前に來る。長祿元年五月、蝦夷叛亂、茂別八郎式部宗政、花澤館主嶋崎修理季繁、固く守る焉。季繁も亦若州人、即ち武田氏族、是より先、故ありて來り居るなり」とて、修理をも若狭武田氏の族とす。信廣の出自については寛政系譜に「信廣(彦太郎、若狭守、剃髮して清岩と號す。武田大膳大夫國信が養子、實は武田陸奥守信賢が男、信廣・父と不和の事ありて、寛徳三年春、本國若狭を去り、關東足利

に赴く、享徳元年三月、また陸奥國田名部にいたり、嶋崎を領す。このとき嶋崎武田と稱す。三年八月二十八日、伊駒安東太郎政季等とともに、南部の大畑より籠を解て松前にわたる。このとき松前より東二十日路、西二十日路がほど人家ありといへども、年ごろ蝦夷蜂起して、志法の主太郎左衛門某、霜館の主加賀守某、松前の主相原周防守某、其の外、所々の陣營を夷人のために攻めとらる。しかれども下國の主茂別治部大輔家政、上國の主嶋崎修理大夫季繁二人、なほ堅固に、これを守るときに、信廣、彼の二人が撰びに應じ、武者奉行となり、先鋒にすまみ、蝦夷の渠魁初者慶允父子を討とり、その徒數輩を斬り殺す。これにより夷賊ことごとく敗走す。そのうち家政・下國より上國に來りて會合し、酒宴のなかば季繁より來國使の刀、家政より菊一文字の刀をあたへて、その勇功を賞す。このとき季繁・女子ありて男子なし、故に信廣をもつて婿とし、上國河北天河に營を築きて住せしむ。明應三年五月二十日、上國において死す。年六十四、法名涼真、かの地法輪等に葬る、後代々葬地とす」と

せたり。(又武田系圖、若狭武田系圖に「若狭守信廣—光廣(號嶋崎修理大夫、松前祖)とあり。而して以下その子「光廣(彦太郎、宮内少輔、若狭守、剃髮號清岩、母は季繁が女。永正十一年三月、上國をあらためて、相原周防守某が古壘、松前の太館にうつる。十五年七月十二日、松前において死す)——義廣(初良廣、新三郎、若狭守、民部大輔・剃髮正岩と號す。天文十三年八月十九日松前において死す、年八十七、妻は葛籠甲斐季直が孫女。第二郎高廣。弟太郎基廣、家臣南條越中廣繼が養子)——季廣(卯鶴丸、彦太郎、若狭守、世多内の酋長波志多院をもつて西蝦夷の奉行とし、志利宇知の酋長知古茂多院をもつて東蝦夷の奉行とす。文祿四年死す、妻は河野彌治郎右衛門季通が女)——慶廣(天才丸、新三郎、民部大輔、志摩守、伊豆守、天正十八年十二月、秋田東太郎實季と共に京師にいたり、豊臣大闇に謁す」云々と。以下松前條を見よ。されど田名部の領主嶋崎氏に二流ありしと考へ難ければ、藏人と信廣とは同人か、然らざれば密接なる關係ありしや明白な

り。従つて古くより、此の地にありしにて、享徳元年若狭より遷るなど云ふは到底信じ難し。猶ほ上國の主・嶋崎修理も同人か、或は密接なる關係の人に、嶋崎氏は上國館主安東氏(政季)の婿となりて其の館主となりしものと考へらる。3 嶋崎氏は慶廣の代、松前氏と改められた。一族中には、猶ほ嶋崎と云ふもの多し。松前氏の時、松前監物、嶋崎三彌は結強郡を分宰す、また嶋崎三吾は高島郡に宰たり、又同藏人は利勝に宰たり、又新田田兵作、嶋崎久五郎は靜井郡を分宰し、又一族千歲郡にあり。垣崎 カキザキ 和名抄、筑前國遠賀郡に垣崎郷あり。柿崎 カキザキ 伊豆、越後、陸奥等に此の地名あり。1 清和源氏武田氏流、前述の嶋崎氏は又柿崎ともあり。陸奥に此の氏現存す。2 清和源氏新田氏族、越後國頸城郡柿崎邑より起り、柿崎城に據る。柿崎氏は新田越後守義宗の後裔と云ふ。明應中、柿崎出雲守(長尾景房の家)中侍に柿崎出雲守あり、永正中、同大和守(同上景房家臣に柿崎大和守あり)、其の後備三郎景持、

彌次郎景家の兄弟あり。北條軍記に「柿崎は越後の國侍、久しき家にて、和泉守(彌次郎景家)は忠孝の者なりし故、第三四郎に少知を賜はり候。和泉守は剛強無双、謙信公も和泉守・分別あらば、七郡に合ふ者あるまじと申されしと也」と。和泉守父子四人ありて誅せられ、空城なりしを、上杉憲政・其の臣藤藤某をして之に籠らしむ、三郎景虎の屬城たりき。又同郡猿毛城(猿毛村)は柿崎三河守景家の居城にして、柿崎城と同一なりとも云ふ。北越軍記に「大永元年、柿崎彌次郎景家、江三分一原に裏切せし功によりて、柿崎一門の領分を與へ、柿崎和泉守と號す」と、同人なり。又城壁城(城壁村)も柿崎和泉守の持城也と。上杉憲信様御分、城持大將衆に「やひ、の城主柿崎和泉守、柿崎彌三郎、その裔、米澤上杉藩用人たり。3 雜載 信濃、豊前等にも此の氏あり。柿澤 カキサハ 信濃國筑摩郡柿澤邑より起りしか。信濃に多く、丸に三ツ櫻、丸に雁がね等を家紋とす。又伊勢、志摩にも此の氏あり。柿字 カキジ 姓名錄抄に見ゆ。拾芥抄に



は橘家とあり。

柿下 カキシタ カキノモト條を見よ。

垣島 カキシマ

蠟嶋 カキシマ

蠟瀬 カキセ 豊前國下毛郡の豪族にして

天文永祿の頃、蠟瀬對馬守あり。

垣田 カキダ カイタ 和名抄、豊前國宇佐

郡に、垣田郷あり、安藝にも此の地名存す。

1 桓武平氏岩城氏流 仁科岩城系圖に、

「親隆—左京亮常隆(下總守)—隆通(右

近、但馬、垣田七郎、菊田名跡)」と見ゆ。

2 安藝の垣田氏 安藝郡垣田より起る。

安西軍策に垣田氏見ゆ、徳川時代、長門

清末毛利藩の用人たりき。

3 石見にも此の氏あり。

柿田 カキダ 垣田と通ず、又駿河に此の

地名存す。徳川時代、榎倉松平藩の添役に

此の氏あり、又石見にも存す。

鍵田 カギタ

加北 カキタ 筑後の豪族河北氏は又加北

氏に作る。カハキタ條を見よ。

柿谷 カキタニ

鍵谷 カギタニ

鍵智 カギチ カギトモ

垣津 カキツ

○垣津連 天平元年三月紀に「垣津連比奈」

と云ふ人見ゆ。

垣手 カキテ 秀郷流藤原姓、大友系圖に

「親秀—親泰(鹽手祖)」とあるを淺羽本「垣

手」とす。

垣遠 カキトホ

垣富 カキトミ 次の二流あり。

1 清和源氏爲義流 尊卑分脈に「爲義—

爲家(號實崎大夫)—經家(與一太郎)—重

成(母は爲義姪垣富尼の女御方。母の

所領、美乃國垣富郷相傳により、垣富と

號する也。垣富藏人)—同藏人太郎成基

—孫太郎能行—彦太郎宗能、弟彦二郎宗

行」と見ゆ、成基の妹は土岐國綱の妾な

り。又能行の弟には孫二郎基頼、その妹

は佐竹綱義妻とあり。中興系圖には「垣

富、清和、六條判官爲義男、賀大夫爲家

稱之」と。

新撰美濃志、安八郡柿内村條に「垣富尼、

垣富藏人重成、共に此の地の人なるべし。

分脈系譜に「六條判官爲義の末女、母は

鳥羽院の寵女、美乃國垣富尼」とし、

同じ系譜に、爲義の猶子、淡路寇者爲家

の子、與一太郎經家の長男重成の母は、

爲義の女、實の御方なり。云々。と見えた

○カキトミとあり。

2 桓武平氏 平良文の裔にして、高幹を

祖とすと云ふ。

3 雜載 此の氏、細川兩家記等に見ゆ。

鍵富 カギトミ

柿並 カキナミ 長門、尾張(知多郡)等に

此の地名あり。

○大内氏流 長門國阿武郡川上村柿並谷よ

り起る。大内義弘の子持盛の後裔にて、弘慶

を祖とす。安西軍策に、垣並佐渡守等見ゆ。

柿西 カキニシ

垣貫 カキヌキ

柿沼 カキヌマ

1 清和源氏 伊勢發祥なりと、寛政系譜

に見ゆ。家紋丸に揚羽蝶、九星。又柿沼

館次郎あり、元文中、萬古焼を創製す。

世に弄山沼浪氏とするは誤りなりと。

2 武藏の柿沼氏 大里郡(幡羅郡)柿沼邑

より起る。家紋抱若荷。

3 佐々木氏流 陸前國名取郡の豪族にし

て、文田四郎高綱の後裔なりと。封内記

に「前田邑云々、名虎里と號す。伊豆權

現社あり、棟梁古蹟に曰ふ「天文七年三

月、柿沼七郎建立」と見え、又觀蹟聞老

志に「柿沼氏所藏古文書五篇。天文七年

戊戌六月廿七日、景宗、名取郡在家、柿

沼七郎年貢免許書一篇。同十三年甲戌七

月、守屋彦十郎、争田三段、柿沼源二郎に

與ふる書一篇。同十五年丙午十二月、名取

前田源内、五貫文年貢、柿沼源太郎丸に

與ふる書一篇。同二十二年癸丑十二月、

達摩丸、同所在家、柿沼源二郎に與ふる書

一篇云々」と。又「前田西宅、柿沼氏の後

孫此處に居り、舊址を保ちて失はず」と。

垣沼 カキヌマ 柿沼氏に同じ。

垣根川 カキネガハ 隱章記、正平頃の人

に垣根川得久三郎あり。

柿木内 カキノウチ 鹿島文書、至徳二年

十二月廿日高橋郷百姓足分帳に柿木内産五

郎入道と云ふ人見ゆ。

柿木 カキノキ

1 清原姓 豊後清原氏の族にして、系圖

に長野助通の子「飯田三郎通次—通貞—

貞時(柿木太郎)」と見ゆ。

2 遠江の柿木氏 城飼郡柿木庄司にして

平尾村八幡社神主なりと。

3 雜載 志摩にも此の氏あり。

柿御園 カキノミノ 近江國神崎郡柿御

園庄より起る。この庄は輿地志略に「惟喬

親王御桓の御園より出づ、上の郷六村、中

カキヌマ—カキノミ

の郷六村、下の郷六村、合せて十八村」と

載せたり。

○柿御園家 尊卑分脈に「賴宗(堀河右大

臣)—能季(中納言)—有家(本能實)—能忠

(世に柿御園少納言と號す)—保綱、弟保忠

(木工權頭)—能盛(右將監)—有能(勾當)—

有國(藏人)—盛國(加賀守、左衛門尉)—景

俊(若狹守、左衛門尉、東二條院御分國吏

務)—景繼(加賀守、左衛門尉)—景清(左衛

門尉)—景康(左衛門尉)。また「景繼弟盛

繼(左衛門尉)—盛氏(左衛門尉)—盛康(右

衛門尉)」と見ゆ。

柿本 カキノモト 孝明天皇の後裔春日氏

の族にして、又柿下に作る。大和より山城

に亘りて此の地名あり、何れも此の氏と關

聯する處あるが如し。

1 柿本臣 大和國柿本より起る。東大寺

要錄末寺章に「柿本寺は大和國添上郡に

在り」と見ゆる地名を眞ひしなるべし。

但し葛下郡にも柿本村ありて、又由縁あ

り。其の出自については古事記孝昭段に

「天押帶日子命は春日臣、柿本臣、云々の

祖也」と見ゆ。氏人には天武紀に柿本臣獲

あり、十年小錦下位を授けらる。ついで、

朝臣姓を賜ふ。獲の家なるべし。斯く此

カキノミ—カキノモ

の氏朝臣を賜ひしも、猶天平十四年十

一月十五日の優婆塞眞進解に「柿本臣、

年廿二、大養徳國添上郡大關郷戸頭柿本

臣佐賀志の男」とある如く、庶流の人は

柿本臣と云へり。

2 山城の柿本臣 神名帳に山城國紀伊郡

飛鳥田神社、一名柿本社と云ふを載せ、

また八坂寺文書に「私領田合貳段、但し

稻荷御油段別壹升、之を大江左衛門業尙

に進む。先祖相傳私料なり、山城國紀伊

郡柿本里に在り」と見ゆる柿本邑は此の

氏の遺跡にして、神社は此の氏と關係あ

らんか。

3 柿本朝臣 天武紀十三年條に「柿本臣

云々、姓を賜ひて朝臣と曰ふ」と見ゆ。

姓氏錄は大和皇別に收め、「柿下朝臣(一

本柿本朝臣)大春日朝臣同祖、天足彦國

押人命の後也、敏達天皇御世、家門に柿

樹あるに依り、柿本臣氏と爲す」と註せ

り。氏人の有名なるは獲なり。此の人、

天武紀に柿本臣獲と見え、和銅元年紀に

「從四位下柿本朝臣佐留卒」とあり。歌人

人麿も亦此の氏の人なり、其の生地不明。

持統文武二朝に仕ふ、後石見にあり、萬

葉集に人麿呂が石見にて死せる際、つく

カキノミ



れる歌あれば、死せしは石見なり。(石見は此の氏族と縁故深し)。墓は、大和と云ひ、播磨(人丸神社あり)と云ひ、石見(人丸寺、柿本神社あり)と云ふ。歌聖なれば後世附會の傳説多し。(閑田耕筆に「石見國戸田村に、柿本大人に仕ふる家ありて、其の家に前年石棺を掘り當てたるより、大人の葬處にや」と)。

其の他、氏人には建石(神龜四年、從五位下)、濱名(天平十年、外從五位下、備前守)、市守(天平二十年、從五位下、天平勝寶元年丹波守、天平寶字元年安藝守、五年主計頭、八年從五位上)、弟兄(從五位下、弘仁二年肥後守)、枝成(仁壽元年從五位下)、利見(醍醐天皇の御代肥後權少目)、天平勝寶八年の雙倉北雜物出用帳に「造司司少判官正六位柿本朝臣精養」等あり。

4 柿本宿禰 東寺古文書に見ゆ。柿本氏支庶の宿禰を賜へるありしなるべし。後鳥羽朝頃の人、また柿下に作る。次條を見よ。

5 柿本(無姓) 天平勝寶元年紀に柿本小玉あり、外從五位下を賜ひ、二年外從五位上を賜ふ。又續後紀卷十二に柿本安永

あり。また大佛殿の飾前に柿本男玉あり、(朝野群載)、小玉と同人にして位階を賜へるは其の功による、又撰解文集に此の氏あり。

6 徳川時代、長岡牧野藩中老に柿本氏あり。

柿下 カキノモト 柿本と通じ用ひらる。姓氏錄に柿下朝臣あり、前に云へり。又東寺百合文書、建久七年六月の若狭國津進源平兩家交名に「散位柿下在判」と。前述柿本宿禰に同じ。

柿元 カキノモト カキモト 柿本と通ずべし。大隅に柿元氏あり。南陽系圖に「柿元氏(此の柿元氏は所付氏落城前より、居住と云ひ傳へ、姓及び紋未詳、家名讓字重)。初代舍人佐一仲左衛門—種子右衛門—六左衛門—武右衛門—權七—六兵衛—武兵衛—武右衛門—四郎右衛門—森助。附記、初代舍人佐は慶長元丙申年誕生、父は支蕃と云ひ傳ふ。五代武右衛門は、此の高山の山形傳内三男にして、先代六左衛門の養子となる。十代四郎右衛門は、又高山の人白濱林右衛門の二男にして、先代武右衛門養子となる」と。

書場 カキバ

垣花 カキハナ  
柿原 カキハラ カキハル 阿波、筑前、肥後等に此の地名あり。

1 清和源氏麻植氏流 阿波國阿波郡柿原邑より起る。柿原には古く近藤氏あり。コンドウ條を見よ。此の柿原氏は麻植氏より出づ。麻植志摩守親氏の二男義重、麻植二郎と稱し、京都室町御所へ詰め、足利義政公より阿波郡柿原村に於て二百貫の地を賜ひ、姓を柿原と改め、以下世々柿原を姓とす、數代の後に柿原新吾義政あり。徳原紫雲に加はり、元龜三年七月十六日上櫻城の戦に討死す(麻植系圖、阿波徵古雜抄)(後藤捷一氏)。故城記に「阿波郡分、柿原殿、源氏、五骨扇、中に松」と見ゆ。

2 藤原北家熊野別當族 これも阿波國阿波郡柿原邑より起る。熊野別當の族人能行・此の地にありて、柿原別當と稱す。阿波徵古雜抄所載文書に、文安五年、永正十一年、柿原別當より十川先達の讓狀を載せ、又阿波國念行者修驗道法度に柿原別當と見ゆ。

3 豊前の柿原氏 宇佐大鏡に「田河郡起請田云々、柿原乙丸定三町」と。筑前下

座郡に柿原邑あり。

4 肥後の柿原氏 備田郡の柿原邑より起る。加藤清正の家臣に柿原氏あり。よく怒り、飲めば笑ふ。

5 雜載 太平記卷三十八に柿原孫四郎あり、細川清氏に討る。

垣原 カキハラ 柿原氏に同じきか。

柿平 カキヒラ 阿波國種野山在家員數、同御年貢御公事の奥書に「施行、柿平四郎大夫守貞領所」と。

垣廣 カキヒロ 豊前に此の氏あり。

垣生 カキフ ハニフ條を見よ。

鍵福 カキフク

部曲 カキベ 上古・中央及び地方の豪族は、各自私有の民を有せり、之を部曲と云ひ、又民部とも垣部とも記せり。大化二年紀に「別に臣、連、伴造、村首の所有する部曲の民」と見ゆ。此の外豪族は家部(家人)、奴婢を有せり。三者を總稱してヤツコと云ひし事あるも、其の間に大なる相違あり。即ち部曲、即ち民部は、自由民にして、勞力又は租調を以て主家に仕へしに過ぎざる如し、中には地方豪族にして、中央の貴族なる大臣大連以下、大家の部曲たりしもの少からず。此等は其の地方なる、主家の領

土、部曲を支配し、兼ねて國造、縣主、稍置等の官職にありしなり。又單に名稱のものもありしが如し。中古に至り、部曲制度の廢止となりてよりは、僅に氏名の上

に其の名残を止むるに過ぎざるに至れり。此に反して、家人奴婢は中古に至るも、ながく繼續したり。(民部は上代に於ける社會組織の研究、第二編、第五章帶豪族氏名部、及び第九章、第七節諸氏私有部民の管理者、第十章部の變遷消滅を見よ。)

民部 カキベ 部曲に同じ。

垣部 カキベ 部曲、民部に同じく、又別に氏名となれるあり。

1 部曲條を見よ。

2 (刑部)垣部 御名代部の一なり。刑部はオサカベ條を見よ。垣部は民部にて、忍坂皇后の部曲の意なり。天孫本紀に「物部石持連公は刑部垣部、刑部連等祖」と見ゆ。こは物部氏の族人たりしなり。

3 藤原姓 寛政系譜に見ゆ、家紋丸に井筒。

柿丸 カキマル 石見に現存す。

垣見 カキミ 和名抄近江國神埼郡に垣見郷あり。後世垣見庄と云ふ。其の他、猶ほあるべし。

カキハ—カキミ

1 平姓 寛氏の一名なり。家紋丸に葛葉、左三巴。カケヒ條を見よ。

2 丹後の垣見氏 丹後の豪族にして、垣見筑後守(一に筑前守)は典郡山田城に據る。

柿村 カキムラ 美作にあり、安東系譜に柿村未進あり。

嘉喜村 カキムラ

垣本 カキモト 伊勢の名族にして、菅原姓なりと云ふ。

柿元 カキモト カキフモト條を見よ

垣屋 カキヤ また柿屋に作る、但馬の豪族にして、一族山陰諸國に多し。

1 桓武平氏 但馬の大姓にして、山名家四天王の一なり。垣屋彈正は明徳の役、山名宮内少輔に從つて討死す。嫡子越前守(幸福丸)、其の子次郎左衛門尉、應仁の亂の時、山名宗全に從ひ、功あり。後氣多郡鶴ヶ峰城に居り、其の後を垣屋筑後守と云ふ。其の子播磨守光成、天正十年死して、鶴ヶ峰城亡ぶ。此の一族に垣屋越中守あり、樂前城に據る。其の子孫左衛門尉、其の子出雲守(龜主丸)なり。又一族に垣屋駿河守あり、美含郡齋城に據る。山名滅亡の際戦死す(但馬考)。



明徳記上巻並に中巻に垣屋氏、又柿屋氏に作る(彈正)。應仁記卷二に「山名方にも垣屋越前守、嫡子二郎左衛門、同越中子息孫左衛門、二男平右衛門、同駿河守、同平三、田原、持ノ瀨」また卷三に「下の口よりは垣屋越前守、同平右衛門尉、大將として、河口和久邊まで亂入云々。九日には垣屋越前入道宗忠、孫の龜石丸を養育して居たり。垣屋越前入道、子右衛門尉、同合ふ」また「但馬より垣屋平右衛門尉、同出雲守合力して、丹後國富光山寺に陣取」等見ゆ。後播磨守光成は、源宗に歸依し、兼彦和尚の室に入る。兼彦贈る詩の詞書に「但馬播州太守光成公、法諱宗歡」と。また安西軍策に「尼子孫四郎勝久、但馬へ馳下り、垣屋播磨守を頼む」と見ゆ。

2 因幡の垣屋氏 因幡志巨郡浦住保桐山城條に「垣屋播磨守、此に居り、太閤の臣となり、天正九年より嚴然たる城主と爲る。其の子隠岐守の代、慶長五年四軍に與し、家亡び城廢す」と。垣屋播磨は平光成と云ふ、入道して、宗管と稱す、その墓・定善寺の門前に在り、村民崇敬して垣屋八幡宮と呼ぶ。隠岐守は名を恒徳と云ふ、當郡長谷村に琴彈城を構ふ。又邑美

郡角寺村の古城も隠岐守居りしと傳ふ。

3 又八木信貞、一時垣屋氏を買す。

4 丹波の垣屋氏 天田郡にあり。

柿屋 カキヤ 下學集に見ゆ。前條垣屋と通じ用ひらる。明徳記に「柿屋彈正申けるは云々」また「柿屋殿」とある、これ也。

垣谷 カキヤ カキタニ 高麗家きやくいの次第に垣谷平太郎殿見ゆ。

加木屋 カキヤ 尾張國知多郡加木屋より起る。近衛關白植家公の庶子齋藤大納言正義の子、父の死後尾州加木屋に匿れ、自ら加木屋と稱す。サイトウ條を見よ。

鍵屋 カギヤ

鍵山 カギヤマ 鑰尼氏に同じ、高木氏の族國分忠俊の裔なり。カギヤマ條を見よ。

鑰山 カギヤマ 前條に同じ。

書山 カキヤマ 徳川時代、横須賀西尾藩の用人に此の氏あり

鍵和田 カギワタ

賀來 カク 豊後國大分郡の賀來邑より起る。又加來に作る。

1 大神朝臣姓 前述豊後大分の賀來庄より起りしにて、大神性緒形氏の族なり。國志、緒形系圖等に據るに、「大六惟衡一、大七惟用一惟興(賀來五郎)」とし、一本

豊前國中島城主と註す。惟興は緒形惟義の弟なり。

又系圖に「大神性、戸次左衛門尉惟繼一佐伯惟康一惟頼(加來四郎)一惟繩、」及び惟頼兄「片田惟定一惟保一惟景一惟長」とあり。惟興の後を繼げるなるべし。

圓田條に「賀來本庄、二百町、領家一條前左大將家後室、地頭職賀來五郎惟永(惟家)、同平久保、三十町、山法師備後僧都幸秀、地頭同人」と見ゆ。この裔柿原八幡神主たり(豊後遺事)。豐薩軍記卷九に「爰に豊州由原八幡宮の神職に賀來利部少輔鑰綱と云ひける者あり」と見ゆる之なり。

2 豊前の賀來氏 前項の族にして、當國に多し。先づ壘上郡の賀久氏は應永正長の頃、賀來次郎、下りて戰國時代、賀來新外記、續いて國元あり。八津田邑字呂津城に據る。豐薩軍記卷六に「小早川左衛門佐隆景、黒田勘解由孝高、先づ豊前築城郡宇留津の城に押寄する。此の城には賀來の新外記と云ふもの、籠り居たりしを、息をも續せず、攻め立て、黒田の家臣、母里太兵衛尉一番に乘りとり」と。又安西軍策卷六、宇留津城没落の條に「豊

前國宇呂津城、賀來與次郎を大將として籠り居る。隆景、元長、中國勢二萬餘騎云々押寄する云々。賀來與次郎が叔父同源助。大強の者なるが名乗つて切つて出る」など見ゆ。

又宇佐郡には天文永祿の頃、賀來次郎、元龜天正の頃、彦次郎あり。又下毛郡には天文の頃より賀來國治、その子統直あり、又田川郡には加來專順あり。

3 若狹の賀來氏 若狹國守護職次第に、「國司大藏權少輔、代官山城前司、其の代賀來下總權守、又代三郎入道意圖」と云ふ入見ゆ。建武中の事なり。

4 雜載 加賀藩給帳に「拾人扶持(三巴)賀來元貞」と見ゆ。

加來 カク 豊前に多し、賀久氏に同じ。又若狹にあり、前條に云へり。

賀久 カク 賀來氏に同じ。豊前に多し。

加久 カク

角 カク ツノ條を見よ。

關 カク 大友氏家臣に、關三郎右衛門あり、高良山文書に見ゆ、されど讀誤にあらざるか。

覺井 ガクキ サメガキ條を見よ。

樂音寺 ガクオンジ 丹波國竹野郡に樂音

寺庄あり、田數目條に見ゆ。

樂岸寺 ガクガンジ 信濃國佐久郡樂岸寺より起る。村上義清の家臣に樂岸寺和泉守光氏あり、額岸寺城に據る。信府統記に「天正十六年、村上方樂岸寺左馬助云々」と。

額岸寺 ガクガンジ 前條氏に同じ。

樂戸 ガクコ 職業部の一にして、雅樂にあづかる戸を云ふ。職員令、雅樂寮條に「歌師四人、歌人卅人、歌女一百人、御師四人、備生百人、笛師二人、笛生六人、笛工八人、唐樂師十二人、高麗樂師四人、樂生廿人、百濟樂師四人、樂生廿人、新羅樂師四人、樂生廿人、伎樂師一人、(其の生は樂戸を以つて之を爲す)、腰鼓師二人、使部廿人、直丁二人、樂戸」と見ゆ。

加來佐 カクサ 次の氏に同じきか。

鹿草 カクサ カノクサ 又香草に作る。北陸の豪族にして下部姓なりと。太平記卷二十に「鹿草兵庫助、三百餘騎にて後攻にまはる」と。又「其の時分、黒丸の城より細川出羽守、鹿草彦太郎、兩大將にて藤島の城を攻む」と。又卷三十八に「越中には桃井播磨守直常、信濃國より打越て、舊好の兵共を相詰ふに、當國の守護尾張大夫入道の代官鹿草出羽守が國の成敗みだりなる

に依りて、國人擧りて是を背けるにや、野尻、井口、長澤、倉崎の者共並常に馳せ付く」と。優勢なる氏なりしを知る。

香草 カクサ 鹿草に同じ。應仁私記に「香草二郎安望(下部)を載せたり。越前織田氏と同族なりしが如し。

加久田 カクダ

角田 カクダ スミタ、及びツノダ條を見よ。カクダと讀むものも多し。

額田 ガクダ ヌカタ條を見よ。

各田 カクダ 額田の略なり、ヌカタ條を見よ。

覺田 カクダ 伊勢、志摩等にあり、額田氏の後か。

角地 カクチ

甲知 カクチ 和名抄、讚岐國河野郡に知郷あり、加久知と註す。關原軍記に甲知七兵衛あり、カフナ條を見よ。

學頭 ガクトウ 寺社に此の職名の存するもの影からず、越前八幡、阿蘇神宮寺の如き之なり。又日向諸縣郡に此の地名存し、又陸前名取郡熊野新宮の社家に、學頭別當あり、新宮を掌る。

角取 カクトリ

角野 カクノ ツノノ條を見よ。



**角館** カクノタテ 羽後國仙北郡に角館邑より起る。この地に角館城あり、戸澤氏據る。よりて戸澤氏を角館とも呼べり。永慶軍記に「角館九郎盛安。五百餘騎云々」と。トザハ條を見よ。平姓也。

**角笹** カクハ 遠江の豪族なり。カクワ條を見よ。

**學飛堂** ガクヒダウ

**角淵** カクフチ ツノフナ條を見よ。

**鹿窪** カクボ カノクボ條を見よ。

**角間** カクマ

**覺美** カクミ 和名抄攝津國鹿原郡に覺美郷あり、カガミならんかと云ふ。カガミ條を見よ。

**賀久見** カクミ 土佐國の豪族にして一條家々臣なり。

**加久見** カクミ 前條氏に同じ。

**加汲** カクミ 中興系圖に「加汲、藤、左大臣武智麻呂十六代太郎能高、稱之」と見ゆ。

**角道** カクミチ 備前にあり。

**格本** カクモト

**香山** カクヤマ カウヤマ カゴヤマ 大和國十市郡に香山(香具山、香久山)あり、又和名抄、播磨國揖保郡に香山郷あり、加古也萬と訓ず。後世香山庄と云ふ、又筑後

に香山邑あり。

- 1 香山連 百濟族なり。恐らく大和國十市郡香山より起りしならん。神龜元年五月紀に「正七位上蔭武、姓を香山連と賜ふ」とあるに始まる。姓氏錄左京諸蕃に收め、「香山連、百濟國人達率前員常の後也」と見えたり。後宿禰姓を賜ふ。
- 2 香山宿禰 前項香山連の後にして、承和二年十一月紀に「遣唐使和乘船事、從八位上香山連清貞、見二人連を改めて、宿禰を賜ふ、其の先は百濟國人也」と見えたり。
- 3 香山真人 前項と全く別にて、敏達帝皇子春日王流より出づ。姓氏錄左京皇別に收め、「香山真人、敏達皇子春日王より出づる也」と見えたり。これも大和の香具山より起りし氏名ならん。
- 4 香山(無姓) 天平實字二年九月五日の東寺寫經所解に「香山佐美麻呂」と云ふ人見ゆ。
- 5 丹後の香久山氏 熊野郡の豪族にして香久山勝右衛門は久美庄日村岳岩に據りしが、後細川氏に降る。古代香山氏の後なるべし。
- 6 筑後の香山氏 上妻郡の香山邑より起る。

る。甘木村鬼口城は、もと香山と云ひ、此の氏の居城なりしと云ふ。(有積氏)後世長百姓たり。

- 7 橘姓楠木氏流 播磨國佐用郡(揖保郡)香山庄より起る。楠正儀の遺子・初め高野山にあり、後大和の豪士仲井氏に養はれて仲井氏を冒す。康正二年山名家臣となり、此の地の城主となり、一千貫の地を領すと傳へらる。その後裔加賀守正彰に至り落城す。其の子加賀守正吉・宇喜多氏に屬すと。又正彰の三男に與三安正あり、美作に逃れ、中島吉右衛門尉隆重の婿となる、其の子勝正なりと。
- 8 美作の香山氏 新免家々臣に此の氏あり、其の侍帳に「香山牛大夫、竹山城下」と見ゆ。もと赤松廣秀の家士なり。天平八年新免家に仕ふ。現今・苦田郡野介代、押入、高倉等に此の氏あり、高倉の香山氏は前項正吉の男左京輔多門治一成の後なりと。又津山藩分限帳に「中興組、七拾石、香山晴助」見えたり。

**香久山** カクヤマ 前條に併せ云へり。丹後の豪族、後細川家臣也。

**鹿倉** カクラ シカクラ條を見よ、藤原姓なりと。

**加倉井** カクラキ また隠井、賀倉井に作る。常陸國茨城郡(那珂郡)加倉井邑より起る。地理志料に「久壽二年の鹿島神領目録に那珂郡加久良伊。妙徳寺、享徳、康正以後の梁牌數枚を藏す。曰く大檀那加倉井幸久、曰く加倉井直久、曰く加倉井光久、同宗久。外岡氏の舊記、隠井豊後守、隠井善之助。其の裔世々之に居る。郷士に班せらる。文化中、其の裔忠珍・學を善くし、女誠新注、日蓮大菩薩傳等を著す」と。

和光院過去帳に「道悅禪定門、カクライツシマ、天正二甲戌八、十日」また「道肝、文祿五丙申四月十四日、賀倉井對島守淵澄齋、對馬守は加倉井を守る(加倉井系圖)。又「道時、慶長十四年己酉三月八日、カクライ尾張守」また「妙樂、賀倉井掃部妻、水戸金溪内にて死」など見ゆ。これより前、永正の頃、加倉井日向守あり。

**隠井** カクラキ 和名抄、常陸國那珂郡に洗井郷あり、隠井の誤かと云ふ。隠井氏は前條氏に同じ。

**賀倉井** カクラキ 加倉井氏に同じ。

**樂浪** ガクラウ サ、ナミ條を見よ。

**各和** カクワ 遠江國佐野郡各和村より起る。また客輪とも、角笹ともあり。今川氏

の一族也。各和伊豫守、享祿、天文の頃榮ゆ。永祿十二年、三郎兵衛に至りて滅ぶ。可久和城(各和村)はその居城にして、永祿十二年正月廿五日、各和三郎兵衛當城を守りしが、久野三郎左衛門、本間五郎兵衛當城を攻め、二日にして陥れ、三郎兵衛を自殺せしむ。(風土記傳には原六郎の居城也、天正元年三月徳川氏の將石川家成、久野宗能當城を攻め六郎を奔らすと見ゆ。)

**客輪** カクワ 清和源氏今川氏の族、前條氏に同じ。

**角笹** カクハ 前條氏と同一にして、三河物語、遠江衆として、此の氏を收む。

**嘉久和** カクワ

**加計** カケ

**鹿毛** カケ カモ條を見よ。

**蔭** カケ 東鑑に陸澄次郎あり。

**懸** カケ 安藝國山縣郡に懸邑あり。後世加計邑と云ふ。

**影井** カケキ 美濃にあり。

**景石** カゲイシ カゲシ 因幡國智頭郡景石邑より起る。景石勘解由左衛門は同郡津野村伊毛利山城に據る(因幡志)。

**景浦** カゲウラ

**影浦** カゲウラ

**掛江** カケエ

**掛尾** カケヲ

**景川** カゲカハ 伊勢平氏の一也。本朝高僧傳に「京兆妙心寺沙門宗隆は景川と號す。姓は平氏、勢州の人。讚州慈明菴に往き桃隱明公に問ふて曰く云々」と見ゆ。

**縣川** カケガハ アガタガハ 日向記に縣川久藤と云ふ人見ゆ。

**懸川** カケガハ 遠江國佐野郡(小笠郡)掛川邑より起る。或は掛川に作る。

- 1 藤原北家朝比奈氏流 今川氏配下の將朝比奈氏・掛川城に據る、よりて此の氏を掛川と呼ぶ事あり、宗長手記に掛川泰能とある、これなり。アサヒナ條を見よ。
- 2 されど、これより前、懸河氏あり、掛川より起るとぞ。三河物語に遠江衆懸河氏あり、これか。
- 3 信濃には掛川氏と云ふも、懸川と云ふもあり、源姓とも藤姓とも云ふ、詳かならず。

**掛川** カケガハ 前條に云へり。

**懸河** カケガハ 同上。

**蔭澤** カゲサハ 常陸國新治郡(眞壁郡)蔭澤邑より起る。東鑑養和元年閏二月廿三日







ひ、其の女を娶はして、家を譲る（因幡志）。

又邑美郡御熊色御熊神社の記録に、樋土佐右衛門見ゆ。

樋 カケヒ 前條氏に同じ、なほヒ條参照。

掛合 カケヒ 笈氏と通ず。堀尾山城守給

頼に「百五拾石、掛合彦九郎」見ゆ。

掛樋 カケヒ

笈田 カケヒタ

掛札 カケフダ

掛町 カケマチ 博多織の祖に掛町彦三郎

あり、黒田長政頃の人にて、唐織をよくせ

しかば、竹若家をして之を習はしむ（筑前

續風土記）。彦三郎は承天寺親聖一國師の從

士満由彌三右衛門の後裔なりと。満田氏は

宋國に渡りて、機織、朱熹、范熾、朱熹等

の法を傳へし人なり。

景守 カゲモリ 美作の名族にして、眞庭

郡影村にあり。佐々木高綱の末孫なりと。

掛屋 カケヤ 徳川時代、幕府にも諸藩に

もあり。幕府の掛屋は鴻池普右衛門、白山

安兵衛。諸侯は鴻池（前田、淺野、蜂須賀、

池田等）、山中善五郎（黒田）、中原庄兵衛

（鍋島）、大層五兵衛（出雲松平）、鹿島久右衛

門（毛利）、高木五兵衛（島津、小笠原）、長

山左近清道（一本右近清近）に至り没落す

と。但馬朝來志、太田氏條に、左近清道

に六子あり、各家を立つ、三子範道と見

ゆ（宗正院良橋氏）と。

11 淡路の蔭山氏 前項氏の後に、淡路

國津名郡佐野村の文化十四年佐野村棟附

御改帳に、同村組頭庄屋蔭山氏の沿革を

記載す。それによるに「其の祖蔭山左近な

る者、東播主別所家幕下、同國印南郡大

日山城主にて、天正年中、三木城没落に

及び、左近討死す。其の長子市郎左衛門幼

少にして、佐野村奥土居に避難し、其の

子甚大夫、其の子兵大夫の代、延寶二年、

佐野村庄屋喜三郎退役に付、兵大夫役儀

に仰せ付けられ、其の後、組頭庄屋役に昇

る」とあり。又系圖に「姓蔭原氏、家紋、

初は上藤の内大ノ一字、後には山ノ一字、

播州印南郡蔭山村に住居するに因て、蔭

山氏と稱す。

蔭山左近、長子市郎左衛門賴重—甚大夫

弘重—兵大夫康重—加右衛門道重—和右

衛門郡重—和右衛門結重—和右衛門敦重

—八左衛門倫重—五左衛門—泰重—清民

—清直（現主）（宗正院良橋氏）。

12 紀姓 蔭山氏中には紀氏より出づと云

カケヤマ

カケヤマ

カケヤマ

カケヤマ

カケヤマ

田作兵衛（細川）、草間伊助（南部）、山下

郎右衛門（佐竹）等なり。

景安 カゲヤス 備後の名族にして、御調

郡山中村にあり、世々加羅加波の嗣官也。

今の大隅が家なりと（藝藩通志）。

蔭山 カゲヤマ 和名抄、播磨國神崎郡蔭

山郷あり。

1 粟生氏族 粟生系圖に「粟生四郎左衛

門尉師廣—重廣（號蔭山太郎、法名生阿）

一家廣（蔭山利部重、後尾張守）、弟頼廣、

（號鹿島中務丞）」と見えたり。

2 武藏の蔭山氏 小田原役帳に「都筑郡

本郷村は三郎景茂の知行にして、高百九

十八貫四百三十文の内、二十三貫文は蔭

山又文と云ふ者代官なり」と見ゆ。

3 下總の蔭山氏 葛飾郡小金平賀の本土

寺は文中中、郡の小目代蔭山某、日蓮に

歸依して建てたるものなりとぞ。第一項

蔭山氏か。同寺過去帳に「蔭山越中守、

息御鶴、天正十一癸未正月、また「蔭山

越中守、天正十七・十二月」等見ゆ。

4 鴨縣主姓 山城鴨社の社家に此の氏あ

り、氏人の一也。

5 攝津の蔭山氏 豊島郡にあり、普利倉

村住人蔭山作右衛門の長男作之進、出家

ふものあり。伊豆の蔭山氏、其の一にし

て、第十四項の蔭山は其の家を繼げるな

り。

13 藤原姓、山陰流 前述十一項淡路の蔭

山氏は藤原原名の後裔山陰より出づ。山

陰の文字を逆にして蔭山と稱したりと云

ふ説あれど、牽強附會に過ぎざるべし。

14 清和源氏足利氏流 關東公方足利持氏

の七男播磨守廣氏、三歳にして伊豆に逃

れ、蔭山氏を冒す。其の子、尾張守廣親—

播磨守廣忠—長門守家廣—利部左衛門尉

忠廣—長門守氏廣—因播守貞廣。寛政系

譜に支應一、家紋丸に抱澤瀉、九曜。又

伊豆志稿、田方郡川津郷社原に蔭山氏、

勘解由利廣（七郎左衛門）を載せ、源持氏

六代の裔にして、川津城主と記せり。氏

廣は北條家臣、其の子佐介貞廣に至り、

家康に仕へ、千二百石。

14 雜載 蔭山氏は永享以來の御番帳に、

「五番、蔭山左京亮、」文中年中御番帳に

「二番、蔭山修理亮、」五番、蔭山右京亮、

また長享元年江州勘解由利に「蔭山與次

貞廉」を載せたり。

また安西軍策に「蔭山義部云々、」加賀藩

給帳に「百石（丸内飯片嶺）蔭山武左衛

カケヤマ

カケヤマ

カケヤマ

して祐西と稱し、同村高城寺に入り、明

應六年、本願寺蓮如に歸依し、眞言宗より

眞宗に轉じ、寺名を永照寺と改むとぞ。

6 河泉の蔭山氏 和泉國日根郡島中村に

蔭山長者の舊跡あり。又昔河内國高安郡

に信吉長者、蔭山長者ありたりと。而し

て信吉長者の子俊徳丸と、蔭山長者の女

との戀愛物語世に有名也。

南北朝の頃、影山帶刀あり、楠氏に従ひ

て勤王す。その後裔、交野郡五ヶ郷總侍

中連名頼（永祿）に影山内匠丞義範あり、

又寛永三宮拜殿着座覺に「穂谷村影山氏

壹軒」と見ゆ。

7 美濃の蔭山氏 山縣郡に蔭山掃部助一

景あり、頼壽の家臣にして、伊自良城に

據る。

8 奥州の影山氏 岩代の田村郡に此の氏

あり。同郡中森館（巖江村舞木）は田村家

家臣影山左馬の居城なり（芳賀系圖）と。

9 三枝姓 佐州役人帳に「三枝姓、蔭山

勘左衛門」を收む。

10 藤原姓 播磨國神崎郡蔭山郷より起る

か。淡路蔭山家譜には印南郡蔭山村より

起ると云ふ。同郡大日山城主從四位（下）

上總介蔭山高重後裔と稱す。その子孫蔭

門（ま）と堀尾山城守時頼は「百石 蔭

山散馬」等見ゆ。又小河原氏裔と云ふも

あり。

陰山 カゲヤマ 蔭山と云ふと異なるなし

前條を見よ。

影山 カゲヤマ 蔭山と通じ用ひらる。前

條に併せ云へり。奥州、中國等にては此の

字を用ふるもの多し。又信濃にも存す。

景山 カゲヤマ 備前、美作（眞庭郡）、磐

城、岩代等にあり。蔭山氏に同じかるべし。

勘解由 カゲユ 官名より来る。勘解由使

廳には、長官、次官、判官、主典、史書等

の官名あり、その職にありし人の子孫、勘

解由を稱號とせしなり。

1 秀郷流藤原姓小山氏流 藥師寺系圖に

「次郎左衛門尉貞光—義春（勘解由左衛門

尉、觀應二年辛卯十二月、駿州薩埵山に

於いて討死）」と見ゆ。太平記卷二十九に

彈正左衛門義冬、勘解由左衛門義治を載

せたり。

2 桓武平氏土肥氏流 小早川系圖に「太

郎左衛門朝平—安藝守宜平—俊平（勘解

由左衛門）」と見ゆ。

3 甲斐の勘解由氏 甲斐國志、都留郡長

峰菅（大綱村）條に「野田尻の東、大綱村

カケヤマ

カケヤマ

カケヤマ



の分界高ヶ集と云ふ所にあり、官通の傍少し高き地是なり。上平地にして北方堀切の蹟あり。何人の居址なることを知らず。或は云ふ加藤丹後守が居城なりと。然れども丹後守は上野原に居住して、敵國の鎮たり。且つ此の舊址甚だ狭小にして、常に住むべき所とも見えず、陣鐘など置きて、敵の急を近郷に告げし所にやあらん。又太平記(卷三十一)甲斐の軍勢武藏へ發向の中に長峰勘解由左衛門と云ふ者あり(参考)長峰は長崎の誤也と註せるは深く考へざるの誤なり。長崎勘解由は鎌倉の内管領にて、甲軍に交るべき人にあらず。正に此の地の人たるべし。本村の里長権九郎が先は世々勘解由と稱す、(文祿檢地帳にも勘解由と記せり)。大野村にも亦世々勘解由と稱する百姓あり此等の先祖にやあらん、と見ゆ。

4 雜載 近江香場蓮華寺過去帳に「勘解由三郎兵衛尉長兼」あり、太平記には見えず。

勘解由小路 カケユノコウチ カデノコウチ 京都の小路名より起る。此の地は古く勘解由の所在せし地なり。此の稱號は公稱に多けれど、武家にもあり、斯波家の

如きこれなり。

1 藤原北家世尊寺流 尊卑分脈に「伊尹十世孫行能(白河)經朝(經尹)實權中納言頼實の子、從二位、能書」一行尹(從三位、今、勘解由小路と號す)一行忠(參議)伊能、弟行俊(從二)一行豐(參議)と見ゆ。

2 藤原北家勸修寺家流 尊卑分脈に「勸修寺(參議)爲房(爲隆)參議」光房(勘解由次官)一經房(權大納言)、弟光長(參議、九條三位)一長房(參議)一高定(中納言)一忠高(同上)一定光(勘解由次官)一光經(權大納言)一朝房(勸次官)一氏房(權中納言)一清房(權大納言)一高清(權大納言、勘解由小路、または海住山と號す)と見ゆ。

3 藤原北家日野家流 尊卑分脈に「日野民部卿資長(權中納言)一兼光(權中納言)一經光(中納言)一兼光(中納言)一光業(權中納言、號勘解由小路)一兼綱(權大納言)一仲光(權大納言)一兼宣(准大臣、權大納言)一兼綱(日野中納言)一綱光(准大臣、參議)一兼顯(權中納言)一守光(准大臣、參議)一兼秀(參議、從一位)一國

光(參議)と見ゆ。

4 清和源氏足利氏流 斯波家を云ふ、義將、義重等、皆勘解由小路を稱號とす、次項を見よ。

5 此の稱號の人は源平盛衰記に勘解由小路中納言經房(第二項)、豐後國田原に「津守庄七十町、領家勘解由小路中納言家、康正造内理段錢引付に「内三貫六百卅文、勘解由小路三位殿、遠兩所、段錢」内五百文、勘解由小路利部卿殿、泉州段錢」と。また明德紀に「勘解由小路の治部大夫義重、斯波氏なり。太平記卷三十に「勘解由小路左大辨宰相兼綱(第三項)、文安年中御番帳に「諸大名衆御相伴衆、勘解由小路右兵衛督」斯波家也。粉川縁起の奥書に「應永十九年十一月十三日云々、勘解由小路入道義將御詔」と。これも斯波家也。

6 藤原北家日野丸流 知譜拙紀に「烏丸光廣(勘解由小路)資忠(朝光)と見え、雲上明覽に「資忠(朝光)光潔(音資)資望(近光)資善(光宙)資生(光尙)資承」と見ゆ。蓋し此の家は第三項の家名を襲ひたるなるべし。(現今子爵)カケユノコウチと云ふをよしとす 徳川時

代、百三十石、今出川新町東へ入、寺常磐報恩院。



勘解由小路 號衣御印

加古 カコ 加古、加胡、鹿兒等と通じ用ひらる。和名抄、播磨國に賀古郡、風土記にも賀古に作り、鹿兒の如し、故に賀古と名づく」と見ゆ。後世加古郡と云ふ、郡内に賀子驛あり。又甲斐の都留郡に加古驛、紀伊に賀古庄あり。

- 1 清和源氏足利氏流 上野國加子邑より起る。尊卑分脈に「泰氏一基氏(加古六郎、本名盛氏)一信氏(民部少輔、一に加古宮内少輔、建武者所)一直氏(三郎)、また信氏の弟に貞基(二郎)、兼氏(六郎)、親氏(四郎)、覺運(加古法印、密嚴院別當、元弘三壬八討死)あり、兼氏の子を直兼(宮内少輔)と云ふ。
- 2 秀郷流藤原姓佐野氏族 上野國加古邑

より起る。加野安房守國綱(實新田武部大夫義國二男國康)の四男茂綱(加子五郎)この地に居り、文治三年に至り、相摸に移ると云ふ。其の子太郎忠勝一五郎勝家、弟四郎大夫忠家一小四郎宗綱一左衛門佐頼綱一源次元綱一利部次郎元光一源如左衛門元高)なりと。この氏また佐野とも云ふ。松陰私語に「文明四年八柵の城云々、城主赤見、加胡、大高以下、皆佐野一族中也」とある加胡は此の加古氏ならん。

- 3 赤松氏流 播磨國加古郡加古邑より起る。赤松族安重の後なりとぞ。
- 4 加賀藩給帳に「貳百石、(根笹)、賀古津左衛門、四百石(同)賀古市之進、參百石(同)賀古榮太郎」と載せたり。

賀古 カコ 前條に併せ云へり。

可兒 カコ 日用重寶記に見ゆ、加古に同じ。

加胡 カコ 加古に同じ。

鹿兒 カコ カノコ 同上。

賀護 カコ

加古井 カコキ 石見にあり。

加古川 カコガハ 播磨國加古郡加古川邑より起る。糟屋條を見よ。伊勢、志摩にも

此の氏也。

鹿兒木 カゴキ カノコギ條を見よ。

鹿子木 カゴキ 同上。

籠澤 カゴサハ 中興系圖に、桓武平氏とす。

加子澤 カゴサハ

鹿兒嶋 カゴシマ 和名抄薩摩國鹿兒島郡を加古志萬と註す。實は鹿島なるべし。又大隅國曾根郡(桑原郡、今給良郡)に鹿兒島神社あり、又貞觀二年紀に薩摩國鹿兒島神社あり、皆關聯する處あらん。この氏は鹿兒島郡司の末にして平姓なりと云ふ。圖田帳に「豊島郡三百二十二町、公領百九十七町、郡司前内舍人康友、地頭右衛門兵衛尉、但本郡司平忠純」と載せ、又建久八年十二月の内裏大番參勤交名に鹿兒島郡司を擧ぐ。この鹿兒島郡司が平姓と云ふは、伊佐氏との縁故より來りしにて、其の實、古代よりの土豪と考へらる。されど鎌倉初期の頃、平姓なりし事は建久圖田帳によりて明白なり。しかるに此の郡司の後裔長谷場氏は後世藤原姓とす、採るべきにあらず、ハセバ條を見よ。

長谷場系圖に「直純(鹿兒島越前守)一師純(鹿兒島越前守)一永純(同上)一遠純(同



上ノ見見ゆ。

鹿嶋 カコシマ 鹿見島に同じ。

鹿子嶋 カコシマ カノコジマ條を見よ。

鹿子田 カコタ カノコジマ條を見よ。

籠谷 カゴタニ 姫路酒井藩の重臣にあり

コモリヤ條を見よ。

加護谷 カゴダニ カゴヤ

籠手田 カゴテダ コテダ條を見よ。

神樂師 カコトシ 下學抄に見ゆ。

籠貫 カゴヌキ 秀郷流藤原姓にして、佐

野氏の族、戸室左京助親久の子久次・籠貫

大和守と稱す。その後なりと。

籠橋 カゴハシ

園 カコヒ 攝津國西成郡佃村の氏族にし

て、園平左衛門は永正八年八月五日、本願

寺實如の弟子となり、西法寺を開く。

籠宮 カゴミヤ コモリミヤ條を見よ。

加子百 カコモモ 正訓不明。

籠山 カゴヤマ 東鑑卷二十一に籠山次郎

と云ふ人見ゆ。香山氏に同じきか。カタヤ

マ條を見よ。

香山 カゴヤマ カゲヤマ條を参照せ

よ。

笠 カサ 古く備中に笠國あり、其の他、

丹後國に加佐郡、また河沙郡に作る。又近

江栗太郡に笠村、越後に笠島、武藏國男表

郡に笠山あり。古代以來の大族なり。

1 笠國造 笠國は後の備中國小田郡附近

の地なるべし。國造本紀に「笠國造、

輕島豐明(應神)朝御世、元めて鴨別命を

封す。八世孫笠三枚臣を、國造と定め賜

ふ。」と見えて、大體次項引用應神紀に符

合す。もと縣主なりしが、八世孫笠三枚

臣に至り、始めて國造となれるの意か。

2 笠臣 吉備臣の一族なり。笠は地名に

して、上古一國を定置したる所なれど、

其の名亡びて、後世に僅に備中國小田郡

に笠岡なる地名を止むるのみ。此の氏は、

古事記孝靈段に「若日子建吉備津日子命

吉備下道臣、笠臣祖」と見え、應神紀二

十二年條に「波區藝縣を以つて、御友別

の弟鴨別を封す、是れ笠田の始祖也」と

見ゆ、笠田と云ふは恐らく笠臣の誤寫な

るべし。次に波區藝縣は、國造本紀に波

久岐國と云ふあれど、大島國と周防國と

の間に載せ、且つ國造の出自全く別なれ

ば、同名異地とすべきか。ハタキ條にて

決すべし。

その後仁德紀六十七年條に「是の歳、吉

備中國川島河派に、大蛇あり、人を苦ま

しむ。時に路人、其の處を觸れて行く、必

ず其の毒を被り以つて多く死亡す。是に

於いて、笠臣祖縣守、人となり、勇悍にし

て強力、派淵に臨み、三全砲を以つて水

に投げて曰く、云々。即ち鉏を擧げて水

に入り虵を斬り、更に虵の黨類を求む。

乃ち諸虵族を淵底の罅穴に、悉く之を斬

る。河水・血に變ず、故に其の水を飲し

て、縣守淵と曰ふ也」と見ゆ。縣守は縣

主、縣造等の總稱にて、小國造の稱也。

此の人・蓋し鴨別の子・又は孫なるべし。

而して此の記事により、笠國の備中國川

島郡附近なる事、想像するに難からず。

此の氏の宗族は天武朝に至り、朝臣姓を

賜ふ、姓氏錄右京皇別に「笠臣、笠朝臣

同祖、稚武彥命孫鴨別命の後也」と見ゆ

るは支庶の家也。又天智紀に大乙下笠臣

諸石あり。

3 (吉備)笠臣 孝德紀に吉備笠臣垂と云

ふ人見ゆ、笠臣に同じ。

4 備前の笠臣 天平神護二年十月紀に、

「備前國人三財部毘登方麻呂等九烟、姓を

笠臣と賜ふ。」と見ゆ。

5 周防の笠臣 玖珂郷戸籍に「笠臣乙實、

笠臣今子實」等見ゆ。

に「式部卿野野見主の家令、正七位下守

自可臣武雄、姓を笠朝臣と改む」と。ま

た貞觀六年八月紀に「右京人二品秀良親

王の家令、正六位上字自可臣吉人、姓を

笠朝臣と賜ふ。彦狹島命の後也」と。又

元慶元年十二月紀に「右京人外從五位下

行主計權助字自可臣秋田等男女十四人、

姓を笠朝臣と賜ふ。彦狹島命の後也」と

と見ゆるは、皆播磨の字自可臣より笠朝

臣となれる者なり。

12 三尾臣流の笠朝臣 承和三年四月紀に

「飛彈國人散位三尾臣永主、右京史生同

姓息長等、姓を笠朝臣と賜ひ、右京五條

二坊に貫附す。永主は稚武彥命の後也」と

と見ゆ。

以上、印南野、字自可、三尾の三氏は、

何れも吉備氏の族にして、根本に於いて

は同族なるも、古く分離せしに關はらず

新く笠朝臣を賜へるは此の氏甚だ勢力あ

りしに據るべし。

13 出雲の笠朝臣 天平十一年の大稅賑給

歴名帳に「出雲郡伊知里笠朝臣吉備麻呂」

と云ふ人見ゆ。

14 筑後の笠朝臣 貞觀八年三月紀に「大

宰府解に備ふ、觀音寺講師傳燈大法師位

6 山城の笠臣 宇治郡領家なり、天平神護元年六月紀に「山背國宇治郡少領笠臣氣多麻呂」と云ふ人あり、第九項を見よ。如何なる緣故によりて、宇治郡に移れるか、未だ詳かならず。

7 攝津の笠臣 島上郡に笠森神社あり、笠臣に縁故ありと云ふ。

8 笠朝臣 笠臣の宗族にして、天武紀十三年條に「笠臣云々、姓を賜ひて朝臣と曰ふ」と見ゆ。姓氏錄、右京皇別に收め、「笠朝臣、孝靈天皇皇子稚武彥命の後也。應神天皇吉備國に巡幸して、加佐米山に登るの時、颯風ありて御笠を吹放つ。天皇・之を惟み給ふ。鴨別命、神祇・天皇に仕へ奉らんと欲す。故に其の狀あるなりと言す。天皇・其の眞偽を知らんと欲し給ひ、其の山に巖せしむ。所得甚だ多し、天皇大いに悦び、名を賀佐と賜ふ」と註せり。類聚三代格卷一、天平三年六月廿四日の勅に「備中國笠朝臣」など見ゆるは本貫に於ける其の氏人なり。

其の他、國史に見ゆる人には、續紀に笠朝臣長目(長自)、同吉麻呂、同麻呂、同御室、同三助、同義麻呂、同眞足、同不破麻呂、同道引(道行)、同姑、同乙麻呂、

同比賣比止、同朝宗(小宗)、同賀古、同猪養、同望足、同江人、同名末呂(右衛士督從四下)、後紀に同庭麻呂、同道成、續後紀に同仲守(左中辨從四下)、同繼子、同廣庭(從四下)、同年繼(年嗣)、同梁麻呂(從四上、伯耆守)、同出羽麻呂、同潔主、同年訓、同岑雄、文德實錄に同四子、同豐興、同敷道、三代實錄に同弘興、同高人、同遠子、同冬人、同範子、同名高(陰陽博士)、同道興、同秋田、同宗雄、同文宗、同秋用、また萬葉に同金村あり。

9 山城の笠朝臣 第六項笠臣の後なり。天平神護元年六月紀に「山背國宇治郡少領外從五位下笠臣氣多麻呂・姓を朝臣と賜ふ」と見ゆ。

10 印南野流の笠朝臣 元慶三年十月紀に「左京人印南野臣宗雄男三人、女一人、笠朝臣を賜ふ。其の先吉備武彥命より出づ。宗雄自ら言ふ。吉備武彥命の第二男御友別命十一世孫人上、天平神護元年、居地の名を取り、印南野臣姓を賜ふ。第三男鴨別神は是れ笠朝臣の祖也。兄弟の後・宜しく同姓たるべき也」と見ゆ。イナミ條を参照せよ。

11 字自可臣流の笠朝臣 齊衡二年八月紀

しむ。時に路人、其の處を觸れて行く、必ず其の毒を被り以つて多く死亡す。是に於いて、笠臣祖縣守、人となり、勇悍にして強力、派淵に臨み、三全砲を以つて水に投げて曰く、云々。即ち鉏を擧げて水に入り虵を斬り、更に虵の黨類を求む。乃ち諸虵族を淵底の罅穴に、悉く之を斬る。河水・血に變ず、故に其の水を飲して、縣守淵と曰ふ也」と見ゆ。縣守は縣主、縣造等の總稱にて、小國造の稱也。此の人・蓋し鴨別の子・又は孫なるべし。而して此の記事により、笠國の備中國川島郡附近なる事、想像するに難からず。此の氏の宗族は天武朝に至り、朝臣姓を賜ふ、姓氏錄右京皇別に「笠臣、笠朝臣同祖、稚武彥命孫鴨別命の後也」と見ゆるは支庶の家也。又天智紀に大乙下笠臣諸石あり。

3 (吉備)笠臣 孝德紀に吉備笠臣垂と云ふ人見ゆ、笠臣に同じ。

4 備前の笠臣 天平神護二年十月紀に、「備前國人三財部毘登方麻呂等九烟、姓を笠臣と賜ふ。」と見ゆ。

5 周防の笠臣 玖珂郷戸籍に「笠臣乙實、笠臣今子實」等見ゆ。

に「式部卿野野見主の家令、正七位下守自可臣武雄、姓を笠朝臣と改む」と。また貞觀六年八月紀に「右京人二品秀良親王の家令、正六位上字自可臣吉人、姓を笠朝臣と賜ふ。彦狹島命の後也」と。又元慶元年十二月紀に「右京人外從五位下行主計權助字自可臣秋田等男女十四人、姓を笠朝臣と賜ふ。彦狹島命の後也」とと見ゆるは、皆播磨の字自可臣より笠朝臣となれる者なり。

12 三尾臣流の笠朝臣 承和三年四月紀に「飛彈國人散位三尾臣永主、右京史生同姓息長等、姓を笠朝臣と賜ひ、右京五條二坊に貫附す。永主は稚武彥命の後也」とと見ゆ。

以上、印南野、字自可、三尾の三氏は、何れも吉備氏の族にして、根本に於いては同族なるも、古く分離せしに關はらず新く笠朝臣を賜へるは此の氏甚だ勢力ありしに據るべし。

13 出雲の笠朝臣 天平十一年の大稅賑給歴名帳に「出雲郡伊知里笠朝臣吉備麻呂」と云ふ人見ゆ。

14 筑後の笠朝臣 貞觀八年三月紀に「大宰府解に備ふ、觀音寺講師傳燈大法師位



性忠の申頼に傳く、寺家人清貞、貞雄、宗主位等の三人は從五位下笠朝臣麻呂五代の孫也。麻呂は天平年中、造寺使となる。麻呂・寺家の女、赤須に通じ、清貞等を生む、母に隨ひて家人と爲る。清貞の祖父夏麻呂、太政官、并に太宰府に向ひ、頼りに披訴を經、而かも未だ勅裁を蒙らずして、夏麻呂死去す。清貞等悲ひ、猶ほ未だ止むるあらず。寺家覆察し、事・慮妄に非ず、格旨に准據し、良に従ひて、筑後國竹野郡に貫附せんと。太政官處分、請に依る、と見えたり。

15 安藝の笠朝臣 貞觀元年四月紀に「安藝國采女凡直貞刀自、姓名を笠朝臣宮子と賜ひ、左京職に隸す。宮子は中務少丞正六位上笠朝臣豐主の女、母は雄宗王の女淨林女也。大同元年、雄宗王は伊豫親王の家人なるを以つて、安藝國に配流さる。宮子・少年にして母に従ひ、父族を知らず、安藝國賀茂郡凡直氏に貫し、采女の貫に預るなり。美濃守從五位上笠朝臣數道、越前守從五位下笠朝臣豐興等之を證す。仍りて本貫姓名に復す、と見えたり。

16 若狭の笠朝臣 一宮二宮若狭彦若狭姫

(文章博士、從四位) 實隆(播磨守、五位) 實嗣(清田武藏守) 實廣(甲斐信濃守、四位) 實道(親道)と。

此の親道實は、菅原姓道賢の子なりとして、同系圖に其の系を載せて、「字合(天穗日命十四世、從四位) 古人(始めて菅原姓を賜ふ。從五位) 清公(文章博士、式部大輔) 是善(參議、正四位下、勸解由長官、文章博士、兼式部大輔、播磨權守) 道眞(聖廟、天神、菅丞相、贈太政大臣) 高見(右大辨、菅少史) 雅規(從四位下) 實忠(右大辨、從四位) 孝標(從四位) 定義(是綱(大内記) 宣忠(典藥頭) 爲長(正二位、式部大輔) 泰親(參議、三位) 道信(伊勢守、京より歸國路次に討死) 道賢(兼相摸守、五位北國に赴く)と、親道以後は次の如し。

「親道(采女正、侍從、天穗日命後胤、參議正四位勸解由長官菅原朝臣是善榮君右大臣道眞公末葉、兼相摸守道賢北國に於いて討死す。腹籠子あり。信濃守養子、則ち家を傳ふ) 貞信(伊豆守、十七昇殿、同年五月、任四位) 信定(近江前司、侍從) 宗時(右馬頭、文章博士) 惟光(美濃尾張守、上北面、天治元年六月、

兩社の社家にして、縁起に「若狭國鎮守一宮二宮緣起、一宮(上宮と號す)、元正天皇御宇、靈龜元年乙卯九月十日、當國遠敷郡四郷内靈河の源、白石の上に始めて跡を垂れ坐す。其形・俗體にして、唐人の白馬に乗れるが如し、今若狭彦大明神是れ也。眷屬八人の内に御劍を持つ童子一人あり、節文と云ふ。當郡多田嶽良龍に於いて草を架して宿す。云々。天永二年辛卯季夏己卯、七代社務朝散大夫笠景正、舊記を振ひ梗概を誌す矣」と載せ、又笠氏系圖に「節文(黒童子神と號す。靈龜元年九月十日、一宮・上宮若狭彦と號す、御鎮座の時、御眷屬となる、形體童子、仍りて神約せられ、社務となる。次に養老五年二月十日、二宮・下宮若狭姫と號す、御鎮座。同參向、盟約せられ、社務となる) 利文(養老五年生) 豐文(豐童子神) 豐景(御前神と號す) 守景(景正) 景遠(子なし) 景安(景正八十子也) 利景(安貞元年他界) など見えたり。此の氏の家號を奉久と云ふ。其の社務の祖節文は二十二社注式の高宮本の奥入に「若狭國遠敷郡一宮大明神社家註述云々、御子を産五瀬命と號す、而

祇園勢勅使立、崇徳院より裝束笠を給ふ是より衣笠と號し、後に笠一字に改む。紋逆藤) 惟泰(文章博士、五位) 惟秀(四位宰相) 恒輝(四位、近衛院久安二丙寅年、四位宰相となる、越中、越後、加賀探題、同六年昇殿、五十七死、法名淨圓) 善保(嘉應承安の比、御史諸大夫、音樂博士に任ぜらる。高倉院御宇、先祖菅丞相公の御衣箱を下さる。同年二月、北野勅使立、其の後肥後國に下向、法名淨喜、年六十九にして死去) 保行(右京大夫、小笠原に改む) 善賢(葉室修理大夫、諸大夫、阿蘇大宮司結縁、其の上、夢想により、紋を白鷹羽に改む。承久年中、順徳院奉仕、菊池能隆兩人、合戦功を致す) 善村(從四位、藏人、北面、侍從、出家、興福寺貫主、永忍禪師) 頼高(小笠原、兵庫守、永仁の比宮方、實檢、護者ありて遠流、花園御宇勅免、應長元年逝去、年七十六、法名徳昌院拂空居士) 吉宗(葉室右京大夫) 實善(主膳正、兼丹後守、延元の比、度々合戦を致す) 親善(左近將監、文中の比、今川了俊、水島追落の功を致す。天授四年九月、少貳大内兄弟、肥後に寄來るの

して今黒童子と號するあり、節文彌宜是也、云々、天文五年閏十月十三日、若州一宮彌宜三位笠朝臣慶繁、若州より土御門有春、粟屋右京亮源朝臣元隆を以つて云ふ云々と。而して慶繁は天文五年十一月十六日武田信豐の文書に彌宜大夫慶繁と見ゆ。

以上黒童子神の後裔など云ふは例の附會に過ぎず。其の姓によりて笠朝臣の族裔とすべし。當社の神主は、古く和氏なるに、後世斯く笠氏に移れる、その變遷の消息・未だ知り難し。

17 笠宿禰 大間書、類聚符宣抄等に見ゆ。笠氏支庶の宿禰姓を賜へる者なるべし。

18 清原姓(又稱菅原) 肥後の豪族にして、豐後清原氏より出づ。笠氏系圖に「舍人親王一大炊天皇(舍人第七王子) 貞氏王(右大臣) 道雄(左大將) 有雄(内大臣、清原) 正高(右大臣) 正道(四位、宰相、三位) 正長(右大臣) 助道(太郎、從四位、號長野) 道平(三郎) 道實(五位、珍珠太郎) 道乾(五位二郎) 道氏(但馬守、五位) 道乾(丹後守、五位) 道富(道連(五位) 助元(遠江守、五位) 助益(勸解由次官、侍從) 元資

爾、武朝兩人、託摩原に於いて合戦、數ヶ度忠功をなすと雖、恩賞なく、刺(護言に依りて、代々の本領を没倒せらる。弘和の比、武朝兩人一紙を捧げ言上、是について代々本領二千八百五十町、之を復し給ふ。至徳元年二月武備を備ふ。繪旨感狀あり) 親英(室右京大夫) 親賢(右近大夫、大力薩摩にて自害) 親則(左京將監) 吉明(室右京大夫) 吉重(女(本野親載妻)とあり、此の系圖は他家の系圖と錯亂せる點諺からず、なほ葉室條を見よ。

19 肥前の笠氏 佐嘉郡真手山健福寺鐘銘(建久七年十一月十九日)に「大禮那散位笠時貞、師師桑末則、伴兼經、笠貞茂、源守直、平助國、伴季忠、藤原道宗、藤三郎實首藤原眞保、伴兼信、酒井貞經」を載せ、同興實社鐘銘(建長三年八月八日)に「本家、領家、預所沙彌成阿、地頭豐前前司藤原朝臣實能」と見ゆ。

20 筑前の笠氏 笠大炊助與長、弟勸助、また原田家臣に笠喜右衛門あり、朝鮮征伐に従ふ。

21 奥州の笠氏 餘目氏舊記に「留守のひくはん(被官)年來の事、芳賀、佐藤、南



宮、笠、上すり殿云々」と見ゆ。  
加佐 カサ 前條に云へり。丹後の加佐郡は天武紀五年九月條に河沙郡、東大寺奴婢、天平勝寶元年丹後國司解に初めて加佐郡と見ゆ。

笠合 カサアヒ 清和源氏信濃若槻氏の族にして、尊卑分脈に「義家—義隆—若槻賴隆（信乃國、輪形月）—森五郎頼定—與一義通—義定（本信貞、笠合與二郎）」と見ゆ。

葛西 カサイ カツサイ 下總國葛飾郡葛西庄より起る。葛西は葛飾西部の意なり、中世葛西郡の私稱あり。後伊勢神宮領となり、葛西御厨と云ふ。繪垣文書永萬元年寮頭占部宿禰安光解、申請紛失日記事に「皇太神宮御領下總國葛西御厨云々、合參拾參郷、上葛西、下葛西、右當御厨は、本願主葛西三郎散位平朝臣清重、先祖以來、本田數の員數に任せ、永く伊勢大神宮に寄せ奉らしむる所、嚴重一圓の神領也」と。  
1 桓武平氏豐島氏流 葛西氏は三郎清重より出づ。清重は豐島權守清光の子と傳へらる。果して然らば、清重は葛飾地方に古くより存せし名族の遺跡を繼承せしものか。之に對して、葛西系圖は「平良文

（村岡五郎）の孫、忠頼（村岡次郎）の子中村太郎將恒、治安中、武藏介藤原眞枝を討ち、功を以つて、下總の葛西郡を賜ふ、と云ひ、また笠井系圖には「高望王—將恒（中村太郎）—武常（葛西元祖、軍功の實により、總州葛西庄を賜ふ。故に此を以つて氏と爲す）—常家—康家—清光—清重（三郎、武州河越人也）—時清（小三郎、新左衛門尉）—朝清（六郎左衛門尉、又伊勢守）」など載せて、共に清重數世以前より葛西の地を領せし事とし、猶ほ前引の如き御厨に關する文書も、大體然れど、しかも其の真相は得て詳かになし難し。

次に葛西氏、及び清重血系の出でしとする秩父氏、並に豐島氏が、果して平姓なりしや否やについては疑感多けれど、それらはチチブ、テシマ條に譲り、此處には舊説に従つて、暫く桓武平氏とす。此の葛西氏の事は分脈系圖に見えざれど、千葉上總系圖に「忠頼—將恒（三郎、武藏守）—武常（一説武綱三男）—常家—康家（號豐島太郎）—清光（同權守）—清重（葛西三郎）—清親（伯耆守）、弟朝清（三郎左衛門、伊豆守）、弟時重（七郎左衛

門）、弟重村（河内守、八郎左衛門、一説清秀）」と載せ、又餘目氏舊記に「かさいの系圖は此の如し。桓武天王、葛原親王、高望王、村岡の五郎大夫良文、武藏權守將常、秩父武基、一番合弟從五位下武常、二代目豐島□□杖常家、三代目三郎康家、四代目權頭清元、葛西三郎清重、伯耆守清親也。葛西の分合兄秩父十郎武基の息、秩父官者武綱、□子上野權守重綱、合弟六郎基家、平三大夫重家、澁谷庄司重國、しぶよとかさいはちよより相分、伯父朝の流に候也」と擧げ、又近古以來の文書、史籍は何れも此の氏を平姓とす。

2 清重は東鑑治承四年條に「九月三日、景親—源家譜代御家人たりながら、今度所々に於いて射奉るの次第、一旦平氏の命を守るに非ず、遺意の企已に別儀あるに似たり。但し彼の凶徒に一味するの輩は武藏相摸住人計也。其の内三浦、仲村に於ては今御共に在り、然らば景親の謀計何事かあらんやの由其の沙汰あり、仍て御書を小山四郎朝政、下河邊庄司行平、豐島權守清元、葛西三郎清重等に遣はされ、各有志之輩を相語らひ參向すべきの由也。就中、清重は源家に於いて忠節を

捨づる者也。而して其の居所江戸河越等の中間に在り、進退定て治し難からん歟、早く海路を経て參會すべきの旨懇懇の仰あり。又綿衣を調進すべきの由、豐島右馬九朝經の妻女に仰せらる。朝經在京留守の間也」と。又十月二日、武衛・常胤廣常等の舟楫に相乗り、大井隅田兩河を濟り、精兵三萬餘騎に及び、武藏國に赴く。豐島權守清光（吉川本・清元）葛西三郎清重等最前參上。又足立右馬允遠元、兼て命を受くるに依て御迎となりて參向云々と。その他多く、猶ほ卷三、四、五、八、九、十、十一、十三、十四、十六、二十等の卷々を見よ。又卷廿一に葛西兵衛尉清重とあり。

また平家物語に島山一族笠井、長門本十に武藏國人葛西三郎、源平盛衰記に「武藏國住人葛西三郎」また「葛西三郎重俊」、其の他、砂石集、曾我物語等に此の人の話見たり。  
新編風土記、葛飾郡清重塚條に「當地除地の畑中にあり、僅の塚なり。松二株あり、上に小社を建、清重稻荷と崇めり。昔は塚も大なりしにや、後年あたり近き陸田を廣めんとて、塚をも稍や塌崩せる

に、一の石標を掘得たり。其の蓋石に梵字と蓮華を刻し、側に葛西三郎清重と彫り、標中に佛像、及び彼が武器等ありしかば、佛像のみ取出して、當寺の寶物とし、その餘は元の如く埋みて、塚上に社を立しと云ふ。按ずるに清重が遺骨をここに葬すと云ふこと疑ふべし。彼は文治五年奥州の泰衡追討として下向し、凱陣の後、其の功に依つて奥州七郡に封ぜられ、檢非違使所の事を管領して、彼の國へ移轉し、子孫連綿住居せし由、封内風土記、平泉舊蹟志、奥羽觀跡問老志等にも載せて、再び當郡へ歸住する事他に所見なし。もしくは清重移轉の後、一族の者ここに住して、それらの遺骨を葬せしなるを、清重が名高きを以て誤り傳へしにあらざや。殊に寺傳に觀覽同國の時、清重法弟と成て難染し、宅地を寺とせしなど云ふ事、年代亂離するに似たり。是等に據ても、清重にあらざる事論無るべし。又寺内に清重が碑とて五輪の塔あれど、銘に「寛永八辛未、天爲道松禪定門云々」と、ほのかにみゆれば、恐くは他人の碑なるべし」と。猶ほ研究すべし。  
3 香取神社文永造營記に「治承元年、職

事葛西豐島三郎清基、役を督して改造、建久八年、職事千葉常胤、嘉祿三年、職事壹岐入道某、一に葛西伊豆入道定蓮、役を督して改造、實治三年、職事千葉介時胤、役を督して改造、文永八年、職事澁谷親貞尉泰忠、一に葛西伯耆前司入道經蓮、云々と。また大宮司目録に「元徳二年、職事葛西伊豆三郎兵衛尉清定（一に清貞に作る）、役を督して改造（式社考）と。また寛元二年香取造營目録に「猿俣所役、地頭壹岐入道、」文永二年遷宮用途記に「寶殿一字云々、地頭葛西新左衛門入道進之、」下つて小金本土寺過去帳に「葛西新右衛門（康正）、葛西石井兵庫助（天正十七己丑十二月）」を載せたり。  
4 奥州葛西氏 清重・賴朝に仕へて功多し、治承四年十一月十日、武藏國丸子庄を賜ふ。其の後、文治五年奥州征伐に従ひ、關澤以下の地を賜ひ、勢頗る盛なり。これを奥州葛西氏とす。奥羽舊事に「葛西氏は三郎清重の裔也。清重・下總葛西郡に居る、故に之を氏とす（伊達世臣家譜）。源右府に従ひて東征、功を以つて陸奥の關澤、磐井、氣仙、牡鹿、江刺の數郡、並に海濱六十六島を賜ふ（陸奥郡郷



考引く葛西記に曰ふ、清重、初め五郡を賜ふ。曰く、上膳澤、下膳澤、四根を松浦郡と號し、四岩井、東山、流を岩井郡と號し、一迫、二迫、三迫を高倉郡と號し、氣仙、本吉を竹駒郡と號し、江刺を門岡郡と號すと。後武清に至り、又登米の袋内、佐沼等の地を略りし、寺池郡と號す、乃ち六郡たり。而して世に稱する所の葛西七郡とは、晴信所領に據りて之を言ふ、杜鹿郡、登米、本吉、岩井、膳澤、江刺、氣仙、蓋し是れ也。始め下總より航海、杜鹿郡石巻に達し、酒を設けて自ら賀す。柏葉あり、風に乗じて下り、釜中に浮ぶ。清重自ら喜び、遂に柏葉を以つて徽號と爲す。既にして城を日和山に築いて居る焉。或は曰ふ、初め桃生郡中野に達し、七王館に居り、後日和山に徙ると云ふ。清重六世の孫武晴、對馬守と稱し、傍近を攻撃し、登米の袋内、佐沼の諸地を略す。此の時に當り、源顯家、奥羽國司に補せられ、義を倡へ勤王す。武晴・顯家に從つて西上、足利氏と戦ふ。顯家敗死、武晴敗卒を収めて歸り、寺池、佐沼の二城を修して佐沼に居る焉。武晴十一世の孫を晴信と曰ふ」と載せ、これより

前、餘目舊記に「葛西、本所五郡二保とは、江刺、伊澤郡、氣仙に、元良に、岩伊郡、奥田保、黄海保、是也」と見ゆ。今大槻文彦氏が増補せられし葛西系圖に據るに、奥州葛西系圖は次の如し。  
一代清重、葛西三郎、右兵衛尉、壹岐守、法名定蓮。吾妻鏡、治承四年に葛西三郎清重。建久元年十二月に右兵衛尉平清重。貞應三年閏七月に、壹岐入道以下宿老。建長二年三月、葛西壹岐入道跡と。  
中尊寺經藏所藏、正應元年、葛西宗清、山野相論下知狀に云ふ、「壹岐入道定蓮以來、煩ひなきの旨、之を載す、云々」と。  
二代清親(清重の子)、葛西壹岐守、左衛門尉、伯耆守、法名清蓮。吾妻鏡、安貞二年二月に葛西三郎左衛門尉、召し進むる處の相撲芝俣平次三郎、殊達者なり(島津本。吉川本には廿三俣)。同十月十五日に供奉人葛西左衛門尉清重(島津本は但し校訂増補吾妻鏡に引く所なり、重・恐くは親の誤)。嘉祿二年八月に、供奉人に葛西壹岐左衛門尉。仁治元年八月行列に葛西四郎左衛門尉。寛元二年八月供奉人に伯耆前司清親、翌日流捕十二番、伯耆

前司、射、子息五郎。  
三代清時(清親の子)、葛西四郎左衛門、伯耆前司、法名行蓮。吾妻鏡、天福二年七月、供奉人に葛西左衛門尉。寛元元年七月、御共結番に葛西三郎左衛門尉。同三年八月、供奉人に伯耆前司清時。建長二年八月、供奉人に葛西新左衛門尉清時(島津本)。同三年八月、供奉人に葛西壹岐新左衛門清貞。同四年四月、隨兵に伯耆左衛門四郎清時。  
四代清經(清時の子)、葛西伯耆三郎左衛門尉、法名經蓮。吾妻鏡、建長四年十一月、供奉人に伯耆左衛門三郎清經。同八年正月、出仕に伯耆左衛門三郎。同年八月、供奉人に伯耆新左衛門尉清經。中尊寺正應元年文書に云ふ、「建治三年下知狀、云々、伯耆新左衛門入道經蓮云々」と。  
五代清宗(清經の子)、葛西伊豆守、法名明蓮。中尊寺正應元年文書に、葛西三郎左衛門尉宗清(文中に「宗清類を成すの間、弘安八年、上訴を經、云々」などあり)。同寺藏永仁二年執達狀の宛名に、壹岐守殿。太平記元弘元年、笠置軍、東國勢上落條に葛西三郎兵衛尉。梅松論、「延元元年正月、京都神樂岡戦死、葛西江刺

官三郎左衛門。」  
六代清貞(清宗の子)、葛西武藏守、法名圓蓮。白河文書、延元三年十一月、沙彌宗心狀に「葛西清貞兄弟以下一族、隨分忠節を致すの由、申さしむる間、度々感仰せられ畢る云々。」同文書「興國元年十二月、河村六郎、並に葛西一族等大略殘る所なく味方に參ず。」また興國二年三月清顯狀「葛西の姪遠江守、別心あるの由、風聞の間、總領・計を爲し、此の間討伐せしめ了る」と。なほ奥州葛西記に「人皇九十五代後醍醐天皇、鎌倉相模入道平高時を亡ぼし、武家、武將、總地頭、總追捕使を、取り返し給ひ、公家一統の御代と成る。京都より、陸奥出羽國司には、北畠中納言顯家卿を下し給ひ、御下向、伊達郡靈仙の城に居住し給ふ。葛西對馬守武治勤仕す。此の時、登米、袋中、佐沼、手の裏に入る。京都御陣の御勢に加里登り、顯家御陣破れて、日和山城に下り、寺池城、佐沼城を築く、常に多くは、寺池城に居住有り」と見ゆる武治も此の清貞の事か。奥羽舊事には武晴に作る。七代良清(清貞の子)、葛西備前守、法名蓮阿。

八代滿良(良清の子)、葛西陸奥守、法名蓮昇。餘目記録に「吉良殿、島山殿、とり合也、吉良殿は、ま崎に控給ふ云々。葛西れんせいの十六番めの子、富澤の先祖、右馬助とて、所帯の一所も持たず、こうとうばかりして候よし云々。」伊達正統世次考に「政宗公、明德二年辛未、夏六月、鎌倉執事上杉右京大夫憲孝、管領氏滿朝臣の命を奉じ、書命を以つて曰く、陸奥國加美郡は、島山修理大夫國詮の分郡也。而して大崎左京大夫抑留す云々。早く葛西陸奥守と相共に彼所に在り、沙汰を國詮代に付せらるべし。命に依り執達如件。伊達大膳大夫殿」と。原註に「葛西陸奥守滿良は、奥州葛西始封壹岐守清重より七代之孫也」と。  
九代滿清(滿良の子)、葛西備前守、法名良蓮。案ずるに、滿良、滿清二代は將軍義滿の一字を受ける歟。  
十代持重(滿清の子)、葛西播磨守、法名法蓮。將軍義滿の一字を受けたる歟。  
十一代信重(持重の子)、葛西孫三郎、法名會蓮。  
十二代滿重(信重の子)、葛西陸奥守、法名照蓮。餘目記録に「遠田はかまくら殿

云々。小田保荒井七郷は文治より給ふ。主の知行大崎が下にて十二郷、大崎は知行候を、伊達成宗調法を以つて、遠田の替地と爲す。遠田十七郷、荒井七郷、當永正十一より四十三年前也。かさい、淨蓮(相渡也)案ずるに、淨蓮と照蓮と普通す。  
十三代宗清(滿重の子)、葛西武藏守、實は伊達成宗公の子、好美子となる。法名明蓮。伊達略系に「宗清は葛西陸奥守平滿重に、養はれて嗣と爲り、七郎と稱す。永正十七年、武藏守に任ぜられ、大永二年、從四位上に遷る(案ずるに宗清は父成宗君の片諱を受けたる歟。餘目記録に、書狀宛名書式を記して「葛西陸奥守殿、教兼、あなたよりは、」進上、中目新波左衛門佐にて、其の女は伊達成宗君の室なり)。  
十四代晴重(宗清の子)、葛西陸奥守、法名祝蓮。第十二項參照。  
十五代晴胤(晴重の子)、葛西三郎、左京大夫、法名律蓮可梁。實は伊達種宗公子、婿となり名跡。伊達略系に「晴胤は將軍足利義晴より諱字を賜ふ。小字は半







後日記に「奥州笠置、土代從五下條に「坂東葛西三郎平晴重（大永二、十、二、同日左京大夫、同、陸奥守）」と見ゆ。後世、廣幡家の侍にあり、又豊前に存す。又安西軍策に葛西杉治郎（深野内藤が家人）見ゆ。笠井氏の事か。

14 葛西氏の紋は柏なり、その事、葛西記に見え、又葛西家紋三柏由来記なる物存す。但し葛西三郎重清の家紋を三蝶山道段々筋とするものあり。又葛西氏の柏は秩父より来る、奇瑞とするは附會也との説も存す。

笠井 カサキ 笠居と通じ、葛西、河四とも通じ用ふる事あり。和名抄、讃岐國香川郡に笠居郷あり、こは加佐乎利と註す。されど後世はカサキと讀めり。其の他、遠江長上郡（濱名郡）に笠井庄（町）あり。又加賀にも存す。

1 桓武平氏秩父氏流 前條葛西氏は平家物語に笠井氏とし、高山一族とし、又中興系圖に「笠井、平、本國下總、モン三柏、右衛門尉武常稱之」とあり。前條を見よ。

2 源姓葛西氏流 大内家臣笠井氏にして平性葛西氏の裔なれど、後源姓に改むると。家紋丸に三引、丸の内三柏。

3 三河後風土記、長篠役に「小山田太郎高家十二代の孫笠井肥後守高利」と名乗りて、戦死の事見ゆ。よりて甲斐小山田の族かとも云ふ。なほ河四條を見よ。

4 美濃の笠井氏 これも前項氏と同族にして、其の系圖に「弘通—弘元（又安元、彦四郎）—助利（彦太郎、北條長氏に仕ふ）—助親（肥後二郎、同上）—親時（彦左衛門尉、美濃に移り革手城主土岐美濃守成頼に仕ふ。船田合戦討死）—時基（二郎三郎、後相摸、土岐左京大夫政房に仕ふ）—爲時（彦左衛門尉、同上）—時明（其左衛門尉）、弟直時（彦左衛門、肥後。北野城主兼見美作守直康に仕ふ。）—治時（肥後次郎、彦左衛門）—時氏—時範—範氏—時弘。家紋、木窓の内下り藤」と。その他、當國に丸に御座替草を家紋とするものあり。又扇の地紙、根付粧。

稱すれど、果して然るや否や、未だ詳かならざれど、暫く舊説に従はん。（前條第十一項を見よ）。笠井系圖に「時盛（金太郎、彈正少弼）—弘忠（金三郎、右衛門大夫佐、大内義弘家臣、明徳の役功多く、宮田源内の首を捕る、義弘より感状あり、明徳三年正月三日、葛西右衛門大夫殿と。此の時、命ありて家紋を三引兩に改め、泉州吹飯を賜ふ、堺浦の役戦死）—弘通（金松、民部少輔、義弘の命によりて氏を笠井と改む、永享三年四月五日死）—盛安（源三郎、大膳大夫、文安三、六月十一日逝。弟に金三郎安正、彦四郎安元。妹は黒河兵部妻）—盛春（源五郎、三河守、妻柳時氏、大内教弘に仕へ、國中監となる、寛正三、二月逝。弟彌七郎盛利、平左衛門とも云ふ。其の子宮内少輔滿宗、其の子平八利直なり。）—貞恒（盛春長子、又四郎、刑部大夫、妻賢頭氏、應仁の亂に功あり、文明四、七月逝。弟に彦二郎、大和守重武、金太夫貞助、助九郎俊氏、妹は右田左馬助妻、相良の妻）—弘盛（又太郎、肥前守、妻弘中三州の女、永正舟岡山の戦に功あり、感状を賜ふ。大永三平賢頭謀叛の志ありしも、弘盛之を治す、

り。家紋丸に三引、丸の内三柏。これより前、新編武藏風土記引用、康暦三年四月十三日文書に笠井美濃三郎義景あり、或は當國笠井氏と關係あらん。

5 遠江の笠井氏 長上郡（濱名郡）笠井庄より起る。蓋し第二項以下の笠井氏は其の實、此の笠井氏より分れしにあらざるか。當地方笠井系圖なるものは、未だ披見せざれど、美濃笠井系圖考に據るに、此の笠井氏も葛西清重の後とし、猶ほ他の笠井氏と同様、繼母に悪まれ、笠を戴きて井戸に落されしも、不思議の命を助かり、これより氏を笠井と改めしと云ふ。こは他の諸氏と同様、氏名より附會せし傳説にして、採り難きや勿論なるべし。されど他の諸笠井氏系圖が何れも此の傳説を其の系譜に掲ぐるによりて、此の地の笠井氏と同族なるを知るに足らんか。なほ此の系圖は前述の如く、義邦を秀高とし、武田氏の族とす。他の笠井系圖が足利氏の子弟とするより、優れるや千萬たり。足利氏など云ふは到底信すべきにあらず。家紋角釘抜。

6 桓武平氏北條氏流 一本笠井系圖に「高時—時行—時兼（左近大夫）—篤時（武藏

天文十、七月十四日卒）—弟正盛（藤二郎、帶刀左衛門尉、妻江口準人娘、義興、義隆に仕ふ。義隆薨後、毛利氏に仕ふ。弟に傳三郎、民部少輔與重あり）—弘重（弘盛の子、七郎、孫右衛門、慶長十七年逝）—新介（正盛五男）と載せ、又「安正（金三郎）—信長（半内兵衛）—忠行（龜之允、壹岐守）—正勝（權八郎、肥前守）—春常（傳三郎、肥後守）」とあり。又「此の末孫武田家に仕ふ」と見ゆ。

又弘盛の譜に「義興の重臣に陶、杉、内藤、右田、岡田、笠井、野田の七人」あり、此の氏、其の一なりと。安西軍策に笠井作允なる人見ゆ。

3 甲斐の笠井氏 巨摩郡西島邑の名族なり。前項氏の族にして、其の系圖に「清重—葛西冠者重行—五郎重家—小五郎重光—七郎重常—七郎重政—太郎義邦（親應二卒）—小太郎義重—小次郎邦重—三郎重忠（母金田小太郎女、延文四二卒）—右衛門大夫弘忠—民部少輔弘通—肥前守弘盛—帶刀左衛門尉正盛（大内義隆感状）—小金兵衛尉富清（武田信繩に屬す）—源次郎統遠（大友輝廣に屬す）—肥前守高利（始め弘純、武田晴信に屬す、長篠戦死）

守、次郎、葛西郷に住し、葛西と稱す、弟長道、其の子葛西正兵衛勝久）—教時（相摸守、中務大輔。弟光親、その弟長時、葛西三郎、陸奥南部に住すと見ゆ。）—光時（肥後次郎、北條長氏に仕ふ）と。こは第二項以下の笠井氏に同じ。笠井氏にも時行と云ふ人あるより北條時行の事と思ひ誤りての附會に過ぎざるなり。

7 其の他、高松松平藩重臣（角切角の内釘抜、祇園まむり）、毛利藩（丸に三引、三引くづし、井桁の内花）、高佐久居藩（茶の實）、大溝分郡藩（花輪邊の内横木瓜、井筒に笠）、膳所本多藩（丸の内三引）、にあり。又伊賀、伊勢（横木瓜、古くは藤紋上り藤、巴、旗紋抱者荷。また丸の内四つ目）、志摩（これ等は北島家臣裔なりと）、三河、駿河（丸の内醜替草）、近江、飛騨（花輪邊の内花菱）、信濃（丸の内三柏、抱澤湯、銀梅鉢）、上野、勢城、岩代、陸前、陸奥、越後、佐渡、備前（丸の内笠の字）、備中、安藝、長門（七寶の内花菱）、阿波（丸の内鷹の羽邊、四つ貫木瓜の内鷹の羽邊、丸の内横木瓜、丸の内桐の字、井桁の内立扇、丸の内裏桔梗）、讃岐（丸の内井桁に笠、丸の内三引、丸の内



抱柏、笠井日向守の裔なりと。(以上笠井氏舊話、美濃笠井系圖考に據る點多し)。讃岐の笠井はカサツリ條参照。

河西 カサイ カハニシ 便宜上カハニシ條に收む、源姓の大族、又藤姓等多し。

香西 カサイ カウサイ條を見よ。下總香取郡に香西(カサイ)邑あり。

可西 カサイ 河西に同じまか。

風井 カザキ カゼキ

加西 カサイ 和名抄肥後國益城郡に加西郷あり、カセカ。

葛西江 カサイエ 梅松論に見ゆ。葛西條第五項を見よ。

笠柄 カサエ 石見にあり。

笠岡 カサヲカ 備中小田郡に笠岡あり、笠氏のありし地と云ふ、關係あるか。

笠居 カサヲリ 和名抄、讃岐國香川郡に笠居郷あり、加佐手利と註すれど、後世は加佐手なりと(松岡氏)。中臣宮處氏本系輯に伊見臣は中臣笠居連の祖也と見ゆ。當國笠井氏多し、或は其の裔ならん。

賀崎 カザキ 清和源氏の族にして、尊卑分脈に「爲義—爲家(猶子、淡路冠者、號賀崎大夫)—經家(與一太郎)—重成(垣富藏人)」と見ゆ。

なる、亦此に當せしならむ」と。

加差太支 カサタキ 大同類聚方に「加差太支藥、肥後國加差太支の家に傳ふる所の方也」と見ゆ。

笠谷 カサタニ

笠塚 カサツカ 因幡の國侍として名あり氣多郡に存す。(因幡志)。安西軍策に「因州の國人笠塚云々」と。

笠次 カサツギ

笠寺 カサテラ 尾張國愛知郡笠寺邑より起る。山口氏のありし地なり、ヤマゲナ條参照。又笠寺條あり。

1 戸部氏流 尾張笠寺より起る。戸部新左衛門はまた笠寺左衛門と云ふ、今川、織田兩氏に仕へたり(尾張志)。ト、條参照。

2 高木氏流 藤原姓中關白道隆の後裔と云ふ、高木氏の族にして、備西要略に高木太郎大夫貞齋名正源の後とす。しかれば大村藩臣笠寺氏が尾州笠寺の住人とすは採り難し。

風戸 カサト 上總國市原郡に、風戸邑あり。

笠取 カサトリ 山城國宇治郡に笠取庄、其の他、伊勢、信濃、出羽等に笠取山あり。されど此の氏は、職掌より來りしものにし

カサタキ—カサトリ

傘木 カサキ 讃岐に傘木山あり、關係あるか。

笠木 カサキ 美濃、伯耆、筑前等に此の地名あり。

○桓武平氏 阿波の豪族にして、故城記板西郡分に「笠木殿、山本、平氏、地屬」と見ゆ。

笠置 カサギ 山城に笠置寺、其の他美濃惠那、伊豫宇和等に此の村名あり。蛭川親俊日記に「天文八年七月、奥州笠置」とあるは葛西氏に外ならず。

笠城 カサギ カサシロ

風吉 カザキク 日用重寶記に見ゆ。

笠倉 カサケ 美濃國不破郡笠毛邑より起る。清和源氏土岐氏の族にて、土岐系圖に「土岐隱岐守光定—次郎判官光時—光忠(笠毛三郎)」と載せ、新撰志、笠毛村條に「笠毛氏、笠毛八郎光時は土岐隱岐守光定の四男にて、こゝに住みし由、土岐系圖に見えたり」と。

笠子 カサコ 遠江濱名郡に、此の庄名あり。

笠越 カサゴシ

笠込 カサコミ

て、殿部の一たるなり。

1 笠取直 延喜式、讚許大嘗祭條に「子部宿禰一人、笠取直一人、並に蓋網を執り、隼行各々其の職に供す」と見ゆ、殿部の一なり。

2 笠取氏 笠取直の族を云ふ。元慶六年十二月紀に「殿部廿人、日置、子部、車持、笠取、鴨、五姓の人を以つて之を爲す」と見えたり。

笠貫 カサヌキ

笠縫 カサヌヒ 職名より來りし氏なり。笠縫部條を見よ。

1 笠縫 延喜式十七、内匠寮條に「御與中子管蓋一具(管、并に骨の軒材は攝津國より笠縫氏參來り作る)」と見え、又外國東成郡に笠縫島あり、此部人の住みし地ならん。猶ほ大和にも有名なる笠縫邑の存せし事、崇神記紀によりて明白なれば、又此の部人の存せしを推知するに足らん。

此氏の起原は、天神本紀に「笠縫等祖天津麻呂」と見えたり。なほ笠縫部條参照。

2 (大)笠縫 令集解、百濟戶狛戸の條に「大笠縫卅三戸」と見ゆ。又「一に云ふ、凡

カサヌキ—カサヌヒ

風坂 カササカ カセサカ 因幡國の豪族にして、風坂左衛門尉頼武は八上郡朽谷邑朽谷城に據る。永祿三年、小倉主膳忠政之を攻めて、焼打にす(因幡志)。

笠口田 カサシナ 和名抄上野國利根郡に笠科郷あり、加佐之奈と註す、國帳從三位笠科明神の鎮座地なり。

○笠品宿禰 承和二年正月紀に「左京人右馬寮權大允清友宿禰眞岡、散位同姓魚引等、性を笠品宿禰と賜ふ。其の願に非ざる也。公家・賜太政大臣橘氏の名を避くる耳」と見ゆ。

笠科 カサシナ 前條を見よ。

笠嶋 カサシマ 越後國頸城郡に、笠嶋城(笠嶋邑)あり、城主大須賀氏、關係あるか。

風嶋 カザシマ カゼシマ 肥前の豪族にして、海東諸國記に「源信吉、戊子年、使を遣はし、來りて觀音現像を賀す。書して肥前州風嶋津大守源信吉と稱す」と載せたり。

笠田 カサタ 伊勢、讃岐に此の地名あり。

嵩田 カサタ 桓武平氏北條氏の族なり。増訂伊豆志稿に「田方郡大平村は、もと箱根神領なりければ、北條長綱(號幻庵)箱根山別當となりて此の地に寓居す。嵩田七郎氏秀は氏康の第七子にして、幻庵の養子と

を笠笠、蓋蓋、云々、此の如きの類は皆藏部の中にある」とも載せたり。

3 (曾々)笠縫 天神本紀に「曾々笠縫等の祖、天都赤麻良」と見えたり。

4 丹後の笠縫氏 後世熊野郡森富村に此の氏あり、天正中笠縫團太郎と云ふ豪族、諸書に見ゆ、古代笠縫の裔ならん。

蓋縫 カサヌヒ キヌガサヌヒ 笠縫の一種にして、令集解、百濟戶、狛戸の條に「蓋縫十一戸」と見ゆ。こゝはキヌガサ、即ち絹を以て作りたる傘を作る品部なり。

笠縫部 カサヌヒ 職業部の一にして笠縫部を作るとす。神代紀一書、及び天神本紀に「紀伊國忌部遠祖手置帆負神を定めて、作笠者(カサヌヒ)と爲す」とあるを初見とす。崇神朝、皇太神宮の一時座しませし城上郡笠縫邑は、此の部民のありし地なるべし。天神本紀に「笠縫部等祖天曾麻呂」と云ふ人見ゆ。猶ほカサヌヒ條を見よ。

1 攝津の笠縫部 カサヌヒ條を見よ。

2 美濃の笠縫部 安八郡に笠縫邑あり、十六夜日記等に見ゆ。

笠沼 カサヌマ カサマ 安藝の豪族に笠沼遠江あり、笠間條を見よ。

累葉 カサネバ 伊勢にあり、三國地志

カサヌヒ—カサネハ



多氣郡笠城御所條に「按ずるに、矢田城山と号ぶ。國司累葉(名聞)居守、故に御所の名あり」と載せたり。

風野 カザノ カゼノ 下野國芳賀郡に風野氏あり、式内大前神社の神主家なり。又大關藩の中老に此の氏あり、同族ならん。

笠野 カサノ 加賀河北郡、大隅肝屬郡等に此の地名あり。

風宮 カザノミヤ カゼノミヤ條を見よ。笠祖 カサノヤ 和名抄豊後國大分郡に笠祖あり。

加澤 カサハ 信濃國の小縣郡に賀澤邑あり。元弘三年十月文書に「信濃國望月平六重直女子神氏謹んで言上、海野庄賀澤村云々、舍兄望月大貳房重慶の讓狀に任せ云々」と見ゆ。

我澤 カサハ 備前にあり。笠庭 カサバ 美作に笠庭山普門寺あり。笠羽 カサバ

笠坊 カサバウ 大和筒井氏の族にして、奈良、野田等、この氏より分ると。大村藩士にも此の氏あり、同族か。ツ、キ條を見よ。

風早 カザハヤ カゼハヤ 伊豫國に風早郡あり、風早國の跡にして、和名抄加佐波

夜と註す。又安藝國高田郡に風速郷あり、加佐波夜と註す。又安藝國安岐郡に風早郷、高山寺本に風本郷に作る。その他、下總(武藏)、紀伊日高郡、越前等に此の地名あり。多くは伊豫風早氏の移住より起りしならん。

1 風早國造 風早國とは、後の伊豫國風早郡の地なり。此の國造は物部氏の族にして、國造本紀に「風速國造、輕島豐明(應神)朝、物部連祖伊香色男命四世孫阿佐利を國造と定め賜ふ」と見ゆ。持統紀十年四月條に伊豫國風速郡物部連と云ふ人あり、追大貳を賜ふ、久しく唐地にありしによると。蓋し此の國造の族ならん。

風早郡八反地に國津比古命神社、櫛玉比賣命神社あり、共に式内社にして、今暫に頭日神と稱す、風早國造の氏神なりと。

2 風早直 物部氏の族、風早國造家の氏族なり。類聚國史五十四に「天長七年六月云々、節婦伊豫國人風早直登吉女、位二階に叙し、身を終らしめ、其の戸の租を免ず、また承和六年十一月紀に「伊豫國人外從五位下風早直豐宗等一煙、姓を善友朝臣と賜ふ云々、天神饒速日命の後也」など見えたり。

3 風早直 武藏國造家の一にして、埼玉郡笠原郷より起る。安閑紀元年條に「武藏國造笠原直使主、同族小杵(使主、小杵は昔名也)と、國造を相争ひて年を經て決し難し。小杵は性阻にして逆あり。心高うして順なし。密かに就て援を上毛野君小熊に求めて、使主を殺さんと謀る。使主覺りて走出で、京に詣りて狀を申す。朝廷聽斷、使主を以つて國造と爲し、小杵を誅す。國造使主懷意、懷にみちて、默し已む事能はず。謹んで國家の爲に、横淳、橋花、多氷、倉彌、四處の屯倉を置き奉る」と載せたり。蓋し足立なる武藏國造の宗家に繼嗣者なきより、一族なる此の氏より國造家を嗣ぎしならん。

4 笠原真人 天武天皇の後裔にして、姓氏錄、左京皇別に「笠原真人、三國真人同祖、磯城親王の後也」と見ゆ。

5 武藏の笠原氏 後世當國に笠原氏頗る多く、北條氏に屬して相當の地位にありしが、此等は、或は源氏と云ひ、或は藤氏と云ひ、又本國は伯耆なりとの傳説もありて、統一する事難けれど、當國には第一項に述べしが如く、古代笠原直と稱せし大豪族あり、又埼玉郡笠原の地は今

1 笠原直 武藏國造家の一にして、埼玉郡笠原郷より起る。安閑紀元年條に「武藏國造笠原直使主、同族小杵(使主、小杵は昔名也)と、國造を相争ひて年を經て決し難し。小杵は性阻にして逆あり。心高うして順なし。密かに就て援を上毛野君小熊に求めて、使主を殺さんと謀る。使主覺りて走出で、京に詣りて狀を申す。朝廷聽斷、使主を以つて國造と爲し、小杵を誅す。國造使主懷意、懷にみちて、默し已む事能はず。謹んで國家の爲に、横淳、橋花、多氷、倉彌、四處の屯倉を置き奉る」と載せたり。蓋し足立なる武藏國造の宗家に繼嗣者なきより、一族なる此の氏より國造家を嗣ぎしならん。

2 笠原真人 天武天皇の後裔にして、姓氏錄、左京皇別に「笠原真人、三國真人同祖、磯城親王の後也」と見ゆ。

3 武藏の笠原氏 後世當國に笠原氏頗る多く、北條氏に屬して相當の地位にありしが、此等は、或は源氏と云ひ、或は藤氏と云ひ、又本國は伯耆なりとの傳説もありて、統一する事難けれど、當國には第一項に述べしが如く、古代笠原直と稱せし大豪族あり、又埼玉郡笠原の地は今

4 笠原直 武藏國造家の一にして、埼玉郡笠原郷より起る。安閑紀元年條に「武藏國造笠原直使主、同族小杵(使主、小杵は昔名也)と、國造を相争ひて年を經て決し難し。小杵は性阻にして逆あり。心高うして順なし。密かに就て援を上毛野君小熊に求めて、使主を殺さんと謀る。使主覺りて走出で、京に詣りて狀を申す。朝廷聽斷、使主を以つて國造と爲し、小杵を誅す。國造使主懷意、懷にみちて、默し已む事能はず。謹んで國家の爲に、横淳、橋花、多氷、倉彌、四處の屯倉を置き奉る」と載せたり。蓋し足立なる武藏國造の宗家に繼嗣者なきより、一族なる此の氏より國造家を嗣ぎしならん。

5 笠原真人 天武天皇の後裔にして、姓氏錄、左京皇別に「笠原真人、三國真人同祖、磯城親王の後也」と見ゆ。

6 武藏の笠原氏 後世當國に笠原氏頗る多く、北條氏に屬して相當の地位にありしが、此等は、或は源氏と云ひ、或は藤氏と云ひ、又本國は伯耆なりとの傳説もありて、統一する事難けれど、當國には第一項に述べしが如く、古代笠原直と稱せし大豪族あり、又埼玉郡笠原の地は今

7 笠原直 武藏國造家の一にして、埼玉郡笠原郷より起る。安閑紀元年條に「武藏國造笠原直使主、同族小杵(使主、小杵は昔名也)と、國造を相争ひて年を經て決し難し。小杵は性阻にして逆あり。心高うして順なし。密かに就て援を上毛野君小熊に求めて、使主を殺さんと謀る。使主覺りて走出で、京に詣りて狀を申す。朝廷聽斷、使主を以つて國造と爲し、小杵を誅す。國造使主懷意、懷にみちて、默し已む事能はず。謹んで國家の爲に、横淳、橋花、多氷、倉彌、四處の屯倉を置き奉る」と載せたり。蓋し足立なる武藏國造の宗家に繼嗣者なきより、一族なる此の氏より國造家を嗣ぎしならん。

8 笠原真人 天武天皇の後裔にして、姓氏錄、左京皇別に「笠原真人、三國真人同祖、磯城親王の後也」と見ゆ。

9 武藏の笠原氏 後世當國に笠原氏頗る多く、北條氏に屬して相當の地位にありしが、此等は、或は源氏と云ひ、或は藤氏と云ひ、又本國は伯耆なりとの傳説もありて、統一する事難けれど、當國には第一項に述べしが如く、古代笠原直と稱せし大豪族あり、又埼玉郡笠原の地は今

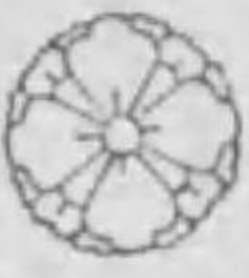
10 笠原直 武藏國造家の一にして、埼玉郡笠原郷より起る。安閑紀元年條に「武藏國造笠原直使主、同族小杵(使主、小杵は昔名也)と、國造を相争ひて年を經て決し難し。小杵は性阻にして逆あり。心高うして順なし。密かに就て援を上毛野君小熊に求めて、使主を殺さんと謀る。使主覺りて走出で、京に詣りて狀を申す。朝廷聽斷、使主を以つて國造と爲し、小杵を誅す。國造使主懷意、懷にみちて、默し已む事能はず。謹んで國家の爲に、横淳、橋花、多氷、倉彌、四處の屯倉を置き奉る」と載せたり。蓋し足立なる武藏國造の宗家に繼嗣者なきより、一族なる此の氏より國造家を嗣ぎしならん。

11 笠原真人 天武天皇の後裔にして、姓氏錄、左京皇別に「笠原真人、三國真人同祖、磯城親王の後也」と見ゆ。

12 武藏の笠原氏 後世當國に笠原氏頗る多く、北條氏に屬して相當の地位にありしが、此等は、或は源氏と云ひ、或は藤氏と云ひ、又本國は伯耆なりとの傳説もありて、統一する事難けれど、當國には第一項に述べしが如く、古代笠原直と稱せし大豪族あり、又埼玉郡笠原の地は今

13 笠原直 武藏國造家の一にして、埼玉郡笠原郷より起る。安閑紀元年條に「武藏國造笠原直使主、同族小杵(使主、小杵は昔名也)と、國造を相争ひて年を經て決し難し。小杵は性阻にして逆あり。心高うして順なし。密かに就て援を上毛野君小熊に求めて、使主を殺さんと謀る。使主覺りて走出で、京に詣りて狀を申す。朝廷聽斷、使主を以つて國造と爲し、小杵を誅す。國造使主懷意、懷にみちて、默し已む事能はず。謹んで國家の爲に、横淳、橋花、多氷、倉彌、四處の屯倉を置き奉る」と載せたり。蓋し足立なる武藏國造の宗家に繼嗣者なきより、一族なる此の氏より國造家を嗣ぎしならん。

14 笠原真人 天武天皇の後裔にして、姓氏錄、左京皇別に「笠原真人、三國真人同祖、磯城親王の後也」と見ゆ。





日まで其の名を止むるなれば、例へて古代  
笠原氏の裔ならずとするも、後世在名を  
負ひし笠原氏なしとすべからず。新編風  
土記も「東鑑に笠原六郎、笠原十郎左衛  
門尉親景など、いづれも當國の人と聞ゆ  
れば、則ち爰に住して、在名を名乗しに  
や」と云へり。されば戦國時代の笠原氏  
も此等の後裔からざるべしと考へらる  
るも、未だ其の経路詳かならず。故に以  
下表面に表はれし、記す事とせん。  
賀美郡長幡部神社(姫大神)長濱下郷、笠  
原氏(四十四座命附)と。又秩父郡下吉田  
村に笠原氏あり、神職にして、古文書二  
通を蔵す。

4 源姓 武藏橋本郡小机城に據る。小机  
城は新編風土記に「小机城(飯田城)は小  
机村の中央より、すこし西の方に當りて  
あり。今は御林山となれり。東の方大手  
の跡と云ふ所は、今も打ひらけたる地な  
り。又綱手の跡には土人城坂と呼ぶ坂あ  
り。其餘越つき櫓の跡なり」と高き臺  
あり。此所は本丸の堀外なりと云ふ、本  
丸の内と云ふ所に井戸の跡もあり、今は  
埋みたれども、猶ほ其形は明らかに見ゆ。  
此の城一名を飯田城ともいひし歟。隣村

下菅田村に飯田道とよぶ往還あり。此の  
城蹟へ通ふ故なりと土人いへり。此の城  
北條家人笠原氏世々居城なりといへど、  
猶ほ古くよりの城なりしにや。鎌倉大草  
紙に「文明十年豊島勘解由左衛門、兩上  
杉の爲に攻られ、丸子城、小机城に籠る」  
といへり。又稻付靜勝寺什物道灌略譜に  
は「此年二月成田某が守所の小机塞を道  
灌攻し」とあり。又諸家系圖、及び太田  
家傳等の書には、「道灌少年より世の亂に  
あひて、數十箇所の合戦あり、初め小机  
城を攻しとき、敵は多勢にして寄手は小  
勢なりければ、家人等小を以て大に勝が  
たからんといへりしを、道灌とて曰  
ふ、善く兵を用る者は軍兵の多少によら  
ず、勢に乗るにはしかず、吾詳譜の歌を  
以て士卒をすめんとて、「小机は先づ手  
習の初にて、いろはにはへとちりちりに  
なる」とよみしかば士卒是に機を得て、  
われ先にと進み戦ひしかば、遂に城を攻  
おとせし」といへり。此の前にいへる文  
明十年の城攻のことなるべし。もし同時  
の事なれば、道灌已に五十歳に及べる頃  
なり。(道灌は文明十八年討れけるとき、  
五十九歳なり。)さるるを初陣のやうにもい

ひ、又手習のはじめなどよむべからず。  
此の城蹟、恐くは別に道灌崩年の時のこ  
となるべし。もし然らば此の城を築きし  
は、夫より猶ほさきのことなるべし。さ  
れど其の年代は考るによしなし。諸國廢  
城考に云ふ「大永年中、北條氏綱此の城  
を築きて、笠原越前守をして居らしむ」  
と。是は新に築きしにはあらで、此の頃  
は廢城なりしを興せしなるべし。又宗牧  
が東國紀行、天文十三年三月三日に下  
云ふ「程なくかな川へつきたり、此の所  
へもこつくへの城衆へいひつけられ、旅  
宿を慶雲寺にかまへたり」と云々、又按  
ずるに中葉諸城主、及び關東古戦録等の  
書には北條左衛門佐氏も當城に在城せ  
し如くしるせり。又九代後記には「天正  
九年北條左衛門佐家子、武州小机城主笠  
原平左衛門をして合戦せしめしが、此の  
年討死せし」と云ふ。是によれば當城の  
邊、すべて氏堯の領地にして笠原も氏堯  
に屬して在城せしなるべし」と。小田原  
役帳に「二十三貫百八十文、小机八朝笠  
原藤左衛門」を載せたり。笠原越前守の  
事は次項を見よ。  
又大曾根村笠原氏條に「中古、富川と改

む。其の家譜を見るに、同郡小机の城主笠  
原能登守源義俊が弟を平六義爲と云ふ。  
明應九年庚申、當所の山間に砦を結びて  
籠居せり。故に此の所を字して殿谷と云  
ふ。かくて一子なきことを深くなげき、  
村内長光寺の住僧圓覺法印を請じて、朝  
夕稻荷を祈念せしに、程なく其の妻懷妊  
して男子をうめるにぞ、歡喜斜ならず。  
則ち土木の費を供して、己が構の中へ一  
社を造建し、稻荷を勧請せり、因て今に  
至るまで笠原稻荷と稱す。此の子成長し  
て後筑後廣定と云ふ。天正十二年八月二  
十日歿す。其の子廣信は天正九年豆州戸  
倉の戦に、叔父平左衛門を始め一族皆戦  
死し、同十八年小田原及び小机の城共に  
没落しければ、此の營とても廣信一人に  
ては力のさへがたきを計り、自ら破却  
し、此所を退き、後氏を富川と改め、名  
をも奥右衛門と稱し、しばし民衆に跡を  
かくせしが、後桑門に入て心叟淨玄と云  
ふ。後世の事のみいとなみしが、代かは  
り、ものうつり、天和三年三月十二日没  
す。夫より子孫連綿として當所に住し、  
今は一族十軒にあまれりとぞ、と載せ、  
又大曾根(大曾根村)條に「村の中央に

て山にそひし所なり。山上は平地にして、  
巖の方大口と見えて打開けし所あり。  
廣さ凡そ六町四方許り。相傳ふ、北條の  
家人笠原平六源義爲と云ひしもの、明應  
の頃、此所に砦を結びて籠りをせり。こ  
れを小机の出張城と唱へしよし。今は字  
して殿谷と云ふ、中古までは、ほりの跡  
も残りて小橋などわたせしが、今はその  
形さへもなくなり。其の跡とおぼしき所  
を堀り見れば、蓋の端など出ると云ふ。義  
爲が孫廣信、跡を此所にかくし、其の子  
孫今に住居せりとぞ、尙ほ笠原氏の條合  
せ見るべし」と。笠原能登守は相州兵亂  
記等に見ゆ。第七項参照。  
5 藤原姓 小机の笠原氏は前項に據れば  
源姓の如くなれど、又藤原姓ともあり。  
前項の笠原越前守は小笠原北條家の重臣  
にして、初代を越前守信爲と云ふ、小机  
村に其の墓あり、新編風土記に「笠原越  
前守信爲墓、本堂の後の山の半腹にあり  
て、世々の石碑と並び立り、五輪の石塔  
なり。文字は滅して讀べからず。信爲は  
當寺の開基なることは前にいへる如し。

此の人祖先の出る所の世系、今考ふべからず。  
系圖にも信爲を初として、其の子  
孫を記したれば、とかく體ならぬこと、  
おもはる。此の墓も昔は神太寺村にあり  
しを爰に移せしならん。相傳ふ、信爲没  
せし時、當所より南西にあたる下菅田村  
の地にて茶毘せしとて、今に其地を道慶  
が谷といへり」と見ゆ。(太閤記に伊勢新  
九郎の從者笠原は伯耆の人なりと。)  
其の後、氏康の重臣に笠原越前守康朝あ  
り、又鶴岡別當快元僧都記に笠原越前守  
入道見ゆ。此の笠原氏の裔は幕府に仕ふ、  
寛政系譜、藤原姓に收め、北條早雲の臣  
越前信爲(小机城主)を祖とすと云ふ。支  
庶二、家紋丸に三柏、五三桐。信爲一能  
登康勝一平左衛門照重(天正九年伊豆戸  
倉戦死)一彌次兵衛重政(小田原没落の後  
徳川氏に仕ふ)一信重一爲次一信勝也。  
又風土記に「天正の水帳には七右衛門と  
あり、笠原氏にして藤原姓なり。小机城  
主笠原美作守綱信の庶流なりと云ふ」と  
載せたり。  
其の他、笠原隼人あり、江川氏に討たる。  
6 秀郷流藤原姓松田氏流 佐野松田系圖  
に「松田左京進成家十世孫尾張守重秀(氏



綱氏康氏政三代家老(一政(笠原新六))と見ゆ。北條五代記に「新六・駿河國駿河郡(駿東郡)戸徳城に居る」事を載せたり。

7 諏訪神家 信濃國の著姓にして、源平盛衰記卷二十七に「信濃武者には、笠原平五、其の甥に平四郎、星名權八等を始めとして、五百餘騎こそ進けれ」と、また「信濃國住人笠原平五頼直」と挙げ、其の奮戦を記し、又東鑑治承四年九月七日條に「爰に平家の方人に小笠原平五頼直なる者あり、今日軍士を相具し、木曾を襲はんと擬す云々」と。

此の笠原氏は、伊那郡笠原牧より起りしか、笠原牧は延喜式左馬寮御牧に笠原牧と載せ、又東鑑文治二年三月十二日條に「信濃國云々、左馬寮領笠原御牧、云々、笠原牧南條、同北條」と挙げ、二ヶ所ありしが如く、前者笠原御牧は明白に伊那郡なれど、笠原南條北條と云ふは高井郡笠原なりと考へらる。高井郡笠原は延喜式、當郡に笠原神社を收むるが故に、また古き地名たるなり。されば笠原氏の發祥地は孰れの笠原なるや決し難し。此の氏の出自については、諏訪神氏系圖

に「有信一爲信一爲仲一爲盛一盛行一行遠(保科四郎大夫)一行直一行連一行行(笠原彌次郎)」とあれど、果して然るや否や詳かならず。後世笠原氏は佐久郡志賀城に據る、甲陽軍鑑に天文十六年八月十一日、信玄公・佐久郡志賀城を攻め、笠原新三郎昌朝を討取る事を載せたり。諏訪志料に「笠原氏、神姓にして、諏方大祝の祖神有員數代に神四郎太夫行遠なる者あり。保科笠原の祖たり。治承中、笠原平吾頼直あり、代々笠原郷を領知せしが、義仲に攻められ、頼直・越後國に奔る。頼直の男四郎光正は、源頼朝に屬し、舊領笠原郷に歸住す。其の男中務光柱・文治中鎌倉に仕へ、男常太郎光重・北條義時に屬し、弟正之、同新三郎は、建保中・佐久郡志賀城に移る。數代の後、笠原新三郎なるものあり。信玄に攻められて死す。同族能登守光貞は相州に走り、北條氏政に屬し、武功ありしが、永祿中戦死す。次男新六郎常克・北條の臣豆州戸倉城主松田尾張守の養子となる、依て松田新六郎と稱す。後本姓に復し、勝頼に従ひ、主家滅亡の刻戦死す。次男笠原利部常度は鬼島城警固の爲め、矢ヶ崎に在

住、同村長矢崎甚五右衛門の娘を娶とす。武田家滅亡後、浪人して矢崎姓となる。長男清十郎常光・笠原に復姓す」と載せたり。

信濃には此の氏甚だ多し、丸に橋、橋、丸に花菱、丸に二引、丸に二つ引三ウロコ、隅切角に鳩酸草。

8 會津平姓 會津若松諏訪社の社家にし、信濃伊奈郡笠原郷の人笠原次郎平頼長當地に來り、祝部となるに發すと云ふ。

9 菅原姓 奥州には磐城岩代より津輕に至るまで此の氏ありて、時に菅原姓と云ふものあり。

10 陸前の笠原氏 天文中の古川狀に「七人給主笠原の一族、柳澤主殿允、各地森兵部、宮崎兵部、島島右近」と見ゆ。此の族は高根、宮崎等に據る。觀蹟聞老志に「高根城、(加美郡)、笠原内記・之に居る。谷地森、柳澤兩城主、又舊氏笠原也」と。又「宮崎、大崎家臣宮崎(一作笠原)民部居館」と載せ、又名跡志に「笠原伊勢、其の子權右衛門と、天正十九年、宮崎に敗死す」と。伊勢は一に米泉の邑主笠原伊勢と載せ、權右衛門も米泉權右

衛門とも見ゆ。柳澤、谷地森、宮崎、米泉等各條參照。

11 津輕の笠原氏 建武元年十二月、津輕降人文名に「笠原彦四郎宗清、同四郎長清、兩人・二宮治部左衛門太郎之を預る」と見ゆ。

12 平姓 和泉國發祥の笠原氏なり。寛政系譜平氏に載め、興次郎重次(宗室)を祖とす。穂積流の眼科醫也。支庶一、家紋井桁の内一文字、丸に結核。

13 雜載 東鑑卷十に笠原高六、十五に笠原六郎、笠原十郎、十一、十五、十七に笠原十郎親景、下りて上野倉賀野十六騎の二に笠原源左衛門、越後蒲原三條衆に笠原氏、田中家臣知行割帳に「百五十石、笠原久五郎、京極殿給帳に「二百五十石、笠原三之助、百五十石、笠原長兵衛、百石、笠原六兵衛、井手系圖に笠原堀兵衛、丸龜京極藩の用人に笠原氏あり。

風袋 カザフクロ 上總の一宮玉前神社の社家にして、當地方屬指の名族也と云ふ。

笠間 カサマ 和名抄、大和國宇陀郡に笠間郷・加佐末と註す。次に伊勢國員辨郡に笠間郷・加佐萬と訓す、また加賀國石川郡に笠間郷あり、加佐萬と註せり。右の内、大

和の笠間郷は東大寺延慶二年文書に下笠間莊、興福寺文書に「上笠間、下笠間、猶ほ東大寺要錄長徳四年注文に「伊賀國笠間庄四十二町」とあるも、此の地かと云ふ。其の他、相摸、常陸(庄)に此の地名あり、殊に常陸の笠間は笠間郡の私稱あり。

1 (字太)笠間連 大和國宇陀郡笠間にありし古族にして、天孫本紀に「宇太笠間連祖大勢命」と云ふ人見ゆ。

2 大和の笠間氏 前項笠間連の後裔か。正倉院天平時寶四年の充厨子彩色帳に笠間家足と云ふ人見ゆ。又後世戰國時代に笠間定輔あり。

3 丹後の笠間氏 竹野郡益永村の豪族にして笠間日向守等あり。

4 桓武平氏村岡氏流 常陸國新治郡(茨城郡)笠間より起る。桓武平氏村岡忠頼の裔にして、千葉上總系圖に「村岡次郎忠頼—頼尊(山邊禪師)—常遠—常宗(笠間押領使)—宗平(中村庄司)」、また般若院千葉系圖に「恒遠(笠間押領使)—宗平(中村庄司)」と見ゆ。第七項笠間氏は此の氏と何等か縁故あるべし、參照せよ。

5 藤原北家八田穴戸流 これも常陸の笠間より起りしなり。下野の大族宇都宮氏

の族にして尊卑分脈に「八田知家曾孫穴戸太郎左衛門尉家宗—太郎知宗(法名道澄、號笠間)—彦四郎胤知—十郎知兼—知連」と見ゆ。また「胤知の弟に知周(彦太郎)—家周(又太郎)」、また知兼の弟に盛胤あり。

6 同上信房流 これも、常陸より起りしか。豐前の豪族にして、宇都宮大系圖に「宗房—信房—笠間有房—範房—房長」と載せ、笠間次郎左衛門尉有房は「文治元年九月八日、義經の命により豐前に下る」と傳へらる。

7 同上鹽屋氏流 これも常陸の笠間より起り、子孫其の地に據り戰國時代に及ぶ。尊卑分脈に「宇都宮成綱—鹽屋四郎朝業—親朝、其の弟賢快(號笠間)」、また其の兄「時朝(長門守、左衛門尉)—朝景(景朝、左衛門尉)—盛朝(左衛門尉)、弟時定、弟朝宗(周防守)」と載せ、また宇都宮系圖に「鹽谷朝業—時朝(笠間長門守)—太郎兵衛景朝—三郎左衛門盛朝—三郎兵衛長朝」など見ゆ。又下野國志に「時朝・常陸國笠間城主、笠間と號す。文永二乙丑二月九日卒、六十二、歌人」と載せたり。其の後裔は次の如し。



新編國志に「笠間、新治郡笠間村より出づ(今茨城郡)。小田氏と祖を同うす。栗田關白道兼四世の孫下野權守宗綱の嫡、宇都宮左衛門尉朝綱の後なり。朝綱の男成綱、左衛門尉となる、其二子朝業右兵衛尉となる、野州鹽谷に居る、これを鹽谷氏の祖とす。其の第二子時朝、左衛門尉に任ぜられ、長門守となる。元久年中、始めて笠間の地に食邑して笠間氏となる」と。  
 時朝は東鑑に左衛門尉、或は判官、或は前長門守と載せ(第十項参照)。又新和歌集の作者たり、系圖に「水文二年二月卒、歳六十二」と。其の子朝景、其の子盛朝、其の子朝貞、其の子泰朝、又長門守と稱す(系圖)。延元二年、源顯家に應じ、城に據り兵を率む。佐竹小瀬義春、與黨を率ゐて攻む。泰朝堅く守て陥らず(畑田文書、諏訪部文書)。觀應二年六月十三日、ものに「出雲國岡本郷笠間長門守跡事、その子小法師丸云々」と。其の終を詳にせず、蓋し本宗宇都宮氏と共に、叛きて武家に轉歸したるならんかと云ふ。  
 泰朝の子時朝、其の子家朝、三世並に長門守と稱す(正宗寺文書、世所文書)。應永四年笠間長門孫三郎家朝の目安狀に、

「元の如く笠間郡十二ヶ郷、石井郷半分を知行せしむる事、云々」と。その子の時高は、藏人と稱す(野州大羽地藏院記録)。その子朝清、その子貞朝、その子綱久、その子綱親、その子綱廣、その子高廣、その子廣直は隱岐守と稱し、その子利長は長門守と稱す(系圖)。永祿中の城主なり。其の子幹綱は左衛門尉(古戦録、宇都宮系圖)、又長門守と稱す(四戰記)。古戦録に「笠間の城主長門守幹綱入道心休、子息孫三郎朝綱は、元是れ坂東八平氏の同根、笠間押領使常宗の末にて、古代よりの名の下虚からず、三千餘貫を領し、宇都宮の家臣たり」と。天正四年、益子重綱、宇都宮に叛きて結城政勝に降る(大子益子氏系圖)。九年、幹綱、重綱と戦ひて之を破る。重綱地を納れ、援を結城朝綱に乞ふ。十一年晴朝騎兵六百を發し之を援く。初め重綱營を深谷に築き、加藤宗能を置きて我を圍る。我も亦谷中支蕃を橋本營に置きて之を拒ぐ。是に至て重綱は宗能を岩瀬に徙し、結城の兵を以て富谷を守らしむ。結城の兵、常に茶磨山に在りて、我が動靜を探る。支蕃察せず、一日富谷を攻んとして、志世良家に戦死す。支蕃

の子孫八郎之を憤り、十二年阿武山を以て、大に敵兵を敗り橋本營を復す(四戰記、古戦録)。十三年、幹綱は重綱と田野山本に戦ひて之を破り、遂に重綱を獲(大子益子系圖)。幹綱の子綱家は、天正十七年、謀を白河不説、小野崎照通に通じ、佐竹義宣を撃たんとを圖りて果さず、佐竹義宣を撃たんとを圖りて果さず、(白河文書)。已にして綱家、宇都宮國綱に叛くを以て、國綱の爲に其の城を攻め陥され(宇都宮系圖文書)、笠間氏亡ぶ。其の後國綱の被官玉生高宗、移り居る。慶長四年、宇都宮氏除籍せられ、玉生高宗も又其の黨に坐して除封となる。  
 和光院過去帳に「道譽・天正十六戊子十二月五日曉、笠間左近大輔、當寺上の山際にて打死、」また「宥岳・笠間片庭の息兵部卿・天正八年五月五日庚辰」と。  
 大藏姓高橋氏流、其後笠間氏は領主付にも其の名見え、又其後國史に「笠間氏、開基帳に云ふ、大友家給人笠間日向守、天正二甲戌年、二田村來迎寺を益永村に移す(同帳に云ふ、岩永馬之助入道して海金と號す。父岩永兵部丞藤原重俊と云ふ。所々を領す。海金は六町原村淨願寺開山也、文龜二壬戌年、此寺を創す云々。岩

永系圖、齋藤系圖、及び狀一通傳來せしが、往年火災に罹て焼失す」と載せたり。  
 この笠間氏は高橋系圖に「鑑種の子、三河守光種、弟種益(笠間式部)」とある後か。  
 9 安藝の笠間氏 藝藩通志山縣郡條に、「笠天村、阿坂山にあり、永正中笠間幸信、弟幸親が守る所。笠間もとは栗栖氏なりしが、故ありて氏を變じて吉川氏に屬す。」また「横尾山、吉水村にあり、一に寺上山と稱す。笠間(一に笠沼に作る)遠江が居る所」と。安西軍策に笠間判部少輔を載せたり。  
 10 雜載 源平盛衰記に笠間三郎、東鑑卷三十一に笠間右衛門尉、三十一、三十二、三十三に笠間左衛門尉時朝、三十四、三十五に笠間判官、五十二に笠間前長門守時朝、又二十四輩類拜圖會、觀豐行化の際歸依せし人に、笠間の城主基員、と。又笠間慶養房あり、「俗姓は當國の住人、源家の子族、稻田九郎頼重」と。其の子孫の建立せし四念寺の寺記には「宇都宮頼綱の季弟頼重、薙髮して教養といふ、其の子教念なり」と。  
 徳川時代、笠間氏は大聖寺前田藩、新田細川藩の重臣たり。又加賀藩給帳に「四

百八拾石、笠間共五郎。參百石、笠間善七郎。貳百六拾石、笠間儀左衛門。貳百石、笠間準作。百四拾石、笠間周太郎」と見ゆ。  
 風間 カザマ 信濃、羽前等に此の地名ありて此の氏を起す。  
 1 諏訪氏流 信濃國水内郡風間神社(式内)より起る。諏訪神家系圖に「矢鳥家直の子忠直(風間神庄司)」とあり。又小笠原系圖に大膳大夫長時の女子風間妻と見ゆ。  
 2 越後の風間氏 もと、信濃より移りしか。太平記卷二十に、越後勢風間信濃守、また二十一に「越後には、小國、池、風間、彌津越中守、大田信濃守(蒲原津城、或は古志郡島崎城等に據るとぞ)、また三十一に「風間信濃入道舍弟村岡三郎、」何れも新田方として勤王に終始す。頸城郡安塚の直峰城は風間氏の居城たりしと云へど、變遷詳かならず。  
 3 甲斐の風間氏 北巨摩郡にあり、信濃より移りしや著しからむ。  
 4 上野の風間氏 桐生勢に風間伊之助あり。  
 5 會津の風間氏 著名家臣にして、其の

祖を久兵衛信氏と云ふ。又會津郡高久村郷頭に風間久次あり(新編風土記)。  
 6 其他、伊勢、志摩地方にもありと云ふ。  
 笠松 カサマツ 美濃、筑前等にあり。  
 1 保田氏流 紀伊在田郡の豪族にして、高山氏の家老なりきと云ふ。續風土記同郡三田村舊家笠松氏條に「保田山城守長守の親族、有馬利宗の次男、笠松三郎左衛門を祖とす。此の人天正中、八幡城没落の時討死す。其の子笠松左大夫當村に住す。元和以後元祿十年迄、大莊屋役に命ぜらる」と載せ、又奉妻郡野村の地士に笠松五左衛門あり。  
 2 雜載 其他、加賀藩給帳に「百五拾石(丸内御花菱)笠松六郎」を載せ、又信濃にもあり。  
 風祭 カザマツリ 相模國足柄郡風祭邑より起る。桓武平氏にして、家傳に「覺祖は境を稱す、中葉の祖利久、小田原の風祭村に寓居し、これを家號とす」と云ふ。  
 風見 カザミ  
 1 桓武平氏千葉氏流 下野國鹽屋郡風見邑より起る。君島系圖に「君島十郎左衛門嗣胤—左衛門尉成胤—備中守胤時—胤重



〔風見新右衛門尉〕と見ゆ。  
2 稲田四念寺觀覽門侶交名に「風見の明願、風見の智信、」等見ゆ。  
華峰 カサミネ 清和源氏土岐氏の族にして、土岐頼遠の子光正の後なりと云ふ。駿河の豪族なりしと云ふ。

笠村 カサムラ

笠目 カサメ 大和に笠目庄あり。

笠森 カサモリ 上總國長柄郡笠森邑より起る、清和源氏武田氏の族なりと云ふ。

笠屋 カサヤ

笠家 カサヤ

風山 カザヤマ 明德記下巻に風山治部少輔あり、山名氏配下の將なり。

笠和 カサワ 和名抄、豊後國大分郡に笠和郷あり。

風和 カザワ 熱田神宮舊祠官に風和氏あり。

加志 カシ 大隅、對馬にあり。

1 隼人族 大隅隼人の大豪族にして、天平元年七月紀に「大隅隼人始神郡少領外從七位下勳七等加志君多利に外從五位下を授く」また神護景雲三年十一月紀に「大隅隼人俗伎を奏す、云々。加志公島麻呂は外從五位上を授く」と見えたり。

5 備前地方にも此の氏あり。  
鹿子尾 カシヲ 筑後の豪族にして、樋口宗保覺書に「隆信・黒木表に御遺し成され、御子息（一本に四郎の字あり）椿原式部（一本に釜瀬大和に作る）子・鹿子尾大藏子を實に御取り成され候。左候て大藏に仰付られ候は、屋野鎮虎内、屋野九郎を其方才覺を以つて討ち申す様にと仰られ候。大藏白石に人を遣はし仕り、九郎を鹿子尾に呼び越し馳走仕り、酒に酔はせ討ち申候」と見ゆ。

柏岡 カシヲカ  
檜岡 カシヲカ  
柏川 カシカハ  
加士伎 カシキ 薩摩の豪族、隼人族の會長なり。  
○加士伎縣主 天平八年の薩摩郡正税帳に「主政外少初位上勳十等加士伎縣主都麻理」と云ふ者見えたり。加士伎はコシキにて、和名抄に所謂檜島郡檜島郷とある地にて、隼人族の會長か。或は大隅國始良郡（龜原郡）加治木より起りしか。果して然らば後の加治木氏と關係あらん。カチキ條を見よ。此の氏縣主とあるによりて、相當大なる勢力を有せしものと考へらる。  
檜木 カシキ 美濃にあり。

2 惟宗姓宗氏流 對馬島下縣郡加志邑より起りしならん。宗家のわたる次第に、「たゞむね右馬助殿、これを北殿と云ふ。北殿七人の御子五番五郎殿カシナリ」と載せたり。

賀志 カシ 和名抄、對馬國下縣郡に賀志郷あり、後世加志と云ふ。

柏合 カシアヒ 武藏國幡羅郡（大里郡）に、柏合邑あり。關係あるか。此の氏は清和源氏河邊氏の族にして、尊卑分脈に「滿政七世孫高田三郎重宗—重朝（柏合冠者、承久亂の時、重方の爲に討たれたる）—重季（一本重秀、平野冠者）と見ゆ。

檜井 カシキ 和泉國日根郡檜井邑より起る。檜井城主檜井彦五郎の後胤かと云ふ。

檜井太兵衛は小川土佐守の家士也、慶長五年九月濃州關が原に於て平塚因幡を討て武名世に鳴る。

幕臣に此の氏あり、寛政系譜未勘に收む。又豐鑑に美濃のかじ井の城主見ゆ。

檜内 カシウチ 山北小野寺遠江守義道家方に此の氏見ゆ。

柏江 カシエ かしはえ條を見よ。

檜尾 カシヲ 柏尾と通ず、併せ見るべし。

1 相摸の檜尾氏 高座郡柏尾邑より起り

炊江 カシキエ 和名抄、豊前國上毛郡炊江郷あり、其の地より起るか。此の地は正倉院文書に上三毛郡加自久也里と見ゆ。  
柏倉 カシクラ カシハクラ 次の二流あり。  
1 秀郷流藤原姓 久賀民部重宗の三男柏倉大炊介宗吉より出づと云ふ。  
2 三枝氏流 佐州役人帳に「三枝姓、柏倉熊次郎」を載せたり。  
3 志摩にも此の氏存す。

柏下 カシシタ  
樞園 カシソノ 熱田神宮の舊社家にして長岡朝臣姓なりと云ふ。  
檜田 カシタ 加賀發祥の氏なるが如し。  
1 源姓 幕臣にあり、寛政系譜に「はじめ堅田氏を稱せり」と。家紋五三桐、丸に四石。  
2 加賀藩給帳に「貳百石（丸内橋）檜田信三郎」と見ゆ。  
香志田 カシタ 筑後河北氏文書、侍從義圓の判書に「香志田彌備・申すべく候」と、豊後發祥の氏か。  
檜谷 カシタニ カシヤ  
佳質 カシト 和名抄、備後國御調郡に佳質郷あり、加之土と註す。

し豪族にして、承久記世四、宇治川合戦に「相摸のくくの住人檜尾の三郎景高、生年十六、むねとの敵と引くんで、押並べてどろと落つ」と見ゆ。

2 大和の檜尾氏 吉野郡三十六公文の一に檜尾公文あり、吉野舊事記に中庄郷と載せたり。

3 伊豫の檜尾氏 藤原記に、檜尾四郎あり、正平頃の人にして南朝に屬す。

4 其他、香宗我部氏記録に檜尾正直見ゆ。

柏尾 カシヲ 甲斐、相摸、越後等に此の地名あり。

1 甲斐三枝氏流 山梨郡柏尾より起る。此の地に柏尾山大善寺あり、甲州風指の古刹なり。三枝氏の祖守國、家號を柏尾と稱せりと云ふ。サイグサ條を見よ。

2 服部氏流 伊賀國柏尾邑より起る、服部氏の一族なりとぞ。

3 相摸の柏尾氏 檜尾條を見よ。

4 但馬日下部氏流 日下部系圖に「小苗則方（養父守領）—則國—家貞—貞俊（曹司大夫）—成俊（柏尾四郎）—憲慶、弟成忠」と見えたり。古くは第一項と同族なり、關係する處あるか。

加稻 カシネ 伊勢國桑名郡加稻邑より起る。加稻九八郎は同名新田を開く。  
柏野 ガシノ カシハノ  
檜野 カシノ 津山分限帳に「六石三人扶持、檜野茂次郎」と云ふ人見ゆ。  
鹿忍 カシノブ 備前國邑久郡鹿忍邑あり百合文書に元享元年鹿忍庄と。  
柏 カシハ 伊豫、土佐、肥前等に此の地名あり。  
1 中臣連姓 常陸の豪族にして、中臣氏より出づとぞ。新編國志には「柏」所出詳ならず。甲明神弘治三年の奉賀帳に柏彈正左衛門、柏大隅守、檜藏人、柏左京亮、柏木工左衛門等あり。奥羽永應軍記、天正中關山合戦の時、佐竹の兵・柏隱岐守あり。靜社の神官の内、大頭と稱して柏氏のものあり」と。久慈郡靜神社（名神大）の社記に、神官六員、大頭柏氏、俗に宮侍と曰ふ」と載せたり。  
2 肥後の柏氏 菊池十八外城の一に掛幕城あり、菊池風土記に「柏四郎代々居る」と。一本に柏原に作る。  
3 雜載 徳川時代、黒石津輕藩の重臣に此の氏あり。又文安年中御番帳、奈良御供衆に柏藏主見ゆ。



檜葉 カシバ

カシハ カシハバ

柏葉 カシハ 和名抄、尾張國春部郡に

柏井郷を収む。中世以降柏井庄と號し、後

宇多院御領目録に收めらる。

柏江 カシハエ 武藏國多摩郡柏江郷より

起る。東鑑卷の十九に柏江入道増西あり、

當國威光寺領に亂入し、張務すと見ゆ。

柏木 カシハギ 大和、武藏、近江、上野、

陸奥、羽前等に此の地名ありて、數流の柏

木氏を起す。

1 清和源氏山本氏流 近江國甲賀郡柏木

庄より起る。尊卑分脈に「義光—山本遠

江守義定—山本冠者義經(本光資)—義兼

(住近江國、九條院判官代、左兵衛)—義

兼(七條院判官代、殿宮門院判官代)—頼

兼(七條院判官代)と載せ、また清和源

氏系圖には「山本義定—義兼(手島冠者、

號柏木)と見ゆ。諸家系圖纂、中興系圖

等は分脈に同じ。傳説に據るに義章の父

昌義は、仁安年中柏木庄を領すと云ふ。

平家物語、源平盛衰記、共に近江源氏に

此の氏を收め、又源平盛衰記に「近江國

には山本冠者義清、柏木判官代義康、總

攝冠者義廣」と載せ、東鑑治承四年十二

載せたり。

7 清原性 笠氏系圖に「賴高(小笠原兵

庫頭)—宗賴(柏木右馬助、官方執事)と

載せたり。

8 秀郷流藤原性佐野氏流 下野國都賀郡

柏木邑より起る。佐野氏の族にして、佐

野讀岐守有綱六男廣高、柏木右衛門佐と

稱す。此の人、初め有房、又山城守と稱

す。栗野柏木に住して氏と爲すとぞ。廣

高の後は其の子「有長(小四郎、下野守)

—有家(柏木小太郎、支善頭)—家高(柏

木小太郎、左右衛門佐)—信廣(佐野内

記)なりと云ふ。

9 伊豆藤原性 伊豆並山の名族にして、

江川氏に次ぐと云ふ。増訂伊豆志稿に此

の氏を載せ、柏木中榮、其の子忠俊等を

擧ぐ。藤原性なりとぞ。一説越後柏崎よ

り來ると。柏崎氏條を見よ、猶ほ字佐美

氏と關係あるか。

10 雜載 新田小笠原藩の用人に、此の氏

あり、又美濃にも存す。

栢木 カシハキ 栢木氏に同じ。

栢倉 カシハクラ 下野國志に「皆川秀宗

は永享十年八月朔、鎌倉に生害す、家臣栢倉

齋宮云々等、共に討死す」と。又關八州古

戰錄に、永祿九年、長沼信儀齋齋宗配下の

カシハキ—カシハク

カシハサ

カシハサ—カシハテ 一四六

月一日條に「平知盛綱は數千の官兵を率

ゐて近江國に下向す、而して源氏山本前

兵衛尉義經、同弟栢木冠者義兼等と合戦

す。義經以下、命を棄て、身を忘れ、挑

戦すと雖、知盛綱多勢の計を以つて、火

を放ちて彼等の館、並に那從宅を焼き廻

るの間、義經、義兼度を失ひて逃亡す。

これ去る八月、東國に於いて源家義兵を

擧ぐるの由を傳へ聞きて以降、近國にト

居すと雖、偏へに關東一味の備を存じ、

類りに平相國禪閣の威を忽緒にするの故

今此の攻に及ぶ云々」と見ゆ。

其の後「建久元年、賴朝上洛の時、善章

を召して栢木庄を與へしが、建保年中、

栢木義教、北條氏と戦ひて之に死し、栢

木氏亡ぶ」と傳へらる。下つて栢木氏の

裔源藏人と云ふ者、舊邑を復せんと欲し、

來り攻む。山中木工助之を拒ぎて屈せざ

りしとぞ。

後世、甲賀二十一騎に栢木三家あり、伴、

山中、美濃郡の三氏を云ふ。伴姓也。

2 桓武平氏千葉氏流 千葉系圖に「千葉

介胤政—胤業(栢木八郎、結城大膳大夫

の聲、次男を養子に遣はし、結城家督相

續)と見ゆ。

將に栢倉大炊助を載せたり。

徳川時代、鳥羽稻垣藩の用人に、此の氏あ

り。

栢坂 カシハザカ 備前にあり。

栢崎 カシハザキ 武藏、安房、常陸、磐

城、陸前、越後等に此の地名あり。

1 藤原性 越後國三島郡(刈羽郡)栢崎よ

り起り、栢崎城(栢崎町)に據る。此の氏

は越後國司藤原津大膳大夫憲光の末葉に

して、栢崎權頭勝長を祖とす。此の人は

將軍頼朝に仕へし人なりとぞ。其の後、

永正中栢崎右衛門太夫是光(一に是元)、

天文中には栢崎日向守廣重(廣行)、永祿

中には其子彌七郎廣員等あり。廣員一時、

琵琶島城主となり、琵琶島彌七郎と稱す

(雪譜)。

長尾系圖、長尾景房公御家中侍に栢崎右

衛門大夫あり、又謙信様御分城持侍大將

衆に栢崎城主栢崎日向守、其他、栢崎彌七

郎等を載せたり。右衛門大夫は即ち是光

にして、永正六年長尾爲景越中戦の時に

討死す。越後治亂記に「藤原鎌足の御末な

り」と見ゆ。日向守は天文二十三年川中島

合戦に出づ、彌七郎はまた時員ともあり。

2 野與黨 平姓と稱す。武藏國埼玉郡栢

3 清和源氏乙斐氏流 武藏國豐島郡栢木

邑より起る。源頼信の子乙斐三郎頼季、

長元三年、上總介平忠常、陸奥權介忠頼

の兄弟追討の賞として、角筈栢木の地を

賜はり、栢木村に住す、これ栢木氏の祖

也と云ふ。

4 小林氏流 信濃國佐久郡栢木邑より起

り、同村栢木城に據る。小林氏より出で

し氏にして、栢木六郎は天正中殺され、

其の後栢木四幡、常城に據る。甲斐にも

此の氏あり、信濃より移るか。

5 紀伊の栢木氏 日高在田等にあり。續

風土記、日高郡平川村舊家六右衛門條に

「栢木淨阿入道の後なり、家紋五本扇な

り。後和佐城主玉置氏に仕ふ」と載せ、

又在田郡金屋村舊家栢木彦四郎條に「栢

木彦四郎の子助左衛門、當村に住し、

其の子喜右衛門、元和年中莊屋役を勤め

其の後地士となる」とあり。

6 會津の栢木氏 新編風土記、河沼郡八

日町村舊家栢木文次郎條に「慶長の頃十

九代の祖清左衛門と云ふ者、此の村の肝

煎役を勤め、其の子孫代々此の地に住し、

今に肝煎たり」と見ゆるのみ。岩瀬地方

にも此の氏あり。

時邑より起る。武藏七葉系圖に「野與六

郎基永—九郎大夫經長—二郎大夫經光—

二郎經能—太郎能元—時光(栢崎二郎)—

二郎爲時、第三郎時信」と見えたり。史

料本には時光(栢津二)に作る。

栢澤 カシハザハ 信濃にあり。

栢島 カシハシマ 備中淺口郡に、栢島あ

り、關係あるか。武藏にも此の地名あるべ

し。

○有道性兒玉黨 七葉系圖に「秩父平太行

重—平武者行弘—稻島四郎行友(和田に與

し誅さる)—友時(内舍人、栢島五)、弟友平

(爲重忠二侯河津)、弟友重(與父誘)と見

ゆ。

栢瀬 カシハセ

栢田 カシハダ 日向記に栢田與八と云ふ

人見ゆ。

栢谷 カシハダニ 伊豫河野氏の一族にし

て、越智系圖に「河野六郎通有—通茂(九

郎、母通久女也、栢谷殿と申す也)と見え、

又豫章記に「通有次男通茂(九郎、母通久

女)、栢谷に住して栢谷殿と云ふ」とあり。

伊豫の地名を負ひしや明かならん。

膳 カシハテ カシハ また膳夫に作る。

食事を掌りしを氏の名に負ひしなり、詳細



は膳部條を見よ。上古の大族なり。  
 膳部 膳部の長にて、供饌の事を掌りし氏なり。阿倍氏の族磐鹿六雁命より出づ。古事記孝元段に「比古伊那許志別命、此は膳臣の祖」と。比古伊那許志別は六雁命の御父なり。また孝元紀に「大彦命、是れ阿倍臣、膳臣云々、凡そ七族の始祖也」と。大彦命は六雁命の御祖父なり。六雁命の事は、景行紀五十三年條に「天皇云々、伊勢に幸し、轉じて東海に入り給ふ。冬十月、上總國に至り、海路より淡の水門を渡り給ふ。是の時、覺賀島の聲を聞き、其の島の形を見んと欲し給ふ。尋ねて海中に出で、仍りて白蛤を得。是に於いて膳臣の遠祖、名は磐鹿六雁、蒲を以つて手織となし、白蛤を輪につくりて之を進む。故に六雁臣の功をほめて、膳大伴部を賜ふ」と見えたり。  
 これ膳臣の起原にして、其の後裔なる高橋氏の奉りし高橋氏文には「掛けまくも畏き巻向日代宮御宇、大足彦忍代別天皇（景行帝）云々、伊勢に行幸し、轉じて東に入り給ふ。冬十月、上總國安房の浮島宮に到り給ふ。爾の時、磐鹿六雁命・駕に從つて仕へ奉る矣。天皇・葛野の野に行

幸して、御瑞せしめ給ふ矣。大后八坂媛は借宮に御座し坐す。磐鹿六雁命・亦留り侍る。此の時、大后・磐鹿六雁命に詔して宜く、此の浦・異鳥の音を聞く、其れ駕我久久と鳴く、其の形を見んと欲すと。即ち磐鹿六雁命、船に乗りて鳥の許に到る。鳥・驚きて他の浦に飛ぶ。猶ほ追ひ行くと雖も、遂に捕ふるを得ざりき。是に於いて磐鹿六雁命、詔ひて曰く、汝鳥・其の音を戀ひて、貌を見んと欲ふに他の浦に飛び遷りて、其の形を見せず。今より以後、陸に登るを得じ、若し大地の下に居らば必ず死なん。海の中を以つて住處と爲せと。還る時・軸に願ふて魚多く追ひ來る。即ち磐鹿六雁命、角弭の弓を以つて、游魚の中に當つ、即ち弭に着きて出で忽ち數隻を獲たり。乃ち名けて頑魚と曰ふ、此れ今の諺堅魚と曰ふ。船潮瀬に遇ひて渚の上に居ぬ、堀り出さむと爲るに、八尺白蛤一貝を得たり。磐鹿六雁命、件物の二種の物を捧げて、大后に獻る。即ち大后・譽め給ひ、悦び給ひて詔すらく、甚だ味・清く造りて御食に供へんと欲ふ。爾の時、磐鹿六雁命申さく、六雁・軒理して將に供へ奉らむと白して

無邪志國造の上祖・大多毛比、知々夫國造の上祖・天上腹天下腹人等を喚びに遣はして、繪と爲し、及び煮焼き雜造り盛りて、云々。乘輿・御瑞より還御入り坐す時、供へ奉る。此の時勅し給はく、誰か造りて進むる所の物ぞと問ひ給ふ。爾の時、大后奏さく、此は、磐鹿六雁命が獻る所の物也と。即ち歡び給ひ、譽め賜ひて勅し給はく、此は磐鹿六雁命獨が心には非じ矣。斯れ天に坐す神の行ひ賜へる物也。大倭國は、行ふ事を以つて、名に負ふ國なり。磐鹿六雁命は朕が王子等に阿禮、子孫の八十連屬に、遠く長く天皇が天津御食を齎し思み取り持ちて仕へ奉れと負ひ賜ひて、則ち若湯坐連等の始祖、物部意富實布連の佩ける大刀を脱ぎ置かしめて副へ賜ひき。  
 又此の行事は大伴立て雙べて、應に仕へ奉るべき物と在れと勅して、日堅目横、陰面背面の諸國人を割き移りて、大伴部と號けて、磐鹿六雁命に賜ひき。又諸の氏人、東方諸國造十二氏の杖子を、各々一人づゝ進めしめ、平次比例給ひて依きし賜ひき、云々。此の時、上總國安房大神を御食都神と坐せ奉りて、若湯坐連等の

始親意富實布連の子豐日連をして火を煮らしめ、此を忌火として、いはひゆままで御食を供ふ云々。日向朝廷歲次發亥より始めて貴き諸勅うけ給はり、膳臣の姓を賜はりて、天都御食を伊波比由麻波理て供へ奉り來、云々。子孫等をば、長世の膳職の長とも、上總國の長とも、淡國の長とも定めて、餘氏は萬介太麻波で乎佐女太麻はむ。若し膳臣等の繼ぎ在らざらんには、朕が王子等をして、他氏の入等を相交へては、亂らしめじ。和加佐の國は六雁命に、永く子孫等が、遠世の國家と爲よと定めて授け賜ひてき。此の事は世々にし過り違へじなど見えたり。猶ほ高橋氏條參照。  
 氏は履仲紀に膳臣余曠、雄略紀に膳臣班鳩（將軍）、膳臣長野（膳職）、安閑紀に膳臣大麻呂（内膳補）、欽明紀に膳臣巴提（虎を殺したるにて有名）、膳臣傾子（膳職）、其の他、推古紀に膳臣大伴、齊明紀に同聲積、天武紀に小錦中膳臣摩瀨、景雲二年紀に大丘、承和十四年紀に立岡（若狭國人）、元慶五年紀に常道等見え、甚だ榮えたる氏なり。天武紀十三年に朝臣姓を賜へり。稚櫻部臣、高橋朝臣の如きは此

氏より別る。  
 2 和泉の膳臣 前項氏の族なり。姓氏錄、和泉皇別に「膳臣、字太臣、松原臣は阿倍朝臣同祖。大鳥膳臣等、并に大彦命の後也」と見ゆ。膳部條參照。  
 3 (大鳥)膳臣 前項を見よ。  
 4 若狭の膳臣 若狭は高橋氏文にある如く、此の氏の領國にて、國造も此の一族より出づ。(ワカサ條を見よ)。承和十四年五月紀に「白丁膳臣立岡に正七位上を授く、立岡は若狭國の百姓也。窮民に代りて、鹽五斛、庸米百五十二斛、准稻四千六百八束を輸す」など見ゆ。  
 5 越前の膳臣 第十項を見よ。  
 6 信濃の膳臣 第一項膳臣の族なり。此の國に移れるは中古の初めなるべし。貞觀六年二月紀に「從五位下行越後介高橋朝臣文室麻呂・卒す。文室麻呂は、左京の人、本性膳臣、又姓錦部、信濃の國人也。五代の祖膳臣金持、信濃の國人錦部氏の女を娶り、男後を生む。是に於いて、倭・本族を尋ねず、母姓を以つて己が姓となし、傾ち信濃國人と作る。倭の男美造・病死し、五男備後正六位上彦公、五經を讀むを以つて、嵯峨院に侍る。天長五

年、膳部を改めて、高橋朝臣を賜ひ、左京に實附す。膳と高橋とは同祖なり。故に彦公の願に隨ひて之れを賜ふ。彦公は是れ文室麻呂の父也」と見ゆ。眞に然りしか假冒か詳かならず。  
 7 房總の膳臣 第一項に見ゆるが如く、膳臣は其の祖六雁命・上總及び安房の國の長とするの勅を賜はりたりと稱す。何處まで事實なりや否やは容易に決し難きも、此の地方に其の配下の民・膳大伴部の多きを思へば、或る程度まで之を認めざるべからず。アハ、インヤ、オホトモ各條を參照せよ。猶ほ安閑紀元年條に「内膳補膳臣大麻呂が勅を奉じて、使を遣はし、珠を上總の伊弉國造に求め」し事あり。イジム條を見よ。  
 8 豐前の膳臣 靈異記上卷三十に「膳臣廣國は、豐前國宮子郡の少領也。藤原宮御宇天皇の代云々」と見え、又上三毛郡加目久也里大寶二年戸籍に「膳臣廣實、丁里戸籍に「膳臣百手賣」等見えたり。一族多かりしを知るに足らん。猶ほ十一項を見よ。  
 當國上三毛郡は筑後國風土記に上膳縣に作る。而して郡内に此の氏の存するを思



へば、上毛、下毛の毛は食(ケ)にて膳氏に縁故あるべし。

9 豊後の膳臣 豊日志に「膳臣廣雄は前の豊後介大丘の子也。大同四年、直入郡の擬大領に任ぜらる」と見ゆ。

10 膳朝臣 膳臣の後にして、天武紀十三年條に「膳臣云々、姓を賜ひて朝臣と曰ふ」と見ゆ。されど程なく高橋朝臣と云ひしが故に、膳朝臣と云ふは殆んど物に見えず。

11 越前の膳氏 第四項に云へる如く、若狭は此の氏の勢力盛なりし地なれば、古く當國にも移れる者ありしが如し。欽明紀三十一年條に膳臣傾子を此の國に遣したる事見ゆ。ミナ條を見よ。又天平三年の越前國正税帳に「江沼郡司政從八位上勳十二等膳長屋」と云ふ人見ゆ。以つて察すべし。

12 豊前の膳氏 天平十二年九月紀に「仲津郡擬少領先位膳東人」と云ふ人見ゆ。第八項を見よ。

膳夫 カシハテ 職名なり、膳部條、及び膳條を見よ。  
1 白髮部膳夫 御名代部の一種にして、こは清寧帝に膳夫として仕へし者を、帝

大宮司職に補すべし事、右、範宣去る二月十七日の解を得るに備く、大宮司は是れ先祖相傳、補任來る事尙し矣。近くは則ち高祖父公武經行等也、云々」と見ゆ。香椎朝四黨の神官に伴(膳大伴宿禰)、大膳(大膳紀宿禰)あり。共に此の氏と關係あらん。膳伴宿禰は御田氏一家にして、「御田氏は大伴武以苗胤・大伴友國連の子友綱宿禰(實は紀宇連宿禰の三男氏連宿禰の弟にして、初の名を字綱といへり)、膳大伴宿禰の姓を賜ふ」と傳ふれど、こは大伴と云へば、總べて武以(武持)流の大伴連と思ひての牽強附會に過ぎず。  
4 膳伴公 豊後の豪族にして、膳大伴部の後なり。承和十五年紀に「豊後國大分郡擬少領膳伴公家吉、同郡寒川石上に於いて、白龜一枚を獲」と見ゆ。當國に膳臣もあり、膳條第九項を見よ。  
5 石見の膳伴氏 元慶五年三月紀に「石見國美濃郡都茂郷云々、銅工膳伴家麻呂」と云ふ人見ゆ。膳大伴部の後ならんか。  
6 豊前豊後の膳伴氏 此の地方に多かりし膳伴公の裔なり。宇佐大鏡、康平二年三月の應宣に豊後前權介膳伴光恒と云ふ人見え、又「勝津留(大分郡)高七十町、

の御子代として後世にのこし給へる者なり。又「白髮部膳」とも記せり。

2 大和の膳夫氏 膳臣の後裔ならんと云ふ。十市郡香久山村の大字に膳夫あり。今尙ほカシハテと呼ぶ。近傍に安倍村あり、亦偶然に非ず。膳夫の東二町許、松本山に高屋阿倍社あり、此れ其の祖を祭りたるものとす。國民郷土記に「十市郡膳夫正齋(孝元天皇々子大彦の末)」とあれば、慶長の比まで膳夫氏の後裔存在せしと覺ゆるも今其の子孫なし。膳夫は往時多武峰領となり、膳夫庄と稱す、談山社に永正十二年の古圖を藏せり(大和志料)。

膳大伴 カシハテノオホトモ 膳大伴部の伴造なり。膳大伴部、膳、大伴等の各條を参照せよ。  
1 膳大伴造 物部氏の族にして、高橋氏文に「若湯坐連等の始祖、意富實布連の子豊日連云々」と載せ、又「大伴造は、物部豊日連の後也」と見ゆ。これ膳大伴部の伴造にして、中央に在りて此の部を總括せしなり。弘仁以後膳伴造と云ふ。  
2 膳大伴宿禰 恐らく膳大伴造の宿禰姓を賜へるものなるべし。されど地方の膳大伴公などの後とも考へらる。弘仁以後

膳大伴部 カシハテノオホトモ 大膳、内膳の爲に設けたる品部にして、それに要する費用を徴し、又膳夫を出せしものと考へらる。景行朝、東國の國造に命じて、此の部を設け、膳臣の祖六雁命に之を賜ひし事、膳條第一項に引きたる景行紀、高橋氏文の文により知るべし。諸國の此の部氏は「オホトモ條にて云へり。  
死邪志直膳大伴部、オホトモ條を見よ。  
膳部 カシハテ 職業部の一にして、令義解に「膳部は庶の食を造ることを掌る」と見ゆるによりて、其の意明瞭なり。古事記に「水戸神の孫櫛八玉神を膳夫と爲す」とあるを初見とす。中古に及び、大膳職、内膳司等あり。職員令に「大膳職、大夫一人(諸國の調雜物、及び庶の膳羞、醴酒、醬、未醬、肴菜、雜餅、食料を掌り、膳部を率ゐ、以つて其の事に供するを掌る)、亮一人、大進一人、少進一人、大屬一人、少屬一人、主膳二人、主菓餅二人、膳部一百六十人(庶食を造るを掌る)、使部廿人、

膳伴宿禰と云ふ。  
3 膳大伴公 豊後なる膳大伴部の首長なり。大分郡の豪族にして、弘仁以後膳伴公と云ふ。  
4 膳大伴氏 拾芥抄に見ゆ。其の他多し、大條を見よ。弘仁以後は總べて膳伴氏となりしが故なり。

膳伴 カシハノトモ 膳大伴氏の後なり。弘仁十四年、淳和天皇の御諱大伴を避けて、大伴氏を改めて伴氏と爲し給ふや、此の氏も大の字を省きて斯くなりしものとす。後世まで九州に多し。  
1 膳伴造 膳大伴造の後なれば、恐らく物部氏の族と考へらる。儀式神今食儀に「膳伴造・膳を織り、即ち御飯を炊しぐ」と見ゆ。

2 膳伴宿禰 前項氏の宿禰姓を賜へるものなり。朝野群載卷六に「寛治七年十二月、膳伴宿禰範宣」見ゆ。  
3 筑前の膳伴宿禰 前項と同様、物部系の氏か。或は北九州に多かりし膳大伴公の宿禰姓を賜ひしものか。未だ詳かならず。筑前香椎社にあり。朝野群載卷六、寛治七年十二月七日の大政官符に「應に正六位上膳伴宿禰範宣を以つて、香椎社

直丁二人、飯使丁十人、膳部一人、膳司、奉膳二人(御膳を惣知し、進食、先掌の事を掌る、典膳六人(御膳を造り供し、庶味寒温の節を調和するを掌る)、令史一人、膳部廿人(御食を造るを掌る)、使部十人、直丁一人、飯使丁廿人」と見ゆるを以て、上古の状態をも推知すべし。  
此の膳部の長は景行段に「倭建命・國を平ぐる爲廻り給ふの時、久米直の祖、名は七拳經、恒に膳夫となり、以つて從ひ仕へ奉る也」と載せ、また姓氏錄、摩多治比宿禰の條に「男兒、其の心女の如し、故に擧を賜ひ、御膳部と爲す」と見ゆる如く、必ずしも一定の氏の人に定まらざりしが、景行朝に饗鹿六雁命・膳夫として功ありしより、子孫膳臣となり、多くの場合、宮中の膳部を掌りしものゝ如し。  
1 大和の膳部 膳、膳夫條を見よ。  
2 和泉の膳部 當國に膳氏の多き事は膳條を見よ。大島郡松尾山に膳部尾あり、古へ膳部の居りし地ならんと云ふ。  
3 膳部臣 膳部の長なりしを氏とせしなり。欽明紀に「膳臣傾子、この人・崇峻紀に「膳臣賀拖夫」と載せ、また法王帝説に「聖德法王・膳部加多夫古臣の女、







現を中興す(同社々記)。その後、慶長四年伊集院忠真謀叛の時、柏原周防守公盛は松尾城を守る(地理纂考、名勝圖會)。此の一族多く、橘姓、家讓名字は公、嘯嘯郡大崎より、高山に移居す。初代善右衛門―善左衛門―主水―公東―公常―公嘉―公安―武平太―公春―貫―千春」と。又「橘姓、家讓名字は公、初代内匠正―公喬―公貞―公喜―公隆―公布―公富―公倫―公欽、此の柏原氏、定紋は前柏原氏と共に劍菱と云ふ。」また「柏原氏、前兩柏原氏移住前より、高山居住と云ふ。傳家讓名字は公、貞、仲にして、橘姓とも又平姓との説もあり。仲要―仲常―公義―信親―貞典―貞通―六郎右衛門」など富地方系圖に見ゆ。

17 肝付氏流 大隅柏原氏の中には肝付氏の族と云ふもあり。柏原又九郎法名道祐など、これかとぞ。

18 日向の柏原氏 日向記に柏原新六等あり。

19 雜載 豊後直入郡柏原は長門本平家物語に赤雁大夫の娘柏原御許云々と。徳川時代、細川藩用人、備中松山板倉藩用人に此の氏あり。又秀康納給帳に二百五

十石、柏原作十郎、京極殿給帳に「二百石、柏原長三郎、田中藩地行割帳に「百五十石、柏原十兵衛」家傳史料、きやくいの次第に柏原上總守、伊賀名賀郡名族、伊勢、奥州田村家臣等により。

栢原 カシハラ 前條氏に同じ。

樞原 カシハラ 栢原條に併せ云へり。

樞原 カシハラ 栢原と通ず、併せ見るべし。

1 小野姓横山黨 七黨系圖巻頭に見ゆれど、其の系なし、樞生を誤るか。

2 美濃の樞原氏 石田三成家臣に樞原彦右衛門、及び内膳あり、岐阜の瑞龍寺山替に據る。

3 紀伊の樞原氏 在田郡田村國主大明神社の神主に樞原主馬あり、森條參照。

香椎 カシヒ 和名抄筑前國糟屋郡に香椎郷あり、加須比と註す。後世香椎庄と云ふ。香椎廟宮鎮座し給ふ。「當社祠官に、四黨あり、伴、大膳、大中臣、清原也。此の四黨は上代より祠官の長なり。大宮司も代々此の四黨の内より撰んで任ぜられしならん。然るに大膳、大中臣、清原の三氏は其の遠裔今に有りて、伴氏は絶えぬ(續風土記)とぞ。今香椎神宮由緒書に據り、其の出自を

窺ふに、信じ難き點多けれど、参考の爲に次に擧げん。

大膳紀宿禰「此の家は世々武内氏と稱す。武内宿禰の後にして、紀氏連宿禰の裔也。此の氏連宿禰は聖武天皇神龜元年大臣の裔なるを以て勅を奉じて廟社の長に補し、天平二年庚午正月廿一日、紀宿禰を改めて、大膳紀宿禰の姓を賜はり、四年四月十二日、香椎に下向し今の大宮の宮地に館せらる。氏連後に氏範と改む。孝謙天皇天平勝寶六年甲午四月廿四日逝す。此の人七代孫武宣宿禰、貞觀六年甲申八月十五日勅を奉じて初めて大宮司に任ず、云々」と。此の家の分家木下氏兩家あり。「木下氏は宮政所職也」と。

大中臣朝臣「此家を世に三善氏と稱す。今兩家あり、共に樞大宮司に任ず。古は四黨の其一にして、世々廟職たり、眞祖は天兒屋根命より六代鳥賊津臣命の裔也。神龜元年當宮創造の時、武内大臣の裔、大伴建日連の裔と共に廟司に補し、鳥賊津臣命より廿四世、寧樂朝の右大臣大中臣清原公の孫今鷹の子重春朝臣、始めて香椎に下向あり。是れ此家の大祖也。其の始め當宮の廟職として、三善の稱を領せしむるべし」と。

より世々三善大領と稱す」と。

伴宿禰「此の家を世に御田氏と稱す。日臣命の後、大伴建日大連の御子大伴武以大連公の裔也。武以大連公、神后に隨ひ、三韓を征して其の勳功大なり。因りて神龜中勅して其苗裔大伴友國の子友綱宿禰に膳大伴宿禰の姓を賜ひ、香椎廟司に補し、天平二年庚午二月廿二日、正六位上に叙し、中務少輔に任じ、名を友範と改め、同六月廿一日當所に下向し、天平寶字六年壬寅九月十五日逝す。世々廟職として中小路に館す」と。

清原朝臣「此の家を中幸田氏と稱す。遠祖を氏貞眞人と云ひ、代々葛葉に館す。氏貞眞人の裔氏家・鶴成天皇元慶元年正月朔日大宮司に任ず」と。

以上、大膳、伴、兩黨は恐らく膳大伴(膳伴)公の後裔なるべし。其の條を見よ。又各氏々の系圖は各々その條にて云ふべし。其他、中上家(武内家の別家)、本郷氏(下官、羽田矢代宿禰の後裔)、石川氏(下官、蘇我石川宿禰後裔、印輪大明神を祖神とす)、神樂座木下、御炊井上なり。

貞觀六年八月紀、及び延喜式、式部に「樞日廟の司は六年を以てて秩限となす」と。又扶桑見聞私記、元暦二年六月廿日條に「筑

前國香椎宮前大宮司公友、忽ち領家の命に背き、蓋行を致し、造管運宮の儀を抑留し、しかのみならず、其の身前司たりながら押して社務を行ふ。早く即科に處せらるべきの由、社官等日來關東に訴へ申す。仍りて今日其の身を追却し、遷宮を遂行すべく、若し承引せずんば、別の御使を遣はし、法に任せ、沙汰致すべきの旨、下知せしめ給ふ」と、こは武内氏なり。其他、多し、各條を見よ。

賀集 カシフ カシマ 和名抄、淡路國三原郡に賀集郷を收め、加之乎と註す。中世加集庄と云ひ、賀集八幡宮あり、當地の名祠とす。此の氏は此の地より起る。又加集に作る。

1 紀伊の香集氏 大同類聚方に「加之資藥、木國の香集麻呂の家方」と見ゆ。地理志料。

2 高陸姓 淡路國三原郡賀集より起る。同地賀集八幡宮寄進狀「應永四年のものに加集庄高陸親忠」と「長祿二年、加集美濃守公文」と「文明三年、加集美濃守高陸安親」など見え、又文明二年護國寺結番定書に「五番、忌部村立河瀬村賀集殿」と。後世、賀集木工は淡路七人衆の一たり。

其の後、徳川時代文化文政の頃、加集郷平あり、文政十二年、製陶を志し、黄色青色の釉を發明して淡路焼を創む。又龍野脇坂藩の年寄に加集氏あり。

加集 カシフ 前條に云へり。

香生 カシフ 同上。

樞生 カシフ 武藏七黨、小野姓横山黨の一にして、小野横山系圖に「下野大夫經兼―野七郎孝久―觀念(樞生禪師)―重季(吉野太郎)と載せ、武藏七黨系圖、これに同じ。

樞淵 カシフチ

鹿鹽 カシホ 延喜式大和に川上鹿鹽神社東鑑信濃に鹿鹽邑あれど、こは樞生氏に同じか、江戸の名族。

鹿島 カシマ 和名抄常陸國に鹿島郡、加之末と註し、郡内に鹿島郷を收む。鹿島神宮鎮座す。猶ほ當國那珂郡に鹿島郷あり。又能登國能登郡に加島郷あり、加之萬と註す、後世能登郡を鹿島郡と云ふは、此の地より起りしならん。其他、遠江國磐田郡鹿島邑、磐城國磐城郡(石城郡)鹿島、同行方郡(相馬郡)鹿島邑、同白河郡鹿島、岩代國信夫郡鹿島、陸前國亙理郡鹿島邑、同色麻郡(加美郡)鹿島、信濃國安曇郡鹿島嶽、加賀國石川郡鹿島邑、讃岐國小豆郡鹿島邑、



肥前國藤津郡鹿島邑等あり、多くは、鹿島神の分祠の存在するより来りし地名なりとす。

1 鹿島神宮 常陸の鹿島郡鹿島郷に鎮座し給ふ。鹿島は風土記に香島郡と載せ、「古老の曰ふ、難波長柄豐前大朝取宇天皇(孝德)の世、己酉年、大乙上中臣(鎌)子、大乙下中臣部免子等、總領高向大夫に請うて、下總國海上國造部内、輕野以南一里(郷)、那賀國造部内、寒田以北五里(郷)を削きて、別に神郡を置く。其處に有る所、天之大神社、坂戸社、沼尾社、三處を合せて、總べて香島の大神と稱ふ、因つて郡に名づく焉」と見ゆ。即ち此の郡は中古の初期、那珂國の五郷と、海上國一郷を以つて創置したるものにして、古代にありては大部分那珂國造の部内たりしなり。猶ほ貞觀八年正月紀に「鹿島大神宮總べて六箇院、二十年間に一たび修造を加ふ。用ふる所の材木五萬餘枝、工夫十六萬九千餘人、料稻十八萬二千餘束、宮を造る材を採るの山は那珂郡に在り、行路險峻、亦運煩多し」と見ゆ。即ち鹿島の地は往古那珂國造の管内にありしに止まらず、中古に至りても神宮造營の用材

は之を那珂郡より伐採せしものなれば、以つて上古の状態を窺ふべく、此等によりて、鹿島神宮は、もと那珂國の神社なりしと考へらる。

殊に那珂國造の初祖は風土記に建借間命と載せ、國造本紀には建借馬命に作る。借間、借馬は共にカシマにして、鹿島、香島に等し、而して建は勇武なるを表はしたる美稱に外ならず。即ち此の命は此の地名、或は神名を貰ひたるにて、鹿島神宮と此の國造との關係の一層親密なるを覺ゆべく、恐らく此の神宮は建借間命、或は命と關係深き前後の人によりて創置され、爾來其の裔なる那珂國造の氏神として崇敬を受けしものと考へらる。猶ほ此の國造は古事記、國造本紀等に據るに多臣(大臣)の族なれば、風土記が此の神宮の本宮を天の大神社と載せたるは、大氏の神社の意と解され、又後述の如く、此の神の苗裔神(分社)の奥州東海岸に多きは、此の國造と同族なる磐城臣等の勸請なりと考へらるれば、當神社は單に那珂國造の氏神たるに止まらず、東國に於ける多氏全體の崇敬を受け給ひしものと想像せらる。此等の事は拙著日本古代史

新研究中の「多物部二氏の奥州經營と鹿島香取社」を見られたし。(那珂郡「今茨城郡」に、建借間神社あり、後世鹿島明神と云ふ。)

次に此の神宮の創建は因より不明なるも常陸風土記に「初國知らず美麻貴(崇神)天皇の世に至りて、大刀十口、鉞二枚、鐵弓二張、鐵箭二具、許呂四口、枚鐵一連、練鐵一連、馬一疋、鞍一具、八咫鏡二面、五色繩一連を奉幣す」と見ゆるを事實とすれば、崇神朝以前の事なるべし。猶ほ其の細註に「俗に曰ふ、美麻貴天皇の世、大坂山の頂に、白細の大御服を坐して、白き鉞を御杖に取り坐し、識し賜ふ命は、我が前を治め奉らば、汝が聞しめす國は平けく、大國小國を事依さし給はんと識し賜ひき」と。即ち崇神朝、此の神・大坂山に現身を現はし給へりと云ふなり。而して其の次の文に「時に八十之伴緒を追集へ、此の事を擧げて訪ひ給ふ。是に大中臣神間勝命・答へて曰さく、大八島國は汝が知らしめす國と事向け賜ひし、香島國に坐す、天津大御神の奉教成事なりと云へり。天皇、諸を聞き給ひ、即ち恐驚き給ひて、前件の幣帛を神宮に

納め奉れる也」と見ゆ。即ち此の朝、此の神は常陸國より、大和の大坂山に現身を現はし給ひ、云々の御託宣ありしにより、上述の幣物を奉り給へりと云ふなり。斯かる事は他の古典にも見る所なければ、其の真相を窺ふ事難きも、風土記は又、前述せし建借間命の東征をも崇神朝とすれば、其の間に何等か密接なる關係あらんか。されど此等の時代は恐らく後世の憶測に過ぎざるべければ、結局徒勞に屬せんも、此の神宮は最初多臣族の神なりし事實より見て、多氏の東征と密接なる關係あるや明白ならん。而して予は多氏の故國を肥國と考へ、(オホ條參照)、建借間命が土賊征伐の際、唱へしと云ふ杵島曲(常陸風土記)とは、萬葉集、肥前風土記等に見ゆる杵島曲と同一にして、肥前杵島地方の歌謡と考へ、鹿島の名は其の杵島山の山麓なる鹿島より起りしものと云へり(日本古代史新研究)。肥前鹿島は延喜式に鹿島牧と見ゆる地にて又古き地名たるなり。

然るに其の後偶然・小田系圖を見るに、「鹿島の神は、九州と常州と東西二社ありて、日本の守護神也。就中常州を本社と

爲す也」と見えたり。後世も鹿島神の九州と關係深き傳説の存せしものか。

2 鹿島臣 前述常陸の鹿島より起る。多臣族那珂國造の一族の鹿島の地にありしものなるべし。然らば建借馬命の後裔と云ふも適當なりとす。  
3 相摸の鹿島臣 常陸より移住せしならん。持統紀六年條に「相摸國司・赤鳥二隻を獻じて言ふ、御浦郡に於いて獲たり云々。赤鳥を獲たる者、鹿島臣權樟に位、及び祿を與ふ」と見ゆ。  
4 鹿島中臣氏 前引常陸風土記、香島神郡建置の際、大乙上中臣(鎌)子、大乙下中臣部免子を載せ、天智紀に「常陸國が中臣部若子を貫すること載せたるにより、此の地に中臣氏、中臣部が古代より存せしや明白なりとす。而して此の中臣□子と云ふは鎌足なりとの説あり、新編國志に「藤原鎌足は香島の氏人にして、其の先祖は香島の祭祀を奉ず。大鏡、伊呂波字類抄、多武峰縁起、兼中抄、及び下學集一説に、鎌足を以て本國の人とするは、香島氏の族にて、縁故あるが故なり。今神境に鎌足祠あり」と。また風土記に「神戸六十五畑(本八戸、難波天皇

の世、五十戸を加へ奉る。飛鳥淨見原大朝、九戸を加へ奉る、合せて六十七戸、庚寅年、編戸、二戸を減じ、六十五戸に定めしむ。淡海大津朝、使人を遣はして、神の宮を造らしむ。爾より以來、修理絶えず」とあるに對しては、「蓋し孝德天智の朝に神戸を奉り、神宮を修理するものは、入鹿惡逆の時に當りて、密に祈請する所ありたる爲、其の報賽ならん」と云ふ説もあり。  
鎌足が果して鹿島の人なるや否やについては、幾多の疑義ありて、容易に決し難きも、上古に於いて中臣氏が鹿島と密接なる關係を有せし事は否むべからず。風土記にも、前引鹿島大神大坂山示現の際、大中臣神間勝命を載せたるが、中臣系圖に従へば、神間勝の孫を大鹿島命と云ふ。此の名は鹿島より来りしや言を俟たず。猶ほ此の大鹿島の孫臣狹山は、風土記に「倭武天皇の世、天の大神・中臣の臣狹山命に宣り給はく、今社の御身は、臣狹山命答へて曰く、謹みて大命を承る。敢て辭む所無し。天の大神云々」と。斯くの如きは後世の附會ならんも計り難けれど、大鹿島なる人は、垂仁紀に中臣連



遠祖大鹿島と載せ、五大夫の一人たれば、  
 肥紀編纂當時、中臣氏が大鹿島の裔と認  
 められしや明白なり。  
 殊に中臣氏、藤原氏の氏神春日大明神は、  
 鹿島の神健甕槌命を主神とする事も争ふ  
 べからざる事實なれば、中臣の祖先が鹿  
 島より出でしや明白ならん。即ち鎌足は  
 大織冠傳に見ゆる如く、大倭國高市郡人  
 ならんも、其の祖先は鹿島より出でたれ  
 ば、前述の如く鎌足鹿島出生説となりた  
 りと考へらる。猶ほ鹿島神御分靈の春日  
 遷幸の際に供奉せし中臣殖粟連の祖、時  
 風、秀行等は、中臣鹿島連大宗の子と傳  
 へらる。

此れと同時に考ふべきは、前述建備間、即  
 ち建鹿島の裔は那珂國造にして、また中  
 臣氏と稱せし事なりとす。那珂は古事記、  
 國造本紀共に仲に作る、中と異なるなし、  
 而して此の國造は多臣の族にて臣姓なれ  
 ば、又中臣たるなり。姓氏錄、多氏の族  
 に仲臣子となる者見ゆ、成務朝の人とす。  
 此の仲國造家の人なるや察するに餘りあ  
 り。後世、中臣と仲臣とを文字によりて  
 書き分け、又通俗には前者をチカトミ、  
 後者をナカノオミと訓ずれど、文字は音

を表はす爲に借りたるに過ぎず、また助  
 辭ノは古くはツにて、兩者共にナカツオ  
 ミ、即ち約むればナカトミなれば、兩者  
 は全く異なる處なし。而して兩者共に鹿島  
 命の裔と稱し、又鹿島神宮は仲(那珂)  
 氏の宗祀にして、兼ねて、中臣(藤原)氏  
 の氏神なり。兩中臣氏が其の實・同一氏  
 なりしや明白ならん。然らば、此の皇別  
 中臣氏と天兒屋根命の裔なる神別中臣氏  
 とは如何なる關係ありや、その事はナカ  
 トミ條にて述ぶべし。

猶ほ當地中臣氏と那珂氏とは根本に於い  
 ては同族なるも、中央に移れる中臣氏は  
 早く天兒屋根命の後裔と稱して、全く別  
 族の感を呈し、此の地に止まれるものも、  
 漸次那珂國造家との關係を絶ち、郡を分  
 ちて後は殊に然りしものと考へらる。更  
 に後世に至りては、御祭神健甕槌命の後  
 裔なりとの説さへ生ずるに至れり。後に  
 云ふべし。

5 (中臣)鹿島連 當地中臣部の裔にして  
 鹿島神宮の祀なり。即ち前引常陸風土記、  
 香島郡條に「難波長柄豐前大朝取字(孝  
 德)天皇の世、己酉年、大乙上中臣□子、  
 大乙下中臣部鬼子等、總領高向大夫に請

ふ云々」と見ゆる中臣部の後にして、天  
 平十八年三月紀に「常陸國鹿島郡中臣部  
 二十烟、占部五烟に中臣鹿島連の姓を賜  
 ふ」とあるより出づ。其の後、寶龜十一  
 年十月紀に「常陸鹿島神社正六位上中  
 臣鹿島連大宗に外從五位下を授く」と。  
 また類聚國史百八十七に「天長二年閏七  
 月云々、常陸國人右近衛將曹從八位上勳  
 八等中臣鹿島連貞忠、得度を願ふ。之を  
 許す」などあるは、此の氏人なり。

當地系圖古本に據れば、天平十八年に中  
 臣鹿島連姓を賜ひしは、武主と云ふ人  
 にて、其の子を大宗と云ふ。此の人、後祝  
 となりて、前述の如く五位に叙せられ、又  
 三代格、天安三年二月十六日の官符に「鹿  
 島神宮寺を修理すべき事、云々、去る天  
 平勝寶年中、始めて件の寺を建つ、承和  
 四年定額寺に預る。件の寺は元宮司從五  
 位下中臣鹿島連大宗、大領中臣連千徳等、  
 修行僧滿願と建立する所なり。云々」と  
 載せて、宮司ともあり。猶ほ中臣殖粟連  
 の祖時風、秀行は此の大宗の子と云ふ。

大中臣系圖には「氏祖大宗一男神宮預時  
 風(中納言意美丸子)、次男造宮預秀行(大  
 島子也)」と載せ、興福寺遷福記には「時

風、秀行は天兒屋根命二十五世の孫大宗  
 の孫なり」と載せて、共に大宗を兒屋根  
 命の後とするは後世の推定のみ(エクリ、  
 及びナカトミ、及びカスガ各條参照)。そ  
 の後、寶龜十一年紀に外從五位下を授け  
 られたる當社の祀も大宗の事なりと。新  
 編國志に「凡そ鹿島祠官の内、中臣鹿島  
 連の氏は、皆大宗の後にして、今の大  
 宮司は其の正嫡なり(系圖古本)」と。新  
 志補遺には鹿島社記を引き、大宮司の祖  
 を宗則に作る。宗則の事は次を見よ。

6 武甕槌命裔説 青山延壽の二十八社考  
 に「鹿島神宮、鹿島郷に在り、祭る所の  
 神、武甕槌命、一名建布都神、模速日神  
 の子也。神武帝元年辛酉十二月、初祀す  
 る所也。常陸國第一宮、而して是を日本  
 守護神と爲す。武速治命を以てて祭神主  
 と爲す。武甕槌命の子也。子孫相承く。  
 稱德帝神護景雲二年、武速治命三十二世  
 の孫中臣宗則を植粟大連と爲し、神主に  
 補し、社務總官號を賜ひ、從五位下に叙  
 す。是の後相繼いで大宮司となし、以つ  
 て今に至る」と。

7 鹿島大宮司 大中臣朝臣姓なり。類聚  
 符宣抄第一、天曆元年閏七月十六日の太

政官符に「從六位下大中臣朝臣好香。右  
 左大臣宣す。勅を奉じ、件の人を鹿島神  
 宮司大中臣兼相死關の替に補任すべしと  
 云へり。省宜しく承知し、宣に依りて之  
 を行へ符到らば奉行せよ」と。後、宮司  
 職の中央なる京師大中臣氏に移れるを知  
 るべし。中臣氏系譜に「祭主清方(宿  
 奈磨)眞公(眞主(從五位上、常陸介)兼  
 善(造鹿島宮使、六位)、弟忠門(鹿島神  
 宮司、從六上)、弟時來(造鹿島神宮使、  
 從六上)また(宿奈磨弟子老(祭主)一綱  
 執(兄春一島繼)高氏(鹿島宮司)また  
 綱執(弟守)道雄(安則(祭主)一密加  
 (鹿島宮司)一仲興、弟仲頼(權司)、弟元  
 忠、弟元方(主神司)また密加の兄(完  
 行)中理(大司)一公利(鹿島宮司)と見  
 ゆ。これ鹿島大中臣氏の祖たるなり。

8 塙大宮司 小田系圖に「漢島の神主中  
 臣大宮司子孫末絶え、其の後、花和の神  
 主、今の大宮司先祖也」と。根本寺延徳  
 四年文書に塙神主則房を載せたり。花輪  
 は鹿島郡内塙邑にして、上塙に醫王寺あ  
 り。新編國志に「鹿島大宮司、同大福宜  
 の墓所なり。天正以前は大宮司の宅、この  
 地にありて、寺は其の境内に屬せり。眞

言宗とす。大宮司の宅を櫻山に移すの後、  
 斯の寺ばかり此處に残れり。大宮司舊記  
 に「夫れ當寺は先祖則助草創なり。其の  
 後永仁五年春、中臣則幹・本願と爲す。  
 大福宜朝親等之を修理す。亦文明年中、  
 中臣則房・修理せしむ」と。近世  
 の大宮司はこの地より起れるにより、塙  
 氏と稱す。大福宜系圖に「元和四年假遷宮  
 の時、塙神主則廣・舊例を廢す云々」と。  
 9 神主 東鑑元暦元年十二月廿五日條に  
 「鹿島社神主中臣親廣、親盛等、召に依り  
 て參上、今日營中に參ず、金銀雜物を賜  
 ひ、刺へ當社御寄進の地、永く地頭の非  
 法を停止し、一向神主をして管領せしむ  
 べきの旨、仰せ含めらる云々」と。

10 大福宜 中臣部の後裔なり。類聚三代  
 格第一、貞觀八年正月廿日の太政官符に  
 「福宜外正六位上中臣部道繼」とあるは、  
 此の家にして、子孫世襲せしが中臣清長  
 に至り、東氏の族勝繁を養子とし、血系  
 平氏に移れり。  
 東鑑元暦元年正月廿三日條に「常陸國鹿  
 島社福宜等、使者を鎌倉に進む」と。  
 11 東流當福宜 鹿島當福宜系圖に「千葉  
 常胤一東六郎胤頼七世胤頼(東丹後孫次



鹿島に寄せ奉られ、其の上御敬神の餘り、宮中に於いて狼藉を現せしめざる爲、鹿島三郎政博を以つて、當社總追捕使に定補せらる云々」とあるより起る。

大塚傳記に「重幹の子致幹の舎弟清幹の嫡子吉田太郎盛幹、其の舎弟忠幹、忠幹の舎弟成幹、鹿島の先祖也」と。また大塚系圖に「上總介繁幹—吉田次郎清幹（攝津權守）—成幹（鹿島三郎、肥前權守）—親幹（鹿島太郎、改德宿權守）—弟政幹（鹿島三郎）—胤幹（出羽權守）—忠幹（左衛門尉）—宗幹（十郎）—幹宣（十郎次郎）—弟幹景（左衛門尉）—幹氏（荒次郎）—幹定（出羽守）」及び「忠幹の弟經行（左衛門尉）—行忠（三郎）—幹總（三郎次郎）—幹連」を載せ、一本には「成幹（鹿島三郎）—政幹（頼朝の嗣たるや、策して鎌倉に仕ふ。卿・政幹に命じ、鹿島總追捕使と爲し、以つて鹿島社事を掌らしむ）—宗幹（六郎、元暦年義經の先鋒となり、鹿島宗幹、行方六郎、鎌田光政等十餘輩命を殞す）—時幹（鹿島總追捕使）—爲幹（同職）—幹義（同）—高幹（同）—景幹（同）—重幹（同）—重頼（同）—貞幹（同）—頼幹（同）—盛幹（同）—幹信（同）—治時（天正年、佐竹

鹿島に寄せ奉られ、其の上御敬神の餘り、宮中に於いて狼藉を現せしめざる爲、鹿島三郎政博を以つて、當社總追捕使に定補せらる云々」とあるより起る。

鹿島に寄せ奉られ、其の上御敬神の餘り、宮中に於いて狼藉を現せしめざる爲、鹿島三郎政博を以つて、當社總追捕使に定補せらる云々」とあるより起る。

鹿島に寄せ奉られ、其の上御敬神の餘り、宮中に於いて狼藉を現せしめざる爲、鹿島三郎政博を以つて、當社總追捕使に定補せらる云々」とあるより起る。

大塚傳記に「重幹の子致幹の舎弟清幹の嫡子吉田太郎盛幹、其の舎弟忠幹、忠幹の舎弟成幹、鹿島の先祖也」と。また大塚系圖に「上總介繁幹—吉田次郎清幹（攝津權守）—成幹（鹿島三郎、肥前權守）—親幹（鹿島太郎、改德宿權守）—弟政幹（鹿島三郎）—胤幹（出羽權守）—忠幹（左衛門尉）—宗幹（十郎）—幹宣（十郎次郎）—弟幹景（左衛門尉）—幹氏（荒次郎）—幹定（出羽守）」及び「忠幹の弟經行（左衛門尉）—行忠（三郎）—幹總（三郎次郎）—幹連」を載せ、一本には「成幹（鹿島三郎）—政幹（頼朝の嗣たるや、策して鎌倉に仕ふ。卿・政幹に命じ、鹿島總追捕使と爲し、以つて鹿島社事を掌らしむ）—宗幹（六郎、元暦年義經の先鋒となり、鹿島宗幹、行方六郎、鎌田光政等十餘輩命を殞す）—時幹（鹿島總追捕使）—爲幹（同職）—幹義（同）—高幹（同）—景幹（同）—重幹（同）—重頼（同）—貞幹（同）—頼幹（同）—盛幹（同）—幹信（同）—治時（天正年、佐竹

鹿島に寄せ奉られ、其の上御敬神の餘り、宮中に於いて狼藉を現せしめざる爲、鹿島三郎政博を以つて、當社總追捕使に定補せらる云々」とあるより起る。

鹿島に寄せ奉られ、其の上御敬神の餘り、宮中に於いて狼藉を現せしめざる爲、鹿島三郎政博を以つて、當社總追捕使に定補せらる云々」とあるより起る。

鹿島に寄せ奉られ、其の上御敬神の餘り、宮中に於いて狼藉を現せしめざる爲、鹿島三郎政博を以つて、當社總追捕使に定補せらる云々」とあるより起る。

大塚傳記に「重幹の子致幹の舎弟清幹の嫡子吉田太郎盛幹、其の舎弟忠幹、忠幹の舎弟成幹、鹿島の先祖也」と。また大塚系圖に「上總介繁幹—吉田次郎清幹（攝津權守）—成幹（鹿島三郎、肥前權守）—親幹（鹿島太郎、改德宿權守）—弟政幹（鹿島三郎）—胤幹（出羽權守）—忠幹（左衛門尉）—宗幹（十郎）—幹宣（十郎次郎）—弟幹景（左衛門尉）—幹氏（荒次郎）—幹定（出羽守）」及び「忠幹の弟經行（左衛門尉）—行忠（三郎）—幹總（三郎次郎）—幹連」を載せ、一本には「成幹（鹿島三郎）—政幹（頼朝の嗣たるや、策して鎌倉に仕ふ。卿・政幹に命じ、鹿島總追捕使と爲し、以つて鹿島社事を掌らしむ）—宗幹（六郎、元暦年義經の先鋒となり、鹿島宗幹、行方六郎、鎌田光政等十餘輩命を殞す）—時幹（鹿島總追捕使）—爲幹（同職）—幹義（同）—高幹（同）—景幹（同）—重幹（同）—重頼（同）—貞幹（同）—頼幹（同）—盛幹（同）—幹信（同）—治時（天正年、佐竹

鹿島に寄せ奉られ、其の上御敬神の餘り、宮中に於いて狼藉を現せしめざる爲、鹿島三郎政博を以つて、當社總追捕使に定補せらる云々」とあるより起る。

鹿島に寄せ奉られ、其の上御敬神の餘り、宮中に於いて狼藉を現せしめざる爲、鹿島三郎政博を以つて、當社總追捕使に定補せらる云々」とあるより起る。

鹿島に寄せ奉られ、其の上御敬神の餘り、宮中に於いて狼藉を現せしめざる爲、鹿島三郎政博を以つて、當社總追捕使に定補せらる云々」とあるより起る。

大塚傳記に「重幹の子致幹の舎弟清幹の嫡子吉田太郎盛幹、其の舎弟忠幹、忠幹の舎弟成幹、鹿島の先祖也」と。また大塚系圖に「上總介繁幹—吉田次郎清幹（攝津權守）—成幹（鹿島三郎、肥前權守）—親幹（鹿島太郎、改德宿權守）—弟政幹（鹿島三郎）—胤幹（出羽權守）—忠幹（左衛門尉）—宗幹（十郎）—幹宣（十郎次郎）—弟幹景（左衛門尉）—幹氏（荒次郎）—幹定（出羽守）」及び「忠幹の弟經行（左衛門尉）—行忠（三郎）—幹總（三郎次郎）—幹連」を載せ、一本には「成幹（鹿島三郎）—政幹（頼朝の嗣たるや、策して鎌倉に仕ふ。卿・政幹に命じ、鹿島總追捕使と爲し、以つて鹿島社事を掌らしむ）—宗幹（六郎、元暦年義經の先鋒となり、鹿島宗幹、行方六郎、鎌田光政等十餘輩命を殞す）—時幹（鹿島總追捕使）—爲幹（同職）—幹義（同）—高幹（同）—景幹（同）—重幹（同）—重頼（同）—貞幹（同）—頼幹（同）—盛幹（同）—幹信（同）—治時（天正年、佐竹

鹿島に寄せ奉られ、其の上御敬神の餘り、宮中に於いて狼藉を現せしめざる爲、鹿島三郎政博を以つて、當社總追捕使に定補せらる云々」とあるより起る。

鹿島に寄せ奉られ、其の上御敬神の餘り、宮中に於いて狼藉を現せしめざる爲、鹿島三郎政博を以つて、當社總追捕使に定補せらる云々」とあるより起る。

正平七年、足利尊氏に從ひて、新田義宗と小手指原に戦ふ（太平記三十一）。廿三年、鹿島大行事に補す、是より子孫世々其の職を襲ぐ（大行系圖）。天授六年、小山義政が鷲城を攻む、（堀氏文書）。弘和元年、再び小山を攻め、五年五月、城陷る（堀田文書）。七年、族津賀幹能代て大使たり（大使役記）。子憲幹、應永十四年、鹿島社領を侵蝕す。守護佐竹龍保丸、書を與へて之を制す。憲幹聽かず、族を聚めて之を拒ぎ、掠略益々甚し。神主中臣則□・密に之を鎌倉に訴ふ、有司憲幹の罪を判じ、盡く其の地を籍没し、併せて族畑田幹胤、芝崎掃部助、石上準人佑等の地に及ぶ。廿二年、有司・憲幹を敢す。廿四年、持寺、菅谷、宮崎、梶山、瀬落、飯岡等、同族の禪秀に黨する者、亂を郡中に作し、郡中騷擾す。憲幹擊ちて之を平ぐ。諸族並に坐して地を除かる（堀田文書）。憲幹の後は、其の子「實幹—孝幹—親幹—景幹—弟義幹—通幹—治時—氏幹」にして、次に氏幹の弟義清・嗣ぐ。然るに天正十三年六月、義清の舎弟貞信、林に居り、次兄清秀と謀りて、義清を害し、下總矢作に逃走し、國分胤

政に依る。義清に子なし。其の季弟通晴嗣ぐ。又十郎と稱す、（大宮司舊記）。十四年、額賀彈正、水瀧治部少輔等、潜に通晴を殺し（胤信筆記）、清秀兄弟を矢作に迎へて之を立つ。十九年二月、佐竹義宣謀を以て、鹿島、行方等の舊族を太田に招き致す。清秀招に應じ殺さる。和光院過去帳に「天正十九年辛卯二月九日、佐竹太田に於いて生害の衆、鹿島殿父子、カミ島崎殿父子、玉造殿父子云々已上十六人」と。清秀の妻・餘兵を勒し城に據る。町中備中守來り攻め、大砲・城壁を破り、城乃ち陥る。妻自殺す（戸村本佐竹系圖、和光院六藏寺過去帳）。是に至りて、鹿島氏亡び、國分胤政の二男胤光、大行事を嗣ぐ。

時（左衛門大輔、同前守、同上、天正十一年辛卯二月、佐竹義重の爲に自害、城地没落）—女（國分大膳大夫妻）、弟幹光（次官、治幹、改幹光、天正十九年二月、父と自害）、弟幹連（伊勢壽丸、慶長年中、准總追捕使、鹿島大行事を仰せ付けらる。二百石下し置かれ、右城地除地迄下置かれ候、早世）—胤光（左衛門大夫、總大行事職相續、實は國分大膳大夫の次男、治時外孫也）—胤盛（右近）—胤連（兵部）、胤盛弟甚五左衛門胤知（貞享年中、堀和泉父子、社中取計ひ不埒につき一社公訴につき、大宮司關職・仰せ付けられ、甚五左衛門歸參仰せ付けられ、社中支配）—胤悅（總大行事）—幹胤、弟胤繼—幹明と見ゆ。

14 大中臣流鹿島氏 新編國志に「鹿島・大中臣氏なり。鹿島大宮司公利の後なり。元弘の比の人を、鹿島尾張權守利氏と云ふ。鹿島南條の内宮本郷の内岡野、兼前、益田等の村を領す。又元行の勳功にて、南部吉景村の地頭となり、彼の地に移り住す、二子あり、嫡を式部大夫實利と云ひ、佐都東郡駿主職となる。次を左近大夫將監貞綱と云ふ。鹿島總大行事に補し、



後之を去る。鹽籠庄の地を領す(鹽籠は那珂郡の内なり)云々と。

15 鹿島神官 前達、大宮司、大福宜、大祝、大行事、總追捕使、以下當神宮の社職は甚だ多し。今文永三年大宮司定景在判の補任記の一部を、抜萃すれば次の如し。

鹿島大神宮諸神官任之記。  
當社諸神官の事、大宮司は代々其人を撰び、補任す可く、實子たりと雖も、其器に非ざる者は補任する勿れ。云々。右任符の事は平城天皇大同三年、先祖清持悉くも永宜旨を蒙りて以來、今に至るまで愈る無き者也。

神官役儀、並に裝束の事。  
○大福宜職、○大祝部職、○物忌(女官)一人、父一人、云々。千富福宜是也、○惣大行事は行事職也。神領の中に重福の者之れ在るの時は、惣大行事役として、切害する也。治承年中、源頼朝・鹿島三郎政幹を當社之神職に補せらる、惣大行事是れ也。當國佐竹の冠者秀義を御誅罰の時、武士一人を神職に補せらるべき旨、御心願に依りて也。府中の大掾の末業也。○當郡宮本郷居住、業生里檢非違使、是も

行事職也。神領中を檢断する役也。刑法並に諸の訴訟等の事を掌る。近代檢非違使の掌る事、大方は惣大行事掌る也。○惣追捕使、○押領使、是を兩惣追と云ふ。

○宮介。○權福宜。○和田權祝。○益田權祝。○物申。○權田所。(○權祝)右六人を權官と云ふ。○案主三人。○家司一人。○政所一人。○儀仗二人。右四職共に大宮司家にて萬事の役也。○神夫十二人、御供を調ふる役也。大神、中神、榎村神、萩原神、田神、五郎神、檢校神、小中神、前田神、彌太神、郎家司神、三郎神也。○郷長四人、大長、本田長、青長、若長也。○判官代八人、大判官代、北判官代、酒掌判官代、平太郎判官代、彦七判官代、六郎三郎判官代、左近二郎判官代、太郎判官代。○役人、員數を定めず、官人行事(行事福宜也)を以つて、役人の頭となす也。行事福宜、枝家福宜、永助福宜、橋本福宜、中三福宜、藤七福宜、彌二郎福宜、又次郎福宜、世谷彦太郎福宜、六郎三郎福宜、孫五郎福宜、上野福宜、新三郎福宜、新祝也。○掃守 專當仕承三人。○陪從九人、神樂の役也。別當には神樂の事に堪ふる者を撰

び、之を任す。別當は八乙女陪從の頭職也(妙善、青樂、萬徳、小笛、新大夫、主殿大夫、太郎大夫、二郎大夫、小別當也)。八乙女八人は小忌を着て御神樂を奏す。

右當社神官補任の例法件の如し。文永三年五月十一日、大宮司從五位定景、(在判)。奥書に永享七、大宮司則隆、享祿二、同則久あり。

社頭毎日番次第  
一日 大宮司 一八乙女 家司神  
二日 大福宜 八乙女(岡津邊) 酒掌  
三日 大祝 八乙女(口木) 大神  
四日 總大行事 八乙女(高倉) 檢校  
五日 御物忌 八乙女(鏡) 彦七判官代  
六日 押領使 二儀仗 又太郎大夫  
七日 總追 諸司 本田長  
八日 安主所 物申 孫五郎福宜  
九日 永助福宜 安主所 六郎三郎判官代  
十日 宮介 北判官代 榎村神  
十一日 田所 八乙女(大) 田神  
十二日 新祝 大工 妙善  
十三日 坂戸祝 引頭 中神  
十四日 千富福宜 八乙女 青長

十五日 檢非違使 小別當 萩原神  
十六日 羽生權福宜 八乙女 左近三郎判官代  
十七日 世谷權福宜 一儀仗 檢校神  
十八日 沼尾權祝 仕承 二郎衛門  
十九日 大判官代 平太郎判官代 小中神  
廿日 行事福宜 藤七福宜 當神  
廿一日 安主所 益田祝 彌太郎神  
廿二日 安主所 新大夫 太郎次郎判官代  
廿三日 安主所 彌二郎福宜 若長  
廿四日 新三郎福宜 兼在左近 太郎大夫  
廿五日 枝家福宜 安主所 專當  
廿六日 中三福宜 下生行事 大長  
廿七日 和田祝 主殿大夫 萬徳  
廿八日 坂戸權祝 又次郎福宜 青樂  
廿九日 北條安主 安主所 安主所  
卅日 安主所 六郎三郎 五郎神  
右此旨守る可き也。

永正十八年辛巳正月 日。  
後世は大宮司(大中臣攝)の下に、大行事(鹿島氏)、當福宜(東氏)ありて、三支配と稱し、最も勢力あり。次に、大福宜(羽生氏)、大祝(松岡氏)、以下新祝、物忌等多し。  
16 總追捕使 木瀧氏にして、弘安仁永中、總追捕使大中臣伊景あり、以下代々職を

17 物忌 秋屋氏なり、中臣とも、大中臣とも云ふ。  
18 奥州の鹿島氏 奥州東海岸に鹿島社甚だ多し、即ち三代實録、貞觀八年正月條に「常陸國鹿島神宮司言ふ、大神の苗裔神三十八社、陸奥國にあり。菊多郡一、磐城郡十一、標葉郡二、行方郡一、宇多郡七、伊具郡一、日理郡二、宮城郡三、黒河郡一、色麻郡三、志太郡一、小田郡四、牡鹿郡一、之を古老に聞くに云く、延暦以往は大神の封物を割きて彼の諸神に奉幣すと」云々。此等は那珂國造、磐城國造等、多臣族が蝦夷地開拓の爲に勸請したる鹿島社の分社にして、延喜神名帳にも、黒川郡に鹿島天足別神社、巨理郡に鹿島伊都乃比氣神社、鹿島緒名太神社、鹿島天足和氣神社、磐城郡に鹿島神社、牡鹿郡に鹿島御兒神社、行方郡に鹿島御子神社、信夫郡に鹿島神社等を載せたり。詳細は、日本古代史新研究を見よ。

19 中原姓 磐城國磐城郡飯野八幡宮古縁起に「文治二年云々、預所鹿島中三武者直景、治一年、執行同人」と見ゆ。中原

20 姓にして同郡鹿島に居りし氏か。  
相馬の鹿島氏 相馬郡鹿島より起る。此の地に鹿島御子神社鎮座せらる。當社は古く鹿島氏・福官たりしにて元和の頃には、鹿島大之守藤原良重と云ふ人福官たりき。その六代目重義は青田氏より養子せしにより、原姓を稱して氏を青田に改むと云ふ。これより前、古棟札、及び青田系譜に、天曆年中鹿島大夫あり、其の後、長元三庚午四月十七日、鹿島重大夫、保延四年十月廿一日、鹿島清大夫あれど、詳かならず。

21 伊豆の鹿島氏 伊豆志輪に鹿島源五左衛門あり、又傳左衛門と云ひ、入道久閑と稱す。大見宮上村に鹿島明神あり。  
22 宇都宮氏流 宇都宮大系圖に「宗房一信房一鹿島康房」と見ゆ。こは豐前の鹿島氏なり。  
23 尾張の鹿島氏 中島郡に在り、鹿島助太郎滿貞は明應頃の人也。  
24 伊賀の鹿島氏 當國に鹿島神社の名詞あり、春日神社記に「神護景雲元年六月廿一日、時風秀行二人仰きて、常陸國鹿島より伊賀國名張に渡御す」とあるもの之なりと。また常陸入道鹿島連圓覺上人



の傳説なども此の地に存す。

25 桓武平氏千葉氏流 千葉系圖に「馬加康胤―千葉介胤持―同輔胤―同孝胤―胤實―(鹿島九郎)」と見ゆ。

26 粟生氏族 能登國能登郡鹿島郷より起りたるなるべし。粟生系圖に「粟生左衛門四郎師廣―陸山太郎重廣―賴廣(號鹿島中務丞)」と見ゆ。

27 肥前の鹿島氏 藤津郡鹿島の地は杵島山の麓にして、有明海に臨む。延喜式に鹿島牧見ゆ。更に溯れば、太古鹿島神の鎮座せられし地にして、建借間命、或は其の祖先が幸じて東征せられし、鹿島族の根源地にあらずやと考へらる。景行紀十八年條に「朝日の暉に當つては杵島山を隠し、夕日の暉に當つては阿蘇山を覆ふ」と。こは御木國の太木につきての語句なれど、阿蘇と相並んで靈山たりしを思はしむ。肥前風土記に「一孤山あり。三峰相連る、是を名づけて杵島と曰ふ。坤なるは比古神、中なるは比賣神、良なるは御子神と云ふ。郷間の士女、酒を提げ、琴を抱へ、每歲春秋、手を携へて登望、樂飲歌舞、曲を盡して歸る。詞に云ふ「あられふる、杵島が岳を、さかしみ

と、草とりかねて、妹が手をとる」是を杵島曲と云ふ」と。萬葉集にも此の歌見ゆ。

而して常陸風土記、建借間命・土賊征伐の際に杵島曲を唱ふと。又肥前風土記、杵島御子神に註して「一名軍神、動けば兵興る矣」と。則ち鹿島軍神の根源の靈地たるや明白ならん。殊に建借間命は肥國造の一族なるをや。

28 大村氏流 後世大村氏の一族・此の地に在り。太平記卷三十三、官軍に「鹿島利部大輔、大村彈正少弐」と見ゆるは此の氏也。一本利部大輔の名を宗定とす。大村氏のありし大村方は、鹿島の南方に存す。

29 菊池氏流 肥後菊池郡大寶寺圓通寺の緣起に「延久元年、後三條院御宇、鹿島大夫將監則隆云々」と見ゆ。こは菊池氏の祖にして、此の氏も初めは肥前鹿島にありしものと考へらる。キタナ條、大村條を見よ。

後世また菊池族に鹿島氏あり、此の名跡を襲ぎしものとす。菊池風土記、十八外城の一、戸崎城を載せ、「今村、鹿島氏、代々居す」と載せ、又嘉吉三年菊池持朝

の侍帳に「鹿島利部允隆元」永正元年の政隆侍帳に「鹿島民部允武詮」を擧ぐ。

30 雜載 源平盛衰記に「常陸國住人鹿島與一とて無雙の水練あり、また「鹿島六郎維明、常陸國住人鹿島六郎宗綱」等を載せたり。又これより前、新羅三郎義光、密かに鹿島三郎(義忠家十)をして源義忠を殺すと。又東鑑卷四十に鹿島中務あり。常陸島無量壽寺文書に鹿島尾張權守利氏(大中臣氏)の申状あり、内に降人鹿島又次郎幹(平性鹿島氏)と、兩者所領を争ふ。又康永三年文書に、大行事貞綱見ゆ。下つて、相州兵亂記、天文六年鴻臺合戦に鹿島の郡司あり、小弓御所方なり。又徳川時代、小倉小笠原藩中老に此の氏あり、宇都宮族か。

○山階宮麴麿王第四王子・昭和三年七月臣籍に御降下、伯爵を授けられ、鹿島萩鷹と稱せらる。

借間 カシマ 鹿島と通じ用ひらる。鹿島の祖を建借間命と云ふによりて、明かならん。

○(物部)借間連 讚岐國戸籍に「物部借馬連眞成女、等九人」見ゆ。物部氏の族にして常州鹿島より起れるか。されど富國小豆

島に鹿島邑あり、備前國神名帳なる小豆島郡從五位上賀島玉比咩明神の鎮座地なり。蓋し此の地名を貢へるなるべし。

借馬 カシマ 前條に併せ云へり。寛弘元年の大内都戸籍に借馬時虫女と云ふ人見ゆ

蚊島 カシマ 何處の地名なるや詳ならず。○蚊島君 仁賢紀に「蚊島羅武君、罪あり、皆獄に下して死す」と見ゆれば相當の氏なりしならんと考へらるれど、詳かならず。

賀島 カシマ 鹿島、加島と通じ用ひらる、併せ見よ。

1 上野の賀島氏 東鑑卷十に賀島藏人次郎、また圓覺寺文書に「應永二十三年、上杉安房守憲基に、上野國長野郡内、賀島左衛門太郎關所跡を附與」する事見ゆ。

2 徳島蜂須賀藩の老臣に此の氏あり、賀島長門、同出雲等、武鑑に見ゆ。又加島に作る。

香島 カシマ 鹿島と通じ用ひらる、其の條を見よ。

加島 カシマ カジマ 和名抄、能登國能登郡に加島郷あり、加之萬と註す。其の他、攝津、駿河に此の地名あり。猶ほ鹿島に通ずるが故に其の條を見よ、能登の加島も後には鹿島と云へり。

1 秀福流藤原姓 佐野氏の族にして「佐野小次郎常春―源左衛門尉常世―同常行(與八郎)―常良(加島源太郎)」なりと。

2 駿河の加島氏 富士郡に加島邑あり、此の地より起るか。關東公方持氏の侍臣に加島駿河守あり、永享十一年討死す。

3 阿波蜂須賀藩加島氏は、明治に至り男爵を授けらる。加島政範、其の子、政一なり。又南部藩の重臣に加島氏あり。其の他、美濃、信濃等に此の氏あり。

柏間 カシマ 鹿島と通ず、その條を見よ。東鑑卷三十二に柏間左近將監、四十に柏間左衛門入道、四十九、五十一、五十二に柏間左衛門次郎見ゆ。

また同書、仁治二年十二月廿四日條に「多磨川を堀り通し、其の流を堰き上げ、武藏野に於いて水田を開くべき事、施行既に訖る。柏間左衛門尉云々等奉行たり」と。北條九代記にも見ゆ。

栢間 カシマ 柏間に同じ。

鹿島田 カシマ 武藏國横樹郡鹿島田郷(龜岡文書)より起る。東鑑四十四に鹿島田左衛門尉惟光見ゆ。後世總社の社家に此の氏あり、廳官四家の一也。在廳官人の裔かと云ふ。志摩にも此の氏ありと。

加志村 カシマ 常陸國久慈郡加志村より起る。藤原南家二階堂氏の族にして、名族なり。新編國志に「加志村、藤原氏にて、もとは二階堂なり。久慈村加志村より出づ(今宮岡村に改む)。藤原爲憲六世孫を白尾三郎行遠と曰ふ。行遠の子山城守行政・二階堂と稱す(二階堂系圖)。源賴朝の興るに當りて、鎌倉の政所執事たり、二子を行光、行村と曰ふ。行光・信濃守に任じ、執事を襲ぐ。行村・隱岐守に任じ、評定衆たり。兄弟

樫村 カシマ 奥州田村家臣に此の氏あり、其の他磐城岩代に多し。恐らく次の氏と關係あらん。

1 宇都宮氏流 豐前の豪族にして、柏村兼康あり、その子兼重、その子兼貞也。

2 平姓 常陸の豪族、新編國志に「柏村、これも平氏なり、佐竹氏近習の士、上野の牢人」と見ゆ。

3 藤原姓 石清水祠官にあり、藤原姓と稱す。本願壯士誓固職、以下二家あり。

4 高志宿禰 これも石清水祠官にして、相模預備宜なり。貞直より系あり。

5 其の他、磐城、岩代地方及び石見にも此の氏あり。



並に那珂西郡沙汰人を以て、那珂西、久慈西の地頭職を兼ね。行村二子、行義と曰ふ出羽守たり。行義の子義賢、左衛門尉、民部丞と稱す、伊賀守たり。子行繼、其の子義員・小名長壽丸、祖父義賢の遺業久慈西郡加志村を受けて、其の地頭たり。因て始めて加志村氏と稱す。兼ねて那珂郡酒戸郷を食む(吉田社文書)。弘安八年、父行繼、安達泰盛の叛に黨す。泰盛敗るゝに及びて、義員・其の地頭職を失ふ。子行光(系圖、文書)伊賀守と稱す。北條氏の宰平宗綱に就きて、宛を哀訴す。乾元二年、舊に復することを得たり。子行經、壹岐守、早世。其の子兼經、亦伊賀守、子家政に致り、行經の舍弟但馬守行清、大貳房行喜等の遺跡を合す。この後、其の譜牒を失ひて、世次を詳かにせず。頼行あり、蓋し家政の子、小倉、北條(久慈西)二地を兼ね食む(文書)。蓋し佐竹氏に仕へし也云々と。岩代にも此の氏あり。

**鹿志村** カシムラ 加志村と通じ用ひらる。田村家臣に此の氏あり。

**可土村** カシムラ 加志村氏に同じ。藤姓。

**榎本** カシモト 横姓楠木氏流。河内の名族にして、後

紀伊に移るものあり。續風土記、伊都郡東家村地士榎本貞藏條に「家傳に、其の祖楠左衛門尉正玄八代の孫榎本金藏といふもの、河内の國石川郡水村より、享徳中、當地に來りしより、世々當村に住すといへり」と見ゆ。

2 岩代にも此の氏あり。

**柏本** カシモト カシハモト 榎本と同じく楠姓なり。

**賀合** ガシヤ 丹波國桑田郡に、賀合莊あり。古文書類纂上に、「後深草天皇建長二年關白藤原道隆分封 總處分、一寺院中略東福寺中略 院領中略丹波國賀合莊」と。當莊は山州法性寺内報恩院領にして、月輪殿置文をのこし「供僧六口一人、六十石丹波國賀合莊」云々と桃花葉葉に見ゆ。東賀合今本梅村と改稱す(地名辭書)。

**我謝** ガシヤ

**借家** カシヤ 和名抄、薩摩國出水郡に借家郷あり、加紫久利神社と關係あるか。

**柏山** カシヤマ カシハヤマ 又榎山に作る。柏山ともあり。此の氏には次の二流あり。

1 秀郷流藤原姓波多野氏流 相摸國足柄上郡柏山邑より起る。波多野系圖に「沼

田七郎家通一家信(柏山太郎)」と見ゆるより出づ。ヌマタ條を見よ。

2 桓武平氏 陸中藤澤の大族にして、藤澤郡柏山より起り、柏山城(二に大林城)に據る。此の地(水澤邑)に駒形神社の里宮あり、封内記に「天文元年、柏山伊勢守再興。本郡西根邑駒形神社の末社也。觀音堂、大永五年、柏山伊勢守再興」と。又古處あり、同記に「大林城と號す。傳へて曰ふ、柏山伊勢守の居る所なり」と。柏山氏は鎌倉以來の舊族にして、一時勢力ありしが、天正十八年、柏山中務明家、葛西氏と事を共にせしにより其の領土を失ひ、子孫南部氏に仕ふ。奥南盛風記に「柏山は、藤澤郡上伊澤三十三郷、下伊澤二十四郷を領す。元祖は大相國清盛の孫にして、平家没落の時、乳母に具せられ、羽州秋田に下り忍び居る。文治五年、泰衡滅亡後、奥州の檢斷那次川左衛門・下向して奉行する時、(那次川檢斷とは葛西氏ならん)、乳母出羽より來り、那次川を頼む。那次川、平家の舊恩ある故、是を留主葛西壹岐守清重に相談して、鎌倉殿頼朝公に達し、伊澤郡を賜はる。彼の乳母・幼兒を相具して、伊澤西根の山伏

の家を宿り、那次川が下向を待ち請けて、同郡大林に取立て居城し、柏山殿と申す。彼の山伏やしき、柏山と云ひ、出世の吉事なればとて、氏を柏山と云ひ、幕の紋を石たゞみ、旗の紋を三柏とす。古の郎從・鴨參じ、筑紫の三田、美濃の大内、近江の峰屋など、皆大林に來り仕ふ。天正の頃、柏山殿に中務以下兄弟四人あり。弟伊豫は下伊澤を領し、中務は上伊澤を領す。次は小山九郎、兵法の達人也。次は宮内とて、折居の城主也。中務の子を千鶴丸と云ふ、成人して伊勢と云ふ。家人三田は下伊澤の内、前澤の城に居る。大内は上伊澤水澤の城に居る」と見ゆ。出自の傳説は信じ難きや勿論なるも、兎に角、鎌倉以來の名族たるなり。或は、かく平姓と稱し、且つ三柏を家紋とするより葛西氏の族かと云ひ、又中尊寺文書に「正應元年、中尊毛越兩寺住侶等、葛西三郎左衛門尉宗清、伊豆太郎左衛門尉時員、葛西彦五郎親時等と、相論云々」とある伊豆氏、これかと云ふ。

明應八年十二月十三日の薄衣美濃入道經蓮狀に「柏山伊豫守重朝・又之に就き、金成黒澤と共に野心を挟み、富澤河内守

を殺す云々。從へ柏山伊豫守、斐噌の勇あり、兼由の射を能くし、以つて其の大衆を率ゆと雖、我が兵・南北より之を夾み攻め、切齒傾首、火焰を出し、以つて戦はゞ、轍く本意を成さん矣。而して上下伊澤は言ふに及ばず、黄一揆中に至りても、亦之を破るや易し矣」と。その後、伊達世次考に「續宗公、永正十八年五月朔日、書を柏山伊豫守に贈る云々。今按ずるに、柏山伊豫守は薄衣狀に所謂重朝か、或は亦其の子也。藤澤郡永澤邑大森城主、而して葛西旗下なり」と。又「天文十二年云々、柏山伊勢は蓋し伊豫重朝の子也」と見ゆ。江刺氏家譜に「治部隆重の女、柏山伊勢の妻」と。その後、天正中の中務は奥羽永慶軍記に柏山中務少輔明家と載せたり。

生城寺柏山氏の石碑には月星の紋章を刻すとぞ。配下の將に、前澤、水澤、中畑、桃岡、小山等あり。

**榎山** カシヤマ 柏山氏に同じ。

○平姓 藤澤郡柏山氏は又榎山氏とあり、その一族郡内に多し。封内記に「前澤邑古壘、榎山彦五郎居る所」と。又「中畑邑古壘、榎山平次郎の居る所」と。また「小山邑古壘

榎山八郎居る所」と。皆この一族なり。

**家所** カシヨ 藤原南家、イヘドコロ條を見よ。

**神代** カシロ カミシロ條を見よ。

**可須** カス 和名抄壹岐國壹岐郡に可須郷あり。

**加須** カス

**嘉須** カス 堀尾山城守給帳に「百五十石、和(三九郎)と云ふ者見ゆ。

**柏井** カスキ 備前に此の氏あり。

**一井** カスキ イチノキ條を見よ。

**數井** カスキ 一井氏と通ず、イチノキ條參照。

**加推** カスキ 備前に存す。

**嘉敷** カスウ 備前に存す。

**糟江** カスエ 東鑑卷十に糟江三郎あり。

**數江** カスエ

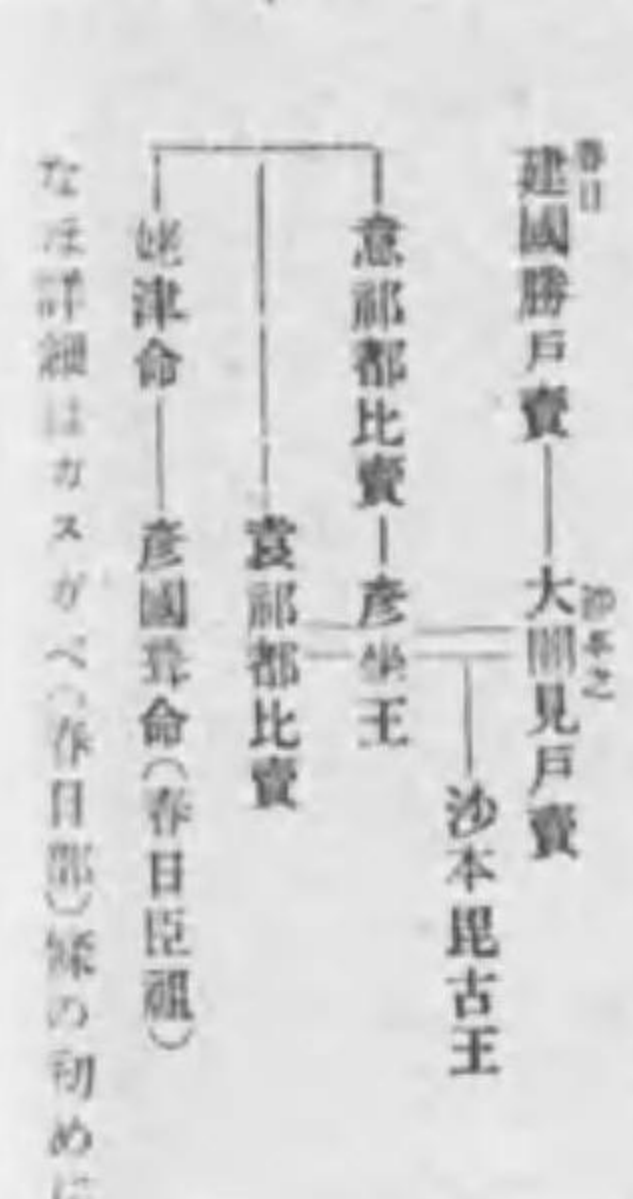
**糟尾** カスヲ 下野發祥、又武藏にあり、新編風土記、兒玉郡の卷に「糟尾氏 醫を業とす。先祖は黒澤伊豫とて、累世北條氏に仕へ、元龜中に横地左近と同じく八幡山城を護る。天正に至り病みて退去す。此の時、永二十貫を賜ひて宅地前職を闕く。伊豫素醫術を嗜み、下野國に行て、糟尾壽信



齋が徒となる。由緒書の時に曰ふ、伊豫・醫衛の奥を受、且師家の方書を悉く譲られ、家寶の秘傳まで、附典に預りて郷里に歸り、晩年には師の號を襲きて精尾養信齋と改稱す。嘗て上野國箕輪城にて、北條安房守氏邦が病を治て効ありし故、此の後、氏邦殊に待遇せしと云ふ。子孫其業を續て連綿す。子右馬助、孫後の右馬助處信より、左門處恭左内養英まで、治術を事とす。養英が子右仲萬新風く學を好み、林祭酒の門に列し、昌平學舎に入りて、盤雲の功を積み、復姓して黒澤と號す。後田安然院殿の聘に應じて典詰儒員となる、今の衛次は萬新が子なり、古記録は慶長年間、回祿にあひ、今は當時の文書數通を藏す、と見ゆ。なほタロザハ條を見よ。

春日 大和國添上郡の春日より起る。カスカに春日の文字を當るは、「ハルヒ」(春日)のカスカ(武烈紀)と古典に見ゆるが如く、枕詞より轉じたるなり。古く春日縣あり、後世郡名となる、和名抄に見え、加須賀と註す。其の他、諸國に春日なる地名多し、其の殆んどは、春日氏、春日部の移住、或は春日神社の勧請より來る、カスカハ條を見よ。

1 春日縣主 春日縣は後の大和國添上郡春日郡附近の地を云ふ。此の縣主は綏靖紀二年條に「一書に云ふ、春日縣主大日諸の女系禮媛也」と見ゆ。后妃を出せし程の氏なれば、相當の盛族と考へらる。其の後、古事記に「大倭根日子賦斗瀧命(孝靈帝)云々、春日の千々速真若比賣を娶る」と載せ、又開化段に「日子坐王云々、春日建國勝戶賣の女、名は沙本の大間見戶賣を娶りて、御子沙本毘古、云々を生みまつる」とある千々速真若比賣、建國勝戶賣の如きは、此の縣主家の人か、或は關係深き人ならんと考へらる。而して沙本毘古の謀叛の際、此の氏は其の外戚たるより、之に加擔して滅亡し、其の所領は、和珥臣に移り、和珥臣より春日臣を起せしものと考へらる。即ち此の縣主と次に云ふ春日臣との關係は次の如し。



2 春日族 孝昭天皇の皇長子天帶彦國押人命の後にして、彦比津命の子彦國押は、崇神朝、武埴安彦の亂を平げ、垂仁朝、五大夫の一たり。又其の孫藤原乘彦は任那を助けて新羅を討ち、彼の地に鎮す、實に任那日本府の起原たり。その後、難波根子建振熊(難波宿禰)あり、神功皇后の征新羅の役に從軍し、又難波忍熊二王の亂を平げ、その子大矢田宿禰は新羅に鎮守將軍たり。而して一方、常に后妃を出して、皇室の外戚たりし事も屢々なりき。實に上古第一流の大族と云ふべく、又其の支族の多き事も他に譲らざる也。小野、栗田、柿本、山上、飯高、壹志、吉田、あり。

附記、五郡神社記に十市縣主系圖を載せ、「希有系圖也」とあれど、同作者の偽作なるや著し。されど參考の爲に舉ぐれば、春日縣とは十市縣の古名にて、事代主命一鴨王命—大日諸命(春日縣主)—大間宿禰(春日縣主)—春日日子(春日縣主)—豐秋狹大彦(同上)—五十坂彦(孝昭天皇御世、春日稱改名、云十市、詔五十坂彦、爲縣主)—大日彦(十市縣主)と。笑ふべし。

與世、眞野、櫻井、多紀、大宅、布留、額田、壬生、牟那、葉栗、知多、和安部、久米、大坂、猪甘、都努山、津門、櫛代、葦浦、物部、安那、羽束、根、度守、丈部、中臣、野中、井代、春日部、水取、近淡海、和珥部、瀧宗等、皆然り。春日臣は此等多くの氏々の宗族にして、後には大春日臣と云へり。されど、もと添上郡和瀧の地にありしにて、初めは和瀧臣と云ひ、其の部曲の民を和瀧部(和珥部、和瀧部、丸部)と云へり。後春日臣を本據とし、春日臣と云ふ。故に太古の事はワニ條にて詳説すべし。

3 春日和珥臣 大和國添上郡和瀧より春日に移りたり和珥臣なり。雄略紀元年條に「次に春日和珥臣深目の女あり、童女君と曰ふ。春日大娘皇女を生む」と見え、古事記には「天皇・丸瀧の佐郡紀臣の女食野比賣と婚する爲、春日に幸行ますの時、媛女に道にて逢ひ給ふ、云々」とあるを併せ考へて、春日に遷り住みし和珥臣の愈なるを知るべし。此の氏、後單に春日臣と稱す。春日大娘皇女は仁賢天皇の皇后なり。

4 春日臣 欽明紀に春日日爪臣、敏達紀に春日日臣仲君、崇峻紀に春日日臣等見ゆ。前項春日和珥臣の後なり。古事記孝昭段に「天押帶日子命は、春日臣、大宅臣、栗田臣、小野臣、柿本臣、壹比京臣、大坂臣、阿那臣、多紀臣、羽栗臣、知多臣、牟那臣、都努山臣、伊勢飯高君、壹師君、近淡海國造の祖也」と見え、姓氏錄、大春日朝臣條に「天帶彦國押人命より出づる也。仲臣令、家に千金を重ね、精を委みて堵と爲す。時に大鷦鷯(仁德)天皇、其の家に臨幸あらせられ、詔して精垣臣と號す。後改めて春日臣と爲す」と載せ、精垣より春日となりしと云ふも、もとより地名附會の傳説にして、採るに足らず。春日の地名は既に春日縣主より發すればなり。猶ほ仁德朝云々とあるも信ずるに足らざるべきか。何時代より春日臣と稱せしやは未詳なれど、恐らく雄略朝以後の事なるべし。此家の系圖、ワニ條に載す。春日氏族の宗族にて、代々后妃を出し、上古第一流の貴族なり、後大春日臣と云ふ。

5 大春日臣 前項春日臣の本宗は、後大春日臣と云ひ、天武朝朝臣姓を賜へり。オホカスカガ條を見よ。

6 春日部流春日臣 承和十四年八月紀に春日部流春日臣、大春日朝臣と同族か。天平



十四年紀に春日朝臣家繼女あり、鹽焼王の事に坐して土佐に配流さる。

13 春日藏首裔の春日朝臣 天平神護二年三月紀に「左京人從七位下春日藏毗登常麻呂等二十七人、姓を春日朝臣と賜ふ」と見ゆ。又寶龜八年五月紀に春日朝臣方名あり。

14 美濃の春日(無尸) 當國春日部里大寶二年戸籍に主帳進大初位下春日益を初めとし、二戸、妻に一人、此の氏人見ゆ。なほ春日部條第十項參照。

15 伯耆の春日(無尸) 朝野群載十一に、「永久三年春日助丸(伯耆國人)」と云ふ人見ゆ。

16 京師の春日(無尸) 朝野群載十一に、「長徳二年、春日國松(左京人)」見ゆ。

17 (大)春日氏 オホカスカガ條を見よ。

18 山城の(大)春日氏 西宮記に見ゆ。オホカスカガ條を見よ。

19 滋野姓福津氏流 信濃國の豪族なり。當國、佐久郡に春日邑あり。關係あるか。

滋野氏三家系圖に「福津小二郎道直―神平貞直―貞親(春日利部少輔)―貞俊(春日五郎)―弟貞幸(刑部三郎、承久兵亂、關東先陣、宇治川入水)―某(同時入水)―

23 清和源氏足利氏流 下野國安蘇郡春日邑より出でしか。滋川氏の族にして、滋川系圖に「右兵衛佐義行―三郎義長(嫡男、關東在住)―義佐(號春日)」と見ゆ。

24 藤原北家魚名流 六條家の庶流にして尊卑分脈に「魚名―末茂十世孫(六條)顯輔―重家―經家―家季(從三、左門佐、號春宮、流布本春日)―季範(從三)―顯範(侍從)―家顯―定範(左衛門佐)」と載せ、六條家系圖にも「家季(六條、又春日)」と見ゆ。

25 藤原北家長良流 武藏國足立郡春日山より起る。この地は新編風土記、小針内宿村條に、小針内宿陣屋、村の東にあり、小名を春日山と云ふ。春日下總守景定が陣屋跡なりと。今は村民居住の地となれり、と見えたり。家譜に「長良の孫飛彈判官代爲季、初めて春日を稱す。其の裔太郎行元・尊氏に仕へ、足立郡桶皮郷を領す」と云ふ。寛政系譜・本支四家を載す。家紋輪寶、羯摩、一輪牡丹。行元―兵庫助入道行宗―同行高―八郎太郎行常―下總守行光(兵庫助)―兵庫頭景定(八郎、下總守入道)―左衛門家吉―彌吉家春、弟左衛門家次(八十郎、與市)―八郎

と見ゆ。されど、もとは春日部裔ならんかとの説あり。

貞親は東鑑卷九、十に春日小次郎貞親、貞幸は二十五に春日刑部三郎貞幸、承久記卷四に「信濃國の住人春日刑部三郎ふし、一どにうち入り渡しけるが、子はたちまち沈みてしす。ちよもをし入れしを、くがにのこりし良等、ゆみのはずを、入てさかしけるにぞ、さうなくとりつきて引上らる云々」と。

其の他、東鑑卷五、文治元年十月及び六年二月隨兵に春日三郎、文治五年に春日小次郎、春日與一、建長二年三月一日に春日刑部承、また承久亂に春日刑部次郎太郎、同小三郎等あり。其の後裔、應永の亂に見え、又下つて天正年間、筑摩郡に春日源太左衛門尉あり、青柳を領す。又高遠の新衆に春日新次郎、又伊那郡に春日氏あり、その堡壘址、伊那町に存す、應永の頃より此處に居住し、世々高遠に屬し、天正年中、春日河内守昌吉、仁科五郎信盛の麾下に列し、同十年二月織田氏に亡ぼさると傳へ、また片桐村前澤に春日氏の居館あり。慶長六年、飯田の城主小笠原秀政の臣春日淡路守五百石を領



右衛門義陣(千八十石)なり。

26 宇多源氏五辻家流 尊卑分脈に「敦實親王―雅信(左大臣)―時方(大原少將)―仲舒(仲信)―仲賴―仲棟(號能登三郎大夫)―仲親(諸陸頭)―仲康(本名親順)―仲衡―仲朝(對馬守)―(春日)仲基(本名仲雄、上北面、後、喉院細工所別當)―仲寛(大膳大夫、上北面)―仲藤(宮内權少甫)―仲光(左馬助、參川守、右馬助、刑部少輔)―仲賢(治部權少甫)―仲雅(民部大甫)」と載せ、又「仲寛の弟仲經(後宇多院上北面、播磨守、左將監)―仲能(内昇殿、伊與守、大膳大夫、彈正大弼、文和・召し出され、武家に誅さる)―仲繁(宮内大甫)、弟仲名(中務權大甫、修理權大夫)、また「仲能の弟仲家(若狹守)―仲定(彈正大弼、右京權大夫)―仲持(美濃守)」、また「仲家の弟直國(讚岐守、木工頭、彈正少弼、光嚴院上北面)―仲興(上北面、右京權大夫、中務權少甫、彈正少弼、應永十三正廿六卒)」と見ゆ。

27 村上源氏北畠氏流 尊卑分脈に、准后

し、此所に居る。寛永元年、天龍川瀧水暴荒の爲め高遠原に引移る(伊那武鑑)となり。水内郡にも此の氏あり。(軍鑑傳解に春日播磨見ゆ)。

20 甲斐の春日氏 甲陽軍鑑に「伊澤の大百姓春日大隅の子彈正忠昌信(又昌宣、昌昌、晴久などあり、初め源五郎)、永祿四年、高坂氏の家蹟を賜ふ」と。されど此の後も春日氏を稱す。即ち駿州大宮神馬奉納記に「春日彈正忠、春日中務少輔」と載せ、其の他、信支の判書に春日彈正忠と見え、高坂とあるなし(國志)。春日昌信は信濃海津城主たり。下關屋村明德寺に彈正夫婦の石塔あり、十六葉の重菊を彫る。其の他、古戦録に高坂彈正昌信の雙子春日宗次郎昌元あり、沼津城を守ると。この春日氏は信州より移りしならんと云ふ。

21 越後の春日氏 岩船郡本庄城(村上城)は往昔春日右衛門尉光明の居城と傳へらる。後世上杉氏家臣に春日右衛門あり、出羽置賜郡高島城を守る。

22 若狭の春日氏 松尾寺縁起に「延喜十二年、神野浦の海人春日爲光・靈木を感得して、馬頭像を刻む」と曰へり。

親房の子顯信に注して、「春日左少將、一品准大臣(南朝詔云々)」とし、其子信親、守親、親統を載せ、太平記卷十九に「副將軍春日少將顯信、三十三、菊池合戦に「春日中納言」、また「北畠源中納言、春日大納言。宮を落し進らせんとて、蹈止まつて討れ給ふ」と。又顯信の弟顯時は春日中將と諸書に見え、又春日侍從顯國あり、常陸に轉戦して義死す。常樂記に「康永三年三月八日、春日侍從顯朝朝臣、甥右兵衛佐同時生捕、則誅也」と載せたり。なほキタバタケ條を見よ。

28 春日神社々家 春日社は藤原氏の氏神として、中古以來、朝野の尊崇極めて盛、伊勢に次ぎ、賀茂と相並ぶ。従つて其の祠官・また勢力あり。當社は續南行雜錄に「春日社司、◎(按ずるに此の條は蓋し宗淳記する所)春日社司に兩流・有り。大中臣と曰ひ、中臣と云ふ。中臣先祖時風、秀行、初め神駕に従ひ、鹿島より來る。因て神宮と爲す。二人の後を見るに九家有り。曰く辰市と稱する者二、大東と曰ひ、東地井と曰ひ、新と曰ひ、今西と曰ひ、富田と曰ひ、南と曰ふ。此れを南郷と爲す。毎に先づ



新預に補し、闕に依り權預に遷る。次第に轉任し、正預を以て最と爲す。其の加任預と神宮預とは、初任より即ち此の號有り。復た轉任せず。唯巡に依り直に正預を補す。正預・此れを修行と謂ふ、社中の事大小と無く、皆専ら修するを以て也。

大中臣は、後世朝廷・權に其の人を差して本社に仕へ奉らしむ。猶ほ伊勢の祭主の如し。其の後・子孫代々其の遷に當り、遂に世家と爲る。其の支庶見に七家有り。之を北郷と謂ふ。中東と曰ひ、正眞院と曰ひ、西と曰ひ、中西と曰ひ、向井と曰ひ、奥と曰ひ、奥田と曰ふ。皆初め新權神主に補し、權神主に轉じ、神主に終る。大中臣は朝廷の命ずる所、固より崇貴と雖も、而も中臣は駕に従ひ、遠く來りて、神に奉ずること亦久し。故に故家を以て自ら居り、肯て彼に讓らず。又若宮神主有り。亦中臣氏にして、乃ち大宮社司の別れ也。一家一職、子孫相代り、他家に傳へず。副貳を置かず。初め其の居・新藥師寺に近きを以て、新藥師を以て號と爲す。中葉・祐臣なる人有り、和歌を善くす。其の子鳥の作尤も世に稱

せらる。故に子孫遂に千鳥と號す。今に至りても改めず。當今の社司の補任を後に列ねて、其の別を知らしむ。代人より、以て任丁に至る、亦各々族を以て層に係く。南北郷、及び若宮、此れを三郷と謂ひ、或は又三方と曰ふ。

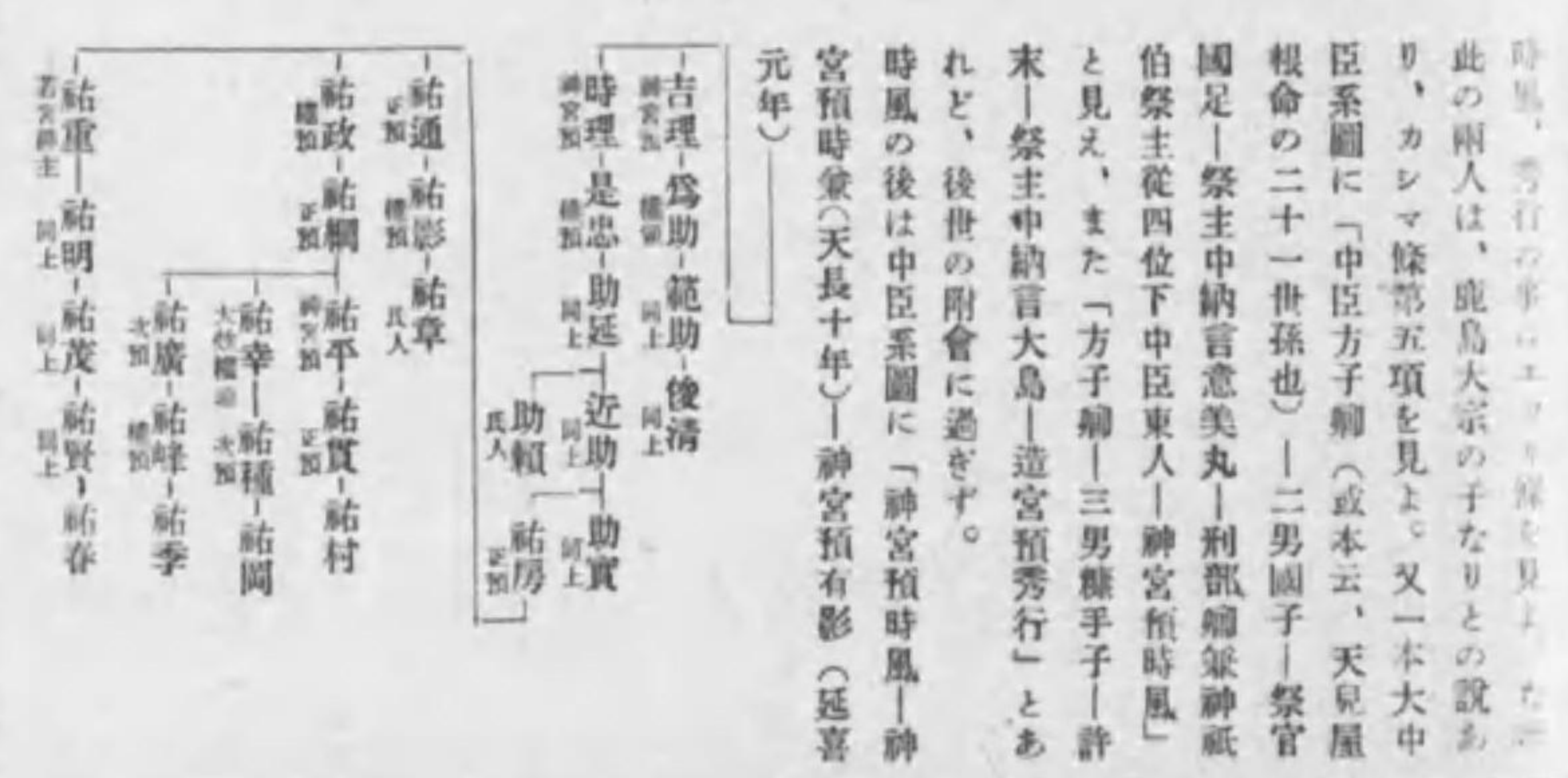
神主 正三位大中臣師直(西左近)、權神主 從三位大中臣時雅(中西左京)、新權神主 從四位上大中臣家知(奥田圖書)、修行正預 正三位中臣祐俊(新兵部)、權預 從三位中臣延相(大東右近)、加任預 正四位下中臣延英(富田内膳)、神宮預 正四位下中臣祐舍(今西華人)、權預 正四位下中臣祐友(南木工助)、權預 正四位下中臣延尙(大西大藏)、次預 正四位下中臣祐宣(東地井元殿)、新預 從四位下中臣祐用(辰市淡路守)、新預 從四位下中臣祐當(辰市上總介)、若宮神主と。また大和志料に「社家の傳に、神護景雲元年正月十六日、鹿島の武靈命、大和に入らせらるゝや、其の社家中臣大宗の子時風、弟秀行、及び禰宜紀乙野の三人、これに供奉し、伊賀の鹿生中山に至る。時に時風等燒栗を供進す。神宣に依り、

之を植う、忽ちにして生殖す。因て氏を中臣殖栗と稱す。同二年十一月九日、社殿を三笠山下に創立するに及び、仍ちこれに奉仕す。四年正月十八日、時風・神宮預に補せらる、實に是れ辰市家の祖なり。時風、當郡辰市郷に居り、後ち采地となる、故に後人祠をこゝに立て、其の靈を祭る、所謂辰市社即ち此れなり。同月同日、秀行・造宮預に補せらる、實に是れ大東家の祖にして、南郷社家の棟梁たり。

而して乙野の五世孫乙成・承平七年二月二十五日、神託に依り、名を春安と改む、春安の子春成は、長徳二年二月九日、亦神託に依り、紀氏を改めて天女氏を稱す。是れ南郷常住、神殿守梅木家の祖にして、南郷禰宜の祖なりと云ふ。天祿二年十一月、春日祭に際し、正預等忌服を以て神事に預るを得ず、神祇官人大中臣恒瀧の二男時用・臨時祭官に補せらる。子孫相繼ぎ之を襲ふ。是れ神主大中臣家の祖にして、實に北郷社家の領袖たり。永延元年二月、關白藤原道長命じて、備前國兒島郡正八幡の社人紀清定、弟清武

の二人を神主職の附屬として、奉仕せしむ。清定は北郷常住、神殿守大宮家の祖にして、清武は同職秀能井家の祖なり。長承四年時風八世の孫祐房を若宮神主に兼補す。是れ千鳥家にして、一家重代の職と稱す。此の時乙野十世の孫末春を以つて、若宮常住、神殿守に補す。即ち若宮禰宜の祖なりと云ふ。家々其の系譜を傳ふれば、宜しく本書に就きて之を見るべし。正預、神主、若宮神主の三職を三社務と稱し、社中の顯職とせり。正預職の下に、權の預、次の預、加任預の三職あり。神主の下に權神主、新權神主の二職あり。此等の社家、又は社司と稱し、各々血統を以て補任し、異姓を交る事なし。其の他の神人を禰宜と稱し、神殿守、職事、殿番、出納、膳部等に補せらる。其の血統を重んずる事、亦社司に異なる所なし」と。近代神官、凡そ百七十餘戸なりしとぞ。

より御影向、御乗物は鹿を以つて御馬と爲し、楠木の枝を以つて御幣と爲し給ふ。神護景雲元年六月廿一日、伊賀國名振郡夏身郷一瀬河にて御沐浴、鞭を以つて驗を爲し立て給ふ。樹と成りて生ひ付く。其れより後、同國鹿生中山に數月御す。時風、秀行等に、燒栗を各々一つ賜ひて宣はく、汝等子孫・斷絶なく、我に仕るべくは栗殖へんに、必ず生付くべしと。即ち生付きたる。之に因りて始めて中臣殖栗連と號す。同十二月七日、大和國城上郡安部山に御坐、同二年、三笠山に御垂跡也」と。また興福寺蓋觸記に「社司は神宮預中臣連時風、造宮預中臣秀行也(時風、秀行は天兒屋根命二十五世の孫大宗の息也。一男時風は今の春日祠官辰市家の祖也。二男秀行は今の春日祠官大東家の祖也。大和國添上郡辰市郷に住み而して後に采地と爲す矣。故に其の郷に於いて靈神を奉齋す焉。今在る所の辰市神社は時風、秀行也)云々。仍りて神・植栗姓を賜ふ、爾より已來、時風、秀行の子孫社司中臣姓、植栗氏を襲る、是れ其の權與也」と見ゆる殖栗連時風、秀行の後なり。





助頼の後は「正預祐清」權預祐宗、弟權預祐忠、權預祐尚、弟正預祐公、正預祐繼、次預祐顯、弟主殿助祐員」なり。次に秀行の後は「造宮預秀行、同秀基(天安二年)一同上有基(天曆元年)、弟同上助滿、權預信清、正預信近、同信經、同信俊、次預信春、次預義滿、正預能清、正預能繼、弟能綱、弟正預能近、また「能清弟正預能基、次預能延、權預能國、次預能賢」にして、また「正預信近弟信延、弟正預有近、一男預近季、二男預有助、三男正預有忠、預有兼、正預有政、有保、また有兼弟正預延遠、正預遠忠、正預延忠、權預延秀」と見ゆ。

30 神主(大中臣) 中臣氏系譜に「御食子一垂目(鳥鷹)中臣朝臣」名代一伊賀磨一真助(大中臣朝臣)一天足一千世一氏勢(少司)一時用(大司)一理平(春日神主)と載せ、大中臣系圖に「時用(春日神主)一理平(主神司中臣、春日神主、齋宮助)一兼興一惟幹(權大宮司、實時用二男、然與祖父立子)一忠時(少宮司)一惟經一惟房(權大宮司、春日神主)、惟經弟時經(春日神主)一經房(藏人所、春日神主)一泰房(春日神主、泰時同神主)一成房(同

神主)、經房(時房)(左京進)一奉隆(春日神主)とあり。又「時經弟經元一時盛(所業、治部丞、春日神主)一時弘(木工助)一時定(春日神主)」なり。

31 若宮神主 第二十九項參照、祐春(弘安五年壬午九月卅日、父祐賢の讓に依りて若宮神主に任ず)の後、其の子「若宮神主祐臣」祐堪、祐右、祐深、祐光、祐富、祐村、祐勝、祐智、祐實、祐根、祐紀(後政府)一祐榮一祐忠一祐之」なり。

32 歴名土代に「正四位下。大中師和(大永二、春日社神主)。大中家統(同五十一)。同七一、九、從三位、春日社神主。(奥)大中家賢(天文九。同十二、春日社神主、父家統の替。同十三、從三位)。(大東)中臣延有(同十一)。(東地井)中臣祐國(同十二、春日社正預、同十卒)。(同)中臣祐忠(同十七。同十二月春日社正預、同二十二、從三位、正遷宮賞)。大中時具(同十七。同二十二。春日社權神主。同廿三從三位)。大中師重(同廿一。同廿二、轉春日社神主。同廿二從三位、永祿九卒)。(辰市)中臣祐次(同廿二、春日社次預、正遷宮賞)。(春日社權神主)大中臣時宣(永祿二、春日社新權神主。同九、

神權神主。同十一月九日、從三位)。(春日社正眞院)大中臣經榮(永祿二。同九神春社神主、春日社權神主。同九從三位)。(春日社兩)大中臣師清(同六、刑部輔)。(春日社)同家政(同六。同九神新權神主)。(春日社師典)大中臣家種(永祿六)。(春日社正預富田)中臣延時(同七)。(春日社權預長巳)中臣祐禰(同九。天正五、從三位)。

次に「從四位上。大中家康(天文六、春日社權神主、同七卒)。大中家賢(同六。同七、轉春日社神主)。大中師重(同十二。春日社權神主)。大中時具(同十二。春日社新權神主)。(積藏院中東)大中臣時宣(同廿四。永祿二春日社新權神主)。大中臣經榮(同四。永祿二、春日社、轉權神主)。(春日社新權神主)大中臣家政(永祿元)。(同家種(同元)。中臣延時(同三。同四、春日社正預)。(春日社權預辰市)中臣祐金(同九)次に「從四位下。(大東延有連男)中臣延時(天文廿二、春日社權預、正遷宮賞)。(正預祐恩子)中臣祐禰(同廿三)。(春日社新權神主正眞院)大中臣經榮(同廿三)。(春日社次預)中臣祐岩(永祿二)。(春日社權預)中臣延能(同

五)。(春日社權預辰市)中臣祐金(同七)。(春日社權預今西)同祐庭(同七)。(同權預上)同延安(同七)。(同神宮預東池少)同祐文(同七)。(同若宮神主)同祐根(同七)。

33 供奉人坊目考に「奈良は往昔七郷に分ち、刀彌七人ありて政法を沙汰し、春日供奉人と稱する事不審なり。實徳僧都七郷記を按ずるに、草薙中、興福寺の奴婢、武頼以下の七人各々、七郷に分ち、人夫傳馬等を掌る」とあり。刀彌は此の末孫か。南都の衆、動もすれば、春日供奉人の裔と稱するも、是れ今を見て古を知らざるなり。抑も春日神は神護景雲二年に來りますと雖も、其の體、尙ほ微なり、清和天皇貞觀以後や、威嚴なり、往時・東大寺八幡大神は殊に莊嚴にして、其の委しき事は國史に見ゆ。後世東大寺八幡衰へ、其供奉、奴婢の族も皆春日を冒せることし(地名辭書)と。

1 赤松氏後 赤松系圖に「則村 貞範(筑前守、號春日井雅樂助)一出羽守顯範一出羽守滿真一伊豆守貞村一刑部大輔教貞一範行」と見ゆ。貞範が丹波國春日部を領せしにより、此の家號あるなるべし。

次に「正五位下(春日社權預)中臣祐金(弘治四)。(春日社權預)中臣祐庭(永祿三)。(春日社)中臣祐久(永祿三)。(春日社權預今西)中臣祐國(天正九)。(春日社家政子)大中臣家光(同九)。

34 鐵載 北條氏家臣に春日源太左衛門、庭瀨板倉藩藩役、久我家諸大夫及び侍にあり。又加賀藩給帳に「二百五十石春日榮五郎、また薩摩國谷山郡谷山郷福本村伊佐智佐神社社司に春日氏、又美濃、武藏(丸に横木瓜)等あり。又春日局は齋藤内藏助利三の女、母は稻葉氏。稻葉正成の妻、イナバ條を見よ。

2 河内の春日井氏 百濟王裔なり、次條を見よ。

次に「從五位上。(春日社)中臣祐庭(弘治四)。(春日社)中臣祐國(同七)。(春日社)大中臣家光(同七)。(春日社)大中臣經久(同七)。(同)中臣祐範(同七)。(春日社)中臣延清(同九)。

3 三河の春日井氏 賀茂郡に篠平岩(小原郷仁木村)あり、春日井與左衛門據守す(二葉松等)、又額田郡仁木村に春日井與左衛門あり。此等は尾張春日井より來りしか。

4 徳川時代、飯山本多藩用人に此の氏あり。

次に「從五位下。(春日社)中臣延清(永祿元。同七中務少輔)。(同)大中臣師定(同元)。(春日社)中臣祐國(同二。同四、補權預)。(春日社)中臣祐久(同三)。(春日社)大中臣時家(同十一)。(春日社)大中臣時昌(慶長七)。(同)中臣祐長(同七)。(同)中臣祐員(同七)。(同)同延勝(同七)。(同)同祐爲(同七)。」その他、猶ほ多かるべし。以上春日と明記するものに限る。

春日井 カサガキ 尾張、丹波に春日井の地あり、共に春日部より來る。

春日井 カサガキ 姓氏録河内諸藩に「春井連、下村主同祖、後漢光武帝七世孫近王の後也」と見ゆ。カサガキにて石川郡春日邑より起りしか。佛師に春日井氏あり、その宅址此の地に存すとぞ。稽文會、その子稽百勤等これなり。ハルキ條參照。

次に「從五位上。(春日社)中臣祐庭(弘治四)。(春日社)中臣祐國(同七)。(春日社)大中臣家光(同七)。(春日社)大中臣經久(同七)。(同)中臣祐範(同七)。(春日社)中臣延清(同九)。

春日井 カサガキ 尾張、丹波に春日井の地あり、共に春日部より來る。

春日井 カサガキ 姓氏録河内諸藩に「春井連、下村主同祖、後漢光武帝七世孫近王の後也」と見ゆ。カサガキにて石川郡春日邑より起りしか。佛師に春日井氏あり、その宅址此の地に存すとぞ。稽文會、その子稽百勤等これなり。ハルキ條參照。



氏なり。

1 春日倉首 春日倉人の首長なり、大寶元年三月紀に「僧辨紀をして還俗せしむ、代度一人、姓を春日倉首、名を老と賜ひ、追大壹を授けらる」とあるは、もと此の氏より出でし人なるべし。

2 春日藏毗登 前項氏に同じ。後に春日朝臣姓を賜ふ。カスカガ條第十三項を見よ。春日倉人 カスカガノクラビト 職業部の一にして、春日にありし倉庫に使役せし部人也。クラ條參照。

春日和珥臣 カスカガノワニ 臣姓なり、カスカガ條第三項、及びワニ條を見よ。

柏川 カスカハ 美濃、上野等に此の地名あり、春日と關係あらん。

數川 カスカハ

春日部 カスカガベ 御名代部の一種にして上古以來大いに榮ゆ。而して予輩は舊著に於いて、此の部を雄略皇女春日大娘皇女、即ち後の仁賢帝皇后(武烈帝御母)の御名代部と述べしが、其の後の調査により、開化天皇の御名代部なるを確むるを得たり。今其の拙文を次に引用せむ。

現今の春日神社は、式神名帳に添上郡春日祭神四座と見ゆる社が、それである事は今

い。けれど次の研究から此の推定が確實にされるのである。

今日の春日神社は、藤原氏の氏神と云ふので、全國至る處に祀られて居る。そして、鹿島、香取等四座の神を奉齋してあるが、此等各地の春日社は、全部此の藤原氏の氏神なる春日神社の分社であらうか。私は此れに對して、疑を抱かねばならないのである。丁度天神社が皆まで管家を祀るものでない、又八幡社の内には、字佐や石清水と同一祭神でないのが多い、と云ふのと同様に春日社の中にも、此の今日有名な春日社の分社でないのがあるのである。然らば、その春日四社の分社でない春日社は何であらうか、私はそれを此の式帳所載の春日神社の分社と云ひたいのである。春日氏は澤山な一族と部曲とを持つて居て、廣く全國に秩序正しく分布されて居る、……その次第は大正の初め神社協會雜誌に載せて置いたから此處には省く……そして春日と云ふ地名を残し、處によると春日神社と云ふ宮を残して居るのである。

その一例として、美濃池田郡春日神社を説かう。此の春日神社は和名抄に見ゆる春日郷にあつて、美濃神名記に池田郡從一位

カスカへ

更事新しく説く必要があるまい。しかるに、同帳同郡、更に春日神社を載せて居る。前者四座が並に月次、新嘗に預る名神大社であるに對し、此の春日神社は、小社であつて、前者が神階正一位に登つて居るのに、此の社は神階を全くもたないものである。殆んど比較にならない程、微々たる社ではあるが、それにしても、兎も角、當時は式内社であつた、處が近世の有様は如何であらうか、その所在さへ詳かでないのである。伴信友、栗田寛、吉田東伍等の諸學者は、春日神社の東なる榎本社を、春日山地主神と曰ふ事から、此の社に當て、居る。又大和志料は野田四恩院境内なる浮雲宮と云ふ説を擧げて、更に之を否定して居る、其の他、特選神名帳も一種の説を掲げて居るが採るに足らないからやめて置く。兎も角、近世に於いては、その所在さへ分明でない程、當初の崇敬が失はれて了つたのである。そして藤原氏の氏神なる春日神社が餘りに有名な爲に、此の神社の名が延喜式に残つて居る事さへ後人をして奇異な感じを興へて居るのである。しかし此の社は後世斯くの如く衰微したからとて、更に顧る價値のない社ではない。次にそれを説明しよう。

河大神と云ふのがそれである。もとは一社であつたらうが、後世いくつにも數がふえたと見えて、新撰美濃志には、瑞岩寺村春日社、香六村春日大明神、日坂村春日大明神社等を載せて居る。そして其の内香六村の、其の中での宗社であるらしいと説いて居る。

此の春日郷と云ふのは、現存する文書の内、最古のものとして知られた美濃國春日里大寶二年戸籍に見ゆる春日部里で、同戸籍中には、春日氏、春日氏、丸部氏、各田部等が多く見える、皆春日氏族に屬する氏である。猶ほ同郡額田郷は同族額田國造政廳の所在地と思はれ、又其の他の一族も附近に多いのである。而して春日部とは春日部の略である事が明白であるから、此の春日部里は即ち和名抄の春日郷で、もと春日氏、並にその配下なる春日部によつて形成された郷里である事も明白と云つてよからう。而して春日神社は實にその郷内に存在するのであるから、此の春日氏、春日郷、及び春日神社と、三者の關係が如何に密接であるかわからう。猶ほ此社を國帳に糟河大神とあるのは音を借りたもので、一層古社なるを思はせるではないか。奈良の春日も、もと

カスカへ

此の春日神社は、上古の名族春日氏の崇敬社と推定する事が出来る。勿論此の推定は「春日氏は孝昭天皇の皇長子天帶產國押人命の後裔であつて、歴代屢々后妃を出した名族であるが、其の名稱は當地名を負うたもので、當地に發祥し、當地を本據として東西に活動した事が、種々な方面から決定する事が出来るのである。従つて其の本據なる當地には、氏神と云ふか、産土神と云ふか、その崇敬するに至つた理由はわからぬが、兎も角、最も崇敬した神社がなければならぬ。處が一方此の春日神社は中古に至つて式内社たるの榮譽を得て居るが、それは上古に於いて、影も當地の領主たる春日氏の崇敬を得て、その榮譽を維持し得たからに違ひなからうと考へざるを得ない。且つ當社は此の名族と名稱を同じうして居るが、同地域内の同名の神社と氏とは、多くの場合、密接なる關係を有する事が常であるから、此の春日社も春日氏と、さう云ふ密接な關係があつたと考へる事が權であらうと思ふ」と云ふ以外、當地方には何の證據もない……勿論かりに地主神を當社とすれば、幾分此の推定を確實にはするが、果して然るや否や今の處明言出来な

續編と書いたらしい。又武藏の箱根、加賀の澤上神社など皆春日部で、同例と見てよい。此等はカスカガなる語に、其の枕語なる「春日の」の文字を一般的に宛てる、その以前のものとも考へるのである。思ふに、地名、氏名の如きは、美しい文字を用ふる命令と、好みとから、早く文字を改めたが、社名丈には好古の意味から相變らず糟河と書いたらしい、それが國帳時代迄も傳つたが、その後その音から、今日有名な春日の分社と考へて、文字も改め、祭神も變更されたものと思はれるのである。

斯様に春日氏が古く移住した地に春日神社の存する事は、この春日氏と式帳所載春日神社との關係の淺からざるを思はせる。従つて此の春日神社は、最初兎も角、此の状態から云へば春日氏の氏神的傾向を以つて居ると云はねばならぬ。紀伊にも同様な神社があつたと記憶する故、一層しかりと考へねばならないが、此處に一つの疑問があつて、しかも容易に斷定を下すを許さないものである。それは誠後頸城郡にも春日山があり、又春日神社があつた、而も春日山にも、勿論今日の春日神社にも關係を持たない事である。

カスカへ



この春日山、春日神社は、古事記垂仁段に五十日帯日子王は春日山君、高志池君、春日部君とあるのに應ずるものであつて、春日山氏、春日部氏の神社である事は、私に説明する迄もなからうと思ふ。而して五十日帯日子王は垂仁帝の皇子で、母系は山城の大國之淵から出て居る故、春日氏とは何の縁故もなと云はねばならない。かくの如く、越後春日神社は天帶日子國押人命後裔なる春日氏族の神社ではなく、春日部の神社なるを知るが故に、美濃の春日神社も、春日部即ち春日部の神社と云つた方がよいに違ひない。又此の奈良の式帳所載の春日神社も春日氏の神社ではなく、春日部を率ゆる頭領としての春日氏の神社と説明せざるを得ないのである。従つて加賀能美郡の津上神社も、河内國高安郡の「天照大神高座神社二座、號春日戸神」も、また「春日戸社坐御子神社」など、何れも春日部の神社であるから、此等の春日神社は以上の社と同一として考へねばならない。よつて次に春日部とは如何なる部部であるかを調査して見よう。

春日の地は太古春日縣主の所領であつた、倭國朝、その縣主大日諸の女系姫姫は倭國

帝の皇妃に擧げられ、次いで孝靈朝には春日之千々連眞若比賣が孝靈帝の皇妃に擧げられた。此の姫は單に春日之とあるのみだが、やはり縣主家の人であらうと思ふ。斯様な關係があつた爲か、孝靈帝の御孫なる開化帝は、此の春日の率川宮に都を遷された。そして其の跡地は天皇の末の皇子なる彦坐王が繼承して所領となされたものらしく見えるのである。彦坐王は此の地にあつて春日建國勝戸賣の女沙本之大開見戸賣を娶られ、その子沙本毘古王は、また父母の領土を併せてあらうが、沙本の地に住はれた。此の建國勝戸賣と云ふのも、恐らく春日縣主の血統の人であらうと思ふ。沙本毘古は後垂仁朝に謀叛して誅戮された、従つて其の所領は他の氏々に分配せられたに違ひないが、その分配と此の春日部なる部曲とは、次に云ふ様な關係があるらしく思ふのである。

最初私は春日部を、雄略皇女にして、後に仁賢皇后となり、武烈帝を生み給ひし春日大姫皇女の御名代部かと思つたが、それにしては前述越後の春日山君や春日部君の事が説きにくい。又中臣一族なる添の族類が春日部を率ゐて居る理由もわからぬ、よつ

て次のやうに改めた方がよいのでなからうか。

春日部の首領であつた氏を大別すると、三つの系統に屬して居る。即ち一つは天帶彦國押人命の後なる春日臣、二は垂仁皇子五十日帯日子王の後裔と云ふ春日山君、春日部君、三は春日部村主として、津速魂命三世孫太田諸命の裔と自稱する氏である。此の三つは謀叛者誅滅後の領土處分の他の例から考へると、皆狹穂産遺領處分に關係があつたらしく思はれるのである。先づ最も多く春日部を率ゆる春日臣は、春日の南方、同郡和邇を本據として居た和邇臣の後身であつて、其の氏なる彦國尊は、これより前、崇神朝、武埴安彦謀叛擧兵の際、和邇より進軍して那羅山に圍ひ、山城輪韓河に追撃して之を平げた。狹穂産が叛亂を起せし際には、唯「近縣の卒を發す」とあるのみだが、當時彦國尊は五大夫の一人として政に與れるのみならず、狹穂の地は和邇より距離が遠くないのであるから、兵を出した事は疑ひなからう。次に第三の春日部村主と云ふのは、村主と云ふカバネから歸化族であらうと思ふが、津速魂命の裔と自稱する事は大いに意味がなければならぬ。それ

は、狹穂、春日、和邇を包括する添の縣の縣主は、此の津速魂命の後裔であるからである。此の氏が添縣主となつた時代は不明だが、恐らく以前から此の地方の名族で、和珥氏と共に此の亂鎮定に功があつたか、又は附近の名族と云ふ地理的關係からか、狹穂産の遺領は一部此氏にも歸し、それを後に歸化族として支配せしめたか、又は何かの理由があつて、歸化族に支配權が移つたか、其の歸化族は、其等何かの縁故より、添縣主の系を、假冒するに至つたのであらう、それが此の春日部の村主であると考えられる事が出来る。次に第二の春日山君、春日部君の祖なる五十日帯日子王は時の天皇の皇子であるから、又その一部を賜はつたのであらう。

かやうに春日部を支配する三種類の氏が如何なる理由から、その支配權を得たかを考へるには、春日の地を開化天皇より、父彦坐王を経て、賜はつたと思はれる狹穂産誅滅後の遺領處分と云ふ事が、最も都合よく解釋出来る事件ではないか。そして御名代部は居住せられた地名、宮名を、その名稱に負はせる事が多いと云ふ他の事實からの類推とで、春日部なる品部は開化天皇の御

名代部であつて、天皇の都なる春日宮で宮名を採つて名としたものと云つても、あながち無理な考へ方ではなからうと思ふ。即ち春日部は開化天皇の御名代として置かれた部であつて、その支配權は天皇の末子彦坐王が繼承せられ、更に其の子狹穂彦王に移り、王誅滅後、春日附近なる和珥と添との二氏、及び時の天皇の皇子なる五十日帯日子王とに分配せられたのでないかと考へるのである。……和珥氏が春日に移つて春日氏となつたと云ふ事は、嘗て神社協會雜誌に述べたから煩を厭うてやめて置く……春日部は以上の如く、開化天皇の御名代部か、又は以前私が姓氏家辭書などに載せた様に、雄略皇女にして仁賢皇后武烈皇母の春日大姫皇女の御名代部とするか、……(若し後説を採れば、春日臣が此の部を管理する理由はよくわかる、何となれば、春日大姫皇女は春日臣の腹からお生れになつた方であるからである)……何れとするも御名代部であつて、春日臣の私有民部ではない。春日臣の私有部曲は和邇部なのである、従つて春日神社を春日臣の神社とする事は出来ないであつて、春日部の神社とせねばならぬが、然らば其の祭神はどなた

であらう、次にそれを考へよう。

式帳河内國高安郡の「天照大神高座神社二座、號春日戸神」は貞觀元年紀には「春日戸神」と載せ、又同郡に「春日戸社坐御子神社」と云ふのもあるから、春日戸神社と云ふ方が、普通の名稱であつたのであらう。そんな事はどうでもよいが、それを春日戸社と云ふのは春日戸が祭する神社であるからであつて、天照大神高座神社と云ふのは祭神よりの社名であるのではなからうか。而して又二座であるから、天照大神と高座神との二柱が二座になつて居た事も明白であらう。即ち此の地に居る春日部は此の二神を祀つて居たのである。此の二柱祭神については説甚だ多い、或は高座を岩窟に附會し、或は天照大神に對して高座を高御産靈尊とし、又地名辭書は天照大神を伊勢遷座途次の頓宮とし、特撰神名牒は天地靈氣記を引いて高座を伊勢津彦命として居る。高座を高御産靈とする如きは笑ふに堪えない。高座を伊勢津彦と云ふも採るに足らない。岩窟とするは、本社をかりに今日の岩屋辨天とせば成立せぬ譯でもないが、高座を岩窟の一稱とは云ひ過ぎではなからうか。しかし吉田先生が高座を其の場所の状態よ



り起つた名稱とし、之を春日戸の祀りし神とし、天照大神は別な意味から併せ祀られたものであつて、春日戸神と關係がないと云ふ説は、貞觀元年紀に春日戸神に授位の事があつて、天照大神に及んで居ないと云ふ事から考へたならば卓見と云つてよいと思ふ。(戸は部と音も通じ、又戸は其部を出す戸と見てもよい。)

免も角、この春日戸神を以上の如く説かねばならぬとすれば、此の社名から春日戸神社の祭神がどなたであるかを見出す事が出来ない、何となれば春日戸神は岩窟にあつたから高座神と云ふのであつて、高座なる奇異なる地形を利用して神を祀つたと云ふに過ぎないからである。新様に考へて來ると、上古の氏とか、部は、其の地、其の時代に應じて、或る種の靈を感じて宮をたてた、それが其の地の氏、竝に部の神となつたものであつて、あながち氏なり部なり、特に部に於いては共通に崇敬する神を有して居なかつた。たとへあつても弱力しか持たなかつたと云はれよう。果して然らば春日神社春日部神社には共通の祭神なるものを見出す事が出来るものでないと云はねばならぬ。これは確かに信かを見方である

やうに今一寸考へたのであるが、猶ほよく調べて見よう。

次に私は部には共通の神があつたと云ふ事を前提として議論を進めて見よう。然らば御名代部は何を神としたものであらう、それには御名代部は何の目的から置かれたものかと云ふ事を考へねばならぬが、それについては度々書いたから簡単に次のやうに述べて置かう。

御名代部とは「ある天皇、竝に皇室方々の御名を後世に傳ふる目的から御生前親近し奉つた近臣、從者、及び私有地(鴻津色、封戸の類)に住する人民を以て組織されたもので、御名又は御所の地名を貢うのが恒である。而して此の御名と云ふのは名稱そのものばかりでなく、その尊貴な位置、偉大な功業を含めたものである事は云ふ迄もない。これ御所の地名が部名となる場合の多い所以である」と云つて置かう。果して然らば御名代部に屬する人は、表面は免も角、表向きは、その天皇、皇后、又は皇子皇女の御事蹟を忍び奉るべき位置に置かれた人々と云はねばならぬ。又事實親近し奉つた近臣は御遺徳を忍び奉つたに違ひない。そこで皇室のある一方を對象として、特に

置かれた此部に於いては、影くも、その御方の神靈を常に祀り奉らなければならぬ苦である。よつて御名代部に共通の神を求むるならば、此の御方の神靈でなければならぬと思ふ。即ち春日部に於いては、開化天皇の神靈を部民共通の神とする事が最も適當であり、最もあり得た現象と考へるのである。影くとも、その本據たる春日の地に於いては、開化天皇を祀らねばならぬと思ひ、又事實祀り奉つた事と考へる。而して御陵以外、神社として適當なのは、天皇が朝夕御住ひ遊ばされた春日率川宮でなくて、他によい場所があらうか。天皇は現津御神であり、御住所は、それが直ちに宮であつた。御崩御後、それが神社として天皇を祀り奉るに何の不思議があらう。こゝに於いて私は春日率川宮が春日神社の最初の鎮座地ではないかと考へるのである。

而して中臣の中を地名でなく、國學者が説く如く、神と人との中をとりもつ意味とすれば、春日部の頭乘春日臣の祖先の仲臣命は、此の春日神社によつて貢うた名であらう、又その族裔に中臣臣と云ふ氏のある事も、その意味から説く事が出来る、又河内の春日戸神は、此の春日神社を勧請したものと

で、高座とは三代實錄に見ゆる如く高御座と解すべく、此の場合に於いては、開化天皇の高御座その物を、天皇の御靈代として祀り奉つた名残りとも見られ、天照大神は當時大神が皇居外に出で給はざる際であつたから、春日宮に於いては、その跡地に昔ながらに大神を祀つたのを、併せて勧請し奉つたものかとも見られる。而して御子神は春日の地を末子として、開化天皇崩御後そのまゝ御領地とせられた彦坐王とも解く事が出来る。以上。

1 大和の春日部 總説に述べたれば此處には略す。和名抄添上郡春日部・加須賀と註す。後世春日庄とも云へり。

2 摂津の春日部 天平二十年四月廿五日の寫書所解に「春日部曾万呂、年十八、攝津國西成郡美努郷戸主春日部荒熊戸口」と見ゆ。東成郡に津上江邑あり、後世澤上江に誤る。この部より來れる地名に外ならず。

3 河内の春日部 神名帳、高安郡に「春日部坐御子神社」とまた「天照大神高座神社二座、號春日戸神」と云ふを載せたり。春日戸は春日部なり。後世、石川郡磯長村に大字春日存す。なほ春井(カスカ

4) 條参照。

4 山城の春日部 春日部主村あれば、此の部の存せしや明了ならん。

5 伊勢の春日部 第三十四項を見よ。

6 尾張の春日部 當國春日部郡は此の部名より來る。此の郡は和名抄に春部郡とし、加須我倍と註し、元慶元年四月十六日紀も春部郡、仁和元年十二月廿九日には春日部郡、應永以後は春日井郡と云ふ。

尾張志に「三國傳記、また三の丸天王の拜殿にかけたる元龜元年の鰐口の銘、同三年に奉納したる熱田の寶物の天滿宮の畫圖等に、春日部とかける類も少からず。

又今の文字を用る事もふるく、四五百年より以往の事に、大須の眞福寺に所藏せる十住心論開書の終に、應永十六歲己丑尾州春日井郡云々と見えたり」と。

7 駿河の春日部 萬葉集廿に駿河人春日部麻呂なる者見ゆ。

8 武藏の春日部 南埼玉郡に粕壁町あり粕壁は春日部にて、後の當國春日部氏は此の部氏の後なるべし。新編風土記に「粕壁宿は、元太田庄に屬せしが、夫より新方庄と唱へ、後轉じて領名となれり。往古新田左中將義貞の家臣春日部治部少輔

置かれた此部に於いては、影くも、その御方の神靈を常に祀り奉らなければならぬ苦である。よつて御名代部に共通の神を求むるならば、此の御方の神靈でなければならぬと思ふ。即ち春日部に於いては、開化天皇の神靈を部民共通の神とする事が最も適當であり、最もあり得た現象と考へるのである。影くとも、その本據たる春日の地に於いては、開化天皇を祀らねばならぬと思ひ、又事實祀り奉つた事と考へる。而して御陵以外、神社として適當なのは、天皇が朝夕御住ひ遊ばされた春日率川宮でなくて、他によい場所があらうか。天皇は現津御神であり、御住所は、それが直ちに宮であつた。御崩御後、それが神社として天皇を祀り奉るに何の不思議があらう。こゝに於いて私は春日率川宮が春日神社の最初の鎮座地ではないかと考へるのである。

時賢なる者、當所を領し、居住せしに上り此の唱ありといへど、時賢の事蹟書に書見せざれば定かならず、されど村内八幡社も、彼がこゝを領せし頃勧請すといひ、又居館の跡と稱する所もあれば、此傳へあながち據なしとせず」と。又屋敷跡條に「八幡境内松林の小高き所、春日部治部少輔が居城せし所と云ふ」と載せたり。

9 上總の春日部 春部直條を見よ。

10 美濃の春日部(春部) 春部は春日部の省略也。池田郡に春部郷、和名抄に見ゆ。春部里大寶二年戸籍に「伍保中政戸春部角麻呂等五戸、妻に十六、母に三、妾に二、寄人に六、其他三人」見ゆ。國領池田郡に從一位權河大神を載せたり、總説を見よ、なほ春日條第十四項参照。

11 信濃の春日部 佐久郡に春日邑あり、景行紀に春日穴吹邑とあるもの、これかと云ふ、春日條第十九項参照。

12 下野の春日部 安蘇郡に春日岡あり。

13 陸前の春日部 神護景雲三年三月紀に「牡鹿郡人外正八位下春日部典麻呂等三人、姓を武射臣と賜ふ」と見ゆ。當國宮城郡に春日邑ありて春日神社鎮座す。又武射臣は春日臣の一族なり、ムサ條を見



よ。  
 14 越前の春日部 承和十四年八月紀に、「越前國丹生郡人大學助教外從五位下春日部雄繼」あり、後春日臣となる。カスガ、オホカスガ條を見よ。富國坂井郡に春日神社あり、春日十社明神と云ふ。  
 15 加賀の春日部 能美郡に淳上神社あり、淳上は春日部の訛なり。又加賀郡小坂庄に春日明神あり、式内野間神社かと云ふ。  
 16 越後の春日部 春日部君條を見よ。  
 17 丹波の春日部 氷上部に春日部郷あり、和名抄に見ゆ。加須加倍と註す。又多紀郡に春日江あり。嘉吉記に「昔竹下合戦に、赤松貞範比類なき思戦なれば、建武二年、播州并に丹波國の内春日部の庄を下し賜ふ」と載せ、康正二年造内程段引付等にみゆる春日部庄は氷上郡か、多紀か。  
 18 因幡の春日部 春日戸村主條を見よ。  
 19 備後の春日部 和名抄、沼隈郡、及び惠蘇郡、共に春日部郷あり。春日部の多く住みしを知るべし。  
 20 阿波の春日部 安閑紀二年條に「阿波國春日部屯倉」見えたり。春日部のつくりたる屯倉なり。阿波志に、此の屯倉跡は宮倉村粟浦の里にあり、春日と云ふ地

と相隣ると見ゆ。  
 21 土佐の春日部 那珂郡に春日邑あり、春日社あり。  
 22 肥前の春日部 佐賀郡に春日邑あり、この地に貞觀十二年紀所載甘南備社ありて、春日社とも云ふ。  
 24 肥後の春日部 安閑紀二年條に「火國春日部屯倉」あり、託麻郡三宅郷の地なるべし。隣郡飽田郡に春日邑ありて春日明神鎮座す。  
 25 豊前の春日部 丁里戸籍に春日部昨賣と云ふ人見ゆ。  
 26 春日部君 春日部の局部的伴造にて、越後にありしが如し。垂仁段に「五十日帶日子王は春日山君、高志池君、春日部君の祖」と見ゆ。頸城郡に春日山、また春日神社あり。春日部の居住せし地なるや明かならん。此の春日神社は朝野群載に式外の神として「越後國春日社」と擧げたるに當るべし。  
 27 春日直 武社國造の族にて、春日部の局分的伴造たりしなるべし。貞觀九年四月紀に「節婦上總國夷瀧郡人春日直黒主賣、二階を叙し、戸内の役を免じ、以つ

て門閭に表す」と見ゆ。武社國造は春日臣の一族なり。  
 28 春日部宿禰 春日部村主の宿禰姓を賜へるものか。又春日戸にも作る。姓名録抄、拾芥抄等に見ゆ。  
 29 春日部村主 春日部の部分的伴造にて山城の春日部を管す。神龜三年の出雲郷計帳に「春日部主村麻夜賣」と云ふ人見ゆ。姓氏録は未定姓、山城の部に收め、春日部村主、津速魂命三世孫太田諸命の後也」とあれど恐らく歸化族なるべし。  
 30 因幡の春日部村主 天平神護二年十二月紀に「因幡國博士少初位上春日戸村主人足、錢百萬、因幡國稻一萬束を獻す。其の父從六位下大田に、外從五位下を授け、人足に從六位下を授く」と見ゆ。前項氏に同じ。  
 31 紀姓 武藏國南埼玉郡粕壁(春日部)より起りしか。紀氏系圖に「長谷雄一淑信一在昌(大内記、學士)一伊輔(大内記)一爲任(式部大)一頼任(攝津守、刑部大)一頼季(一本頼秀、山城介)一守隆(攝津守)一實直(兵三武者と號す)一實高(春日部、湖田、五郎左衛門)一實平(春日部、大和守)一實季(春日部三郎、實治未詳)」

行景(春日部左衛門)一また一實季弟實景(甲斐守)一廣景(左衛門)一泰實(左衛門、二郎)とあり。實高は大井實春、日河清實の弟なれば、恐らく當國の人ならん。第三十六項參照。  
 東鑑卷二十七、二十八に春日部太郎、三十一、三十二に春日部左衛門尉、三十二に春日部三郎兵衛尉、三十五、三十六に春日部甲斐守、三十五に春日部大和司、三十六、三十七に春日部次郎兵衛尉、三十七、三十八に春日部甲斐前司實景(實治元年六月條に實景、同子息太郎、同次郎、同三郎)、三十六、三十八に春日部六郎秀景、三十七、三十八に春日部次郎、三十八に春日部三郎あり。其の後、太平記卷十六に春日部治部少輔時賢あり、新田義貞に屬し、後治部少輔に補せらる。卷十七の春日部左近藏人家範は其の子なりとぞ。家範一に宗綱に作る、子孫を關根氏と稱す(十符宗綱)。  
 32 下總の春日部氏 葛飾郡粕壁(今武藏)と關係あらん、或は前項春日部と同族なるべし。延元元年三月廿二日文書に「上總國山邊南部、一國下河邊莊内春日部郷地頭職、方々の妨を止め知行せしむべ

し云々、春日部兼口左衛門尉殿」と。また同年八月三十日文書に「上總國山邊南北、並に下總國春日部等の地頭職、春日部判官重行跡、若法師の知行、相違あるべからず云々」と見ゆ。  
 33 名和氏流 古代伯耆に春日氏あり、其の遺跡を襲きしなるべし。名和系圖及び那和系圖に「行盛一三郎入道行貞一小太郎信貞(因幡守、左衛門尉)一兵庫助高貞(春日部新判官)、正平十年五月廿一日伊賀國にて討たる)一顯貞(小太郎、大夫判官、新判官、左衛門尉左兵衛尉)一寛名春若丸(大藏大輔、大藏少輔)と見ゆ。  
 34 伊勢平氏 伊勢國朝明郡の壹生城に據る。當城は、三國地志に「北勢一の要害也。準人正春日部宗方、初めて之を築き、敦世居守、大膳亮(或伊與守)俊家の世に當つて、天正六年九月、織田氏に廢せらる」と見え、又これより前、伊豫守、左衛門佐、治部少輔等ありと。此の春日部氏は、伊勢平氏富田三郎進士家實の後にて、家實・源家に據にせられしも、頼朝勇武を惜しみて本州に流す。後姓を春日部と改む、子孫近郷十餘村を領し、千種氏に屬すと傳へらる。俊家に至りて織田

の兵に攻められて降る、永祿十一年なりとも、天正とも云ひ、又俊家・一に時家を作る(伊勢軍記、伊勢考古録、家忠日記、名勝志)。  
 次に同郡に伊坂堡あり、壹生城主春日部俊家の族、太郎左衛門尉居守せしが、永祿十一年十月織田氏に攻められて、城廢す(五鈴遺響、三國地志、名勝志)とぞ。伊勢平氏など云ふは信じ難し。  
 35 星川姓 伊勢國員辨郡に、星河の地あり、三國地志に「星河堡、按ずるに春日部若狹守歷世居守、是れ壹生の一族なり」と。然らば前項と同族なれど、同書また星川神社條に「城主春日部某、紀氏の族にして星川氏と同系なり」と見ゆ。永祿中、織田氏に攻められ滅亡す。  
 又河曲郡山邊に春日部氏あり、里長左衛門・將軍頼朝に名馬を獻す、生贖これなりと。頼朝深く之を喜び、右馬左衛門に補す。その宅跡今に存すと云ふ(勢國雜記、五鈴遺響)。  
 36 伊賀の春日部氏 建徳年間・伊賀目代に春日部高宗あり。  
 37 美濃の紀姓春日部氏 東鑑、弘長三年八月廿五日條に「春日部左衛門三郎泰實、



美濃國指深庄地頭職を召し放たる。是れ當所沙汰人地頭・非法あるの由訴へ申すによりて也云々」と。第三十一項春日部氏に同じ。この氏は美濃と關係深し、キ條を見よ。又當國古代春日部は第十項を見よ。

38 土佐の春日部 東鑑、文治三年三月十日條に「土左國住人夜須七郎行宗、壇浦合戦の時、云々、彼時は春日部兵衛尉と同船す」と。これも第十項春日部氏なり。此の人果して當國の人なりや否や不明。

39 太平記の春日部治部少輔時賢、春日部左近藏人家繩等は第十項に收められど、果して武藏の人なるや疑はし、猶ほ尋ねべし。下つて應仁私記に春日部五郎種光と云ふ人見ゆ。

春日部 カサガヘ 春日部の省略なり、中古初期地名を二字に限れるより来る。前條に併せ云へり。

春日部 カサガベ 春日部に同じ。因幡に春日戸村主、河内に春日戸神あり、前々條にて云へり。

粕壁 カスカベ 春日部條に云へり。岩代に此の氏現存す。

數釜 カスカマ 武藏國男衆部に數釜庄あり。

精淵 カスフチ 石見國邑知郡に粕淵邑あり。筑前原田家臣に精淵二郎右衛門あり。朝鮮征伐に従ふ。

數藤 カスフチ 官名なり。東鑑四、五、六、八、九、十二に主計九行政、三十二に主計頭師員、三十七に主計頭輔行等見ゆ。

香澄 カスミ 和名抄、常陸國行方郡に香澄郷あり。

加住 カスミ 武藏國多摩郡に、加住邑あり。

霞 カスミ 山城に霞谷、伯耆國日野郡に霞邑あり。又武藏、常陸等、此の地名多し。

數見 カスミ 津山藩分限帳に「五十石、數見江十郎、五十石、同市左衛門、四十五石、數見傳作」其の他、數見健治あり。

香住 カスミ 和名抄、但馬國美含郡に香住郷あり。加賀美と註す。この地より起る。太田文に「大内庄、六拾町二反百八拾歩、但し、下司香住孫太郎入道淨阿、注文の如くば、定田九拾町」と見ゆ。名族たりしを知るべし。

可寸村 カスムラ カシムラ條を見よ。

糟屋 カスヤ 筑前に糟屋郡あり、和名抄カスフチ—カスヤ

り、風土記稿に「合村二十、鉢形日岩村の内、深澤川に淀釜舟釜など唱ふる淵、都合四十八あり、庄名も是より起りて數村に及ぶ」と見えたり。春日部より來りしならん。

春日山 カサガヤマ 越後の大族にして、垂仁帝の裔なり。古事記、垂仁段に「五十日帶日子王は春日山君、高志池君、春日部君の祖」と見ゆ。中野城郡春日山より起れるなるべし。山下の春日神社は此の氏の氏神ならん。春日部條參照。

糟澤 カサザハ カスト 正訓不明。

數土 カスナガ 數根 カスネ 數野 カスノ 甲斐にあり。

洋野 カスノ 和名抄、上野國新田郡に洋野郷あり。加須乃と註す。曆應四年攝津親秀讓狀に上野國加須乃羽莊見ゆ。

下須房 カスバウ 東鑑卷九に下須房太郎秀方と云ふ人見ゆ。

數原 カスハラ スハラ 近江發祥の名族にして、家紋麻金、橘朝臣姓と云ふ。水戸數原系圖に「楠成氏—正俊—正玄—正成。正俊の弟正守—正直—正實—正親(楠三郎左衛門尉、從正行討死、弟正實、楠七郎、

加須也と註す。又前掲國大住郡に糟屋庄あり。伊豆にも糟屋庄見ゆ。此等の地名を貫ひしにて、鎌倉以來の大族なり。而して又粕屋、糟谷、粕谷に作る。又加須屋ともあり。併せ見るべし。

1 小野姓横山黨 武藏發祥の豪族なれど筑前糟屋郡名を貫ひしなるべし。小野系圖に「横山經兼—盛經(糟屋次郎、關東御家人、筑後國丹野庄就小金丸拜領) —盛隆(小金丸地頭、六郎、筑紫國) —隆季(野太)、弟義久(六次)、弟廣光(三郎)、弟有實(彌五郎、中務丞) —重能(彌太郎、野内左衛門尉) 及び「義久の子に光兼(野太)、新三郎、次郎、盛村(野太)、弘宗」あり。

七黨系圖には「野大夫經兼—(糟屋)盛經(糟屋五) —盛孝(同六) —孝季(野太)、弟有實(中務丞) —重義—重兼」と載せたり。2 藤原北家良方流 相摸國大住郡糟屋庄より起る。この庄名は後宇多院御領目録に安樂壽院領と見ゆ。當地熊野社建久七年歲次丙辰夏四月十八日の鎮名に「相摸國の内、大住郡の邊、一伽藍あり、梅樂寺と名づく。蓋し乃曾祖父藤原盛季の福田也。弟

カスカヤ

民部九、從正行忠職、往三州、後赴江州) —正休(數原十郎左衛門)、弟正安(數原七郎左衛門、父と共に江州に赴く) —正宗(數原三郎左衛門、居江州、永德二、七、一六卒) —正信(數原七郎大夫、從佐佐木氏、應永七、一二、十卒) —正弘(彌左衛門尉、正長年中卒、六十八、順心) —正佐(久大夫、康正二、四、二十一卒) —正忠(太郎右衛門尉、文明六、二、二五卒、儀善) —正景(五郎右衛門尉、屬佐々木氏、永正三、一四卒) —正保(平大夫、平右衛門尉、自江州、始來尾州、從織田氏) —正常(右近、平大夫、從織田氏) —正安(鳥之助、仕信長信孝) —宗和(清庵法印、天正十八年生、醫を業とし、水戸威公、後家光に召さる、萬治卒) —宗利(宗的法眼、仕水戸家) —宗達(天長院法印通支、元祿十一、鶴姫を診療す、綱吉の筆物を賜ふ) —尙白(通支法眼、官醫) —白草(通支通白、官醫) —元國(通胤、官醫) —元善(元國の弟、通支、官醫) —元香(養子官醫) —元俊(官醫) —支乙(官醫) —元晴(巖に卒し、夫人ヤイ子、現存年七十餘歳)と見ゆ。

寺の興隆を思ひ、遂に修復を致す云々」とあるにより此の地・本質なる事、明白なり。此の氏は糟谷系圖に「關院左大臣冬嗣—良方(大藏大輔、相州之守護) —下向) —常興、弟元方(父良方在國の時出生、糟屋庄に於いて成長、則ち粕屋太郎と號し、初めて武家に下る) —盛孝(糟屋庄司)、其の弟久季(糟屋次郎) —家季(糟屋十郎兵衛尉、名を家忠と改む) —義忠(關本大夫) —光綱(糟屋莊司) —盛久(筑後守) —久綱(糟屋莊司) —有季(糟屋藤太兵衛尉、美男也。比企判官能員婿也。能員一亂の時、切腹) —その男に次郎重季、板戸三郎、勸喜四郎、法師牛子あり。又有季の子に「有久(後鳥羽院武者所、承久兵亂、京方にて討死)、弟有長(乙石丸、左衛門尉討死)、その女は源有持妻、重持母) また有長の弟に三郎有近あり。別本には「良方(大藏大輔) —常興(甲斐守) —輔相(治部少輔) —如丘(加、介、相摸守護) —元方(父在國のとき出生、號糟屋太郎) —盛季(糟屋庄司) —久季(次郎) —家季(義忠—光綱(小八郎) —盛久—有季)と見ゆ。猶ほ光綱の弟(盛時(糟屋

カスカヤ



六郎)一三郎左衛門時村、弟左衛門尉延時一次郎大夫忠清一主殿忠頼忠一與二郎真忠一修理亮行忠一修理亮泰忠(今川上總介範政に屬す)一但馬守範忠(今川に屬し、三浦に於いて討死)一忠守、弟但馬守相喜一長左衛門と。一本・忠清と頼忠の間、中絶かと思ゆ。

此の氏の事は平家物語に「精屋藤太」源平盛衰記に精屋藤太の外、「精谷権頭重國同藤太有季」東鑑卷一に精屋權盛久、五、六、九、十、十三、十五、十六、十七に精屋藤太有季、十七に精屋太郎、二十五に精屋左衛門尉有久、二十五に精屋四郎左衛門尉久季、四十八に精屋七衛門三郎行村、五十、五十一に精屋左衛門三郎行村。承久記卷二に精屋四郎左衛門ひさす系、卷三に「かす屋(有名)さゝもんあり久」を載せたり。

3 下つて太平記卷三に「六波羅の兩檢斷。精谷三郎宗秋、隅田次郎左衛門、卷九に「精谷三郎宗秋、精谷彌次郎入道、同孫三郎入道、同六郎、同次郎、同伊賀三郎、同彦三郎入道、同大炊次郎入道、同六郎、」而して近江番地宿蓮華寺過去帳に「南方内人々、精屋彌次郎入道明翁(六十四歳)、

同彌三郎入道々教(六十二歳)、同彦三郎入道倫芳、同次郎入道靜賢(五十一歳)、同六郎演次、同五郎易隆、同次郎重俊、同三郎能隆、同又次郎重安、同新左衛門經春、同左衛門次郎伴興、同七郎三郎伴範、同藤三郎家泰」また「故郷に歸らぬ雁の残りひて、はかなき花ともにもちるかな。作者精屋十郎、云々と。一族打ち連れて自殺せしなり。此の精屋氏は伯耆の守護代たりし氏なり。第十二項を見よ。

4 相摸の精屋氏 前述二項精屋の熊野社は上船屋にありて、下船屋には精屋八幡宮あり。至徳三年の鑑銘に「精屋庄惣社八幡宮云々、願主平秀憲、また應永廿八年石燈籠銘に「相州精屋惣社正一位八幡大菩薩御廟前、云々、殊には同東郡元帥云々、及藤原某等家門繁榮、云々、勳進主重光敬白」と見ゆ。下りて三浦郡水島氏永祿六年文書に「公卿寺方定納配分、廿貫文精屋右衛門給田」と。又小田原分限帳に「三浦佐島、精屋兵部」とあり。寛政系譜に此の氏五家を擧げ、家紋・三頭

伊良古古屋敷に據る。六郎左衛門、末裔神主となる。(二葉松等)。  
11 越中の精屋氏 東鑑、承久三年六月八日條に「今日式部丞朝時云々、上洛の處越中國般若野庄に於いて宣旨狀到來す。佐々木次郎實秀、軍陣に立つて之を讀む。士卒・勅旨に應じ、右京亮を誅すべきの由也。其の後、官軍に相逢ふ。宮崎左衛門尉、精屋乙石左衛門尉、仁科次郎、友野右馬允等、各々石黒以下在國の類を相具し、合戦す。結城七郎殊に武功あり、乙石左衛門尉、討取られ訖る。官軍離伏す」と見ゆ。

左巴三盛、左三巴、九曜、と。  
船屋八藏

5 武藏の粕谷氏 武藏風土記在原郡條に「粕谷氏、世田ヶ谷吉良氏の家臣粕谷與右衛門の後にて、吉良没落の後、弦巻村に隱居し、心叟道中と號す。子孫弦巻の里正たり」と見え、又粕屋氏「先祖は世田ヶ谷の吉良家に仕へて、粕屋與一右衛門と號す。かの家没落の後、此處に來りて土着せりと云ふ」と載せ、又野真田村にも粕屋氏を擧ぐ。  
次に入間郡樂寺村の精屋氏については「そのかみ相州精谷郷を領せし故に氏とす」と。先祖を精谷主計といひて、小田原北條に仕へしと云ふ。かの役帳にみへし精谷兵部少輔などいへる人の支族にや。天正十八年小田原没落のとき、一族精谷新三郎勝忠は早く御當家へ召出されしゆへ、其のゆかりにつきて、彼が采邑なれば、主計も當村へ移りすむ。慶長十年の夏、新三郎より田島七百文の地をあたへし狀を載す」とあり。又下總小金本土寺過去帳に「精谷三左衛門(江戶)」と見ゆ。

13 播磨の精屋氏 又賀須屋に作る。別所氏配下の將にして、加古郡加古川に據る。天正五年精屋助右衛門武則・羽柴秀吉に屬して功あり、又賤嶽七本鎗の一人として其の名天下に聞ゆ。後内膳正(豐後等)と云ひ、加古川一萬二千石を領せしも、關ヶ原の役・西軍に應ぜし爲、所領沒收さる。  
新編會津風土記所載、加須屋氏(精谷氏)文書に「綱封寺住持正中書記申。紀伊國井上新庄(號立野)公文、織田島山野、并當寺敷地散在以下事々、早任當知行者旨寺家領掌、不可有相違狀如件、應永十四年五月廿四日」と。又天正十一年、秀吉花押文書に、賀須屋助左衛門、三千石を賜ふ。「播州賀古郡内貳千石、河州河内郡内千石、都合三千石事、目録別紙相副、令扶助畢、永代全可領知之狀如件。  
天正十一、八月朔日、秀吉花押・賀須屋助右衛門殿」と。又「加増として、播磨國に於いて六千石、目録別紙に之在り。本知四千石、合せて一萬石、扶助せしめ畢る、全く領知すべし。今般・御加増の儀は、先年、江北志津嶽に於いて一戰に及ぶ刻、粉骨を碎き、候儀を思し食され、

6 安房の精谷氏 里見氏家臣に精谷石見あり。房總游樂に「天津村云々、里見家臣精谷石見成る」(正木系圖)と。又長狹菟池田村池田八幡神祠祠官に「精谷左近、高十二石(御朱印帳)。國花萬葉記に神主太郎右衛門を載せたり。  
7 上總の精谷氏 長生郡にあり。町村誌に「一宮城址は今城内といふ。初築の年月詳ならず。里見氏の時、精谷大炊助之に居る。永祿五年、正木時忠・攻めて之を取り、後其子姪等に之を守らしむ」と見ゆ。

8 下野上野の精谷氏 横山黨流精屋氏なりと。宇都宮興廢記に「天正十五年二月云々、粕谷右京亮政武」などあるは此の氏ならん。精谷素山氏の報告に「粕谷氏は横山黨、元は精屋、精谷、粕谷と混同し書き來れり。私家現住地に土著以來、墓碑等に右の如く記載せり。家紋は丸に根柢(ネザ、ト云フ)。(入間郡内同姓者にして、家紋は、鳩籠草、蔓三柏、鷹の羽、梅鉢等を用ゆる者在り)」と見ゆ。

9 信濃の精谷氏 伊那郡の豪族に精谷與右衛門あり、下條氏の家士なりと。  
10 三河の精谷氏 渥美郡に精谷氏あり、

12 伯耆の精屋氏 相州精屋氏の族にて、當國の守護代たり。船上山北二里なる中山城に據る(民談記)。伯耆卷に「當國の守護精屋が城を追跡し、つゞけて火をぞ懸たりける」と。名和氏記事に「三月三日、船上の官軍は直に本國の守護代精屋彌次郎重行入道元寛が中山の城に籠籠りたるを、ひた攻に攻めて焼討にしたりければ、行在に其の火の手を見て、勇み悦びけり(民談記、民談記參取)と。精屋氏は此の敗北後、京都に上り、六波羅勢に加はりて番場に戦死す。第三項を見よ。



其の御感として此の如き也。文祿四、八月十七日。御朱印。加須屋内膳正との「  
と見ゆ。

14 筑前の精屋氏 精屋郡(加須也)より起る。此の地は東鑑文治三年條に「筑前宮司親重・精屋四郎を領す」など見えたり。筑前精屋氏の事は第一項を見よ。

15 雜載 日向記に精屋藤太平有房、結城戰場物語に「精屋のたち藤本、原田の五郎云々。」又「精屋遠江守有光の家紋は蛇の目なり」との傳あり。

精谷 カスヤ 精屋に同じ、前條に併せ云へり。

粕屋 カスヤ 同上。

粕谷 カスヤ 同上。寛政系譜、藤原性粕谷氏を收む。家紋三頭巴、九曜、丸に鳩鷲草。

加須屋 カスヤ 精屋に同じ。

1 播磨の加須屋 精屋條の第十三項を見よ。

2 又加賀藩給帳に「參百石(丸内三橋)加須屋七郎左衛門、貳百五拾石(丸内一橋)加須屋十左衛門、百五拾石(同)加須屋安左衛門、百石(丸内一ツ橋)加須屋富之助」を載せたり。

加須矢 カスヤ 加須屋に同じ。大和國宇

陀郡阿比神社舊神官家雲氏所藏文書に「文祿二年九月八日、加須矢内膳、」同四年九月廿二日加須矢長三郎養虎」と。精屋條第十三項を見よ。

精山 カスヤ

鹿瀬 カセ 陸奥、紀伊、肥前に此の地名あり。又鹿背、賀瀬、加世、加瀬等と通じ用ひらる。播磨に排保あり。

1 熊野連 紀伊國在田郡の鹿瀬邑より起る。續風土記鹿瀬城址條に「太平記熊野八莊司の一に鹿瀬莊司といふあり。此の城は此の人の築きたるなるべし。島山記に曰く、永享年間、南朝の餘額字佐美新五郎、田邊六郎、田子太郎、園部太郎、新宮八郎兵衛等、鹿瀬城に籠る。島山家の爲に終に落城し、皆討死す」と載せ、又舊家、地士鹿瀬六郎大夫條に「家傳に、島田藏人俊繼の後、準人助俊次出家となり、豊太郎根來征伐の時還俗、六郎大夫と號し、當莊に來り、殿村に住す。淺野氏の時、鹿瀬莊司の家断絶するを惜みて、慶長十一年、六郎大夫に命じ、鹿瀬に居住せしめ、姓を鹿瀬と改む。元和の後地士に命ぜらる」とあり。

2 日向氏流 肥前の鹿瀬氏なり、賀瀬條

を見よ。

賀瀬 カセ 肥前國佐賀郡嘉瀬庄(又賀世庄)より起る。この地は源平盛衰記に「丹波少將云々、肥前國鹿瀬庄は眞平宰相の知行也」と、平家物語にも見ゆ。この氏は其の下司たりしか。續西要略に「綾部四郎大夫通俊、瀨新大夫通宗、奥州陣に神々の御氣色に入る。早く肥前國第一の御家人たるべく、科罪ありと雖、三箇度御免あるべし云々。私曰ふ、東鑑等の書に見るあるなし、然りと雖、其の御判書納馬たり云々」と。日向太郎の後裔にして、白石、遠野と同族と考へらる。南北朝の頃、武家方に賀瀬太郎あり。ヒウガ、シライシ等、參照。

賀世 カセ 前條氏に同じ。大正記録、正治二年壬二月文書に「辨濟使職は賀世殿云々」と。河上社文書にも此氏見ゆ。

加世 カセ 和名抄、尾張國山田郡加世郷あり。又鹿瀬、賀瀬、加瀬と通ず、併せ見よ。

1 相摸の加世氏 東鑑、承久亂宇治橋合戦手負人々に「加世左近將監、同滿次郎、」其の他、卷十、十五に加世次郎、廿一に「かせの備二郎、」また正安三年五月文書に「鶴岡八幡宮供僧云々申、相摸國長尾

風里 カセサト

加勢澤 カセザハ

加世田 カセタ 薩摩に加世田あり、神代以來有名なり、此の地より起るか。

新田 カセタ

持田 カセタ 紀伊國伊都郡持田莊より起る。湯淺系圖に「湯淺權守宗重—七郎宗光—次郎右衛門入道宗業—宗算(持田比橋)—太郎左衛門宗茂—左衛門太郎宗平」と見ゆ。又「宗茂弟二郎左衛門宗方—次郎左衛門太郎宗仲」と載せ、また「宗算の妹を指田尼」とす。持田庄は神護寺縁起に見ゆ。

風野 カゼノ

風宮 カゼノミヤ 皇太神宮の社家にして荒木田神主の族なりと云ふ。山内内人也。

柳場 カセバ

加瀬谷 カセヤ

加増内 カゾウチ

加曾野 カソノ 下野國都賀郡加曾野邑より起る。又加瀬、加瀬と通じ用ひらる。秀郷流藤原性佐野氏の族にして、「久賀小太郎宗久—淺野土佐守宗清—宗光(加瀬次郎)—光安(加曾野七郎)」なりと。次條參照。

加園 カソノ 下野國都賀郡加園邑より起る。鎌倉大草紙、結城陣の交名に「加園將

嘉瀬 カセ 越後に存す。



- 1 藤原姓 歴名土代に「庭田待加田（藤原景）永祿十、二、廿三從五位下」と見ゆ。
- 2 正親町三條家の諸大夫にあり、前項と同族なるべし。
- 3 石見、また増山彈正少弼正利事實に「加田喜徳兵衛」見ゆ。

賀田 カタ

堅 カタ

**荷田 カタ** 山城伏見稻荷社の祠官にして御殿預たり。他の同社祠官は殆んど皆秦宿禰姓と稱すれど、此の氏は荷田宿禰と云ひ、雄略天皇の裔なりと云ふ。即ち羽倉御殿預家の系圖に「雄略天皇皇子磐城王裔（荷田氏大祖）荷田殿（和銅四年、後に祠官となす）一嗣（天平年中）一早一龍」と。子孫、四羽倉目代家、京羽倉家等に分る。詳細はハカラ條を見よ。

徳川時代、信詮の子春満・學者として名高し、國學四大人の一也。甥在滿・女蒼生子・皆名あり。

賀太 カタ

和名抄、紀伊國海部郡に賀太郷あり、大寶二年紀に賀陀麻家、天長二年紀に賀多村と見ゆ。又名草郡に式内加太神社鎮座す。

**加太 カダ** カブト 紀伊、伊勢に此の地名あり、又賀太、加田等と通じ用ひらる。

- 1 紀伊の加太氏 紀伊國海部郡加太莊より起る。續風土記に「加太莊司右衛門、莊中の舊家なり。古き文書ありしも今はなしといふ」と載せたり。
- 2 桓武平氏鹿伏見氏流 伊勢國鈴鹿郡加太村より起りし豪族にして、鹿伏見城に據る。關氏の族也。三國地志に「鹿伏見城、加太氏數代居守」と見え、加太氏系譜には「平重盛公（正二位、内大臣、左近衛大將）一實盛（從三位、右近衛中將）一盛國（平太郎、民部丞、久我にて出生、鎌倉にて卒す）一實忠（從五位下、左近大夫將監、關家の祖、鎌倉にて出生、元久元年・伊賀、伊勢平族一揆を討ち、勢州關谷の地頭職に補せられ、關の城を築き、又鎌倉に住し、關にて卒す）一盛泰（太郎左衛門尉）一盛光（安藝守）一盛勝（伊勢守、左近將監）一盛治（左近將監）一盛政（初め盛忠、從五位下、四郎、左馬助、元弘三年鎌倉より關谷に歸り、龜山の若山に居城を築き、南朝に屬し、以後子孫徳川初期迄、代々龜山に城す）、弟實親（初め盛宗、四郎、讃岐守、鹿伏見の祖、以後代々鹿伏見に城す）一定俊（左京亮）一忠賀（孫太郎、南北更立の際、關盛雅と共に北島氏に與し、北軍と戦ふ）一忠業（右京亮、事蹟同上）一定孝（宮内少輔、應仁の役、細川方に屬し、相國寺の東門を守り奮戦す）一定則（上總介）一定好（四郎、宮内少輔）一定長（近江守、織田信長が北島討伐の際、之に従ひ戦功あり）一豊前守（宗心、淺井氏に屬し、姉川に於て戦死す）一四郎（盛氏、第六郎（兄弟共に長島一向の賊に與し、織田氏の將、氏家經國を討取り、共に戦死す）」次に「豊前守弟定義（左京連、天正十一年秀吉に敵對し、遂に關城を去りて京師に隱れ、同所にて命を終ふ）一右馬介（加太城没落後、安濃津城主織田信包に仕へ、信包より、更に加太城主を命ぜられ、後金吾秀秋に仕ふ。其の死後池田輝政に仕ふ）一駒之助（西國に流浪す）」次に「右馬介の弟定俊（中務介、道關、加太に住す）一重宣（初め定宣、彌左衛門、伏見城主松平隱岐守定勝に仕へ、定勝の轉封に従ひ桑名に移る）一定雅（七兵衛、永久、加太に住す。領主藤堂高次より扶持を賜ふ）、弟七兵衛、弟重孝（平大夫、松平定行の轉封に従ひ、

とあり。近江國より山城國に移りしならん。

- 2 吳堅井連 吳歸化の族歟。
- 3 近江の堅井氏 天平十九年の坂田郡司解文に「近江國坂田郡上丹郷戸主堅井國足」と見ゆるも堅井の誤寫ならん。

**片井 カタ** 信濃にあり。

**片石 カタ** カタイシ

**模作 カタイツクリ** 職業部の一種ならん。類聚三代格卷四に「從八位上模作子鳥」と云ふ人見ゆ、承和六年の人なり。

**片井野 カタキノ** 日向記に片井野藤七兵衛尉なる人見ゆ。

**荷塘 カタウ** 信濃の氏にして、本氏遠山、一壑に至り荷塘を稱すとぞ。清和源氏小笠原氏の族ならん。

**加當 カタウ** 陸前國宮城郡末松山八幡宮 永仁七年二月の古鐘銘に「大工加當安吉」を載せたり。

**片尾 カタヲ** 美作國國吉郡眞加部邑に此の氏あり、寛永明曆の頃、太左衛門、その孫を六左衛門と云ふ。

**片岡 カタヲカ** 和名抄、相模國大住郡に片岡郷、近江國伊香郡に片岡郷、また上野國に片岡郡あり、加太乎加と註す、又下野

々鹿伏見に城す）一定俊（左京亮）一忠賀（孫太郎、南北更立の際、關盛雅と共に北島氏に與し、北軍と戦ふ）一忠業（右京亮、事蹟同上）一定孝（宮内少輔、應仁の役、細川方に屬し、相國寺の東門を守り奮戦す）一定則（上總介）一定好（四郎、宮内少輔）一定長（近江守、織田信長が北島討伐の際、之に従ひ戦功あり）一豊前守（宗心、淺井氏に屬し、姉川に於て戦死す）一四郎（盛氏、第六郎（兄弟共に長島一向の賊に與し、織田氏の將、氏家經國を討取り、共に戦死す）」次に「豊前守弟定義（左京連、天正十一年秀吉に敵對し、遂に關城を去りて京師に隱れ、同所にて命を終ふ）一右馬介（加太城没落後、安濃津城主織田信包に仕へ、信包より、更に加太城主を命ぜられ、後金吾秀秋に仕ふ。其の死後池田輝政に仕ふ）一駒之助（西國に流浪す）」次に「右馬介の弟定俊（中務介、道關、加太に住す）一重宣（初め定宣、彌左衛門、伏見城主松平隱岐守定勝に仕へ、定勝の轉封に従ひ桑名に移る）一定雅（七兵衛、永久、加太に住す。領主藤堂高次より扶持を賜ふ）、弟七兵衛、弟重孝（平大夫、松平定行の轉封に従ひ、

松山に移り、船奉行を勤め三津濱に住す）弟實孝（佐五兵衛、松山侯に仕へ、後桑名に移り老職たり）一彌左衛門（松山侯に仕ふ。子なし）、弟利右衛門（小塚氏を稱す）、其の弟孝寛（與一兵衛、桑名侯に仕へ、新に一家を起す。江戸に住す。後高田に移る）一孝成（初重好、喜内、郡奉行を勤む。晩年白河に移り、同所にて卒す）、其の弟孝昌（龍五郎）、弟孝通（喜内、使番物頭を勤む）一孝嚴（佐五兵衛、物頭旗奉行を勤む）一孝喜（喜内、物頭中權頭を勤む）一邦憲」と見えたり。

**佳田 カタ** 紀姓池田氏の族にして、紀氏系圖に「帶刀先生望政（相模榎下領）一能望（榎下三郎）一成忠（高橋刑部大夫）一俊連（佳田六郎）」と見ゆ。

**賀田 カタ**

**方縣 カタアガタ** カタカタ條を見よ。

**堅井 カタキ** 近江國の地名を負ひしならん。開化天皇の後裔なり。又坂田息長諸氏と關係あるべし。

- 1 堅井公 天平神護二年九月紀に「山城國人堅井公三立等の十一人、姓を諸井公と賜ふ」と見ゆ。姓氏錄、山城皇別に收め、「堅井公、彦坐命の後也、日本紀合」

とあり。近江國より山城國に移りしならん。

- 2 吳堅井連 吳歸化の族歟。
- 3 近江の堅井氏 天平十九年の坂田郡司解文に「近江國坂田郡上丹郷戸主堅井國足」と見ゆるも堅井の誤寫ならん。

**片井 カタ** 信濃にあり。

**片石 カタ** カタイシ

**模作 カタイツクリ** 職業部の一種ならん。類聚三代格卷四に「從八位上模作子鳥」と云ふ人見ゆ、承和六年の人なり。

**片井野 カタキノ** 日向記に片井野藤七兵衛尉なる人見ゆ。

**荷塘 カタウ** 信濃の氏にして、本氏遠山、一壑に至り荷塘を稱すとぞ。清和源氏小笠原氏の族ならん。

**加當 カタウ** 陸前國宮城郡末松山八幡宮 永仁七年二月の古鐘銘に「大工加當安吉」を載せたり。

**片尾 カタヲ** 美作國國吉郡眞加部邑に此の氏あり、寛永明曆の頃、太左衛門、その孫を六左衛門と云ふ。

**片岡 カタヲカ** 和名抄、相模國大住郡に片岡郷、近江國伊香郡に片岡郷、また上野國に片岡郡あり、加太乎加と註す、又下野

國磯屋郡に片岡郷あり、其他、大和、伊勢、遠江、相模、常陸、陸中、備前、土佐等に此の地名あり。

- 1 (中臣)方岳連 近江國伊香郡片岡郷。其の本貫か。姓氏錄、左京神別に收め、「中臣方岳連、大中臣同祖」と註す。伊香氏の族なるべし。後世當國に片岡氏多し。第七項以下を見よ。
- 2 片岡大連 常陸風土記、久慈郡條に、東の大山を賀毗禮の高峰と謂ふ。即ち天神あり、名を立速(日)男命、一名を速經和氣命と稱す。本・天より降り、即ち松澤の樹の八俣の上に坐す。神の崇甚だ嚴なり。人あり、向つて大小便を行ふの時、災を示し、疾苦を致さしむと云へり。近側に居る人、毎に甚だ辛苦、狀を具へて朝に請ふ。片岡大連を遣はして敬祭せしむ。祈つて曰く、今此處に坐す、百姓の家近く、朝夕穢臭、理・坐すべからず。宜して遷移りて、高山の淨境に鎮るべしと。是に於いて神・禱告を聽き給ひ、遂に賀毗禮の峰に登る。其の社・石を以つて垣と爲す。中に種屬甚だ多し。井に品寶、弓梓、釜器の類、皆石と成して存す」云々と。此の大連と云ふは廣義に用ひた



るものにて、其の連家の氏上たる人を云ふか。再按するに、當國新治郡、及び鹿島郡に此の邑名あり。蓋し大は多氏の儀か。後世當國に片岡氏あり、第十二項を見よ。

3 藤原姓 大和國葛下郡片岡邑(片岡庄)より起る。當地方の豪族にして片岡城に據る。若宮神主祐臣が正和四年の祭禮記に「流鏑馬十騎、片岡一騎、」又至徳元年四月中川流鏑馬日記に「片岡殿」と見え、英俊日記、永正二年の和州武士交名にも此の氏見ゆ。古くより相當の地位にありしを知るべし。其の後、片岡新助春利あり、筒井順昭の六女を娶り、其の一門となりて藤原姓を稱す。大和軍記に「葛下郡片岡と申す處の片岡新助は、小身に候得ども、和州にては形の如くなる武功の人にて、今の知行高八千石計也。松永久秀、筒井を宇多郡へ逐ひ落し、國侍皆久秀も兩度押寄せ候。新助の子彌太郎の時に、松永寄せられ、城を乗取る云々」と。新助は元龜元年三月病んで城中に没す。年廿六、其の碑なほ達磨寺に在り。片岡左門國春は永祿十二年三月、松永に攻められ城陷る。よりて松永氏、海老名、

森等をして、之を守らしめしが、天正五年十月、信長・筒井、細川、明智等に命じ、松永を伐たしむるや、順慶・當城を復す。片岡彌太郎春行(達磨寺記に彌太郎春之)は筒井定次に仕へ、後大阪の陣の際、大阪城に入る(大和志料)と。

國民郷士記に「片岡甚左衛門、片岡新助藤原春利(片岡城にて松永と勇戦有り、廿六歳にて當城に死す。筒井順慶の妹婿。知行八千石、幕下吉村秀之二千石、下田、染井、常麻、竹内、五千石、合せて一萬五千石)、片岡左門國春(片岡谷下牧村の城に有り、永祿十二年松永より攻め取らる)。片岡孫太郎春行(筒井伊賀守に仕ふ、慶長十九の冬より大阪に籠る)など見え、また和州高付嶺に「文祿改高三百七十石三升、幕下郡下牧村、片岡新助、同産太郎、片岡將監、同甚左衛門同左衛門道雲、同彌五郎」と。なほ南朝の忠臣片岡八郎も此の地より出たりと云ふ。第十九項を見よ。

なる。享徳三年に片岡の城は没落す。其の子孫分散して、當代は江戸に住して片岡庄左衛門と稱す」とあれど、詳かならず。なほヒダチ條に詳細述べし。元祿十四年の文書に、片岡庄左衛門後垣見ゆ。

5 河内の片岡氏 永祿二年の交野郡五ヶ郷總侍中連名帳に「津田村片岡式部九國任、藤坂村片岡左衛門尉顯長」を載せ、寛永十七年三宮拜殿着座覺に「津田村片岡氏二軒」とあり。  
6 伊勢の片岡氏 桑名郡の片岡より起るか。信長記長島合戦條に「片岡に權籠る一揆等は、柴田瀧川攻め破りて、撫伐りにこそしてけれ」と。片岡城は上深谷郡村字界にありて、片岡掃部頭居守すと云ふ(三國志)。掃部頭に「掃部亮」に作る。又鈴鹿郡高富堡(東條城)は織田信孝の臣、將監片岡則宗、其の子則高、其の子彌八郎則正居守、采地五千石と云ふ(三國志)。天正八年、秀吉・神戸城を攻むる時亡さるとぞ(五鈴遺響、背書國誌)。又奄藝郡長法寺城は片岡六郎左衛門の居城なりしが、永祿十二年信長と戦ひ、鈴鹿郡國府村に戦死すと云ふ(名勝志)。  
7 近江の片岡氏 伊香郡片岡郷より起り

しにて、第一項と關係あるか。片岡清兵衛京極分限帳に見ゆ。片岡郷の人か。

8 清和源氏足助氏流 これも近江の名族也。片岡氏系譜家傳に「足助次郎源重範十六代の後胤、片岡清左衛門義保記之」と載せ、「足助五郎重義(重種嫡子。重範六代之孫)足利大將軍源義政公御代、文明年中に始めて、山門之坊頭御代官に仰せ附けられ、始めて氏を片岡と改め、家の紋丸に桔梗、又瓜に三の桐。」  
片岡顯光坊秀範(足助五郎重義嫡子)片岡義安(秀範三男、兄二人は早世す)。片岡義利(義安嫡子)。片岡義長(義利嫡子)。片岡顯光坊義行(義長次男、兄は童形早世す)、織田信長公御代、江州栗太郡北中小路村に居住す、則ち屋敷祈願所氏神八幡宮の鎮守之あり。元龜二年辛未、山門の坊頭破却に及ぶ。元龜元年庚午歲、朝倉義景、淺井長政に山門、合戦によりて逝く。片岡地蔵院義成(義行嫡子)。右は先祖の記録書を以て、嫡ばかりを記し、枝葉は記さず。

一、天正十三年二月、昔の支配所の内、同國同郡小野村の百姓より申、小野村は小村故、近郷より畿とり掾められ、何に角に

差支へ一村相治らず、迷惑に及び候間、當村へ引越相治めらるべき段、近年より請待を致すに付、頭となり、此の時當村へ移住す。

産神總村大寶天王宮の御祭禮の式にも此の譯有(足助次郎重範十二代の嫡孫片岡地蔵院義成之を記す)  
義行の嫡男片岡地蔵院義成、天正年中より小野村に住す。義成父の次男覺大夫は慶長年中に播州脇坂様へ銀二百五十石にて大目附役に有附く。三男與三右衛門は弓の達者にて、慶長年中に若州酒井様へ銀二百五十石にて大將に有附く。四男右馬之丞は慶長十年の頃、同國出庭村の郷士遠藤氏え養子に參り、今膳所本田様に録七十石にて御馬廻役勤有之。  
重成(義成嫡子、清左衛門、妻は同國林村郷士高野氏女)。義次(重成嫡子、片岡嘉右衛門、妻は同國伊勢村郷士田邊八郎右衛門女、山門坊頭の内南光坊嫡孫)次弟忠右衛門は録百石にて、松平隱岐守様え有附。三弟三左衛門は、御地頭渡邊様え中小姓に有附、後上方支配役に仰せ付らる、半年計御國支配役勤め死去す。四弟彌五郎は石州松平周防守様え、中小姓

に有附、江戸御屋敷にて死去す。

義休(義次一男、清左衛門、妻は同國下戸山村郷士櫻井祐助女、公用にて三年江戸にあり、江戸御屋敷にて死去)。  
先祖重義より相傳の甲冑一領、旗竿一、重代の刀一腰、之あり(今此の刀は無之)、故は御地頭御屋敷にて兼ねて名作の由沙汰、これ有る故哉、死去一日前に江戸にて盗まる。  
義保(義休次男、清左衛門、嫡は片岡千太郎三歳にて早世す)三妹・同國吉身村郷士小宮山善左衛門隆祐に嫁す。四弟・善助清慶、廿歳にて死去す。

9 蒲生氏流 蒲生俊長・片岡三郎左衛門  
一、當村の作法に、名けて烏帽子着と申す振舞、これ有る故は、當村住人の百姓は一人も殘らず、烏帽子着と申す振舞を、十人の年寄方に人を致招請云々、と。右の系譜は近江國栗太郡栗山村大字小野片岡幸治良氏秘藏の寫、同家には軍旗及び甲冑あり、竿は下が本笛にて、上は黒塗古色揃すべし。甲冑は丸に桔梗の定紋あり。然れども重代品にして五百年以前の者なれば、破損甚し。古文書等は先年火災の砌、烏有に歸す。(松岡秀國氏)とぞ。



と稱す。

10 淺井氏流 肥前片岡氏は近江淺井氏の後なりと云ふ(大村藩士系録)。

11 甲斐の片岡氏 巨摩郡にあり、名族なりと。

12 鹿島姓 常陸國鹿島郡の片岡邑より起る。第二項片岡大連と關係あるか。こは有名なる片岡太郎經春を出せし氏にて、平家物語に「片岡太郎經春、源平盛衰記に「片岡太郎經治」また「片岡太郎經春、第八郎爲春、」また「片岡兵衛經俊、」また「常陸國住人片岡太郎經春」など見え、東鑑卷二、五、九に片岡八郎常春を載せ、義經紀卷八に「片岡・七騎が中に走り入つて戦ふ程に、肩も腕も、こらへずして、疵多く負ひければ、叶はじと思ひけん、腹かき切り失せにけり」と。此片岡氏については新編國志に「片岡、鹿島郡鹿島郷片岡より出たり」と載せ、又「片岡、本姓詳ならず。源平盛衰記に當國の住人片岡太郎經春、同八郎爲春とあり。列官物語に「片岡、そ常陸國鹿島行方と云ふ荒磯にて、素生したる者なり」とあり。因て按ずるに、鹿島郡鹿島郷に片岡と云ふ地あり。片岡神主の地ある地

にて舊地名なり。然らば、この片岡氏の出る所はこの地なるべし」と。前者は片岡神主の家にて、後者は經春の家を云ふ。蓋し同族にて、また鹿島族ならんか。

13 下總の片岡氏 前項片岡氏は下總に所領あり。東鑑文治元年十一月廿八日條に「片岡八郎常春、佐竹太郎(常春舅)に同心し、謀叛の企ある間、彼の領所下總國三崎莊を召放たれ奉る」と。又同書、文治五年三月十日の條に「片岡次郎常春、奇謀の聞あるに依り、領所等(下總國三崎莊、舟木、横根)を召し放たると雖、元の如く返付せらるゝ處、沙汰人等、日者の融令、忽緒の由訴へ申すの間、停止すべきの旨仰下さる云々」と見ゆ。

14 常陸藤姓 第十二項に同じきも、二十四輩願拜圖會に「南庄乘然房は俗姓は藤原親綱とて、舍兒鹿島の神官、片岡尾張權守信親云々」と載せたり。

15 清和源氏佐竹氏流 新治郡片岡邑より起りしか。新編國志に「片岡、稻木盛義二子義計・片岡源次と稱す。後、孫次郎義勝と更む。二子義郷、義夏、(戸村本系圖)と載せたり。

16 桓武平氏葛西氏流 陸中國江刺郡片岡

邑より起る。封内記に「片岡邑云々、毘沙門堂・永徳以來、片岡氏居館の地に在り。明曆中、多門寺中に移る」と。同地白山神社嘉慶元年八月十七日棟札寫に「施主片岡殿北方」と。また「永正八年二月吉日、施主片岡平重朝」とあり。

17 丹後の片岡氏 武家時代榮ゆ。先づ正應元年の田數目録に「與佐郡永久保、十三町七段百五十六歩、片岡與五郎」と載せ、又康正造内裏段錢引付に「内六貫八百七十三文、片岡與五郎殿。丹州永久保、段錢」とあり。而して永享以來御番帳に「二番片岡與五郎、」また常徳院江州勅座着到に「二番衆、片岡與五郎、」文安年中御番帳に二番「片岡大和余五郎、」また文祿六年諸役人附に「御小袖御番衆、片岡大和守晴親、片岡與五郎輝親、」又長祿寛正記に此の氏人屢々見ゆ。此等は恐らく大和の片岡氏と同族ならんか。室町時代に於いては片岡氏中第一の名族たりし也。

18 丹波の片岡氏 何鹿郡報恩寺城(同村報恩寺)は永享年間、片岡近江守の居城なりき。その後、永祿二年、物部城主上原衛門大輔の爲敗滅す。

19 片岡八郎 太平記卷五、大塔宮に隨從

する士に片岡八郎あり、勤王の士として天下に名高し。大和東十津川村玉置川の内經尾上に其の墓あり。其の碑に「嗚呼、此れ南朝忠臣、片岡八郎の埋骨處也。元宏帝の笠置に狩せらるゝや、護良親王南都を通る、君及び矢田彦七等從ふ。遂に共に道士の裝と爲りて熊野に走り、大和十津川郷に出づ。郷士竹原八郎、殿野兵衛迎へて之を奉ず。居ること半載、賊來り過る、君乃ち戦死す。因りて此に葬る、實に元宏の二年也」と。この片岡氏は「大織冠鎌足の後裔從三位宰相賴朝(和州葛下郡片岡に住す、依て姓とす)十一代を経て、八郎利一(大塔の宮に仕へて功あり、吉野に討死す)十代を経て彌太郎春三、後年出家して雲巴法師と稱し、達磨寺に住す。八郎氏の後裔は片岡甚藏氏とて、現に大和片岡村に居住せらるる由、先年贈位之節の位記は、現に同氏が拜受せられし由(松岡氏)と云ふ。

一説八郎・後裔となりて快心と稱し、其の子孫猶ほ南朝に盡す(大和志料)と云ふ。

20 岩清水源姓 岩清水八幡宮の舊祠官に片岡氏多し。先づ衛府司(所司)片岡家は

清和源氏末流源元高の後と云ひ、巡檢勾當(所司)片岡氏は同源遠貞の裔と云ふ。

21 同藤姓 同じく岩清水祠官にして、駒形預備宣、警固壯士等に此の流あり。

22 橋姓 應仁私記に「片岡橋太(橋正道)及び「片岡次郎(正道弟、橋正基)を載せたり。

23 備前平氏 備前國邑久郡片岡邑より起る。當地方の名族にして、元弘の頃、民部丞範季あり。以下有名なる人多し。されど其の家系には信じ難き點頗る多く、片岡經春の後とする如き、殊に鷲尾三郎と片岡とを混同する最も惡し。鷲尾の事は源平盛衰記にも「鷲尾三郎と云べし、名乗は我が片名に父が片名を取りて經春と付べし、片岡と同名なれども、多き人なれば事かけじ」とあるにあらざるや、猶ほリシナ條を見よ。平家物語には三郎義久に作る。其の家譜に據るに、「立家の祖鷲尾經春、(平貞盛の子家衛に出づ)、經春・生國は大和國片岡村の産、從五位下左衛門少尉、兼伊豫守源義經朝臣、副將軍仰焉、都於堀川御所、關西三十三個所、御側を去らずと云ふ。一ノ谷合戦の忠功に依り、領地を當國に宛て行はれ、備前邑久郡豐原

の莊内入賀村大附に城を築く。平安に住ひける際、平家の殘黨押取の禍をなす者共を揃めて、堀川御所へ引かせけるに、義經公より感狀に預かる。其の後義經公御供にて、奥州秀衡の館に御在住、然るに奉衛心腹變り高館の城御退、義經公感狀、八月十一日付、下邑久郡片岡經春書。元弘三年五月十日付、片岡別宮下民部丞範季、傳家の寶藏なり。鷲尾經春は生國大和片岡村を以て姓とし、片岡八郎と云ふ。奥州下向に付き、一子經明を大附に遣して馳せ參じ、片岡彈正經明幼少なれ共、父の名蹟を繼ぎ、父經春の遺命により、正治元年、城の鬼門に當る妹岡山へ、男山八幡宮を勸請して代々一家の氏神と祭る。經明長ずるに及び、時の帝、土御門天皇え奉宮仕。片岡支番之助經胤、城廓(大付城)相續。後堀河天皇え奉宮仕。子孫打繼、御代々え奉宮仕。子孫片岡八郎經信迄、後醍醐天皇え奉宮仕。皇子大塔宮二品親王え奉仕。大塔宮御開の時、紀州熊野地十津川にて玉置庄司、大塔宮を襲ひ來るを、片岡八郎經信、矢田彦七兩人踏留り、防戦して經信忠死致。大塔宮吉野へ御籠り、八郎經信の舍弟片岡民

一三九



部丞範季は、將軍足利治部大輔尊氏へ仕へ、元弘三年より、子孫代々足利氏へ忠勤。片岡孫左衛門、文明中城廓、同十六年正月、備前福岡合戦に藥師寺額田の將と共に、福岡城に立籠り、山名の勢に當り、正月六日枕を並べて討死す。子孫片岡左七郎、宇喜多直家に仕へ、其の子左馬之助經輔、宇喜多秀家に仕へしが、關ヶ原の敗戦に穿入して、左馬之助讚州三本松へ退去。此の朝、古系圖、武器等、本郡鹿忍村出射氏(縁家)に預けて紛失す。義經公御下文、尊氏公御判物の二古文書は左馬之助千代なる者、女丈夫にて支持するを得たりと。左馬之助の孫五郎衛門吉信の時、明曆三年三月十五日、時の太守芳烈公閱覽遊され、家譜に感歎を止まず、京都より表具師を招き、箱に納め念入れ保存せよと御下賜。左馬之助嫡男片岡五郎兵衛季信、池田輝政公御領淡路國御部屋領代官、後宮内少輔忠雄殿に付添ひ、岡山に御船手諸宰判。嗣子吉信、寛永十一年土民となり、大保正の命を受く。其頃縁家成木氏の家に引移り、大付は父季信妻の甥に譲り、大付鎮守太經神宅の戌亥に祀る。片岡七右衛門經直、時の郡奉行

保野氏肝煎役を勤め富を極む。經直嫡男五郎右衛門經季、元文元年逝き、嫡男万介、後三郎兵衛常布家を嗣ぐ。家紋として古來用ひし立一に左巴、之は片字のくづし也。中興民部丞範季、足利尊氏に仕へ、丸に二ツ引を併せ用ひ、重に巴の分は之を道具に用ひ、二ツ引は衣服に用ひしと。略系。平貞盛(家衛、鷲尾立家)一經春(片岡立家、大村築城)一彈正經明(土御門宮仕)一權左右衛門經國(九郎庄衛門經兼)一右源次經胤(堀川帝宮仕)一八郎兵衛經信(後醍醐宮仕、後二品親王仕、十津川討死)一民部丞範季(足利尊氏仕)一片岡名字(河内巖山討死)一片岡孫左衛門(文明十六年、福岡合戦討死)一左七郎(宇喜多秀家仕)一左馬助經助(宇喜多秀家仕、關ヶ原敗戦)一五郎兵衛季信(池田輝政、後忠雄君仕)一吉信(大庄屋役七右衛門經直)一肝煎役經季(名主役三郎兵衛常布、枝數多の内、片岡七右衛門の弟五右衛門季直の子猪大夫則延、元祿八年、七右衛門の演倉なる幸島村南幸田に出で、子孫茲に榮え、神職片岡三郎、村社八幡宮片岡別宮天神神主。云々)と。

23 備後の片岡氏、川手邑の豪族にして、民を治せしむ、是に於て、始めて里背となる、延寶八年庚申三月八日卒、)一祐直(直經)一尚志(直重)一郷士、辨左衛門(直英)一郷士、孫五郎、贈正五位、芳烈碑銘に云ふ、「君諱直英、土州高岡郡永野村人、父曰辨左衛門、世爲郷士、君幼英敏、學藝文武、志存皇室、常嘆皇室式微、及浦賀之誓、斷起奔走、與志士締盟、與川原塚、島村二氏最親、乃推武市氏爲主、事必相謀、遂誅舞一郡、大凡志士之出入、必爲其財賄、吉村寅太郎之再奔于京也、爲裝旅資、管其家政、使之無內顧之憂、云々、時長藩勳王、君物通氣脈、元治元年走長州、謁條公、以告國情、戊辰之役、郡出退衛一隊、亦君之力云」と)一直輝、弟直温(高木孫四郎氏)と。

24 先祖を片岡土佐と云ふ。もと首藤氏に仕ふ。慶長の比、福島氏・命じて里正とし、俗稱を治兵衛と賜ふ、今その裔を惠助と呼ぶ(藝藩通志)と。

25 醜醜源氏 前項と同族なれど、其の系圖に據れば、醜醜源氏なりと。即ち左の如し。「醜醜天皇一源高明公(西宮左大臣)一忠賢一守隆一長季一盛長一盛經一經光一盛保(上野國片岡郡を食む、因つて片岡を以つて稱號と爲す)一經季一忠綱一盛直一盛經(元弘亂官軍に屬し殉難)一直信一貞信(直之)一直長一直綱(土佐片岡氏祖。その碑銘に「土佐片岡氏の祖を片岡直綱公と爲す。其の先は醜醜天皇皇子正二位左大臣源高明公より出づ。其の八世源盛保公、上野に移り片岡郡を食む、

因りて氏とす焉。直綱公は其の裔孫也、應永十八年辛卯冬十二月、始めて我州吾川郡德光庄に移り、一城を築き、以つて居る焉。德光城と稱し、又片岡城と云ふ。又一城を黒岩に築き、吾川高岡二郡の地を領す。初め公海南の地に入るや、船先づ新居濱につく、時に一蝶ありて來り隨ふ、家人之を異とす。公戯れて曰く、蝶、汝我に止るべき地を示すかと。便ち蝶に従つて德光庄に止る、德光庄司なる者あり、先づ來り謁して臣となる。傍近の土豪・亦風を望んで屬す。片岡の地名起る所由也。公人となり勇武にして恩威並に行はれ、海南の巨族となる。徽號、揚羽蝶を用ふ。蝶の瑞を感ずる也。應永三十四年丁未春二月卒、法諱靈光院殿源公壽岳常榮居士、云々)と)一直經(直道)一直光(茂光)一光綱(下總守、長曾我部氏被官、豊公南征時、戦死于豫州)一光政(豊公西征時、從長曾我部信親、戦死于戸次役)一某(讚州金毘羅多聞院祖)と。次に「光綱弟直季(紀伊守、長曾我部氏被官)一正直(祐光(實は土佐郡本川郷大藪村人大藪紀伊守祐宗の孫にして伊賀左馬九子也。片岡氏の養子となる。山内藩主命じて片岡氏遺

26 中臣氏族 加藤清正の臣に片岡左馬允正則あり。子右馬允正方の時、加藤の稱號をゆるさる。家紋蛇目、楊酸草。(寛政系譜。加藤右馬允正方はもと片岡清左衛門と稱す。

27 肥後藤姓 恐らく前項氏に同じかるべし。されど片岡系圖には「藤原正家一正光(家久弟)一正行一正忠、弟正氏一正高(重孝(片岡家元祖、加藤を片岡に改む)

28 藤原南家豐茂流 家紋丸に楊酸草、楊酸草の花葉。

29 桓武平氏土肥氏族 土肥友平の後なりと云ふ。

30 清和源氏斯波氏流 本國尾張。赤穂の義士片岡源五右衛門源高房は清和源氏斯波尾張守高經の子孫にして、本氏足利なりと。藤三百石、側用人。

31 荒木田姓 伊勢皇太神宮社家に此の氏あり。

32 上野の片岡氏 當國片岡郡より起ると云へど詳かならず。翁草、鎌倉時代の武士の所領を擧げて、「五千町、上野の内、片岡三郎正久」と。微證なければ信じ難し。

なほ土佐の片岡氏は當國片岡郡より起る



と云ひ、醍醐源氏と云へど、これも微證なし。

33 雜載 參河後風土記に「加藤五平次。徳川時代、此の氏は小松酒井藩用人、白袴稻葉藩番頭、加納永井藩用人、沼田土岐藩用人、高槻永井藩重臣たり。

又田中家臣知行割帳に「三百四十五、片岡兵衛。二百石、片岡甚六、京極殿給帳に「貳百石、片岡清兵衛、堀尾山城守給帳に「三百石、片岡又左衛門。三十石、片岡給兵衛。また加賀藩給帳に「參百參拾石(丸内根藤)片岡亮左衛門。百五拾石(同)片岡又十郎。百四拾石(下り藤丸)片岡彌三郎」と。

其の他、美濃、上野、美作(苦田郡布原邑中庄屋)、志摩、信濃、豊前にあり、又男爵に片岡利和あり。

方岡 カタヲカ 片岡と同じ、前條第一項を見よ。

片垣 カタガキ 豊後國大野郡片箇瀨邑片賀瀬 カタガセ

より起る。大友氏の族にして、大友系圖に「戸次兵庫頭頼時—直時(片賀瀬)」と。また淺羽本に「親言—某(片賀瀬)」また立花系圖に「丹後守頼時—左馬頭直光—鶴本四郎親矩—戸次孫五郎直世—孫太郎高載—孫太郎直繁—孫三郎直頼(實は丹後守氏詮子也)—新三郎能泰—新六郎親續(實は丹後守親貞子也)—新太郎親久(號方加世)—攝津守統貞(豊後國津筒、牟禮兩城を守り、入田筑後守輝氏、島津兵庫頭義弘等を敵と爲し、數度合戦に及ぶ云々)—伊兵衛義員(源左衛門尉、父敗軍の後、筑後國柳川に住居し、其の後、薩州鹿兒島に下向し、島津に附屬す、寛永五年病死、八十七歳)—義之(戸次孫太郎)」と見ゆ。

方縣 カタカタ 和名抄美濃國に方縣郡を收め、加多加多と註し、郡内に方縣郷を收む。又伊勢國安濃郡に縣々郷あり、加多加多と註す。

肩々 カタカタ 美濃國肩々里大寶二年戶籍に「肩々荒馬」と云ふ人見ゆ。肩々里は和名抄の方縣郷なり。

片角 カタカド カタスミ 肥後國菊池郡片角村より起る。菊池氏の族にして、菊池系圖に「菊池次郎隆定(後鳥羽院武者所)

隆親(片角三郎、小山之祖)、また小山系圖に「隆親(片角三郎、菊池隆定の二男)—隆重(三郎次郎)—隆綱(彌次郎、小山氏祖)」と載せ、又菊池風土記に「隆親・片角三良、今下片角村に三良丸と云ふ所あり、此の人居處の跡か」と見ゆ。

片貝 カタガヒ 上總、上野、越中、越後等に此の地名あり。

1 越後の片貝氏 古志郡片貝城(片貝村)は片貝氏の居城也。此の氏は北越軍記に「片貝式部は謙信代に度々の戦功、これ有り候得共、先祖傳記悉は存せず候」と見ゆ。子孫上杉家に仕へ米澤へ移れり。

2 武藏の片貝氏 湯上 カタカミ 佐渡國加茂郡湯上邑より起る。本間氏の一族にして湯上城(新穂村湯上)に據る。領分八ヶ村、後裔を湯上善八郎利忠と云ふ。佐渡六人衆の一たり。また天正景勝佐渡平定の際、湯上掃部あり。

方上 カタガミ カタノへ 和名抄出羽國秋田郡(羽後)に方上郷あり。其の他、駿河、能登、佐渡、備前、能登、形上條等に此の地名あり。

1 利仁流藤原姓進藤氏流 尊卑分脈に、「(進藤)修理少進爲輔—成道(號方上四郎空手、仍りて今日元の如く領掌せしむべきの由、仰せらる云々)」とあり。

太郎爲安の事は、なほ東鑑卷八、九に見ゆ、この人分脈の「源二爲康」と同人か。次に源太長頼には「承久亂關東方、同三、五月京都に於いて討たる」と。承久記卷二に「片切源大夫」とあると同人なり。

同書卷の四に片切六や太(一本綱)と云ふも見ゆ。次に長頼の子爲頼には「父の討死により、實として美乃國彦次郎を賜ふ」と。これ美濃片桐氏の祖也、次項を見よ。

其の後、信濃の片桐氏は上片桐の船上城に據る。當地の傳説に據るに、「上片桐村船山城・源經基五男滿快の曾孫爲公の五男、片切藏人大夫爲基・當郷を押領して、城廓を構へ、これに住み、在名を以て家號とす。長子片切二郎爲綱・繼承し、其の子片桐小八郎大夫景重早世、故に爲綱の弟七郎爲遠相傳し、嫡男爲康嗣ぐ。弟長清は保元の亂、源義朝に屬して討死し、嫡子長頼は其の後源頼朝に召され、美濃國岩村に於て、大領を賜り之れに移る。其の跡は長清の祖父爲遠の弟に景重あり。

大島郷に分知、名子の城主にて、源義平に屬し平治の亂に討死す。後十有餘年を

空手、仍りて今日元の如く領掌せしむべきの由、仰せらる云々」とあり。

太郎爲安の事は、なほ東鑑卷八、九に見ゆ、この人分脈の「源二爲康」と同人か。次に源太長頼には「承久亂關東方、同三、五月京都に於いて討たる」と。承久記卷二に「片切源大夫」とあると同人なり。

同書卷の四に片切六や太(一本綱)と云ふも見ゆ。次に長頼の子爲頼には「父の討死により、實として美乃國彦次郎を賜ふ」と。これ美濃片桐氏の祖也、次項を見よ。

其の後、信濃の片桐氏は上片桐の船上城に據る。當地の傳説に據るに、「上片桐村船山城・源經基五男滿快の曾孫爲公の五男、片切藏人大夫爲基・當郷を押領して、城廓を構へ、これに住み、在名を以て家號とす。長子片切二郎爲綱・繼承し、其の子片桐小八郎大夫景重早世、故に爲綱の弟七郎爲遠相傳し、嫡男爲康嗣ぐ。弟長清は保元の亂、源義朝に屬して討死し、嫡子長頼は其の後源頼朝に召され、美濃國岩村に於て、大領を賜り之れに移る。其の跡は長清の祖父爲遠の弟に景重あり。

大友—成家(種樂丸)—爲範—範高—利範—と見ゆ。能登國珠洲郡形上庄より起りしか。此の庄は康應元年の田數目録に方上と見ゆ。

2 本間氏流 佐渡の豪族にして湯上氏に同じ、前條を見よ。

堅上 カタガミ 河内に堅上郡あり、志摩に此の氏あり、

片上 カタガミ 方上氏に同じかるべし。形木 カタキ 近江朝宮村字宮尻にあり。片木 カタキ 近江朝宮村字宮尻にあり。片岸 カタギシ 陸中、羽前に此の地名あり。

内、爲重には「保元亂、爲義に屬して自害したる」と。又行實には「信乃藤澤合戦討死、子孫なし」と。又景重には「同國名字先祖」とあり、この人・保元物語に「信濃には片桐小八郎大夫、また平治物語に「信濃國には片桐小八郎大夫景重、また東鑑元暦元年七月廿三日條に「片切太郎爲安・信濃國より召出され、殊に憐愍せしめ給ふ。是れ父小八郎大夫は平治逆亂の時、故左典厩の爲、御共の間、片切郷は平氏の爲に收公せられ、已に廿餘年

爲重(大友) 行心(二重) 親平(二重) 爲綱(大友) 爲康(大友) 爲村(爲盛) 爲遠(大友) 友景(朝宗) 長清(三郎) 長頼(爲頼) 爲清(爲盛) 行實(三郎) 爲信(爲家) 爲房(有信) 爲眞(眞泰) 宗綱(爲親) 大友(八郎) 五郎

内、爲重には「保元亂、爲義に屬して自害したる」と。又行實には「信乃藤澤合戦討死、子孫なし」と。又景重には「同國名字先祖」とあり、この人・保元物語に「信濃には片桐小八郎大夫、また平治物語に「信濃國には片桐小八郎大夫景重、また東鑑元暦元年七月廿三日條に「片切太郎爲安・信濃國より召出され、殊に憐愍せしめ給ふ。是れ父小八郎大夫は平治逆亂の時、故左典厩の爲、御共の間、片切郷は平氏の爲に收公せられ、已に廿餘年

内、爲重には「保元亂、爲義に屬して自害したる」と。又行實には「信乃藤澤合戦討死、子孫なし」と。又景重には「同國名字先祖」とあり、この人・保元物語に「信濃には片桐小八郎大夫、また平治物語に「信濃國には片桐小八郎大夫景重、また東鑑元暦元年七月廿三日條に「片切太郎爲安・信濃國より召出され、殊に憐愍せしめ給ふ。是れ父小八郎大夫は平治逆亂の時、故左典厩の爲、御共の間、片切郷は平氏の爲に收公せられ、已に廿餘年



經て、景重の男爲安・頼朝に召され、來地を悉く賜はり船山城に移る。其の子準人重安、同石見守爲清、同兵庫頭正綱、同信濃守長國、同中務少輔爲明、應永年中近郷を打從へ、大身となる。其子爲信、同重國、同重辰、同長辰、同政公、同長公。長公の母は知久頼元の女なり。當時八百貫文を領し、武田氏に屬し、天正十年二月、織田氏討入のとき、大島城に討死。父は北古瀬に切腹。これにより船山落城。法名正樹院殿道祐政公大居士、端應院殿天祐長公大居士。凡四百七十年にして斷滅。其の後、長公二男子あり、長子源太郎長經は慶長中徳川氏に仕ふ、二子爲經、源人となる。(伊那武鑑)と。

大島附郷士は新居隱岐十八貫、齊藤六郎左衛門十五貫文、下平治部少輔廿五貫文、竹村治郎左衛門廿五貫文、天正十年主家と共に没落、民間に降る。(伊那武鑑)と云ふ。又甲鑑伊奈衆に「大島、片桐、飯島、ハブ、アカ津、五人五十騎」と。又南向村葛島にも片桐氏の堡砦あり。天文三年、片桐船山の城主若狭守長辰の次男安藝守久保・此に居り、百五十貫文を領し、子信正、子正保、天正十年討死。

二子千代松、小治郎、共に民間に降る。(根元記)と云ふ(關原次氏)。其の他片桐中務少輔等ものに見ゆ。新撰美濃志、石津郡條に「片桐又太郎爲頼、系圖に信濃源氏、片桐源太長頼の子なるが、父長頼・關東方にて承久の軍に討死しける賞により、美濃國を賜ひし由諱るす」と載せ、後世片桐龜殿あり。又片桐半右衛門あり、池田勝入の家老にして、永祿三年、當國池田郡輕海城を築きて居り、後安八郡池尻村に移る。

3. 近江の片桐氏 信濃片桐氏の族にして有名なる片桐且元は此の地より出づと云ふ。其の家譜に「七郎爲遠一源太爲長一三郎爲信一四郎爲家一四郎太郎爲俊、弟小三郎爲清一又三郎爲直、弟大夫進源祐一隅之助爲頼(近江におもむく)一助左衛門爲眞一孫右衛門直重一孫右衛門直貞(肥後守)一且元(初直盛、助佐、東市正、弘治二年近江國に生る)と載せ、又藩翰譜に「出雲守源孝利(初名は元包)は東市正直盛(後名は且元)が男なり。六孫王經基の御子下野守源滿快朝臣の曾孫、信濃守爲公、信濃の國伊奈の郡に住す。爲公が三

男藏人大夫爲基、始て片切と名乗る(源八といふ、片桐と書くこといづれの頃より改めしにや)爲基十代の後胤爲頼(隅之助といふ)生年十七歳、本國を去つて近江國に移る、爲頼が曾孫孫右衛門直貞・淺井殿に仕ふ、(則ち贈大納言長政頼の御事、元龜四年直貞に給はりし感状ありといふ)。これ則ち市正直盛、主膳正貞隆が父なりけり。直盛・初め助作と申して豊臣家に仕へ、近江の國志津が嶽の合戦に、高名七人が其の中にて(所謂七本鎗也)、其の勳賞に今年天正十一年七月朔日、初て所領の地を賜ふ(五千石)。其の後從五位下東市正に成され、豊臣の姓を賜り、所領の地を加へらる(攝津の茨木一萬二千石の地)とあり。賤ヶ嶽の際、片桐助作直盛、豊鑑に片桐東市正、片桐主膳正等を擧ぐ。

思ふに、且元の家が第一項信濃片桐氏の後なる事は恐らく史實ならん。されど其の中間の系は疑ふべき點影からず。一説遠江片桐氏なりと、第六項を見よ。且元の事は藩翰譜・次に「秀頼公の御傳として大阪の城に在り、慶長十八年秀頼公の仰せとして所領の地を加へ賜ふ、直

盛・關東の御旨を憚りて固く辭す。此の年九月二日、駿河の國府に參る、大御所彼が見參の序に、右大臣家加恩の事、辭し申さで給るべしと仰せ下さる(一萬石を賜ひしと云ふ、此の事内々は大御所の仰によりて賜ひしと云ふ)。明れば十九年の夏、大佛殿修造の事につきて、大御所の御氣色よからずと聞いて、直盛・駿河の國府に參り向ひ、一々に申し披き、東西の御中和らせ給はんやうを、深く謀り、遠く慮りて、三の策を獻る。大御所大に悦ばせ給ひ直盛を返されたり。直盛が計ひ、個に關東に心を合せ、富家を傾けまらんとする所なりと諷し申す人ありしかば、秀頼公御母子、大に怒らせ給ひ、さらば直盛召して速に首を刎られ、天下の軍勢を催して、軍起させ給ふべしとぞ議せられたる。直盛此の由を聞きて、さしもこの年、ころ二心なく忠貞を存せし甲斐も無く、護者の實をも糺されず、忽ちに誅せられんとすの御結構、そ安からね、此の上は討手の御使を待つて、尋常に討死せばやとて、父子兄弟悉くおのが宿所に閉籠つて、召せども更らに參らず、云々と。十月朔日、大阪を立つて茨木に赴

き、大阪陣には關東軍に加はり、戦後加増ありて四萬石を領せしも、幾程もなく駿府に卒す。時人・直盛・君に背きし故、天罰をかうむり、三十日を越えずして死すと云ひしとぞ(藩翰譜)。且元の後、其の子孝利(初元包、次郎助、出雲守)嗣ぎしも、寛永十五年八月卒して嗣なし、故にその弟中之丞爲元を嗣とし、大和國龍田一萬石を賜ふ。其の子助作爲次・明暦元年十一月、卒し、除封せられ、其の弟又太郎且昭・三千石を賜ひて寄合に列し、その子貞就(貞昌二男)に至つて全く斷絶。家紋丸に鷹の刺羽。且元の弟、主膳正貞隆(初め久盛、政盛、光長、加兵衛、大和小泉一萬五千石)一石見守貞隆一主膳正貞房一石見守貞起(實は松田權之丞貞尙二男)一主膳正貞音一石見守貞芳一主膳正貞彰一石見守貞信一主膳正貞中一石見守貞照一主膳正貞利(實は松平善吉頼功男)一貞篤一貞健(現今子爵)・支庶二、家紋鷹の刺羽、龜甲の内に花菱。



4 甲斐の片桐氏 一族甚だ多く、片桐黨と云ふ。即ち飯島、飯田、岩門、名子等の諸氏これなり。甲斐國志に片桐源七郎昌爲を擧げ、下の郷起請文に「上穂善次爲光、片切二兵衛爲房、伴野三右衛門」と。5 參河の片桐氏 寶飯郡に此の氏あり、二葉松に「平尾村屋敷、平野氏(異左近)、片桐左兵衛」と見ゆ。又設樂郡條に「石田城(石田村)、城主片桐半右衛門、池田輝政の臣也」と見ゆ。6 遠江の片桐氏 當國磐田郡に片桐氏あり、他にも存す。信濃片桐氏の族なるべし。天野虎景、義元加判文書に片切彦三郎・見ゆ。この國片桐氏の系譜、風土記傳にあり。次の如し。片桐系譜「保元平治之時、信濃國伊奈郡片桐城主片桐小八郎景重一爲光(片桐治郎)一廿一代孫爲元(片桐之善亮)一男片桐助作(名を市正直と改む。元龜元年、片桐城没落、兄弟奥山郡内戸口村に蟄居し、後太閤に仕ふ)と。次に「爲元二男、片桐助馬(改名權右衛門家正、兄と同所に蟄居す。天正二年十二月濱松城神君に仕へ、奥山御代官となり、於油一色知行五百石)一勘十郎(關ヶ原討死)と載せ、又「爲元三男



片桐與兵衛正之(右馬介、關ヶ原陣御供、後、奥山郷大井村問庄に於いて地を拜領す。則ち公門家片桐氏の祖也)―右馬亮正吉(慶長十九年大阪陣の時、安藤帯刀の手先、鐵砲五十人組頭、寛卯二年御陣二百日仕ふ、書記家に傳ふ)と。次に「爲元四男片桐八大夫(戸口村住)」と載せたり。

これより前、片桐權右衛門家正あり、永祿三年徳川氏の命により、水巻城を焼く、オクヤマ條を見よ。

7 越中の片桐氏 婦真、新川兩郡に多く存すと云ふ、信濃片桐氏の族なるべし。

8 上總の片桐氏 望陀郡にあり、鎌倉將軍頼家の侍臣片桐氏の後に、其の祖、坂戸市場を開拓すと傳へらる。

9 雜載 其の他、尼子氏の最期、上月城に籠りし士に片桐治部之丞、越前藩に片桐中悟、又備前地方にも存すとぞ。

片切 カタギリ 源姓、片桐氏に同じ、諸書此の字を用ひたるも多し。

加宅田 カタクチ 羽後國南秋田郡に片口邑あり。

片倉 カタクラ 和泉(片藏)、武藏(久良岐)

郡、及び多摩郡)、常陸(堅倉)、信濃等に此の地名あり。

1 諏訪神家流 信濃國伊那郡片倉邑より起る。諏訪神家の族にして、諏訪系圖に「有員―員萬―弟有勝―有盛―盛長―員頼―頼平―有信―爲重(伊那郡片倉の地に住し、片倉三郎と稱す)」と見ゆ。その後なりと。猶ほ古代、片倉邊命あり、諏訪健御名方命の御子神にして、一本諏訪系圖には「健御名方命―伊豆早雄命―片倉邊命―惠奈武耳命―水隈命―盛廣―豐廣―繁魚―清主―有員」と載せ、此の氏は片倉邊命に發し、片倉三郎を大祖となすなり等と言はる。

2 藤原北家加藤氏流 美濃國片倉より起り、加藤景繼の後裔なりと傳へらる。

3 大江氏流 武藏國多摩郡片倉邑より起る。この地に片倉城あり、大江備中守師親の居城也。

4 伊勢の片倉氏 多氣郡の豪族にして、同郡西浦に據る、その宅址、今に存すとぞ。伊達藩老臣片倉氏は此の地より出でしとの説あり。非也。

5 出羽の藤原姓 羽前國置賜郡米澤八幡宮の神主家にして、戦國末、片倉式部少

輔景重あり。その二男、即ち小十郎景綱なりと。次項を見よ。伊達世次考に「天文十四年九月、晴宗公・書を片倉伊賀に賜ふ」と。此の氏の人也。一説、同郡宮村は、天正中片倉小十郎景綱の居邑にして小標館と云へりと云ふ。片倉氏一族の居城か。

6 白石片倉氏 片倉小十郎は伊達侯に仕へ功あり、刈田郡白石に封ぜられ、一萬七千石を領す。宛然諸侯の如し。此の氏の出自については種々の説あり、或は秀郷流藤原姓と云ひ、或は信濃神家の族なりと云ひ、猶ほ伊勢片倉氏なりとも云ふ。古き事は詳かならざれど、小十郎が羽前米澤八幡祠官の後なるは、動かすべからず。伊達世臣家譜に「片倉氏、姓は藤原、其の先を知らず、保山公の時、米澤八幡宮神職を片倉式部少輔景重と云ふ、二男あり、季を小十郎景綱と云ふ。性山公の時、始めて擧げられ、天正三年、世子(貞山公)年甫めて九歳、景綱に之を屬し、應近せしむ。後毎に軍功あり、慶長七年、白石城を賜ひ、秩一萬二千石。子を備中重長(始名重綱)と云ふ。元和元年、大阪の役に從つて先鋒と爲り功を立つ。より

ド條に云へり。

肩背 カタセ 和名抄、備前國鞆梨郡に肩背郷ありて、加多世と註す。

片瀬 カタセ 相摸に此の地名ある事、人の知る所なり、關係あるか。丹波國水上郡鍋倉山城(太田村)の城主を片瀬近江守と云ふ。丹波志に「子孫太田村、村西に子孫今甚七、八郎右衛門」と載せたり。

形瀬 カタセ 丹波國水上郡形瀬邑より起る。丹波の名族にして丹波志水上郡條に見ゆ。前條氏に同じ。

堅部 カタソベ 細井氏はカタソベと訓ぜり、或はタテマカ。品部の一稱ならんも、詳かならず。

○堅部使主 養老元年二月紀に「和泉監正七位上堅部使主石前」と云ふ者見ゆ。其の後、大同元年に至り豐宗宿禰を賜ふ。

方田 カタタ 和名抄、下野國那須郡に方田郷あり、後世堅田とも、片田ともあり。此の氏の事は堅田、片田條を見よ。

堅田 カタタ 近江、下野、豊後に此の地名あり、又片田、方田と通じ用ひらる。

1 堅田連 紀伊の古姓、熊野連の一族か。東寺文書、承和十二年の田券に「那我郡(那賀郡)山前郷粕村、郷長堅田連石成、」

片代 カタシロ 方後郷あり。

片角 カタシミ 菊池氏の族なり、カタカ

カタセ—カタタ

カタタ

カタタ

カタタ

なる者・見ゆ。平妻郡堅田邑より起りしならん。

2 堅田氏 紀伊國平妻郡の堅田村より起る。前項氏の後裔か。糠風土記、同村要害山岩跡條に「村の東にあり、山本主藤正の家士堅田式部の居城なり」と見ゆ。なほ堅田條第一項参照。

3 那須氏族 下野國那須郡方田郷より起る。那須系圖に「那須太郎資隆―義隆(堅田八郎)と見ゆ。伊王野系圖、これに同じ。堅田城に據る。又下野國志に「義隆、後與野郷に移住し、與野八郎と號す」と載せたり。

4 近江の源姓 滋賀郡堅田邑より起る。堅田兵部少輔廣澄、豐臣氏に服事し、二萬石を領せしが、關ヶ原戰、西軍に露して家斷絶す。佐竹氏の族なる片田氏と同族か。

5 源姓 寛政系譜に見ゆ、家紋五三桐、丸に四石。

6 土佐佐伯姓 土佐の豪族にして佐伯姓なり。次の堅田氏と同流にして、豊後より移りしものと考へらる。南北朝の頃、武家方細川定禪に屬し、多くの文書を藏す。建武、曆應、康永に亘る堅田小三郎



佐伯純貞の軍忠状は、當國に於ける、宮方將士の隠れたる勤王事蹟を窺ふ上について、屈竟の史料なりとす。又堅田又三郎國貞あり、方田又三郎とも見え、軍忠に據りて、久佐賀別府を賜ふ。又其の嫡子堅田彌三郎は、康永三年九月の戦に死す。その他、堅田治部左衛門、方田四郎五郎等多し。其の後裔に堅田治部重元あり、文明十年八月の文書に見ゆ。猶ほ佐伯條を見よ。

- 7 大神姓佐伯氏流 豊後國海部郡堅田邑より起る。圖田帳に「佐伯庄堅田村、六十町、内、堅田村七町一段、堅田左衛門次郎惟光、七町壹段、忠左衛門次郎惟永後家云々」と見ゆ。その出自に關しては、佐伯系圖に「佐伯惟康—惟定(片田左衛門尉)—惟保—惟景—惟長」と。又「惟景の弟に惟氏(弟惟光に殺害さる)、惟光」等見ゆ、即ち圖田帳の惟光なり。惟長は惟永に當るか。
- 8 石見藤姓 第三項下野那須氏の族と云ふ。當國出羽村の毛城主に堅田七郎滿隆あり、石見志に「那須實房—宗實—實高—滿隆」と載せ、同村笠ヶ城主堅田九郎朝隆につきては「前條實高—朝隆、村上

助高郎等兄堅田七郎、七尺二寸、第九郎、八尺二寸、共に強力、出羽に於いて大蛇を切る(石見軍記)と見ゆ。  
9 又徳川時代、毛利藩の重臣に此の氏あり。伊勢、志摩にもあり。

- カカタ 堅田氏に同じ。
- カカタ 伊勢、淡路等に此の地名あり、又堅田、方田と通じ用ひらる。
- 1 藤原北家熊野別當族 熊野別當系圖に「(岩田)別當法眼長憲—法眼行憲—片田行宗—刑部大輔頼氏—家氏(若王)、弟臺殿」と見ゆ。紀伊國牟婁郡堅田邑より起りして、堅田條第一、第二項と關係あらんか。
- 2 伊勢の片田氏 安濃郡の豪族に片田利部丞重時あり、安濃郡曾根の御厨を掌りしが、兵亂に遭ひ、荒廢に歸し、神鏡、太刀、及び輿一連、庖厨一切の器具を埋むと云ふ。當御厨は、もと文曆の頃、秋葉重俊・判官職たり、近江より來りて此處に住せりと云ふ。
- 3 利仁流藤原姓 正田齋藤氏の族にして尊卑分脈に「(正田齋藤)越前權介爲頼—頼基(片田、號竹田四郎大夫)—基康—基

重」と見ゆ。此の子孫タケダ條を見よ。又「基康の弟基親(子孫ノモト條)、その弟賢殿(平泉寺長吏)—勝俊—基成」也。  
4 那須氏流 堅田條第三項に同じ。  
5 佐伯氏流 堅田條第七項を見よ。  
6 清和源氏佐竹氏流 堅田條第四項と關係あるべし。佐竹義定子義經の後なりと稱す。

- 7 其の他、信濃、志摩等にも此の氏あり。
- カカタ 前條條に同じきか。
- カカタニ 和名抄、美濃國本巢郡に鹿立 立郷あり。
- カカタチ 和名抄、美濃國本巢郡に鹿立 立郷あり。
- カカタツメ 片坪 カタツメ
- カカタテ 越後國古志郡高波保堅出より起る。明應六年の檢地帳に、堅出新五郎なる者見ゆ。
- カカタトシ 熱田神宮舊祠官にして、栗田朝臣姓なりと。
- カカタナミ 前條に同じきか。
- カカタニシ 中興系圖に「方西、藤原、進藤修理少進爲輔男、四郎大夫成道稱之」

肩野 カタノ

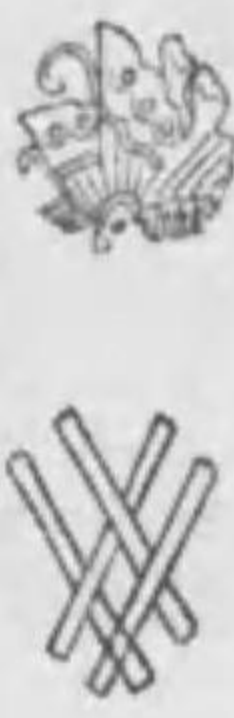
- 河内國交野郡より起れるもの最も多し。
- 1 肩野連 河内國交野郡より起る。物部氏の族にして、天孫本紀に「物部臣竹連公、肩野連云々等の祖」と見え、姓氏錄右京神別に「肩野連、同上(伊香我色乎命之後)」とあり。蓋し肩野物部の伴造家なるべし。天慶元年、良棟宿禰を賜へるものあり。ヨシミネ條を見よ。
- 2 (物部)肩野連 前項の氏と族を同じうす。姓氏錄左京神別に收め、「物部肩野連同上(伊香我色乎命之後)」と見ゆ。
- 3 美濃に此の氏現存す。當國山縣郡片野郷と關係あるか。

交野 カタノ

- 和名抄、河内國交野郡を加多乃と註す。和銅四年正月紀に初見し、郡内に片野神社鎮座す。又肩野、片野と通じ用ひらる。
- 1 交野連 物部氏の族にして、肩野連に同じく肩野物部の伴造たりしならん。天孫本紀に「多辨宿禰命は宇治部連、交野連等の祖」と見えたり。
- 2 交野忌寸 これも河内交野より起りし氏なれど、前項氏と流を異にし、漢歸化

姓に關す。姓氏錄河内諸蕃に「交野忌寸、漢人庄員より出づる也」と見ゆ。

- 3 交野氏 前二項、孰れかの後なるべし。古今著聞集卷十二に見ゆ。
- 4 交野宮 高倉帝の御孫にして、紹運錄に「高倉天皇—惟明親王—交野宮」と見ゆ。
- 5 交野家 桓武平氏西洞院流にして、知譜拙記に「西洞院時慶—(交野)時貞—時久」と見え、雲上明覽に「時貞—時久—時香—維胤—時永—時利—時雍—時誠—時晃—時萬—時照」とあり。徳川時代、御藏米、院參町、寺は十念寺、外様、家紋。



交野

- カカタノ 和名抄、上總國武射郡に片野郷、美濃國山縣郡に片野郷あり。また河内國交野郡に片野庄、其の他、駿河、常陸、肥後等に此の地名あり。又肩野、交野を併せ見よ。
- 1 片野連 河内交野郡より起る、物部氏の族なり、肩野、交野連に同じ。
- 2 和泉の片野連 大野寺より發掘されし

文字瓦に片野連足島なる者見ゆ。東隣河内國交野より起りし交野連に同じ。

- 3 清和源氏木曾氏流 武藏大石氏の後裔にして、下柚木村大石遺江守定久墓に「文化八年云々、定久八代嫡流、片野孫兵衛義徳、同主計義昌、同長左衛義辰、同小兵衛義任」と。オホイシ條を見よ。
- 4 筑後の片野氏 應永戦覽、應永六年頃の人に片野大膳あり、又後世、田中家臣知行割帳に「二百石、片野勘三郎」を載せたり。
- 5 雜載 小金本土寺過去帳に「片野単人妙野」見ゆ、常陸新治郡(茨城郡)片野邑より起りしか。又徳川時代、四條松平藩の重臣に此の氏あり。又美濃に此の氏存す、山縣郡片野郷より起りしならん、當國には肩野氏と云ふもあり。又越後にも現存す。

堅野 カタノ

- 肩野、交野、片野等と通ずるか。
- カカタノモノノベ 河内國交野郡交野の地にありし物部の一派にして、本部の最古族也。天神本紀に天物部等二十五部人の一とす。本部交野神社は此の部の神と思はる。交野、肩野條參照。



また美作に此の氏あり。和銅六年、肩野部部乙麻呂・佛教寺を下二箇村に源むと傳へらる。後世物字を省きて、肩野部氏と呼ぶる、延文三年の豊樂寺過去帳に見えたり(美作記、地理志料)。

方原 カタノハラ 次條、及びカタハラ條を見よ。

形原 カタノハラ 和名抄、三河國寶飯郡に形原郷あり。加多乃波良と註す。承和六年紀に參河國言ふ、五色雲、寶飯郡形原郷に見ゆと。此の地より起る。

1 清和源氏武田氏流 三河形原郷より起る。尊卑分脈に(武田)義清一師光(方原二郎、三川國方原下司)一成光と載せ、武田系圖、諸家系圖纂等、皆同じ。蓋し此の地は藤原氏の莊園たりしとの傳説あれば、その庄司たりしものと考へらる。當地に式内形原神社あり、後世、春日大明神と云ふ。

2 形原松平氏 其の後、松平信光の四男興嗣(興嗣)の地に居る。形原松平氏、これ也。御當家御系圖に「興嗣(形原家、佐渡守、家紋丸利字)一貞嗣(兵衛大夫)一親忠(佐渡守)一家廣(又七郎、紀伊守)一家忠(又七郎、紀伊守、母水野右衛門)

大夫源忠政女)一家信(上總五井五千石、攝州高槻城主二萬石、下總佐倉城主四萬石、奥方大老役、從四位下、又七郎、母松平上野介康忠女、寛永十五戌寅正月十日卒)一但馬守(早世)、弟康信(又七郎、若狹守、高槻三萬六千石、丹波笠山城主五萬石)、弟内藏助、弟重信(大番頭、駿府御城代、五千石、助十郎、丹後守)、弟氏信(六千石、左馬允、伯耆守、民部少輔)と載せ、又家忠の弟「家房(勘左衛門尉)一勘右衛門一教房(勘右衛門)」と見ゆ。

又藩論譜に「紀伊守家信は、和泉入道殿第五の御子、佐渡守興嗣六代の孫、初め岩津殿と申す。また岡崎の七人衆に數へられ、寶飯郡形原の郷に移りしより、形原の松平とぞ申ける。家信が曾祖紀伊守家廣、水野右衛門大夫殿の長女を妻とす。贈大納言家(廣忠)北の方(徳川殿の御母、傳通院殿御事)を返へさせ玉ひし時、家廣かの御姉に添ひまゐらすべきこと、岡崎殿の思ひ給はんこと憚り有りとて、女子壹人設けし中なれども、刈屋に送り返してけり。其の子紀伊守家忠、其の子紀伊守家嗣、徳川殿に隨ひて、所々の戦に高名す。家信、父家嗣に繼ぎて、天正十

年の秋、武田亡び、織田殿失せさせ玉ひ、甲斐信濃の國々亂る。家信、まだ又七郎と申して、生年十四歳、(十三歳と云ふ説非なるか)、酒井左衛門尉忠次に從ひ、信濃國に向ひ、高島の城に勝つ事を得て、同十二年三月、尾張國羽黒にして、森武藏守長一と戦ふ。敵さんくんに打なされ、逃行く。野呂助左衛門、只一人取て返して戦ふ。家信彼に渡り合ひ、終に首取て徳川殿の見參に入る。徳川殿野呂は聞えし大剛の兵、家信生年十六歳、彼が首取たりと聞く、不審きよと思召す。家信頼て御前に參り候て、「那黨等が落あうて候へば打たるにて候。今日の高名、全く家信が高名にあらず」と申ければ、御感もつとも斜ならず、關東に移り給ひし後、上總國五井を領す(五千石)、云々」とあり。

(實美方弟)、(丹波龜山五萬石)、現今子爵。寛政系譜支庶六、家紋、丸に利文字、馬葉、八丁子。マツダヒラ條參照。

3 藤原北家 カタハラ條を見よ。志摩に此の氏あり。

片原 カタノハラ 形原に同じ。中興系圖に「片原、清和、武田冠者義清男、次郎師光稱之」と見ゆ。

肩野部 カタノベ 肩野部物の裔なりと。カタノモノノベ條を見よ。

濁保 カタノホ 羽後國由利郡濁保邑より起る。由利十二黨の一なり。矢島記に「濁保殿先祖、兵衛とも、外記とも申候。文祿四年・潰れ候」と。また新風土記に「濁保館は濁保雙記書云々。天正より慶長の間に、濁保治部大輔・處々の戦に其の名を顯す。後最上義光に仕ふ。最上家没落の後、莊内酒井家に仕へて、子孫連綿せり」と。

片羽 カタハタ  
片羽 カタハネ 駿河の名族なりと。  
片波羽 カタハネ  
方波見 カタハミ  
1 桓武平氏大接氏流 石川家幹の後にして、大接傳記に「吉田一族名字、長須、深佐久、原、大川戸、方波見、鷲塚、大

窪(石川九郎)と載せたり。新編國志にも同様見ゆ。

2 北條氏家臣に此の氏あり。

形原 カタハラ カタノハラ條を見よ。

方原 カタハラ 藤原北家伊周の後にて、勝憲より出づと云ふ。

方結 カタヒ 和名抄、出雲國島根郡に方結郷あり。

片平 カタヒラ  
1 美作の片平氏 笠庭寺記に「勝南郡飯岡郷(和族五郎)片平是次」と見ゆ。

2 藤原南家伊東氏流 岩代國安積郡片平邑より起る。工藤祐經の後にして、仙道記に「片平城主伊藤大和守と申すは、工藤左衛門祐經(伊豆國住人)、文治五年泰衡退治の節、比類なき働仕り、安積郡一圓、安達の内を宛行はれ、其の身は伊豆國に住し、次男伊藤六郎左衛門助長・安積郡に入部し、片平の城に住す、よりて安積六郎祐長と改む」と。其の子祐氏、その子綱成なり。猶ほアサカ、イトウ等の條を見よ。即ち安積伊東家の嫡流にして、此の地に大宮権現とて、伊豆、箱根、三島の三社を勧請し、以つて氏神とす。されど所領を追々一族に配分し、其の身

は少身となり、應仁の亂より諸國大亂に及びぬれば、伊東大和守も近隣の大家に因りて片平に住す。その後、大和守某に實子なし、よりて大内能登の子、備前の弟介右衛門(定重)に娘を合せて養子とし、家を譲り、元龜中卒去す(寛永五年書上)とぞ。なほ川田、大内、峯名等の條をも參照せよ。

3 陸前の片平氏 片平助右衛門は後に伊達家に仕ふ、正宗家臣に片平助右衛門親綱あり。後公族に列せられ、加美郡柳澤を領す。

帷子 カタヒラ 片平と通じ、又武藏、美濃等に此の地名あり。

片平田 カタヒラタ 豊後清原氏の族にして、球磨郡片平田邑より起る。豊後清原系圖に「帆足太郎大夫是次一六郎左衛門尉通真一通房(片平田七郎)一六郎通村一清六郎通直一六郎三郎」と見えたり。圖田帳に「帆足郷八十町、片平田村七町、地頭職藤朝通、同片平田清六通直」とあるもの之也。

片淵 カタフチ  
堅部 カタベ 如何なる品部か、不詳。  
堅部 カタベ 誤讀なり、チヒサコハ條を見よ。



形部 カタヘ 志摩にあり。

方穂 カタホ 和名抄、常陸國筑波郡に方穂郷あり。又片穂と通じ用ひらる。

1 桓武平氏大掾氏流 常陸筑波の方穂郷より起る。此の地は後世方穂庄と云ふ。

弘安作田勘文に「南條方穂莊、九十一町二段」嘉元田文に「同、六十四丁四段半、」また白河結城文書、曆應四年六月十四日に「方穂莊云々」と。中世大掾氏の族、此の地に居る者、片穂氏と稱す。東鑑、建久元年條に「方穂平五」、同十五、建久六年條に「片穂五郎」、また同三十二、四十に「片穂六郎左衛門尉」、承久記卷四に「片穂みんぶ四郎」等見ゆ。

2 伊勢の方穂氏 北島分限帳に「方穂利部少輔」見ゆ。蓋し北島準后の小田城に在るや、其の先祖の人之に屬し、竟に扈從して、伊勢に留るものならんかと云ふ(郡郷考)。

3 阿波の片穂氏 故城記、上郡、美馬、三好部分に「片穂殿、風凰」と見ゆ。

片穂 カタホ 方穂と同じ、前條に併せ云へり。

方保田 カタホダ 肥後の豪族にして、菊池氏の族也。又片保田に作る。菊池系圖に

「菊池次郎隆定」林原與三隆登「林原九郎隆重」重兼(方保田與三郎)と載せ、又「隆定」小次郎隆繼「彌次郎隆隆」式部少輔隆泰「次郎武房」彌四郎隆盛「太郎時隆」肥後守武時「與一武隆」武明(片保田三郎)とあり、後世遺跡を起せしならん。武瀨家系圖が「武尙」片保田三郎武明に作るは非なりと。又赤星系圖に「右京亮武生」女(方保田三郎武明妻)と。一本「方保田氏は高木宗重の子重兼を祖とす」ともあり。

氏人は嘉吉三年の菊池持朝侍帳に「方保田丹後守守經、方保田藤左衛門良清、」また永正元年菊池政隆の侍帳に「方保田新左衛門良雄、」また永正二年重臣八十四人の連署に「方保田式部九重宗、方保田大和守爲宗」等を載せたり。

片保田 カタホダ 前條に併せ云へり。形間 カタマ 磐城國行方郡(相馬郡)屋形邑岩松院享祿二年九月十日の鐘銘に「形間且那隆家、」形間且那左馬助久家」等を載せたり。平姓相馬族の人也。

方見 カタミ 和名抄相模國大住郡に方見郷、又伯耆國八橋郡にも亦方見郷あり、此等より起るか。又次條片見と通す。

片見 カタミ

1 片見宿禰 大同類聚方に見ゆ。

2 秀郷流藤原姓結城氏流 磐城國白河郡片見邑より起る。この地は満貞の判書に「奥州白川内片見郷事、料所となして預置き候也。結城三川七郎殿」と見ゆ。而して此の氏の事は、白川結城系圖に「白河彌七左衛門」宗廣、弟祐義(片見彦三郎)と載せ、後世秀康彌給帳に「百石、片見善仲」を載せたり。

3 上野の片見氏 上野國志に「邑樂郡北大島故壘、片見因幡守の居る處なり」と。關八州古戦録に「館林城主赤井但馬入道法蓮云々、北大島の片見因幡守を被官とす」と見ゆ。

4 雜載 徳川時代・清末毛利藩重臣。又富澤家記録に「富澤修理忠政、附、舍弟丹下景定、片見家(養子)」と。

形見 カタミ 片見氏と同じ。

片峰 カタミネ 橋姓辻江氏流 辻江系圖に「藤原守公

義「公村(遠江左衛門尉)「公實(片峰氏)「公仲(三郎入道慈因)「公清」と載せ、中村系圖には「公義「公光「公實(片峰中村三郎、法名淨蓮。建武四年十月申狀、沙彌源勝證刹、曆應三年九月、一色道獻下知狀あり)「公仲(三郎、法名慈因)「公清」と見ゆ。

2 筑前、原田家臣片峰四郎左衛門あり。朝鮮征伐に従軍す。豊前にも此の氏存す。

片村 カタムラ

片矢 カタヤ

形屋 カタヤ 丹波國氷上郡の名族にして先祖を岡奥太夫と云ふ。又、岡氏とも稱せらる。ヲカ條を見よ。

片柳 カタヤナギ 武藏國足立郡、及び入間郡に此の地名あり。片楊とも云ふ。

1 秀郷流藤原姓小山氏流 富田氏より分る。系圖に「富田宮内大夫秀重」行房(富田與吉、片柳に住し、仍つて氏と爲す、片柳祖)と見ゆ。

2 粟生氏流 片山氏の族にして、粟生系圖に「師廣」氏廣(片山八郎)「片柳次郎、」その弟片柳四郎」と見えたり。

片山 カタヤマ 和名抄土佐國長岡郡に片山郷あり、加多也萬と註す。後世片山庄と

云ふ。その他、河内、伊勢、武藏、美濃、上野、陸中、羽後、加賀、因幡、備前等に此の地名ありて、多くの流派あり。

1 有道姓兒玉黨 上野國多胡郡片山邑より起る。この地は國朝所載馬片山明神の鎮座地ならんかと云ふ。此の氏の事は、武藏七黨系圖に「秩父平太行重(平重綱爲子)」



系譜、此の末流・一氏を收む。家紋十六葉菊、五三桐。

2 藤原北家葛山氏流 武藏にあり、當國新座郡、多摩郡に片山邑あり。關係あるか。北條家臣に片山彌兵衛あり、又同圖書なる者・山田彌右衛門を聖とすと云ふ。新編風土記、桶瀬郡平村條には「山田氏今村の名主なり。かれは小田原北條家の浪人片山彌兵衛が子孫なりとて、家系一卷を藏す。その文によれば片山氏も、かの葛山が一族の如く見ゆ。今其の大略を摘みて下文にしるせり。昔稻毛領平村の住人に杉田藤太と云ふ人あり。もとやんごとなき人なりしが如何なるゆへにや、洛中を遊れて關東へ下り、初め鎌倉鶴ヶ岡の邊、杉田と云ふ所に住し、在名をもて杉田と號しける。其の頃鎌倉將軍家の世となりしゆへ武家をさけ、ゆかりに付て當所に來り住せしが農民のわざも、又ものいとはしければ止む事を得ず、武家に仕へて、僅に此の平村一郷を宛行はれけり。それが子孫に至り、諸國亂れて屢々兵革の事ありける。然るに駿州の今川家に北條新九郎と云ふ人あり。本國は勢州のものにて北島の浪人なりといへり。此



の人武道に勝れたりしかば、相州小田原へ下りて武相二州を今川より預けられしにより、其の頃も藤太が子孫を、土人葛山平殿とて仰ぎ尊びけるが、僅の地なれば獨立しがたく、やがて小田原へ仕へける。然るに、かの北條家は四代の其の間、關東に武威を振ひしが、左京大夫氏直に至り、天正十八年小田原落城の時、杉田氏も討死して所領を失へり。其の時から庶流なりし片山彌兵衛と云ふものあり。もと當所の名主にて、小田原分國の頃、村の長をつとめ、其の身はいやしけれど、武勇の聞ありしかば、其の頃の戦記にも名を顯せしものなり。落城の時も彌兵衛は其の子圖書と同く、鷹々奮戦し、からうじて死を免れ通れ歸りける。(按ずるに北條五代記、遠州國府臺合戦の條に云ふ『天文七年十月七日、巳の刻に至りて合戦始まる。片山彌兵衛・前登にすゝみ、首をうち取る所に、味方大藤左京亮・弓手をはせ通る。幸と甲の袖にとり付き、片山彌兵衛一番首の護人よと云し』とあり。此の時より小田原落城まで五十餘年に及べば、彌兵衛已に極老の年に至りしなるべし、年代疑ふべし)。かくて平殿が二人

の女子を養育しけるに、成人の後、下管生の内、藏敷と云ふ所の名主長左衛門と云ふものへ嫁しける、いま一人の女も山田久左衛門とて、故あるものゝ弟平左衛門と云ふものを迎へ、かれをむことなし、是に妻はせ己が跡を譲れり。かの彌兵衛は片山氏にて、久左衛門は山田氏なれば、しばしが間、其の兩氏を合せて片山田と名乗けるが、後は又山田氏にかへれりと云ふ。此の平左衛門・後に薙髮して昂運と號す。寛文二年三月廿六日百歳にて没せり。今の平左衛門は其の子孫なり。こゝに又平殿の伯父に桂原新左衛門と云ふ人ありしが、猪澤の邊に山居せり、文祿の頃没せり。其の葬所を新左衛門塚と云ふ。圖書は買子某を率て、下管生の内、下長澤に移り、地所を買て相續せしめたり。平殿の系圖は長女なればとて、藏敷の方へ持行しかば、かの長左衛門が家に藏せり。其の子の内に出家せしものありて、多摩郡北見の慶元寺へ住職の頃、かゝりて、慶元寺へ納めけるが、後回縁に逢ひて失せりとぞ。今平左衛門が傳ふる所は先祖昂運が曾孫女の長壽にて尼とな

り、近き頃までも世にありしかば、其の覺えし事ども記せしものなりといへば、實を傳へし事もあるべけれど、年代の差ひたる事多くして、疑ふべき事少なからず」と載せたり。

- 3 片山七騎 新編武藏風土記多摩郡條に「片山七騎、南澤村に神谷與五郎、落合村に小野吉兵衛、栗原村に木村平助、片山村に羽田某、櫻井庄之助、小山村に一人、其の姓名を失ふ。門前村米津助兵衛等なり。又南澤村氷川社の棟札に姓子蜂屋半之丞、神谷與七郎、久世大和守とあり。此の三名の内、神谷與七郎は南澤村に土着せり。蜂屋、久世の兩姓も此の邊に居住すと見えたり。この七騎の名、新座郡片山郷に傳ふる所と少しことなり」と見ゆ。
- 4 羽後の片山氏 北秋田郡片山邑より起る。淺利氏配下の將にして、永慶軍記等に見ゆ。片山駿河は、秋田郡長岡城主として、淺利與市則頼に屬せしが、後秋田實季に味方し、天正十年五月、駿河・則頼の子、民部勝頼を殺す。
- 5 上總の片山氏 翁草に鎌倉初期の武士の所領として、三萬八千町、上總の内、

片山三郎盛高」と載せられど、他に證據なし。

- 6 伊勢の片山氏 南北朝の頃、片山信保あり、員辨郡阿下喜城(上木城)に據る。下つて永祿中範者(一に片山主計頭に作る)に至り、瀧川一益の爲に滅さる、小丘の上に其の墓あり、(桑名志、桑府名勝記、伊勢名勝志)と。又三國地誌に「同郡東禪寺堡、按ずるに、片山平藏居守」と載せたり。
- 7 和泉の片山氏 大島郡高石町高石神社齊神主に此の氏あり。
- 8 小野姓 攝津發祥ならん。小野系圖に「安福信實—右馬允俊經—信經(片山九郎、法名性蓮)—信國」と載せたり。
- 9 越中の片山氏 前田利家家臣に片山伊賀あり、越前白鳥城を守る。又三州志に「越前郡吳服大崎、伊賀城(二名一迹也。在長澤郡吳服村領)、國祖より成政の鎮として之を築き、天正十三年の秋、白鳥峰太閤の陣城となるゆへ、白鳥より片山伊賀を此の堡障へ移し置き玉ふ。因りて此の遺跡の一名を、伊賀城と呼べり」と。又同郡安田堡條に「慶長二年、瑞龍公守山より富山へ移る時、再び一吉、並に片山伊賀を吳服山堡に置きしが、片山

等山高く風烈しきを以て、公に乞ひて吳服山を浩城にかたどり、一里餘離れて此の安田に引下り、堡を築きて居れりと云ふ。或は云ふ、一吉金府へ歸る後、代官平野三郎左衛門住す。其の後は廢すととなりと見ゆ。重臣なりしを知るに足らん。又片山内膳あり射水郡阿尾城を守る。
- 10 丹波の片山氏 船井郡出野城(和知谷出野村)は片山彦五郎の居城なりしが、小野木能殿介と戦ひ討死すとぞ。其の一族に片山伊豫守有重あり。
- 丹波志には「氷上郡片山右衛門、子孫三原村、葛野庄一谷とも云ふ、本家片山彦右衛門分家多し。」「天田郡片山氏、子孫免原下村、三代斗以前、船井郡河内村より、内膳助右衛門に付來る。家來の家也。」「片山彦五郎、子孫河合村云々、片山伊豫守有重子孫。河合村豪頭、古船井郡和知の郷出野村源人。」「片山河内守、子孫河合村上河合稻葉。」「片山久井之助、子孫大内村、福智山稻葉家源人か、橋久井之助とも云ふ。子孫青音寺と云ふ所の四廬」等載せたり。
- 11 備中の片山氏 當國窪屋郡福山の地頭なり。

- 12 備前の片山氏 當國邑久郡に式内片山日子神社(國領賀多山)あり、その地より起るか。津高郡高野鍋屋城主にして、永祿の頃、片山宗兵衛久秀あり。
- これより前、應仁記に、山名相摸守配下の將に片山備前守あり、備前守とて大力あり、赤松方明石越前守。是又力量の者也。互に引組で上に成り、下に成る」と、應仁別記にも見ゆ。此の氏か。
- 13 平姓 常徳院江州助産着到に、片山平三、又見聞諸家紋に、



二番 片山左京亮

- 14 中興系圖、此の氏を平姓に收む。
- 14 清和源氏 安藝國豊田郡本郷の片山氏は、足助重範の後、同太郎重春の裔にして、護良親王の感狀を藏す(史微墨寶・原田紋右衛門氏)と。アスケ條を見よ。
- 15 蘇我姓(源姓) 阿波國の豪族にして、故城記、麻植郡分に「片山殿、源姓、丸中に鷹の羽二趾」と載せ、一本「片山殿、美馬、蘇我、丸中鷹羽二ツ」と。又上郡美馬三好郡分に「片山殿、畫間、雁」とあり。後蜂須賀實業文武有功の士に此



の氏あり。又武鑑、蜂須賀蒲用人に此の氏を収む。

16 清和源氏麻殖氏流 麻殖系圖に「麻殖志摩守重俊の弟片山岸右衛門と稱す(重長)」と見ゆ。ナエ條を見よ。

17 秀郷流藤原姓 讃岐の豪族にして、全讃史に「片山城・坂田村にあり、小山と曰ふ。片山支蕃俊武、及び其の子志摩俊秀、之に居る。鎮守府將軍秀郷の後也。文明中・彌六左衛門貞通なる者あり、邑を紀州に食む。明應時、島山大環正少弼義豐、河州譽田城に據りて叛す。將軍義材、自ら之を征す。彌六左衛門力戦して死す。彌六左衛門に二男あり、兄は父と同じく死す。次を帶刀俊武と曰ふ、熊野に居る。是の歳八月、島山政長の黨土丸城に據りて叛す。管領細河右京大夫政元・香四備後守元定をして、之を征せしむ。首藤帶刀・地理に熟するを以つて、向導と爲る。帶刀・先登して功あり。遂に香四氏に従つて此の地に來り、坂田に食色し、名を玄蕃と改む。其の子俊秀、唐人彈生と同じく高松城に戦死す。實に天正十三年也」と載せたり。俊秀は多く片山志摩として知らる。又これより前、永正中、片山玄

蕃・南海通記に見ゆ。

18 清和源氏宇野氏流 山城より發祥すと云ふ。大和源氏宇野頼仲の子頼次の後にして「小倉實綱一實時一俊實(片山を稱す)」となり。家紋梅輪内、三巴。寛政系譜に見ゆ。

19 粟生氏流 能登發祥か。粟生系圖に「五村次郎一山武者五郎師綱一粟生五郎左衛門尉廣隆(能登國粟生保雄雄保知行)一左衛門四郎師廣一氏廣(片山八郎)」と見えたり。

20 土佐の片山氏 長岡郡の片山郷より起る。この地は吸江寺永享六年文書に「土佐州片山庄内、名主庄家人等云々」と見ゆ。後世、片山五郎右衛門あり。

21 藤原姓小代氏流 肥後の豪族にして、小代系圖に「小代彦次郎伊忠一左近將監重政一親行(片山越後守、米生に於いて戦死す)」と。小代文書中に親行の應永十四年五月の讓狀あり(事蹟通考)。徳川時代、細川藩の重臣に此の氏あり。

22 近江浅井氏流 大村藩片山氏は浅井氏の支流なりと云ふ。片岡、原田、此の氏より分る。

23 雜載 東鑑卷二十一に片山利部太郎、

また片山典次、片山八郎太郎等見ゆ。下つて太平記卷九に片山十郎入道あり、六波羅方にて近江番場蓮華寺過去帳に「片山十郎次郎入道祐珪、子息彌次郎詳明(四十一歳)」と見ゆ。

徳川時代、米澤上杉藩重臣(維新頃片山仁一)。廣瀬松平藩重臣に此の氏あり、又秀康卿給帳に「八千三百石、片山主水」また加賀藩給帳に「百貳拾石(養崩)片山君平、拾五人扶持(丸内飯花菱)五人扶持御引足、片山久右衛門。」また田中家臣知行割帳に「三百石片山兵助、關長門守侍帳に「四十石片山二左衛門、」鯖江藩侍帳に「片山重助。」小給地方由緒書寄帳に「御按官組頭片山三七郎(祖父源右衛門百五十俵)。」富澤家記録丹七家の一、香取神宮營造記等に片山某。その他、志摩、伊勢、豊前、信濃、美濃(池田郡)に従五位下片山明神)、美作(眞庭郡)上邑、もと森侯の典醫、久米郡福田上邑、等に存す。

鴻山 カタヤマ 片山と通ず。  
嘉多山 カタヤマ 片山と通ず。  
堅山 カタヤマ  
片山田 カタヤマ 片山條第二項を見よ  
片山津 カタヤマ 又片山津に作る。加

語 カタリ 語部の伴造、並に其の族人也。カタリベ條を見よ。

1 語造 粟忌部氏の族にして語部の總領的伴造たりしならん。天武朝に至り朝臣姓を賜ふ。次項及び、第五項を見よ。

2 語連 前項の連姓を賜へるものなり。天武紀十二年條に「語造云々、姓を賜ひて連と曰ふ」と見ゆ。次の天語連と同一氏なるべし。

3 (天)語連 粟忌部氏の族にして、姓氏録、右京神別に收め、天語連、神魂命七世孫天日鷲命の後也」と載せたり。

4 (海)語連 普通の語部に對して、海部の語部を海語部と云ひしならんか。或は海は天に通ずるか。古きは見えず、唯養老三年紀に「少初位上朝妻子午人能麻呂、海語連の姓を賜ひ、雑戸の號を除く」とあるのみ。

5 語宿禰 第一項、第二項、語造、語連の宿禰姓を賜へる者なるべし。姓名錄抄、拾芥抄に見ゆ。

6 語君 出雲の古代族にして、賑給歴名帳に、語君小村と云ふ人見ゆ。語部君と云ふと同族ならん、カタリベ條を見よ。

7 語直 備中にあり、正倉院文書、富國

大稅負死亡人帳に「御賀郷勝部里戸主語直衣」と云ふ人見ゆ。此の地方の語部を率ひし氏なるべし。

8 語臣 出雲語部の首長なるべし。出雲風土記、意宇郡安來郷條に「飛鳥淨御原宮(天武)御宇天皇御代、甲戌七月十三日、語臣猪麻呂の女子云々、安來郷人語臣等の父也」と見ゆ。臣姓なるより推すに出雲國造の族ならんかと考へらる。

9 語首 語部首に同じ、カタリベ條を見よ。

鹿足 カタリ 和名抄石見國に鹿足郡鹿足郷あり。加乃阿之と註す。

語月 カタリツキ  
語部 カタリベ 職業部の一にして、上古の事を語り傳ふるを職とせし品部也。中古に至るも猶存せり。即ち貞觀儀式、大嘗會條に「物部、門部、語部は、左右衛門府、九月上旬、官に申して預め程を量りて參集せしむ、云々。語部は美濃八人、丹波二人、丹後二人、但馬七人、因幡三人、出雲四人、淡路二人、伴宿禰一人、佐伯宿禰一人、各々語部十五人を引ゆ、云々。位に就きて古詞を奏す」と見え、又、読辭大嘗祭式には「語部美濃八人、丹波二人、丹後二人、但

カタリヘ 一五七

賀國江沼郡片山津邑より起る、弘治年中、千足城(千束城)に據る。三州志に「弘治元年賀賊の魁、湯山津大助、振橋帶刀等、千足堡に據るを、示満の兵士圍み撃つに依て、大助等高塚振橋へ走る、事は本記に詳か也。宗滿雜談にも、弘治元年七月二十一日、加州へ出陣、廿三日、子こせ山陣取り、同日大聖寺千束合戦とあり」と見ゆ。

片山津 カタヤマ 前條氏に同じ。  
片結 カタユヒ 和名抄、出雲國島根郡に片結郷あり、カタヒナリと。  
片寄 カタヨセ 和名抄陸奥國磐城郡片依郷(磐城國)より起る。桓武平氏磐城氏の族にして、磐城系圖に「次郎義衡一義忠(片寄五郎)一基義、基義の弟基秀一同照衡一光秀一隆秀(大森小太郎)」と。又仁科岩城系圖に「常陸介照衡一義次(片寄五、一に美忠に作る)一基義(太郎、一に義基に作る)、弟基秀(大森彦三郎)」と載せたり。  
氏は好間御庄元久元年注進に「片寄三郎、八町」と。又鎌田彌太郎頼國寄所え押寄せし軍勢交名人に「片寄小三郎」等見ゆ。  
鯖江藩侍帳に片寄七之助あり、上述と同族か。











郎兵衛、「國谷村古屋鋪、梶光之助」と載せたり。猶ほ次項を見よ。  
4 松平氏流 三河發祥の豪族にして、家傳に「能見光親—親友—忠恒—忠澄—忠綱（外家梶を冒す）」と云へど、寛政系譜之を疑ふ。支庶五家、家紋九に梶の葉、九曜。



梶久五郎

- 5 菅沼氏流 家傳史料梶左兵衛督基碯銘に「梶公、姓源、諱定良、少名金平、故長島侯菅沼定芳臣菅沼權右衛門の第二子也。母梶氏。公舅梶次郎兵衛、之を養ふ、公是に於いて其の族を冒す。云々」（寛政九年諸葛藤書）と。後從四位下に叙せられ二千石を領す。
- 6 上總の梶氏 土岐氏配下の將にして、房總治亂記に「土岐が家人梶隼人が嫡子新五郎・城を出で、野伏士數十人馳集む」と。
- 7 伊勢の梶氏 桑名郡に梶右近正あり、梶田條を見よ。
- 8 雜載 承久記四に「梶の小次郎、下

りて本多忠勝の家臣に梶勝高、武藏總社社家、攝津島下郡の梶氏は郡山縣の本陣にして、世々善右衛門と云ふ。又土佐吸江寺應永二年文書に「梶殿」。其の他、美濃、陸奥等に存す。

勝 カチ スグリ條を見よ。流派族人多し。撰解文集に勝道弘見ゆ。  
鍛冶 カチ 尾張大縣神社の社家（尾張志）又丹波志、水上郡條に「鍛冶甚大夫、子孫和田庄富田村、和田城主の鍛冶なり。鎗刀を鍛甚大夫と云ふ」と載せたり。陸奥にもあり。其の他多し。カマチ及びカマナベ條を見よ。

梶

梶井 カチ 石見にあり。  
1 梶井宮 山城國愛宕郡梶井より起る。名勝志に「古の梶井宮の跡なり」と。初め圓融天皇、此の地に圓融院を創立し給ひ、正曆二年此の地に崩御あらせらる。後東坂本に移り、爾來各地に轉じて、最後に愛宕郡三千院に遺跡を傳ふ。梶井圓融院に、法親王が入室あらせられしは堀河天皇皇子最雲法親王に始まる。紹運錄に「天台座主、法務梶井僧綱に任ず」と見ゆ。其の後、後白河天皇皇子承仁法親王入室、紹運錄に「天台座主、梶井」とあり。又其

の後、後鳥羽院第七皇子尊快法親王入室。爾來、常に法親王・入室あらせられ、天台座主たり（諸門跡譜）。これを梶井宮と申し、又梨本宮と申し奉る。慈覺大師弟子承雲の流を承け給ひしにて梨本門主と曰ふ。梨本の稱あるは大内裏舊梨本院に因む者歟（地名辭書）と云ふ。護良親王も此の院に御座せり。太平記卷八に「梶井宮は聖主の連枝、山門の座主」と。又卷九に「梶井宮の御門徒、上林尾、勝行房云々」と。

雲上明覽に「梶井宮（圓融院御門跡、又梨本御門跡）。傳教大師（東漢孝獻帝の遠裔、登萬王、應神天皇の御宇、王化を慕ひて來り江州志賀の地を賜ひ、姓を三津首に改む也。登萬王苗裔百枝男）—慈覺大師—安惠和尚—承雲和尚—尊意僧正—安原和尚—尊叡和尚—明快大僧正—良真大僧正—仁覺大僧正—仁亮權僧正—仁實權僧正—最雲法親王—最忠權僧正—公雲僧都—明雲大僧正—承仁法親王—承圓大僧正—尊快法親王—尊覺法親王—最仁法親王—澄覺法親王—最助法親王—覺雲法親王—入道寂雲親王—恒雲法親王—尊忠權僧正—承覺法親王—承鎮法親王—尊雲

法親王—尊胤法親王—承胤法親王—恒鎮法親王—覺叡法親王—明承法親王—義承准三宮—覺胤法親王—彦胤法親王—應胤法親王—最胤法親王—承快法親王—入道慈胤親王—入道盛胤親王—入道道仁親王—入道寂仁親王—入道常仁親王—承眞法親王—入道昌仁親王。  
最後の昌仁法親王は伏見貞敬親王の王子守修親王にして、此の寺に入り給ひしが、明治元年復飾、同三年十二月より梨本宮となり給へり。ナシモト條を見よ。  
徳川時代、御領千六十四石。坊官、寺家法印、寺家宰相、山本民部卿、鳥居川宮内卿。侍、入谷四市郎、渡邊出羽介。承仕、古畑土佐法橋、飛田筑前法橋。



梶井入道



法被 御印

康正造内理段錢引付に「内十貫文、梶井御門跡領、江州所々、段錢」と見ゆ。  
2 梶井氏は能登の社家、又備前、美濃、志摩、伊勢等に存す。  
加次井 カチキ  
勝井 カチキ  
鍛冶内 カチウチ 岩代國安達郡の豪族に

して鍛冶屋城に住す。大内氏の族也。相生集に「下太田村、鍛冶内彈正居る。大内備前が甥にて、梶内を氏としたれば、  
住みたるなるべし」と。仙道記に「田村清顯・鍛冶内彈正を攻めたる時云々」と見ゆ。オホウチ條参照。  
梶内 カチウチ 前條氏に同じ。  
梶浦 カチウチ 淡路の豪族にして、同國幕浦城主たりしと云ふ。（常磐草）。美濃にも此の氏あり。  
梶江 カチエ 梶江高峰あり。  
梶尾 カチヲ 秀康卿給帳に「二千石、梶尾美濃」と見ゆ。  
梶岡 カチヲカ 伯耆名和系譜に「賀茂の梶岡入道—見ゆ。關係あるか。  
加治岡 カチヲカ 越後の豪族にして、建武三年二月に越後國白河庄山浦條地頭、大見能登權守代加治岡兵衛四郎政光の軍忠狀あり。  
梶ヶ瀬 カチガセ 石見に現存す。  
梶川 カチカハ 次の數流あり。  
1 紀姓 尾張の豪族にして、系圖によりて流派を異にすれど、此の流最も古きか。尾張國知多郡梶村より起る。紀梶臣姓にして、武内宿禰の後なりと。梶川彌三郎



圖に「楠五郎正高―多門正明（兵衛、住丹波）―十郎正親―七郎正頼―正治（楠彦右衛門）と號す。家紋菊水、河州没落の時、澁州池尻に住し、數年にして尾州に出で織田家に仕へ、池尻彦右衛門と號す。宿主出頭を賀し、角切折敷に菱餅をすへ進ず。正治悦喜して、則ち家紋と爲す。織田の氏族梶川平九郎信時と云ふ者、正治の勇材を聞き婿となし、家督を譲る。故に梶川と號すと云々。梶川は平氏、蚊蛇目なりと云ふ。一説に曰ふ、梶川は平氏也。其の先、和泉國皇別、紀梶臣より出づ。建内宿禰の男紀角宿禰の後也、其の苗裔に至つて、尾州智多郡小川邑梶に遷り居り、梶川と爲ると云々。平九郎、後に彌平兵衛政盛と改むと云々。正信（梶川市郎右衛門）と號す。織田備後守殿に仕へ奉る。異説に曰ふ、正信は池尻市郎右衛門と云ふ、勇才、古今に傑出するにより、梶川信時婿となして一跡を譲る。正信より梶川と號す云々。正信以後は梶川、池尻共に角切折敷菱餅―正繁、池尻彦右衛門―正相（池尻平左衛門）―正武（水野右馬助、豊臣秀頼公に奉仕す）と。また「正信弟正繼（梶川平左衛門、尾州犬山城

主たり。織田備後守殿長臣、信長公、永祿三年五月、今川義元を迎へ撃つ時、正繼をして、尾州愛智郡南中島村の砦を守らしむ―正厚（梶川孫左衛門、子孫越前）。正厚弟正教（號梶川彌三郎）―正基（梶川五右衛門）、弟正俊（梶川式部、池田三左衛門殿に仕ふ）と。次に「正繼弟正世（梶川七郎右衛門、織田信長公に奉仕、贈大政大臣家康公姪女を以つて之に妻はす。平七郎を生む。天正七年、織田信長公、伊丹城主荒木攝津守村重を攻撃する時、同國郡山（一説伊丹）にて討死。法名一果常信大居士）―梶川平七郎（公方家康公に奉仕）―梶川半左衛門（公方秀忠公に奉仕）と。又正世の弟に正矩（五左衛門、小川城主）あり。又正繁の弟正包（一郎兵衛）の子には正作、正義等あり。元祿淺野内匠頭が吉良義英を討たんとせし時、後より抱きとめし梶川與三左衛門は此の後なりと。5 知多の梶川氏 第一項紀姓梶川氏也。横根村梶川五左衛門は、水野下野守に屬し、後に成岩に居城す。又大脇城（大脇村）も此の人の居城なりと。又横根城は「梶川五左衛門築きしが、造替半にして

成岩の城に移りし故廢跡となる」など尾張志に見ゆ。6 美濃の梶川氏 新撰志に池田勝入の家老梶川三十郎、及び梶川彌三郎を載せたり。7 因幡の梶川氏 八東郡の豪族にして、小畑城主の長臣に梶川新兵衛あり。8 雜載 新編武藏風土記、郡筑那條に「東方陣屋、東方村南の方にあり、梶川十次兵衛が陣屋跡なりと云ふ」と載せ、又武鑑に松平近江守用人梶川氏、銀座由緒書に「梶川彌十郎」、又伊勢、志摩、森家四士梶川與市兵衛、二百石（東作志）。梶河 カチカハ 前條氏に同じ。中興系圖に「梶河、平、本國尾張、紗一重菊、角折敷中に菱、織田家余流」と載せたり。梶川 カチカハ 攝津島下郡吹田町の人梶川孫右衛門、慶長年間正善寺を創立す。勝川 カチカハ カツカハ條を見よ。加治木 カチキ 1 大藏姓 大隅國給良郡加治木郷より起る。圖田帳に「帖佐郡加治木郷、公田水用百六十二段半、郡司大藏吉平（加治木郡司吉平）妻所知」と見ゆ。郷内加治木城（加治木、段土村）は加治木氏の古城

にして、又木城とも、古城とも云ふ。加治木氏は大藏氏より出づ。大藏良長（一に良依）に至り嗣子なし。後室肥喜山後家、宰相經平に通じて生みし子藤大夫經頼・家を嗣ぐ。經平は關白藤原頼忠の第三子にて、一條帝の寛弘三年當地に流され、春日神社を勧請すと。一説には良長に一女あり、肥未山女房と云ふ、良長その女を經平に配して家をゆづると。されど攝政家云々の事は共に信じ難し。地理纂考、加治木郷反土村加治木城條に「建久年中、島津忠久始めて下向の時、加治木八郎親平・城主たり。親平は本大藏姓の苗裔にして、其の始は、東漢靈帝が玄孫阿智王が子、高貴王・皇朝に歸化して丹波國に住し、後に播磨國大藏谷に封ぜられ、大藏と以て氏とす。此の家數代加治木を領し、大藏良長（一に良依に作る）に至りて嗣子なし。良長卒して室を肥喜山殿と云ふ。一條天皇の寛弘三年、關白藤原頼忠公第三子宰相經平・故ありて加治木へ配流せられ、遂に加治木へ留まり、後に良長が室を娶り、一子を生む。藤大夫經頼といふ。大藏の家を嗣ぎ、氏を加治木と改む。親平より經頼まで九代なり。

加治木大和久平に至りて島津に叛く。明應四年七月、島津忠昌・加治木を攻む。久平罪を謝す、忠昌是を赦し、久平を薩摩國阿多に移して、家臣伊地知周防重貞を地頭たらしむ。重貞又反す。大永七年六月、島津忠良是を討つ。重貞其の子新左衛門重兼と共に城中に自殺す。是に因りて同年加治木を、肝付越前兼演に與ふ。兼演は給羅郡溝邊の領主肝付越前兼固の子なり。兼演が子彈正兼盛、其の子兼寛と云ふ。兼寛嗣なく、伊集院幸侃が第三子三郎五郎兼三を後とす。兼演より兼三迄四世相續きて加治木城主たり。兼演天文三年當城に移り、同十七年兼演反す。十八年五月、島津貴久・伊集院忠朗に命じて是を討しむ。兼演敗れ、十一月降を乞ふ。是に於て、十九年四月、再び加治木を與ふ。二十三年、蒲生範清・當城を攻む。九月貴久是を救ふ。兼盛が子兼寛が嗣子兼三に至り、文祿四年豊太閤の命に依り、兼三を薩摩國喜入に移せり。後島津義弘・朝鮮の軍功に依り、慶長四年再び舊に復すと見ゆ。思ふに此の氏は太宰府大藏氏にて後に藤姓を冒せしなるべし。

- 藤原姓 三條關白頼忠裔と云ふ。前項に云へり。3 建久九年三月十三日の大隅國註進御家人交名に「加治木郡司吉平、又肝付系圖に「兼元・加治木彈正の家を嗣ぐ」など見ゆ。勝木 カチキ 梶木 カチキ 勝來 カチキ カク 梶口 カチキ 志摩、伊勢等に現存す。勝倉 カチキ 大塚傳記に吉田氏の族とす。カツクラ條を見よ。鍛冶澤 カチキ 大崎左衛門督隆義家臣に此の氏あり。加知下 カチキ 備前に此の氏あり。梶島 カチキ 美濃にあり。梶宿 カチキ カチヤド イブスキ條を見よ。薩隅の大族なり。梶田 カチキ 1 尾張の梶田氏 尾張國春日井郡藤木村に梶田氏あり、又加治田氏に作る。加治田華人家信は福島家に仕へ、出雲守と稱す、その子七之助忠家（家信）なり。（尾張志）父子共に關原戰に大功あり。



2 清和源氏滿季流 猿樂者善八郎安和・始め高安を稱し、後梶田とす。家紋丸に龜甲の内橋、三巴、梶葉。寛政系譜に見ゆ。

3 伊勢の梶田氏 桑名郡柚井城主なり。梶田左馬助(一に梶右近正に作る)、梶田利部丞等あり(名勝志)。

4 其の他、宇和島伊達藩の重臣、白杵稻葉藩の用人にあり。又備前、美濃に存す。

加治田 カチタ 美濃加茂郡に加治田邑あり。又前條氏と關係あるべし。

梶塚 カチツカ

勝附 カチツキ 下野の豪族にして關八州古戦録に勝附支藤九(永藤)と云ふ人見ゆ。

梶並 カチナミ 美作勝田郡梶並庄より起る。菅原姓なりしが、後世横山氏を嗣ぎ、藤原姓となる。ヨコヤマ條に詳述すべし。

梶野 カチノ

1 藤原氏にして、家紋梶葉、輪違の内菱、裏錢。寛政系譜に見ゆ。

2 奈良興福寺々中、梶野行篤は明治に入り男爵を授けらる、その子を行和と云ふ。



梶野平九郎

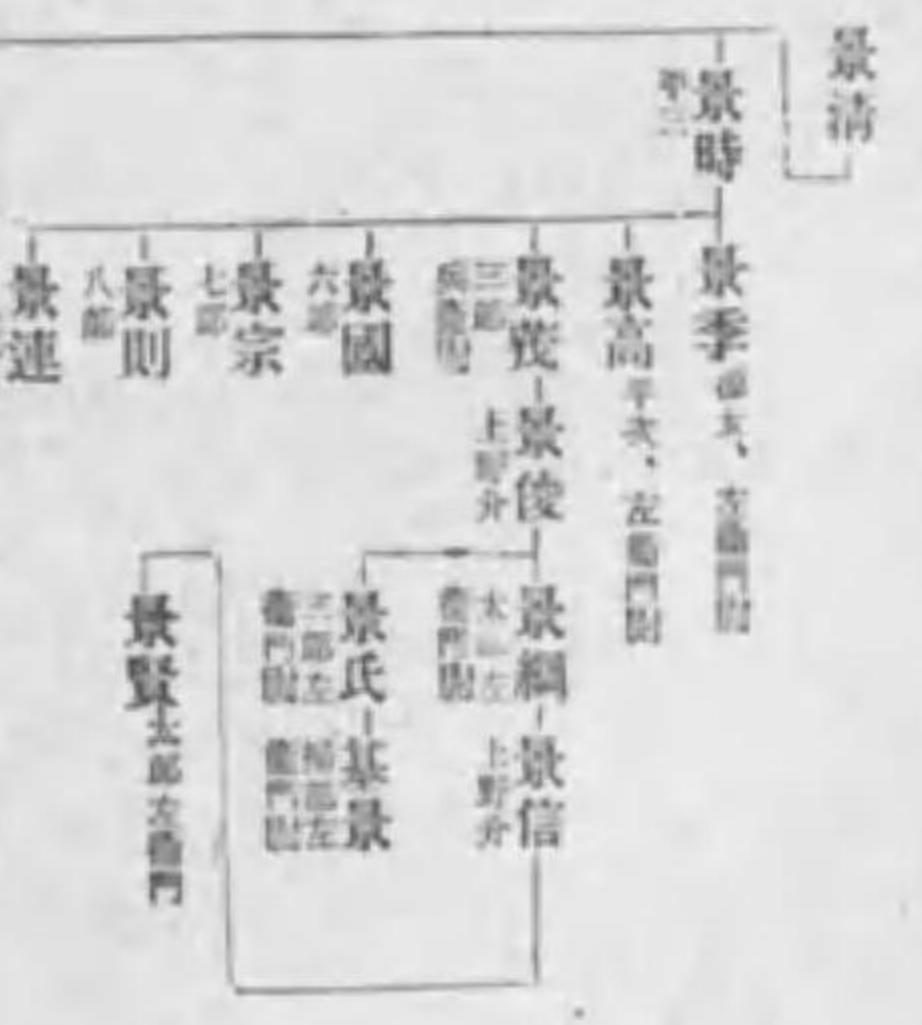
3 武藏小金井村梶野藤右衛門と云ふ者、享保年中梶野新田を開く。又信濃にもあり。

梶野 カチノ 石見に現存す。

梶原 カチハラ 和名抄、相模國鎌倉郡に梶原郷あり、又攝津に梶原庄、其の他武藏、因幡等に此の地名あり。

1 桓武平氏鎌倉氏流 相模國鎌倉郡梶原より起る。新撰相模風土記に「梶原村云々、里老いはく、平三景時が舊地なり」と。此にも梶五郎宮あり、長谷にある御靈宮の本なりと。梶五郎景政、昔此の邊に居住したる故、此の宮を建たるならん。其の族裔景時も此の地に住し、梶原氏と號す」と。

此の氏の出自については、尊卑分脈に「鎌倉五郎景正―梶八郎景經―景長―景時(梶原平三)―景季(源太)、其の弟景高(平次)等と見え、又三浦系圖には「鎌倉權大夫景通―梶原太郎景久―太郎景長―同五郎景清―平三景時」と載せ、又千葉系圖にも「忠通―景通(梶原元祖、鎌倉權大夫)と見ゆ。諸家系圖纂は、分脈に同じ。今景時一族の系を舉ぐれば次の如し。



景時の七郎は景致ともあり、又景季の子を景佐と云ひ、又景高の後は「景信―景家―景重―景春―景久」なりと。

景時・頼朝の寵を得て、一族幕府に勢力を振ひしも、頼朝の薨去後、退けられて、駿河に戦死す。玉海、正治二年正月二十九日條に「景時、景茂、駿河高橋邊に於いて自害、景季、景高等討伐せらるる云々」と。又東鑑正治二年正月廿日條に「亥刻、景時父子、駿河國清見關に至る。而して其の近隣の甲乙人等、射的の爲に群集し、退散の期に及び、景時と途中に相逢ふ。彼の輩之を怪しみ、箭を射懸く。仍りて藤原小次郎、工藤八、三澤小次郎、

飯田五郎、之を追ふ。景時・頼朝に返合はせ、相戦ふの處、飯田次郎等に二人を討取られ畢る。又吉香小次郎、渡河次郎、船越三郎、矢部小次郎、藤原に馳せ加はる。吉香・梶原三郎兵衛尉景茂(年卅四)、に相逢ふ。互に名謁し攻戦せしむ。共に以つて討死す。其の後六郎景國、七郎景宗、八郎景則、九郎景連等、臂を並べ、敵を調ふるの間、挑戦勝負を決し難し。然して漸く富國の御家人等競ひ集り、遂に彼の兄弟四人を誅す。又景時並に嫡子源太左衛門尉景季(年卅九)、同弟平次左衛門尉景高(年卅六)、後山に引き相戦ふ。而して景時、景高、景則等、死骸を踏すと雖、其の首を獲ず云々と。又廿一日、「戊申、巳刻、山中に於て景時、並に子息二人の首を搜出す。凡そ伴類三十六人、懸頭を路次に懸く云々」と。

其の他、卷一、二、三、四、七、八、九、十一、十二、十三、十四、十五、十六(死)に梶原平三景時、二、三、五、八、九、十、十二、十三、十五、十六(死)梶原源太景季、三、八、九、十、十一、十三、十五、十六(死)に梶原平次景高、五、六、九、十一、十二、十五、二十一に梶原利

部丞朝景、六、九、十二、十三、十五、十六(死)に梶原三郎景茂、六、八、九、十一に梶原兵衛尉景定、十六(死)に梶原九郎、十六(死)に梶原六郎、梶原八郎、十九に梶原兵衛大郎家茂(景時の孫にして、承元三年五月、土屋宗遠に殺さる)二十一に梶原三郎景盛、二十一に梶原六郎朝景、二十一に梶原次郎景衡、二十一に梶原七郎景氏、二十一に梶原利部、同大郎、同小次郎、四十に梶原大郎、二十五に梶原平左衛門太郎、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十八、三十九、四十、四十二、四十三、四十四、四十五に梶原右衛門尉景俊、三十五、四十に梶原左衛門尉、三十六、三十七に梶原左衛門太郎景綱、三十六、四十一、四十五に梶原左衛門三郎景氏、四十二、四十四に梶原右衛門太郎景綱、四十四、四十六、四十八、五十一に梶原上野太郎景綱、四十六に梶原左衛門太郎景基、四十七、四十八、五十一に梶原上野三郎景氏、四十九に梶原上野前司、五十一に梶原太郎左衛門尉景綱、五十一に梶原五郎景方、また梶原三郎等見え、又景時、景季等に關する話は平家物語、源平

盛衰記の類に頗る多く、一々枚舉に違なく、又曾我物語に梶原三郎景久見え、又霜草、鎌倉時代武士の所領として「七千町、相州の内、梶原源太景季」と擧ぐるも詳かならず。

下つて太平記卷廿四に外様大名衆に「梶原河内守」卷廿七に「梶原河内守」卷廿九に「梶原孫六、同彈正忠二人は、追手の勢の中に有りて、心ならず御方に引き立てられ、六七町落たりけるが、後代の名をや馳たりけん。只二騎引返して、大勢の中へ懸入る。暫が程は二人一所にて戦けるが、後には別々に成て、只命を限りとぞ戦ける。孫六は敵三騎切て落して、裏へつと懸抜たる。續く御方もなく、又見とがむる敵も無かりければ紛れて助からんと思ひて、笠符を取て袖の下に收め、四宮へ打通て、夜に入れれば、小船に乗て將軍の陣へぞ参りける。彈正忠は偏に敵に紛れもせず、懸入ては戦ひ、七八度まで馬標を立て、戦けるが、藤田小次郎と猪俣彈正左衛門と二騎に取、籠められ討れにけり。後にはあはれ期者や、誰と云ふ者やらん、名字知らばやとて、是を見るに、梅の花を一枝折りて旗の上に



著たり。さては元暦の古・一ノ谷の合戦に二度の懸して、名を揚げし梶原平三景時が其の末にてぞ有らんと、名のらで名をぞ知られける」と載せたり。

又諸州文書、正平七年二月のものに「美作左衛門大夫家泰、早く領知すべし、相摸國愛甲郡内船子堀梶原五郎左衛門尉跡云々」と。又鎌倉大草紙に「康暦二年五月云々、梶原美作守道景・御使として、康暦三年上洛」と。以下多し。下りて、相州兵亂記に「三浦に有合ふ小田原衆、海賊梶原備前守を初めとして云々」と。又長倉追討記に「梶原云々、北條五代記に「氏直家臣梶原肥前守、子息兵部大夫をかしらとし」と。猶ほ以下の各項を見よ。

梶原氏の紋は源平盛衰記、義経院参の條に、「十文字三つ書きたる直垂に、黒絲威の鏡は向國の住人梶原平三景時、子息景季生年二十三と名のる」と(沼田氏)。見聞諸家紋に



細川勝元被官 紀氏 安富又三郎元家 佐々木本 梶原平氏 矢野 木本

又一本に梶原平三景時男景季の紋は矢野

なりと云ふ。上野國志に梶原の紋は梶の葉なりと。

2 武藏の梶原氏 新編風土記、豊島郡條に「梶原、堀之内村、今按ずるに鎌倉大草紙に康暦の比梶原美濃守道景といふ人あり。此の孫美濃守政景は太田美濃守資正入道三樂が子にて、梶原氏を繼ぎ、天文の頃豊島郡に居住の由見ゆれば、若くは政景などの塚なるにや」と。政景の事は第七項を見よ。

又荏原郡馬込邑に梶原屋敷跡あり。同書に「相傳ふ、北條家分國の頃、領主梶原三河守住せしと。三河守のことは世系速述共に失して考ふべからず。萬福寺境内にたてる碑陰に、梶原三河守影時、同助五郎影松とあり。是によれば三河守の子を助五郎といひしなり。小田原分限帳に常村の地頭梶原助五郎とあり。分限帳は永祿二年の改定なれば、助五郎と記せしは三河守が初の名なるか、もし然らば、かれ三河守と改めて、後其の子、又父が初の名をつぎて助五郎と稱せしならん。傳ふる所、天正の末の文書に、梶原三河守朝景とあり、これ分限帳にいへる助五郎が後の名にして、萬福寺境内に立てる

景時の墓といふものは、此の人の墓なるべし。されば其の子にも、又助五郎といひし人ありて、其の人の碑も萬福寺に立てしか。かくいへど、其の年歴をはかるに猶ほ考の難ならざるに似たれど、しばらく記して後の考をまつ」と載せ、又同村高山氏「先祖某は鎌倉公方家の頃も當所に住みて、こゝより鎌倉へ大番を勤めしと云ふ。其の頃帶せしと云ふ刀一腰を藏と云ふ。天正の頃、先祖梶原三河守といひしが、時の地頭梶原三河守に仕へし時、梶原・己が氏と同じにより、姓名を改め高山彌七郎景重と名のらせ、又家紋をも與へりとぞ」と見えたり。小田原分限帳に梶原日向守をも載せたり。

3 上野の梶原氏 太平記卷三、關東勢に「梶原上野太郎左衛門尉」ど。當國の人か。又翁草、鎌倉時代武家の所領として、「一萬町、上野の内、梶原平三景時三千町、野州の内、梶原平次景高」と見ゆれど證據なし。又後世群馬郡に梶原氏あり。上野國志、植野惣社町古城條に「加地山城と云ふ。梶原氏改梶の葉なり。永祿の比、長尾左忠居城、長尾は梶原氏也」と見ゆ。

4 下野の梶原氏 宇都宮系譜に「梶原一家滅亡の後、源大景季の男駒菊丸十一歳にして、當家に來り家臣となり、梶原平大夫景氏と云ふ」と見ゆ。下りて永正の東路の津登に「むかしの舟橋云々。其の里近く梶原五郎景政の館あり。是も同じく打出で、歸路に、彼の宿所にて朝飯の有りし、丁寧の事どもにて、日たけてこそ歸り侍りしか。又越前守亭にして連歌あり。山松や秋の林のふかみどり」云々と。

5 下總小金本土寺過去帳に「梶原五良右衛門氏景」を載せたり。  
6 常陸の梶原氏 弘和元年、梶原貞景、常州島栢村の地を籍没の地と稱し、鎌倉に請うて其の地頭たらんとす」と。又小田天庵記に「楠岡城主梶原美濃守景國あり」小田幕下にて、多賀谷記に打死の事見ゆ。又東源軍鑑に「天庵の旗下梶原美濃守景國云々」と。

7 清和源氏太田氏流 第二項参照。太田三樂資正の季子政景、梶原氏を繼ぎ、梶原源太と稱す。後美濃守と云ふ。武州岩槻を没落し、常陸片野に至り、佐竹義重の客將となる。天正六年、政景・木田餘城

を陥れ、小田氏治を走らす。慶長元年、佐竹義宣・窪田城に政景を置き、多珂、菊多、岩崎三郡の將士を統べしむ。政景、乃ち其の老臣を車、龍子の二城に置き、多珂郡を守らしむ。慶長六年、佐竹氏の移封により廢す(國志補、植田龍昌寺記、寛延手綱記、延壽護法録)。(高麗古文書に梶原源太政景より高麗豐後守に宛てたるものあり)。

8 陸前の梶原氏 陸前本吉郡歌津邑に梶原館たり。  
9 甲斐の梶原氏 都留、八代にあり。大双紙に「梶原が末子源吾景則も、後に加藤に便り、本州に來る」とあり、本州梶原氏の祖か(甲斐國志)と。郡内梶原氏名族として聞ゆ。また一宮村坪井に梶原氏あり。梶原の末子源吾景則の後と云ふ。永祿天正の交、梶原源右衛門と云ふものあり、本村に住す、其の子孫後迄、浪人として續く。

10 尾張の梶原氏 春日井郡羽黒村の名族也。羽黒城(羽黒村)は此の氏の居城にして、尾張志に「城主梶原源左衛門、織田家に仕ふ。其の子松千代、中將信忠につかへ忠節あり。其の後廢城となる云々」  
11 美濃の梶原氏 新編志、本巢郡山口村條に「美濃守護、梶原平三景時・美濃守護の時並に住みしと云ひ傳ふ」と。又梶原平九郎等を載せたり。  
12 因幡の梶原氏 因幡志、法美郡清水村條に「梶原城、永祿の比まで梶原氏の武士在城」と載せたり。  
13 播磨の梶原氏 加古郡高砂城は天正の頃、別所氏の臣梶原平三居りて海上運漕の事を掌る。家傳史料、梶原冬庵傳に「冬庵公の義は神谷民部公の城にて、天正六年七月十六日、御討死成さる云々、重右衛門入道、名乘景次(冬庵)。次郎兵衛入道宗悦、名乘景俊。重右衛門貞禮(景祥)、重右衛門良有(景利)、姫路大變、梶原藤九郎景次。單按ずるに常州楠岡の梶原景國の族か」と。恐らく非か。  
14 備前の梶原氏 太平記卷二十二に「備前の兒島へ送り奉る。此には佐々木薩摩守信胤、梶原三郎、去年より宮方に成りて、島の内には交る人もなし」と。此の氏當國に現存す。  
15 美作の梶原氏 眞島郡草加郡に梶原屋



敷と云ふあり。元暦元年、梶原景時、本州の守護たり、其の時居りし地なるにや(作陽志、美作略史、地名辭書)と。

16 和泉の梶原氏 淡輪邑に、梶原一黨あり、海賊衆の一たりしと云ふ。熊野遊記に「天正年中、此の海賊の紀州日高郡を侵したる」語を載せたり。

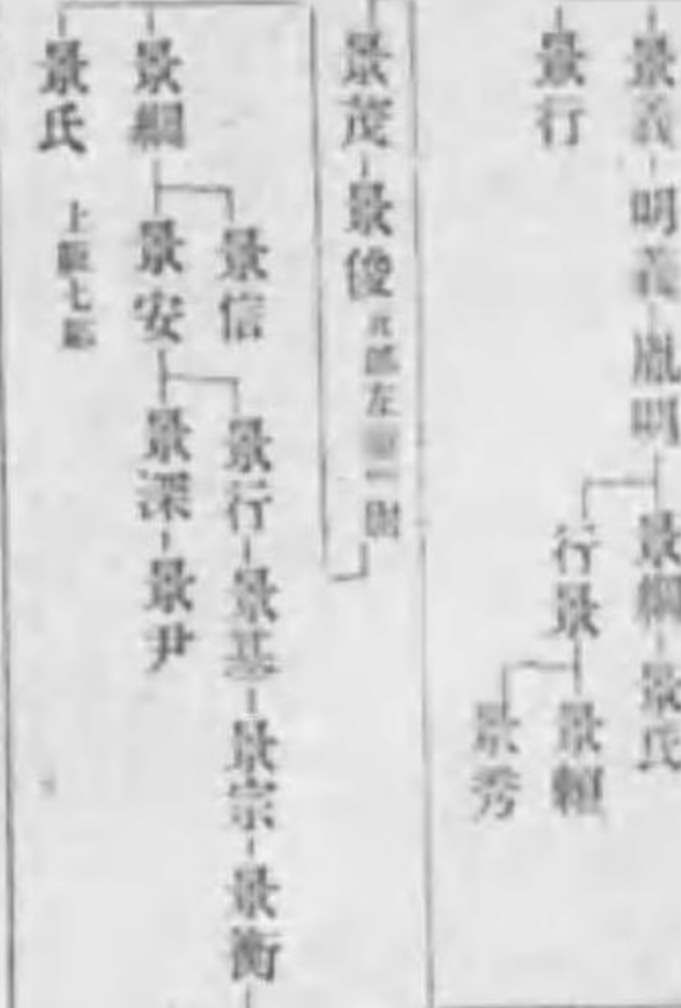
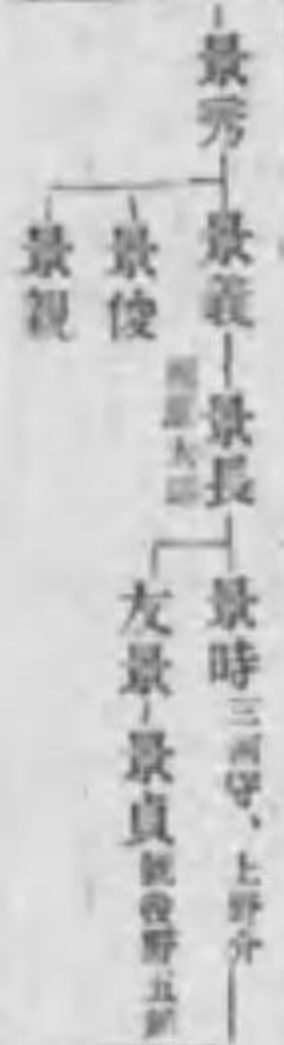
17 紀伊の梶原氏 續風土記に田郡名島村舊家梶原熊野之助條に「梶原吉左衛門、後備前守其の祖なり。廣村の郷士となり、南龍公の時地士となる。實水の比、居を當村に移し、代々居住す」と。又同郡廣村舊家梶原源兵衛條に「名島村の別家なり」と。

又海部郡濱中莊大崎浦梶原城跡條に「村の西山上佐田にあり。梶原の事跡詳ならず。按ずるに、在田郡名島村に梶原姓の舊家あり。莊中橋本村地土橋爪氏の藏むる島山氏の古文書に「貴志、宮崎、梶原、自然別儀を存するに於いては疎略なく、相支ふべき事云々」の文あり。是れ則ち在田郡の梶原氏のこと、聞ゆれば、當城は梶原氏の出張なるべし。封初、頃、村中に梶原侍として、兩人ありしといふ。是れ又梶原氏の旗下のものなりしならん」と。

又加太莊條に「又梶原氏あり今は絶たり」と見ゆ。明徳記下巻に「海賊梶原八郎左衛門云々」とあるも當國の人か。

18 淡路の梶原氏 三原郡沼島の豪族にして、加集山古記に「梶原平次郎、阿萬八幡宮經通に「永享八年丙辰卯月、奉寄捨阿萬本庄八幡宮、沼島住人梶原越前守平俊景」と載せ、又同社棟札に「文中「梶原景時、」天正中「梶原季景」等見ゆ。もと細川氏に仕へ、永正以來三好氏に黨せしも、天正九年京勢の爲に亡ぶと云ふ。

19 讃岐の梶原氏 當國梶原氏家譜に「文矢善隆赤色。忠頼(從五位下、任陸奥介、村岡二郎)——忠道(忠光三男)——景道(鎌倉權大夫)——景久(梶原太郎、相州鎌倉深澤谷梶原邑に遷り居る。故に梶原氏と稱する如し。右碑今に在り。弟に鎌倉四郎大夫景宗、鎌倉權五郎景政)」。次に景久之子「景次」



20 薩隅の梶原氏 薩摩諏訪大明神の記録に「丁亥年三番、梶原源次郎、東別府」

と。又谷山郡谷山郷宇宿村の妙見神社、「世々梶原氏代宮司たり」(墓考)。

21 雑載 砂石集に「梶原の三郎兵衛尉・高藩前を右大將家より賜ふ」と。下りて徳川時代、會津松平藩重臣、堀尾山城守給帳に「二百石梶原」、松尾社旅所社家、大村藩等にあり。

勝原 カチハラ カツハラ條を見よ。

揖斐 カチヒ イヒ條を見よ。堀尾山城守給帳に「三千石、揖斐伴定」見ゆ。

梶藤 カチフチ 備前にあり。又堀尾山城守給帳に「貳百石、掛藤數馬」と云ふ人見ゆ。

鍛冶戸 カチベ カマナベ條を見よ。

梶間 カチマ

梶村 カチムラ

1 土佐、美作の梶村氏 世々土佐に在り戦國の際戦敗して、美作久米郡中須賀に來り、慶長年間津山に移る。松平侯の領となるや、累代札元役となる。當主平五郎氏なりと。

2 其の他、堀尾山城守給帳に「二百五十石、梶村彦兵衛、二百五十石、梶村彌衛八」と。又田中家臣知行割帳に「三百石、梶村六郎左衛門」を載せたり。鍛冶本 カチモト 丹波にありと。

梶本 カチモト 美作吉野郡石井庄海内村庄屋に梶本氏あり(東作志)。

梶谷 カチヤ 梶屋、鍛冶屋と通じ用ひらる。

1 伊豫の梶谷氏 當國の豪族にして、喜多郡梶屋より起る。平地の豪族也。梶谷伊豆と云ふ人著はる。愛媛面影に「梶谷伊豆は萩森城攝津氏の老臣にして、平地の夷嶽高森城に據る」と見ゆ。土佐の一條兼定、「この城主の女と通ず、南路志に「兼定・鍛冶屋の女に契れる」事を載せたり、一條條を見よ。

2 有地氏流 備後甲山町大字小世良梶谷氏(家號鍛冶屋と稱したるより梶谷氏となれり)、現戸主史郎、家祖は有地重右衛門にして、今十七代なり、家紋は丸に抱若荷なり。有地と稱したるは記録及び口碑なし、家に祖先傳來の甲冑、野太刀、鎧を存せり。一見するに戦國時代のものに見ゆ。此の時代に有地(本縣隣郡芦田郡有地村に有地と云へるものあり、現に有地品之允は此裔なり)氏のもの、當地に移りたるにはあらざるか。有地氏は宮氏の支流にして、宮氏は品地國造の末裔なり、(中戸氏)と云ふ。

3 豊前にも此の氏あり。

梶屋 カチヤ 安西軍軍に梶屋藤兵衛と云ふ人見ゆ。又石見、備前に此の氏あり。梶谷氏と通ずべし。

鍛冶屋 カチヤ 安西軍軍に、鍛冶屋市九(吉川方)見ゆ。

梶谷 カチヤ

梶山 カチヤマ 常陸、備後、日向等に此の地名あり。此等より起る。

1 桓武平氏大塚氏流 常陸國鹿島郡梶山邑より起る。常陸大塚系圖に「鹿島三郎政幹——中居四郎時幹——時家(梶山次郎)」と見え、新編國志に「梶山・鹿島郡梶山村より起る。中居時幹二子時家、梶山次郎と稱す(系圖)。應永三年、幹繼あり、掃部介と稱す(鹿島文書)。廿四年、禪秀に黨し、地除かる(畑田文書)。應永三年、神宮寺言上目安の狀に「當大神宮は、本朝守護の靈社、異國鎮代の尊神也。毎年三ヶ度の御祭禮、天長地久、並に公家、關東、御祈禱の條、事ら安丸名三ヶ所の勤役となす矣。然と雖、彼所に於いては、和田權祝家貞、重代相傳の所帶たるにより、曾つて他の妨無きの處、當村地頭梶山掃部助幹繼、雅意に任せ、田島(三十



二町)を押領せしむるの條、謀計の企あり。此れ神事退轉の科、御祈禱開如の至云々」と見ゆ。

2 上野の梶山氏 高時志に「和田宿(赤坂宿)をば後世本町といふ。町の長梶山氏に、元龜元年武田氏の土屋某の奉書以下、天正慶長の古證文數通を傳へたり」と。

3 雜載 徳川時代、新田松浦藩用人に此の氏あり。又美作皆木家の臣に梶山氏、又日向諸縣郡に梶山城あり。

梶呂 カチロ 秀郷流藤原姓佐藤氏の族にして、岩佐氏より出づと云ふ。田原族譜に「岩佐左門太郎祐重—左藏祐茂—直信(梶呂八郎二、尾州熱田住)—直元(梶呂善作郎)—直清(梶呂市藏)」と見ゆ。スゲロ條参照。

勝 カツ カチ スグリ 上代の勝氏についてはスグリ、及びマサ條を見よ。勝氏中には其の後裔と思はるゝ者夥からず。  
1 上代の勝氏 諸國に數流あり。スグリ條を見よ。勝姓、又は勝部の後裔なり。  
2 カバネとしての勝 スグリ條を見よ。  
3 藤原姓本多氏流 本國三河。家譜に「師輔の後裔本多右馬允助定の末孫なり」と云へど、勝(スグリ)氏の後なるべし。寛

永系圖・此の氏を、ロと訓ず。スゲロはスゲリの訛なり。「六郎左衛門重信—安右衛門重久—五左衛門重昌—重定—忠宗—忠重—重晴—忠昌(清次郎、三右衛門、與八郎、實は町田氏の男、母は鈴木氏の女)—弁三郎忠次」と。家紋神輪に抱蓮荷、獅子頭。

4 武藏の勝氏 新編風土記 入間郡條に「勝氏、塚越村住吉社神主也。吉田家の配下にて、貞和年中より神職を勤めりと口傳に傳ふるのみ。但し慶長年中の舊記を藏せり。其の記に『式部少輔重胤、主□□胤次、主水正盛品、因幡守重直、因幡守盛直、主水正盛品、筑後守正盛、土佐守齊盛、筑後守正直、筑後守正吉、筑後守吉直、伊勢守吉次』とあり。是れ其の家歴代の姓名にして、慶長十八年記す所なり。されど唯其の姓名を記せしめしみにて卒年等を載せず。其の内、因幡守重直は當社に藏する永享の棟札に記せる人なり。されば舊き神主なること論なし。想ふに當國七黨の内、野與黨に須黒を稱する者あり、是れ雅樂が祖先なるも知るべからず。家に公より賜はりし物とて所藏の品あり」と見ゆ。又スゲリ氏なり。

5 物部氏流 近江發祥の氏にして、家傳に「先祖坂田郡勝村より出づ」と。蓋し近江勝(スゲリ)首の後ならんか。されど物部氏後裔と稱す。天正の頃、勝時直と云ふ人あり。家紋丸に劍花菱、番矢、可文字。

6 平姓 北條氏康家、勝勝出雲守政元(正元)より出づ。其の子一梅若、弟次郎兵衛政成(正就)—政重—正勝—正甫—正慶—なりと。家紋丸に釘抜、裏葛、第四項と同族なるべし。スゲロ也。

7 清和源氏武田氏流 上總國忍院郡(今君津郡)勝庄(加津庄)より起りしなるべし。武田信長の裔、真里谷武定の子眞勝、勝左近將監と云ふ。後里見氏に仕ふ。四原に勝眞勝の墓あり。眞勝、久留里城に居り、遠江守と稱す。兵法を以つて聞ゆ。

8 雜載 源平盛衰記に、勝大八郎行平あり。下りて徳川時代、彦根井伊藩用人、攝津四成郡野里村の名族也。又幕末、幕臣に勝騎太郎あり、後勝安房守と稱し、海舟と號す。維新以來の功を以つて伯爵を授けらる。子を勝精と云ふ。男谷條を参照せよ。

鹿津 カツ 和名抄、上總國忍院郡に鹿津

賀部 カツ 和名抄、但馬國朝來郡に賀部郷あり、加豆と註す。

葛 カツ クズ條を見よ。

賀津 ガツ 撰解文集に賀津濱見ゆ。

勝井 カツキ 大和國大和神社の舊神職に勝井祠官あり。其の系圖に藤姓にして、藤原廣治より出づとあり。

葛井 カツキ クズキ フヂキ條を見よ。

上家 カツイ 和名抄、越前國大野郡に上家郷を載せられたと、高山寺本には足羽郡とす、その方よしと也。加豆以倍と註す。

勝浦 カツウラ カツラ 和名抄阿波國勝浦郡に桂と註す。郡内に中世以後勝浦庄あり。其の他、上總、羽前、紀伊等に此の地名あり。此の氏は勝占忌部の後裔か。カツラ及びカツラベ條参照。

勝占忌部 カツウラノイム 上總國にあり。阿波國勝浦より渡りたる忌部なりと云ふ。萬壽郡勝浦に遠見神社あり。社記に據るに、「天宮命を祀り、天日鷲命の裔なる勝浦忌部須志なるもの之を祀り、子孫相續す」となり。加豆良俗條参照。

勝尾 カツヲ 大和平群郡の家族にして、

葛原氏配下の將也。郡士記に勝尾小才治見ゆ。又加賀藩給帳に「千百石(片喰の下一文字)人持、勝尾左近」あり。

葛尾 カツヲ タズヲ條を見よ。

勝岡 カツヲカ 1 丹波の勝岡氏 丹波志、氷上郡の條に「勝岡氏、上瀧。(山畦株とも云ふ。今若林氏)。往古用明天皇の古事を引き、天皇より下し賜ふ勝岡の文字なりと云ふ。今は近世世若林と改むる也」と見ゆ。

2 信濃にも此の氏あり、又日向に勝岡城あり。

葛岡 カツヲカ タツヲカ

葛賀 カツガ 中興系圖平姓に收む。クズガ條を見よ。

勝賀瀬 カツガセ 土佐國香川郡勝賀瀬邑より起る。同郡天石門別安國玉主天神社棟札に「天野岩戸分安國玉之神社、天文九年庚子霜月八日、勝賀瀬越後造立之」と見ゆ。

勝賀野 カツガノ

勝川 カツカハ 和名抄上總國周淮郡に勝川郷あり。赤穂藩の用人に此の氏あり。又宮川春水(長春男、後勝川氏)の門人春章・始め勝宮川、後宮川氏と云ふ。浮世繪の一派を創む。其の門に春英、春好、春常、

春旭、春紅、春林、春鶴、春泉、春徳、春朝(葛飾北齋)あり。又春英の門に春亭、春玉、春紅(二代)、春陽、春琳、春亭の門に春扇、その門春徳、春洞、春雪、春山、春紅の門に春和、春久あり。勝川派と云ふ。

香月 カツキ 勝木ともあり、九州の名族也。

1 山鹿氏流 筑前國鞍手郡(遠賀郡)香月庄より起る。又勝木に作る。壽永の役、安徳天皇、此の地方に幸せられし頃、香月畑の城主に香月莊司秀則あり、山鹿秀遠の叔父にして、平家に屬し、幼帝を守護し奉れり。既にして三河守範頼來り、平家の餘黨を退治せしむるや、遠賀郡上津役の原にて、嘉麻、香月の兵を破る。

よりにて香月氏畑の城に引籠り、嘉麻氏はおのが居城三穂の城に逃入る。此の時、範頼は、鹿野の北の小山に陣取りけるとぞ、範頼の本陣なりしにや、其所を本城と云ふ。黒崎の西也。香月關東勢と合戦せし處を陣の原と云ふ。本城の南にあり。秀則の子香月七郎則宗は、元暦年中、梶原景時に従つて關東に奉公す。子孫元弘の亂に、小貳大友に屬し、或時はまた菊地に従ふ。征西將軍宮下向し玉ひけると